

平成29年6月定例会

飯島町議会会議録

平成29年 6月 9日 開会
平成29年 6月19日 閉会

飯島町議会

平成29年6月飯島町議会定例会議事日程（第1号）

平成29年6月9日 午前9時10分 開会・開議

1 開会（開議）宣告

1 議事日程の報告

1 町長議会招集あいさつ

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 第 1号議案 飯島町税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについて

日程第 5 第 2号議案 飯島町国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについて

日程第 6 第 3号議案 平成28年度飯島町一般会計補正予算（第9号専決）

日程第 7 第 4号議案 平成28年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号専決）

日程第 8 第 5号議案 平成28年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号専決）

日程第 9 第 6号議案 平成28年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第3号専決）

日程第10 第 7号議案 平成28年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号専決）

日程第11 第 8号議案 平成28年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号専決）

※第3号から第8号議案まで一括議題

- ・提案説明、補足説明
- ・提案説明に対する質疑
- ・議案ごと討論、採決

日程第12 第 9号議案 飯島町個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

日程第13 第10号議案 飯島町情報公開条例の一部を改正する条例

日程第14 第11号議案 飯島町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

日程第15 第12号議案 飯島町さわやか環境保全条例の一部を改正する条例

- ・提案説明、補足説明
- ・提案説明に対する質疑
- ・委員会付託

日程第16 第13号議案 平成29年度飯島町一般会計補正予算（第2号）

- ・提案説明、補足説明
- ・提案説明に対する質疑
- ・委員会付託

日程第17 第14号議案 平成29年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第1号）

- ・提案説明、補足説明
- ・提案説明に対する質疑
- ・委員会付託

○出席議員（12名）

1番	本多 昇	2番	滝本登喜子
3番	久保島 巖	4番	好村 拓洋
5番	橋場みどり	6番	浜田 稔
7番	竹沢 秀幸	8番	折山 誠
9番	坂本 紀子	10番	三浦寿美子
11番	中村 明美	12番	堀内 克美

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
<p>飯島町長 下平 洋一</p>	<p>副 町 長 唐 沢 隆 総 務 課 長 唐 澤 彰 企画政策課長 堀 越 康 寛 住民税務課長 大 島 朋 子 健康福祉課長 中 村 杏 子 産業振興課長 久 保 田 浩 克 建設水道課長 片 桐 雅 之 会 計 管 理 者 堀 内 喜 美 江</p>
<p>飯島町教育委員会 教育長 澤井 淳</p>	<p>教 育 次 長 林 潤</p>

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	小林 美恵
議会事務局書記	宮下 弥紀

本会議開会

開 会	平成29年6月9日 午前9時10分
議 長	<p>おはようございます。町当局並びに議員各位におかれましては大変御苦勞さまでございます。これから平成29年6月飯島町議会定例会を開会いたします。議員各位におかれましては、会期中の本会議及び委員会審査を通じて慎重かつ精力的な御審議をいただくとともに、円滑な議事運営に御協力いただきますようお願いを申し上げます。なお、今定例会は節電・省エネ対策等の一環として軽装としましたので御理解と御協力をお願いいたします。</p> <p>さて、本日の会議は4月1日に就任されました片桐農業委員長におかれまして最初の定例会でありますので、会議に入ります前に就任のごあいさつをいただくこととします。暫時休憩といたします。そのままお待ちください。休憩。</p>
休 憩	午前9時11分
再 開	午前9時12分
議 長	<p>再開いたします。ここで農業委員長片桐孝明さんからごあいさつをいただきます。片桐孝明さん、よろしく申し上げます。</p> <p>(片桐農業委員長 登壇)</p>
農業委員長	<p>おはようございます。ただいま御紹介をいただきました片桐孝明と申します。このたび4月1日から新たな農業委員長として就任しました。どうぞよろしくお願いをいたします。私、実は七久保で小さいながらも果樹園の果樹、梨栽培をしております。ぜひ、御用命がありましたら、よろしくお願いをいただければというふうに思います。本日は、こういう議会の冒頭にこんな就任の発言をする機会をいただきまして大変にありがとうございます。私、初めてこういうところに立ったものですから、非常にちょっと緊張をして、足が少し震えておりますけれども、何とか大丈夫だろうというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。日ごろは、農業員会の活動に対しまして御支援、それから御協力を賜りましてまことにありがとうございます。この場を借りて厚く御礼を申し上げます。</p> <p>さて、今回の農業委員の改正、農業委員法によりまして、今までの任期満了に伴って、ことしの4月から新たな組織でスタートをしております。農業委員が12名、それから今度新設されました農地推進員が4名ということで合計16名のメンバーで農業委員会をスタートしております。非常に、まだ、みんなそれぞれ、もちろん引き続いてやっていたりしゃる方もいらっしゃいますけれども、ほとんどの方が新しく農業委員もしくは農業推進委員なった方がほとんどであります。非常に、もちろん、まだなれておりませんし、知識もありませんので、これからいろいろな研修会を受けながら勉強していきたいというふう</p>

に思いますので、その間は非常に特に議会の皆さんには御迷惑をおかけすると思いたすけれども、ひとつよろしくお願いをしたいというふうに思いたす。

現在の農業の取り巻く情勢は、既に話をするまでもなく、ここにいる皆さん方のほうが承知をしてると思いたすけれども、全体的には、やはり農地の就農の担い手不足、それから、いわゆる農地の荒廃化の問題、それからもう一つは、やはり大きな問題、私ももうそうですけれども、だんだんと高齢化という大きな問題を抱えております。これは飯島町だけじゃなくて全国的にも言えると思いたすけれども、飯島町についても、もちろん当然若手の方で張り切っていらっしやって、これから新しい農業を取り組もうという方も、もちろん大勢いらっしやいますし、ある程度の年齢になっても、これから新しいことを取り組んでいこうという皆さんも大勢いらっしやいます。でも、やはり飯島町が今取り巻いてる農業、農業環境っていうのはだんだんとやはり低下をしてきてるかなあというふうに思いたす。そういう意味で、やはり私たちも農業委員会を中心として、やはり新たなこれからの活動をしてく必要があるんだろうというふうに思いたす。特に今回の改正、改革によりまして、やはり農業委員会をもう少し地域の皆さんに少しでも知っていただきたいというような思いで、ある程度、一つの、いわゆる地域と私たちと、それから行政と含めた一つのパイプ役として私たちが取り組んでいければいいのかなあというふうに広く思いたすところがございます。ぜひ、そんな意味では、皆さん方にもいろんな面で御指導をいただければというふうに思いたす。特にこれから、特に飯島町を取り巻く環境、非常に農業を取り巻く環境も厳しいというふうに思いたすけれども、私たちも一生懸命、これからの知恵を絞りながら一生懸命やっていきたいというふうに思いたすので、ぜひ、ここにいらっしやる先生方にひとつ協力をいただきながら、ひとつお願いをしたいというふうに思いたす。

甚だ簡単ではございますけれども就任のあいさつとさせていただきます。本日は大変にありがとうございました。

議長 片桐さん、ありがとうございました。ここで暫時休憩といたします。そのままお待ちください。

休憩 午前9時17分

再開 午前9時18分

議長 会議を再開いたします。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程につきましてはお手元に配付のとおりです。開会に当たり町長からごあいさつをいただきます。

町長 おはようございます。平成29年6月議会定例会の招集に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。平成29年5月17日付、飯島町告示第62号をもちまして平成29年6月飯島町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、時節柄、御多忙中にもかかわらず全員の皆様の御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。6月を迎えの山も一層色濃い緑へと季節が移ってまいりました。春の農作業もひと段落し、多くの農地に水をたたえ、うっすらと緑を増した稲が初夏の風にたなびく飯島らしい田園風景が広がってまいりました。

た。さて、気象庁は7日に関東甲信越地方が梅雨入りしたいと見られると発表しました。平年と同様に曇りや雨の日が多くなると予想されていますが、これから一月余りの間、水害や土砂災害に備え緊張感を持って臨んでまいりたいと思っているところであります。3月5日に発生しました消防防災ヘリコプター「アルプス」の事故により9名の隊員が殉職され、5月30日に開催されました殉職者合同追悼式に参列してまいりました。これまで山林火災の消火活動や3,000m級山岳における遭難者の救助活動にみずからの危険を顧みず極めて困難な任務を誠心誠意遂行されてきた多くの隊員の命を失ったことは、痛恨のきわみであります。改めまして殉職された隊員の皆様の御冥福をお祈りしたいと思います。

さて、アメリカ合衆国でのトランプ政権発足以来、反グローバル化のうねりが大きくなっていると同時に、今までグローバル化を推し進めてきた勢力とのせめぎ合いが激しくなっていると実感している昨今でございます。世界中で政治経済、社会の枠組みが重大な岐路を迎えているのではないかと思うところがございます。その行方を注視していかなきゃならないと思っております。また、朝鮮半島では、国際社会からの強い非難にもかかわらず、北朝鮮ではミサイル発射実験を立て続けに行っており、北朝鮮に対する脅威論や緊張感が国内におきましても以前にも増して高まってきていると感じております。国政では、6月18日までの会期で第193通常国会が開催されております。安倍総理は、今国会を「未来をひらく国会」と位置づけ、冒頭の施政方針演説で引き続き経済最優先で取り組む方針を示し、未来をひらくための新しい国づくりを強く訴えたところでございます。今国会では、新年度予算を初め、天皇陛下の退位をめぐる法整備や組織犯罪処罰法改正案など、多くの重要案件が審議されているところです。今後も経済再生と財政健全化をいかに両立させるか、地方財政や国民の暮らしへどう影響するかなどに注視していかなきゃならないと思っております。

当町においては、「町長と話そう飯島町の未来」と題した車座集会を各区の地域おこし委員会との共催で5月9日から16日にかけて4会場で開催したところであります。私が思い描いている飯島町の未来の一端を直接地域の皆さんに語り、お聞き取りいただいたこと、また、参加された方々から活発な御意見や御提案をいただきました。大変ありがとうございます。町政は、平成29年度も、はや2カ月が経過しました。子育てと福祉施策を中心に、まことに真に必要な事業を厳選し、そこにかかわる人を介して血と心の通った行政運営とまちづくりを行うための予算と位置づけた29年度予算でございますが、町の復興、再生につなげる飯島ルネッサンスの思いのもと、風通しのいい行政へのチャレンジ、儲かる飯島町のチャレンジ、そして田舎暮らしランキング日本一へのチャレンジの3本柱に沿って、みんなが安心して暮らせる豊かな町となるよう、職員の英知を結集し、スピード感を持って事業を進めると思っております。第1の柱である風通しのいい行政へのチャレンジに関しましては、町民の皆様へ円滑な行政サービスを提供するなど、着実な行政運営に努めるとともに、飯島版ネウボラ+の理念のもと、飯島町キッズ防災支援センター「いっ子センター」を核とした子ども子育て支援の充実、介護予防日常生活支援総合事業における地域の助け合い、その体制づくりの構築など、引き続き安全で安心して暮らせることができるまちづくりを進めてまいりたいと思っております。第2の柱であります儲かる飯島町へ

のチャレンジに関しましては、6次産業化から体験観光分野も含めた10次産業化の推進を目指す観光基本計画策定作業や飯島町営業部を軸としたアウトドアフィールド事業調査や飯島ファンの獲得、飯島ブランドづくりのためのインターネット販売、地産地消による自給率の向上など、積極的計画、積極的、計画的に進めてきているところでございます。第3の柱である田舎暮らしランキング日本一のチャレンジに関しましては、定住促進の推進と多様な都市と農村の交流を挙げ、これまでの定住促進施策や婚活施策を拡充し、観光振興策や地域振興策と合わせたダイナミックな事業を推進してまいりたいと思っております。伊那谷地域、いわゆる伊那バレーは、近い将来、リニア中央新幹線や三遠南信自動車道の開通により都市との時間的距離が飛躍的に縮まることとともに、車両の自動運転など飛躍的な技術革新によって交通新時代が到来し、人と物の動きが大きく変わるものと考えているところでございます。そうした将来の劇的な変化を見据え、常に先見性を持ってまちづくりを進めていく所存でございます。

さて、本会定例会に御提案申し上げます案件につきましては、専決処分の条例案件2件、28年度一般会計及び特別会計予算の専決処分案件が6件、条例案件4件、29年度一般会計及び特別会計補正予算案件2件の計14件の案件でございます。いずれも重要な案件でありますので、何とぞ慎重な御審議をいただき適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。議会招集のごあいさつといたします。

議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により5番 橋場みどり議員、6番 浜田稔議員を指名します。

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。本定例会の会期につきましては、過日開催されました議会運営委員会において協議をいただいております。議会運営委員長より会期は本日から6月19日までの11日間とすることが適当との協議結果の報告がありました。お諮りいたします。本定例会の会期は議会運営委員長からの報告のとおりとしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。したがって会期は本日から6月19日までの11日間とすることに決定しました。会期の日程については事務局長から申し上げます。

事務局長 (会期日程説明)

議長 日程第3 諸般の報告を行います。

議長から申し上げます。請願、陳情等の受理について報告いたします。本定例会で受理した請願、陳情等は、お手元の請願・陳情等文書表のとおりであり、会議規則第89条及び第92条の規定により所管の常任委員会に審査を付託します。次に例月出納検査結果について報告いたします。3月～5月における例月出納検査の結果、特に指摘事項はありません。次に本会議に説明員として出席を求めた方は別紙のとおりであります。次に町当局から報告を求めます。

町 長

私からは4件について御報告を申し上げます。

初めに平成28年度一般会計の繰越明許費繰越計算書について地方自治法施行令に基づき御報告を申し上げます。平成28年度事業の繰越明許費にかかわる歳出予算の経費を別紙繰越計算書のとおり平成29年度に繰り越しをいたしました。繰り越ししました事業は、通知カード個人番号カード関連事務、農地耕作条件改善水路改修、七久保地区子ども広場備品、飯島小学校体育館天井等耐震補強、七久保小学校体育館天井等耐震補強、飯島中学校体育館天井等耐震補強、田切体育館・本郷体育館天井等耐震補強、海洋センター体育館天井等耐震補強の計8事業でございます。詳しくはお手元の繰越計算書をごらんいただきまして、後刻お目通しをいただきたいと思っております。

次に飯島町土地開発公社の平成28年度決算について御報告申し上げます。平成28年度飯島町土地開発公社決算につきましては、去る5月26日開催の公社理事会におきまして審議をお願いし御議決いただきましたので、その概要を地方自治法の規定に基づき御報告申し上げます。平成28年度の土地開発公社の事業としましては、工業団地関連事業及び保有土地売却事業に取り組んでまいりました。工業団地関連事業としましては、久根平工業団地排水管理工事につきまして27年度から町の上水道布設がえ事業と同時施工として取り組んでまいりましたが、28年度に残っておりました舗装復旧工事が完了し事業完了となりました。保有土地売却関係では、久根平工業団地、陣馬工業団地につきましては優良企業の誘致に向けて数社と交渉を進めてきたところであります。今後とも引き続き保有土地の早期売却に向けて取り組んでまいります。主な収益の内容でございますが、土地造成事業収益で400万円、附帯等事業収益がおよそ590万円で、事業収益はおよそ990万円となりました。これに事業外収益等を加えた収益合計はおよそ4,150万円となりました。これに対する費用につきましては、取得原価およそ530万円に一般管理費及び事業外費用等を加えた費用合計はおよそ1,020万円となり、差し引きおよそ3,130万円の利益となっております。前期繰越欠損金につきましては、およそ6,550万円から当期純利益を差し引いた欠損金合計はおよそ3,420万円となりました。また、平成28年度において町の一般会計より経営補助として3,000万円の交付を受けました。今後も欠損金の処理が必要となりますが、町財政も厳しい状況でありますので慎重に検討しながら対応してまいりたいと考えております。決算の詳細はお手元の決算報告書のとおりでございますので、後刻お目通しをいただきたいと思っております。

次に一般財団法人まちづくりセンターいいじまの第5期事業報告並びに決算について御報告申し上げます。事業報告、決算につきましては、去る5月31日の評議委員会において承認されましたので地方自治法の規定に基づき御報告申し上げます。平成28年度のまちづくりセンターいいじまの事業は、継続指定管理業務4業務及び山岳施設管理、道の駅本郷管理、信州いいじまマルシェ管理運営、観光協会事務局の4業務において契約に基づき業務を実施いたしました。アンテナショップ「信州いいじまマルシェ」につきましては、飯島産のおいしい農産物、加工品、特産品の販売及び都市住民への田舎暮らしの案内窓口として、本格営業2年目のことしは週2日の営業を行い、レジ利用者としておよそ6,200人の方に御利用いただきました。千人塚公園、与田切公園は、ともに利用者数、利用料が前

年度に比べ若干減少いたしました。信州の名水・秘水 15 選の越百の水が多くの方に認知され、地元はもとより県外からも利用者が多くなってきております。文化館の利用状況につきましては、利用者数及び利用料はほぼ横ばいでした。また、事業として千人塚マレットゴルフ、千人塚オートキャンプ事業を実施いたしました。マレットゴルフの年間登録者は残念ながら前年に比べ 6 人減少し 93 人となりました。自主事業のマレットゴルフ世界大会は第 32 回大会を実施し 134 名が参加されました。外国籍の方は 4 カ国から 4 名参加しました。主な収益は指定管理料収入、施設利用料収入、委託料収入、補助金、マレットゴルフ事業収入キャンプ事業収入、販売事業収入で合計およそ 5,932 万円、事業費は一般管理費を含みおよそ 5,845 万円で、当期収益額はおよそ 87 万円の黒字となりました。今後も事業の効率化及びサービスの向上を図るために努力してまいります。詳しくはお手元の決算書のとおりでございますので、後日お目通しをいただきたいと思います。

次に株式会社エコーシティー・駒ヶ岳第 26 期決算について御報告申し上げます。株式会社エコーシティー・駒ヶ岳の平成 28 年度第 26 期の決算につきましては、去る 5 月 24 日開催の同社定時株主総会において承認されましたので地方自治法の規定に基づき御報告申し上げます。第 26 期におきましてもケーブルテレビ業界を取り巻く環境は大きく変わってきております。携帯電話やスマートフォンに電波を送るための無線通信設備を他者から借り受けてサービスを提供する事業者、仮想移動体通信事業者、通称MVNOの普及を初めNTTの光回線の卸売りを利用した大手通信事業者のセット販売の拡大などにより競争環境は大きく変化してきております。また、タブレットやスマートフォンの普及によりインターネットを通じた動画配信が各家庭で日常的に利用されていることにより多様化したライフスタイルへの対応や、テレビ放送ではBSチャンネルでの4K放送の開始が平成 30 年 12 月から予定されていることなどにより、設備面での対応が必要となってきました。このような状況の中、エコーシティー・駒ヶ岳では平成 24 年度～平成 27 年度にかけて設備の光ファイバー化を進め、光化が完了した地域では各家庭でケーブルプラス電話、超高速インターネットサービス、BSパススルー放送の利用が可能となっております。また、平成 28 年度には加入者サービス向上のためにCS放送4チャンネルのハイビジョン化を図り、基本チャンネルのほぼすべてがハイビジョンでの視聴が可能となりました。加入状況につきましては、光トリプルサービスが好評であり、キャンペーンの実施、光サービスのPRに努めた結果、主にインターネットとケーブルプラス電話の加入が大幅な増加となりました。経営面では、計画では 800 万円ほどの黒字を見込んでおりましたが、インターネットやケーブルプラス電話の加入の増加により 2,256 万円余りの当期純利益を確保することができました。ケーブルテレビ業界は引き続き厳しい競争環境が予想されますが、みなこいチャンネルの充実を図り、4 行政や関係機関と連携しながらきめ細やかな地域情報の提供と安心・安全な地域づくりへの貢献に努めるとともに、業界連携による新サービスの検討を行ってまいります。なお、詳しくはお手元の資料のとおりでございますので、後刻お目通しをお願いしたいと思います。

以上 4 件につきまして御報告を申し上げます。

議 長

ただいま報告のありました 4 件につきましては、最終日の全員協議会において質疑を受

けることといたします。

以上で諸般の報告を終わります。

議 長 日程第4 第1号議案 飯島町税条例の一部改正にかかわる専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

副 町 長 第1号議案 飯島町税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。本条例は、家庭や事業所で就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築し経済の成長力の底上げをするため、所得税や個人住民税、また軽自動車税におけるエコカー減税等について見直し税制上の措置を講ずるため、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成29年3月31日に公布され、一部が平成29年4月1日に施行されたことにより、地方自治法第179条第1項の規定により3月31日付で一部改正に係る専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により本会議において報告し承認を求めるものでございます。条例の主な改正点でございますが、1つとして特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額にかかわる所得について所得割の課税標準額の規定に適用しないことが適当であるかどうかを提出された申告書の内容を勘案して町が認めることを規定するもの。2つとして災害で滅失等した償却資産にかかわる償却資産等に対する課税標準の特例や被災住宅用地にかかる固定資産税の特例について税制上の措置を常設化するもの。3つとしまして、保育事業に係る施設償却資産に関する固定資産及び市民公開緑地、これ通称でございますけれども、の用地に供する土地の課税標準の特例措置を拡充、創設する、いわゆるわがまち特例の導入。4つとしまして軽自動車税におけるグリーン化特例の見直し及び期間を延長するものなどでございます。細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御承認を賜りますようお願い申し上げます。

住民税務課長 (補足説明)

議 長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第1号議案 飯島町税条例の一部改正にかかわる専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって、第1号議案は原案のとおり承認することに決定しました。

議 長 日程第5 第2号議案 飯島町国民健康保険税条例の一部改正にかかわる専決処分の承

認を求めることについてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 第2号議案 飯島町国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。本条例は、第1号議案と同様、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成29年3月31日に公布され平成29年4月1日に施行されたことにより、地方自治法第179条第1項の規定により3月31日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により本会議において報告し承認を求めるものでございます。条例の主な改正点でございますが、所得の低い皆さんに対する国民健康保険税の軽減措置に伴います5割2割軽減の軽減判定所得の算定方法変更による規定の整備を行うものでございます。細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

住民税務課長 (補足説明)

議長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番

浜田議員 今総額の歳入額減でしたっけ、の説明がありましたけれども、逆にですね、利用者の側、つまり2割5割負担者の側から見ると何人分ということになるんでしょうか。

住民税務課長 影響する世帯数と人員になりますけれども、5割軽減で7世帯13人、2割軽減で9世帯16人の世帯が対象になるかと思われまます。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第2号議案 飯島町国民健康保険税条例の一部改正にかかわる専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。したがって、第2号議案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

議長 ここで議事進行についてお願いをします。これから提案になります第3号議案から第8号議案までの6議案については、いずれも平成28年度補正予算にかかわる案件で、一般会計から各特別会計への繰出金の計上など関連がありますので、案件の審議方法につきましては6議案を一括議題とし、質疑の後、議案ごとに討論、採決を行うこととしたいと思います。

議長 日程第6 第3号議案 平成28年度飯島町一般会計補正予算(第9号専決)

- 日程第 7 第 4 号議案 平成 28 年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号専決）
- 日程第 8 第 5 号議案 平成 28 年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号専決）
- 日程第 9 第 6 号議案 平成 28 年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第 3 号専決）
- 日程第 10 第 7 号議案 平成 28 年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号専決）
- 日程第 11 第 8 号議案 平成 28 年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号専決）

以上、第 3 号議案から第 8 号議案までの平成 28 年度補正予算 6 案件を一括議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

第 3 号議案 平成 28 年度飯島町一般会計補正予算（第 9 号）から、第 8 号議案 平成 28 年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）までの 6 議案につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。今回の補正は、3 月 1 日の飯島町議会 3 月議会定例会後において補正の必要が生じたものについて予算を編成し、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき 3 月 31 日付で専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定に基づき今回の議会において報告し承認を求めるものであります。

まず初めに、平成 28 年度事業につきましては、厳しい財政環境のもとではありましたが、おおむね計画どおりの行財政運営ができました。これも町議会の皆様初め町民の皆様の深い御理解と御協力のたまものと心より感謝を申し上げる次第でございます。

それでは、第 3 号議案の平成 28 年度一般会計の補正予算（第 9 号）について申し上げます。今回の補正予算の規模につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 6,046 万 3,000 円を減額し、歳入歳出それぞれ 53 億 7,945 万円とするものであります。主な内容であります。まず歳入について、各種交付金や国・県支出金は交付確定に基づき補正いたしました。特に特別地方交付税はおよそ 4,700 万円の増額補正となりました。また、町債につきましては事業の確定等によりおよそ 7,700 万円の減額といたしました。一方、歳出の内容ですが、新規開業医支援補助金を 1,500 万円、長期債元利償還金をおよそ 1,400 万円、児童手当をおよそ 1,000 万円減額といたしました。また、繰出金につきましては、それぞれの特別会計の事業確定等により 4 会計合わせておよそ 2,900 万円減額といたしました。そのほか平成 28 年度の決算処理に当たって必要な補正を行ったところであります。これら歳入歳出予算の調整を行った結果、将来の公債費負担軽減のための財源として減債基金に 2,000 万円の積み立てを行いました。

次に第 4 号議案の平成 28 年度国民健康保険特別会計の補正予算（第 4 号）について申し上げます。予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3,871 万 4,000 円を減額し、歳入歳出それぞれ 11 億 4,248 万円とするものであります。内容につきましては、平成 28 年度における保険給付費の確定、これに基づく国・県社会基金等からの交付金、また国民健康保険税賦課の変更、総務及び保健事業費の執行状況に基づき、そ

れぞれ増額及び減額の補正をするものであります。歳入では、国民健康保険税県支出金・国庫支出金、共同事業交付金、諸収入を増額し、療養給付費交付金、繰入金を減額するものです。歳出では、保険給付費、保健事業費をそれぞれ減額し、予備費につきまして平成28年度決算処理に当たって必要な補正をいたしました。

次に第5号議案の平成28年度後期高齢者医療特別会計の補正予算（第3号）について申し上げます。予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ80万円を減額し、歳入歳出それぞれ1億2,391万4,000円とするものであります。内容につきましては、平成28年度における徴収保険料、一般会計繰入金、後期高齢者医療広域連合納付金の確定などにより必要な補正をするものです。歳入では、徴収保険料を増額し、一般会計繰入金を減額するものです。歳出では後期高齢者医療広域連合納付金を減額するものです。

次に第6号議案の平成28年度介護保険特別会計の補正予算（第3号）について申し上げます。予算規模につきましては、予算の総額から歳入歳出それぞれ891万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億6,354万3,000円とするものであります。内容につきましては、歳入において介護保険料を実績により増額し、事業確定に伴う国・県支出金、社会保険診療報酬支払基金からの負担金及び補助金を減額するとともに、一般会計繰入金と基金繰入金を減額するものです。また、歳出につきましては、総務費、保険給付費について事業確定に伴いそれぞれ減額するものです。

次に第7号議案の平成28年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について申し上げます。予算の規模につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ969万9,000円を減額し、歳入歳出それぞれ3億8,383万9,000円とするものであります。主な内容につきましては、事業の確定に伴い、歳入につきましては、雑入、使用料及び手数料を増額し、一般会計からの繰入金を減額するものです。歳出につきましては、公共下水道費と公債費を減額するものです。

次に第8号議案の平成28年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）について申し上げます。予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ997万4,000円減額し、歳入歳出それぞれ2億8,154万8,000円とするものであります。主な内容につきましては、事業の確定に伴い、歳入につきましては、使用料及び手数料を増額し、一般会計からの繰入金と分担金及び負担金を減額するものです。歳出につきましては、農業集落排水事業費及び管理費、公債費を減額するものです。

その他、細部につきましては、第3号と第4号議案につきましては担当課長からそれぞれ説明申し上げ、第5号議案から第8号議案につきましては御質問により説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御承認を賜りますようお願い申し上げます。

議長 引き続き一般会計補正予算について各課長から補足説明を求めます。
企画政策課長 (補足説明)
総務課長 (補足説明)
企画政策課長 (補足説明)
住民税務課長 (補足説明)

健康福祉課長	(補足説明)
産業振興課長	(補足説明)
建設水道課長	(補足説明)
教育次長	(補足説明)
議長	次に国民健康保険特別会計補正予算について課長から補足説明を求めます。
健康福祉課長	(補足説明)
議長	以上で平成 28 年度補正予算 6 議案にかかわる提案説明を終わります。 ここで休憩といたします。再開時刻を 11 時 15 分といたします。休憩。
休憩	午前 11 時 00 分
再開	午前 11 時 15 分
議長	会議を再開いたします。これから 6 議案について一括して質疑を行います。質疑はありますか。
6 番	
浜田議員	一般会計補正についてお尋ねいたします。まず 23 ページ、コード 2621 の児童手当費、約 1,000 万の減額補正ということになっております。これ全体の 7% ということで無視できない金額かというふうに思うわけですが、この、さっきは対象者数の減少ということでしたけれども、もう少し詳しい人数とか、その背景について御説明いただきたい。これが第 1 点です。それから、3 点申し上げますけれども、2 番目が新エネルギー普及事業、これも補助金ですね、実際には多分 2 割ぐらい少なかったということで、これ大きな傾向なのかどうかということについてお尋ねします。それから第 3 点、今の 2 番目はですね、26 ページの 2872 ですね、事業コード。それから次に 28 ページの事業コード 2323 都市農村交流事業、具体的にはアンテナショップ、三鷹の件ですけれども、精算により減額ということなんですが、もともとの補正額に比べてですね、約 7 割の補正ということで、これは単なる精算ではないのじゃないかということで、この詳しい内容について御説明いただき、以上 3 点質問いたします。
住民税務課長	では、御質問の児童手当、まず児童手当についてお願いいたします。当初予算は 27 年度の実績に伴いまして増加分の見込みをいたしまして当初予算を組んでおります。ですが、実績によりますと延べ人数で 247 人ほど減っております。これにつきましては、出生数でありますとか途中での移動、それから途中、年度の給付の判定が所得判定になりますので、そちらでの移動によりまして延べ 247 人ほどの減になっております。こちら年 3 回の支給になりますので、減少だと 80 人前後の減であろうかと思われま。出生の時期によりまして年額丸々支給されるとは限りませんので、1 回支給される方、それから 1 カ月分の支給で終わる方もいますし 12 カ月分の支給になる方もいますので、その部分が、当初予算の計算は最大限に予算を見積もっておりますので、減る分が少し多くなるかということでございます。続きまして太陽光の発電、新エネルギー普及対策事業ですけれども、当初予算は、その前の年と同じ基数で見積もっております。ことし、28 年度も問い合わせ等は

年度途中結構ございましたけれども、最終的に事業を行ったところが少なかったという状況でございます。その前の年は結構多くて増加の増額補正をさせていただいておりましたけれども、28年度につきましては最終的に事業へ結びついた件数が当初の見込みよりも減少になっているということでございます。以上でございます。

産業振興課長

信州いいじまマルシェの関係でございます。大きな原因としましては、当初予算は週6日営業で予算を組んでおまして、それを週2日に変更した、これがもう一番大きな要因でございますが、また、週2日に集中したことによりまして物販についても成績もまあまあよくて赤字幅が少なかったということが原因でございます。

議長
9番

ほかに質疑はありませんか。

坂本議員

23ページなんですけれども、未熟児養育医療費給付事業というので、そのまた下の小児慢性特定疾病児童日常生活用具とあるわけですが、この特にですね、小児、未熟児養育費なんです、これは平成25年から町のほうに移管された事業ということですが、過去からすると未熟児が増えているというふうに思ってるんですけれども、そこら辺の、ここでも金額的には増えていて、現状はどういうようなことを全体的に政策として行っているかということをお教えいただきたいと思えます。

健康福祉課長

未熟児養育医療について説明いたします。未熟児養育事業につきましては、産まれた赤ちゃんが1歳までが対象になるものですが、体重が、出生体重が2,000グラム以下、またはその他仮死、いろいろの障害等でリスクが高いお子さんについての医療費の補助をするものです。こちらにつきましては法律で決まった補助額がありまして、それにつきまして国と県と町でそれぞれ負担をするものでございます。補正の中で歳入のほうで自己負担額も出ていますけれども、こちらのほうにつきましては、立てかえて払っておいたものについて、町が立てかえたものについて利用者の方からお金をいただき、最終的には福祉医療ということで500円という形になってまいります。ちなみに、28年度は15件のレセプトでございました。以上です。

議長
6番

ほかに質疑はありませんか。

浜田議員

先ほど質問した児童手当費についてちょっと関連質問なんですけれども、幾つかの要因を挙げていただきましたが、所得にかかわる影響っていうのはどういうふうにあられたのかっていうことについてもう少し詳しく説明いただきたいと思えます。

住民税務課長

すいません。所得に係る部分の影響の件数は、すいません、ちょっと手持ちで持っていないので、また後ほど、また御報告させていただければと思えますが、所得制限が年収ベースで960万円未満というものがございますので、その部分が受給対象に外れた方が要るかと思われま。ただ、この部分については、所得も余り上がってはきていないので、ものすごくこの部分が反映されてるか、人数の影響にきてるかという、そこまではいってないかもしれないけれども、その所得制限を見ますので、前年の所得が高くなれば外れる可能性はあります。

議長

よろしいです。よろしいですか。

6 番

浜田議員

はい。

10 番

三浦議員

25 ページの一般会計なんですけれども、定期予防接種の件につきまして質問したいと思います。今回減額補正があつて利用が少なかったというお話がありましたけれども、そのことによって何か影響とか、どんな予防接種が利用減だったのか、対象者はどのくらいあつたのかということについてお聞きをしたいと思います。

健康福祉課長

予防接種関連のことについて回答いたします。予防接種関連につきましては、定期の予防接種A類につきまして 210 万円の減額補正となっておりますが、こちらにつきまして、子どもたちの数が 50 人ほどでございまして、出生直後に多くの予防接種をするものなんですけれども、そちらのほうが支出が少なかったことが一番大きな原因でございまして、それから、B類につきまして定期の予防接種につきましては、高齢者のインフルエンザのワクチンの接種につきまして 6 割くらいと、それから肺炎球菌につきましては対象者の半分くらいの方が受けたということでございまして、こちらにつきましては、高齢者の大きな予防、インフルエンザ等の流行につきましては、昨年につきましてはなかったのではないかとこのように思っております。以上です。

議 長

ほかに質疑はありませんか。

11 番

中村議員

それでは 4 点ほどお聞きいたします。一般会計のほうでお願いいたします。初めに 28 ページ 3300、ここのところで農業振興総合対策事業、アルプス花の里事業補助金、負担金、補助金及び交付金の件なんですけれども、先ほど実績によるというふうに説明がありました。これ、当初の予定どおりの計画どおりの事業ができたのかということをお伺いします。続いて 29 ページ 3743、29 ページ 3743 道の駅田切の里管理費において光熱水費、水道費ですね、これがなくなつたという説明でありました。その当初には予定されてたものがなくなつた、そのちょっと詳細がうまく聞き取れなかつたので、恐れ入りますがもう一度説明をお願いいたします。33 ページ 4441 与田切公園管理費、ここにおいて 373 万 2,000 円の減額になっております。説明の中では、このコースの土地のなかなかうまくいかなかつた、予定どおりうまくいかなかつたのでできなかったという説明であつたと思います。となりますと、今後このコースの整備はどのように計画されていくのか、その辺のところと、当初にそういうことが見込めなかつたというのはどういうことから計画されたのか、見込みが甘かつたのかなという疑問を持つわけなんですけれども、その辺をどのように分析されているかということと今後のこのコース整備についてはどのような方向性を持っているのか伺います。ちなみに、29 年度にも申し入つていたとしたら、ちょっとまだそこまで見てなかつたので申しわけありませんが、説明をお願いいたします。続いて 37 ページの 5241、5241 から七久保小学校、その後の文化館の 5641 と 5721 等のところでトイレの改修工事ですね、これが緊急防災事業のそういうものにかからなかつたので工事を中止したというふうな説明であつたと思います。そうなりますと、これを当初予算に計画していたわけなんですけれども、これには緊急性はなかつたのかということ、もし、今回減額補正をするわけですから、

その中で一般財源を使って事業を実行するべきではなかったかというふうに思うわけですが、その辺の今後のところ、また判断した理由等をお聞きいたします。以上4点の説明をお願いいたします。

産業振興課長

それでは産業振興課関係の御説明を申し上げます。まず事業コード 3300 の関係の補助金の関係でございます。アルプス花の里事業ということですが、これは 50 万円をコスモス祭り、田切のほうでやられた、それに支出しております、それが実績ということで 50 万円ですので、事業的にはやっていたというところで、100 万円は減額ということでございます。それから、3743 の田切の里の管理費の光熱水費ですが、ちょっと説明がうまくなくてすいませんでした。4 月から指定管理をするまでの間は町が光熱水費を持ちます。当初予算で盛っていたんですが、盛っていたよりも少なくて済んだということで、不用額が出たので減額をさせていただくということでございます。それから、与田切公園、事業コード 4441 の与田切公園の周遊コースでございますが、実際現場を見て回って、ここをこういうふうにやったらいいなということは見えてまいりました。ただ、先ほど申し上げましたとおり一部には手を入れるには境の関係がまだはっきりしない所があったので手を入れられないなあとというのと、あと、これから観光基本計画やアウトドアの関係がありますので、先だってやらないほうがいいのかないかという判断もありまして、一旦ちょっと作業のほうは中止といいますか、延期してございます。したがって、周遊コースについては今原案といいますか、こういうところを通ったらいいなあとことは把握はしておりますけれども、今後また計画的に整備のほうは進めてまいりたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

教育次長

それでは教育関係のトイレの関係でございます。緊急防災減災の起債の対象につきまして昨年度外れたということでございますが、当初、そこらのところ、緊急防災減災のほうで対象にもなってくるものではないかということで、その時点で事業の内容と、それと対象になる事業の内容がまだ具体的にない状態で、とりあえずこういった起債対象の事業につきましては手を挙げないことには、その次の実際やるとなった場合に対象になってこないということがございましたので、その部分で、まず予算化のほうだけはとりあえずさせていただいたということでございます。その中で、実際事業の内容を決めていくうちに対象事業から外れている部分がわかってきたという中で、今回その分については事業自体を取りやめをさせていただいているということでございます。今後につきましてですけれども、施設の維持補修の関係につきまして、教育委員会の所管が保育園、学校、文化館、図書館、体育館、運動場とさまざまございます。これらの中で総合的に判断をさせていただいて、できるようなものがあればそちらの中で対応していくと、このように考えておりますので、よろしく申し上げます。

議 長

ほかに質疑はありませんか。

9 番

坂本議員

ええとですね、18 ページの 1151 の財産管理費の中で紅葉園の件がここに幾つも出てきますけれども、実際、紅葉園を営業しないで一年間、町が管理維持すると総合計でどのぐらいかかるというふうになったわけでしょうか。

企画政策課長	紅葉園の維持費の関係でありますけれど、先ほども申し上げましたように、通常営業していればかかっている費用があるんですが、そういったものについては既にかからないために減額しておりますし、現在も水道、電気関係はもう動かしておりませんので、もう必要最小限の経費で努めてございます。
9 番 坂本議員	金額は。
企画政策課長	全体の経費としては、現在手持ちではございません。
議 長	ほかに質疑はありませんか。
10 番 三浦議員	30 ページの松くい虫防除についてお聞きをしたいと思います。現状をお聞きをしたいことと、今後どのような状況を捉えていて、対応どのように考えているのかお聞きしたいと思います。
産業振興課長	現状ということですが、大分松くい虫も北のほうへずんずんずっと上がってまいりまして、今爆発的に飯島町がやられてるということは把握しておりません。同じように増えても減ってもいないというような状況だと思います。ただ、防除対策としましては、29 年度も今まで 28 年度同様に防除と、あと樹幹注入はことし初めて千人塚公園のほうをやらさせていただきますということで対応してまいります。また、枯損木とか破砕、こちらのほうも予算を持ちまして順次やっていく計画です。したがって、先ほど言いましたとおりどんどん増えてくというような形ではないんですが、標高が高い所がやられてくるっていうのも今実態として把握しております。
議 長	ほかに質疑はありませんか。 (なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから議案ごとに討論、採決を行います。 最初に第 3 号議案 平成 28 年度飯島町一般会計補正予算（第 9 号専決）に対する討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声)
議 長	討論なしと認めます。 これから第 3 号議案 平成 28 年度飯島町一般会計補正予算（第 9 号専決）を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって、第 3 号議案は原案のとおり承認することに決定しました。
議 長	次に第 4 号議案 平成 28 年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号専決）に対する討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第4号議案 平成28年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号専決）を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（異議なしの声）

議 長 異議なしと認めます。したがって、第4号議案は原案のとおり承認することに決定しました。

議 長 次に第5号議案 平成28年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号専決）に対する討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声）

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第5号議案 平成28年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号専決）を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（異議なしの声）

議 長 異議なしと認めます。したがって、第5号議案は原案のとおり承認することに決定しました。

議 長 次に第6号議案 平成28年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第3号専決）に対する討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声）

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第6号議案 平成28年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第3号専決）を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（異議なしの声）

議 長 異議なしと認めます。したがって、第6号議案は原案のとおり承認することに決定しました。

議 長 次に第7号議案 平成28年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号専決）に対する討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声）

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第7号議案 平成28年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号専決）を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（異議なしの声）

議 長 異議なしと認めます。したがって第7号議案は原案のとおり承認することに決定をしました。

議 長 次に第8号議案 平成28年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号専決）に対する討論を行います。討論はありませんか。

議 長 (なしの声)
 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第 8 号議案 平成 28 年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 4 号専決) を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

議 長 (異議なしの声)
 異議なしと認めます。したがって、第 8 号議案は原案のとおり承認することに決定しました。

議 長 日程第 12 第 9 号議案飯島町個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

副 町 長 第 9 号議案 飯島町個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。本条例案は、個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部を改正する法律が平成 29 年 5 月 30 日に施行されたことに伴い、個人に関する情報の明確化、厳格化を図るほか、その他所要の改正を行うものでございます。細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願いいたします。

総務課長 (補足説明)
 議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。ありませんか。

議 長 (なしの声)
 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議 長 これから討論を行います。討論はありますか。

議 長 (なしの声)
 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第 9 号議案 飯島町個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

議 長 (異議なしの声)
 異議なしと認めます。したがって、第 9 号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第 13 第 10 号議案 飯島町情報公開条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副 町 長 第 10 号議案 飯島町情報公開条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。本条例案は、第 9 号議案と同様、個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部を改正する法律が平成 29 年 5 月 30 日に施行されたことに伴い、個人に関する情報の明確化、厳格化を図るほか、その他所要の改正を行うものでございます。細部につきましては担当課長から説明を申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願いいたします。

総務課長 (補足説明)
 議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

議 長 (なしの声)
 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
 これから討論を行います。討論はありませんか。

議 長 (なしの声)
 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
 第10号議案 飯島町情報公開条例の一部を改正する条例を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

議 長 (異議なしの声)
 異議なしと認めます。したがって、第10号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第14 第11号議案 飯島町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

副 町 長 第11号議案 飯島町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。本条例案は、非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令の一部を改正する政令が平成29年3月29日に公布されたことに伴い、飯島町消防団員等公務災害補償条例における補償基礎額にかかわる関係条文について所要の改正を行うものであります。細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願いいたします。

総務課長 (補足説明)
 議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6 番 浜田議員 対象者がいないのは何よりだと思うんですけども、最近税制も含めて全体に配偶者に冷たいルールになってるふうに気がします。そんなことも含めてですね、ある例えばモデルケースを考えた場合に、従来の補償制度と比べてですね、今回の補償制度でなった場合にはですね、町の支払い、逆に言えば受取額が増えるのか減るのかという、そういう試算があれば御説明いただきたいと思います。

総務課長 具体的な額のほうはちょっと算定してございませんけれども、こういった補償の額をですね、町のほうで立てかえた後にですね、消防団員等の公務災害補償基金から同額が町のほうに補填されるという形でございまして、町としましては差し引きゼロというような形になってございます。

6 番 浜田議員 団員については。

総務課長 団員……。申しわけございません。

6 番 浜田議員 団員の側から見て増えるのか減るのか。

総務課長 ちょっと今手元のほうに資料等、また国のほうから示されております資料、まだ確認してございませんので、よろしく願いいたします。

議 長 ほかに質疑ありませんか。

議 長 (なしの声)
 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
 これから討論を行います。討論はありませんか。

議 長 (なしの声)
 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
 第 1 1 号議案 飯島町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

議 長 (異議なしの声)
 異議なしと認めます。したがって、第 9 号議案は原案のとおり可決されました。

議 長
 ここで昼食のため休憩といたします。再開時刻を午後 1 時 30 分といたします。休憩。

休 憩
 午前 1 1 時 5 9 分
 再 開
 午後 1 時 3 0 分

議 長
 会議を再開いたします。
 日程第 1 5 第 1 2 号議案 飯島町さわやか環境保全条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

町 長
 第 1 2 号議案 飯島町さわやか環境保全条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。放射性物質を含む廃棄物等の処理事業等については、特に自然環境や地下水等への影響が心配されます。自然環境と水資源の保全の視点で公害の発生の懸念がある事業を指定し、県への申請がなされる前に町と協議をし、環境保全審議会に諮り、事業計画の確認と町としての意見を述べ、必要な指導、助言、勧告等ができるように規定の追加を訂正し行うものでございます。訂正を行うものでございます。主な改正点は、基本理念に「自然環境及び水資源の保全」を加えるもの、自然環境保全地区の指定と行為の制限等について規定するもの、事前協議の対象事業を指定し、県への申請の前に協議、地域住民への説明を行い、環境保全審議会へ諮り町の意見を述べるようにするもの、罰則規定に対象行為を追加し整理をするものなどであります。細部につきましては担当課長から説明させますので、よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願いいたします。

住民税務課長
 議 長 (補足説明)
 これから質疑を行います。本案は常任委員会へ付託をすることとしますので、ここでは総括的な事項について質疑されるようお願いをいたします。質疑はありませんか。

6 番
 浜田議員
 冒頭町長は、この条例によってですね、放射性廃棄物についても規制をかけるのだという御説明だったのですが、条項の中には放射性という言葉は見当たらないように思います。だとすればですね、どこでその放射性物質ということについての規制が追加されたのか、これについてお尋ねいたします。

住民税務課長
 手続については、放射性物質の廃棄物に、特にそれだけに限定したものはございません

が、新旧対照表の一番最後の別表第 23 条関係というところで事業を定めてございます。その 1 番のところに廃棄物、これは循環型社会形成推進基本法に規定する「廃棄物等及び放射性物質に汚染された廃棄物等をいう」の処理事業ということで、こちらのところで指定をさせていただいております。

議長 ほかにも質疑はありませんか。

6 番

浜田議員

大変あやふやな規定じゃないかというふうに私は思うわけです。実はですね、一昨年、あ、昨年 3 月に竹沢議員の一般質問の中で実はこのさわやか環境条例についての要求が取り上げられてまして、その第 1 番目が放射性廃棄物に対する強い規制を条例に盛り込むよというところが第 1 項目でした。それから第 2 項目が地下水の保全でした。今回の条例はですね、その第 1 項目を事実上無視してるのではないかと、そんなふうには思うわけですが、それに対する町長の答弁はですね、弁護士等に相談してという内容も含んでおりました。ですので、ここでの質問はですね、一体これをどのように扱ったのか、それから弁護士に対して相談をかけたのか、これについてお伺いいたします。

住民税務課長

今回の条例につきましては、放射性的な廃棄物の処理に関しての規制をかけるということで、それを考えてやってまいったわけですが、具体的な手続の中では、一応上位法令等もありますので、町でできる、できる範囲でっていうか、できることを条項にしておくということでしたが、条例上、案をつくる中で弁護士さんのほうにも御相談を申し上げたところ、上位法令との絡みでこのような表記にまとまったところがございます。具体的なその手続上のことは、どの事業にこういう手続っていうふうな考え方ではなくて、事業を、最後に事業を別表で特定しておりますが、こういう事業の場合にはこのような手続を踏んでって町の意見を申し上げていくっていう条例案として出させていただいたところがございます。

議長 ほかにも質疑はありますか。

6 番

浜田議員

今放射性についてはそういうことだということなんですが、実は、この別表の中でもですね、放射性もある意味では除外されてますね。つまり処理事項の積みかえ、保管をしない収集、運搬に係る事業を除くということで、通過等はですね、この別表だと容認されるということになるんですけども、これについてはどういうふうにお考えなんでしょうか。

住民税務課長

これにつきましては、一応町内で積みかえまたは保管しないということでありまして、今回の場合は実際に町の区域内で処理をされるものについてということでさせていただいております。処理をすることによって危険ですとか汚染等の心配が特に強いということで、表記を区域内での処理をする事業にさせていただいております。

議長 ほかにも。

7 番

竹沢議員

先ほど浜田議員からもお話ありました。以前、私もこの課題について申し上げてきて、今回改正ということでもあります。全地区を指定してですね、別表ではありますけど放射性物質のことについても明言されておりますし、また地下水の問題も、本県でも白馬村とか、

あるいは北海道とか、いろいろで外国資本を含めて参入があるということで、これらの問題についての事前の届け出、また審議会でのチェックとか、そういうものも果たされるということで、おおむね目指すところの地下水の保全、トータルで放射性物質を搬入することを阻止するような意味での広い意味での自然環境の保全と、こういうことにつながるという理解で町長よろしいでしょうか。

町長 今我々ができる、文面にできる範囲のことをお認めいただくことです。
議長 ほかには質疑はございませんか。

9番

坂本議員 ええとですね、先ほどこの改正案が示されたんですけども、従前町内にある業者、畜産、それから砂利・砕石業とかあるわけですけども、これは食品業界もあるわけで、そこは、そこの方たちの企業さんにはですね、これが現行より厳しくなるということなのですが、とりあえずその場所で営業を認めてるということの中で、厳しくなる部分に関して再度処理の段階をチェックするとか、そういうことはなされるんですか。

住民税務課長 具体的に全部の事業者さんにチェックをかけるということは今のところ考えてはおりません。ですが、一応この条例に適用されるのは、一応新規の手続についてやっていく考え方でおりますが、現在そういう事業をやられている事業者さんにも周知をする意味で、施行期間、施行日を1カ月延ばして周知をしていくという予定でございます。

議長 ほかには質疑ありますか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで討論を終わります。

ここでお諮りをいたします。ただいま議題となっております第12号議案につきましては社会文教委員会へ審査を付託したいと思っております。これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。第12号議案については社会文教委員会に審査を付託いたします。

議長 日程第16 第13号議案 平成29年度飯島町一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長 第13号議案 平成29年度飯島町一般会計の補正予算補正予算(第2号)につきまして提案理由の説明を申し上げます。予算の規模につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,189万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ47億6,289万3,000円とするものであります。主な内容ですが、現在町の観光基本計画の策定を進めているところでございますが、これと並行して千人塚公園における最低限必要な観光拠点整備を図るため、国の地方創生拠点整備交付金及び一般補助施設整備等事業債を活用して飯島観光地域づくり拠点整備事業を進めていくための経費、強い農業づくり交付金を活用した産地パワーアップ事業補助金のほか、宝くじ助成事業、長野県市町村振興協会市町村交付金、長野県地域発元気づくり支援金等の交付決定に伴う予算を計上しました。その他、新年度間もない時期ではありますが、緊急性のある当面の事業執行に必要な補正を計上いたしました。細部につきましては担当課長からそれぞれ説明申し上げますので、よろしく御審議

の上、御議決を賜りますよう、よろしく願いいたします。

議長 引き続き各課長から補足説明を求めます。

企画政策課長 (補足説明)

総務課長 (補足説明)

企画政策課長 (補足説明)

健康福祉課長 (補足説明)

産業振興課長 (補足説明)

教育次長 (補足説明)

議長 これから質疑を行います。なお、本案は各常任委員会へ審査を付託することとしますので、ここでは総括的な事項について質疑をされるようお願いをいたします。それでは質疑に入ります。質疑はありませんか。

10番

三浦議員 先ほど説明がありました、飯島町の観光地域づくり拠点整備ということで説明がありましたけれども、千人塚自体に例えば紅葉園がまだ利用もされずにあるというようなこともあって、その活用とかもまだはっきり方向が出てない中で、この大きなものを千人塚につくことで本当に将来的に飯島町の観光につながるかどうかというところも、まだ検証もできてないんじゃないかなあっているようなふうに私は感じているんですけども、どのような将来の見通しを立ててここにこの施設を建てるというふうになったのかということについて経過をもう少しわかりやすく説明していただきたい。

産業振興課長 紅葉園の問題につきましては、今企画政策課のほうで順次進めていただいていると思いますので、詳細はちょっと私のほうではお答えはできませんけれども、そうは言っても千人塚一体ということで考えたところで、紅葉園は紅葉園の利用があり、今ここで御提案するのは、やっぱり炊事場とか管理棟というのは、紅葉園があるかないかではなくてですね、キャンプのお客さんにとって非常に必要不可欠な施設が今ないというのが——ないというか、整備がされていないというのが現状でございます。したがって、そこら辺をしっかりと整備しまして、今後、先ほど申し上げたとおり与田切から、与田切公園から坊主平をつないで千人塚公園までのエリアをやってく中で、千人塚公園、今までいろいろな事情がありまして観光開発ができなかったわけなんですけど、ここへ来て状況もちょっと変わってきておりますので、ぜひ、こういったものをつくりながら、これからしっかり頑張っていくという目標を立てておりますので、よろしく願いしたいと思います。

9番

坂本議員 関連です。つくるといふ気持ちはわかるんですけども、この施設の大きさとトイレの数と、それからシャワーの数と、なぜこういうふうな、現在ですね、連休中は、この下の坊主平のところが無料だったということで、トイレが詰まったということで、結構キャンパーが来てたっていうのはわかりますけれども、千人塚のあそこのキャンプの位置も、そんなに、まあ有料なんですけれど、そんなにたくさんっていうふうに来てるとは思えないし、アウトドアといっても、あのですね、それをどういうふうにやっていくかっていうのは今後の課題で、建物があればアウトドアがもっとこういうふうにより実現化になるっていう、

それではちょっと発想が違うと思うわけです。どうしてこのような、この大きな、グランピングっていうふうに名前を銘打っておりますけれども、こういうふうなたくさんの人が来て使えるっていう、この大きな施設にしたのか、そこの考え方の視点がちょっと私は違うのではないかなと思うんですが、今あるトイレも、ちょっと故障してるところありますけれども、女性用で2つ入るところがありますし、あのトイレも十分、私は現時点でも機能していると思いますので、それとはまた別にこれをつくるという、その根拠というか、その1億っていうから1億に目いっぱい使ってつくるっていうように、そういうふうに見えるんですけど、その根拠はどういった発想なんでしょうか。

産業振興課長

1点は、今現在、千人塚公園にキャンパー、キャンプをして来ていただく人数的には、議員おっしゃられたとおり、そのいっぱいいっぱい、いっぱいになるね、キャンプ場が全部いっぱいになるというようなところはなかなかないわけなんですけど、今後ですね、やはりこういう施設が整備することによって、これは集客につなげていくという前を向いた考えでございますので、その点は私どもも一生懸命やっていかなきゃいけない部分だと思っておりますが、今言ったように最低限の施設を整備しまして誘客につなげていく施策ということでお願いしたいと思います。また、トイレにつきましては、今あるトイレについては簡易水洗のようなトイレで、御存じのとおり観光地トイレというのは、長野県も今、知事もそうですが、非常にきれいなトイレを推進しております、なかなか整備ができてないトイレっていうのは、やっぱり施設としては十分ではないということも考えております。ただ、まだ現有の施設を、現有のトイレをどうするかっていうことは決定しておりませんので、いろいろな選択肢があると思っております。これは今後の課題ということでお願いしたいと思います。以上です。

議長

ほかに。

5番

橋場議員

すいません。グランピングというと、ちょっと想像するのがね、何にも持たなくて、そこへ行けばキャンプができるっていうのを想像するわけです。ところが、これ、グランピングの総合管理棟っていうことなんですけれども、管理棟だけつくって、じゃあ、皆さんグランピングの管理棟ができましたって言ったならば、グランピングを聞いただけで、じゃあ何も持たずに行ってできるんだっていうふうに多分想像されると思うんですけども、それが今後グランピングができる場所に広げていくということですか。

産業振興課長

グランピングができる場所をこれから整備していかなきゃいけないと思っております。

議長

ほかに質疑ありませんか。

6番

浜田議員

それでしたら、その先の構想につながってるというふうには聞こえるわけですが、だとすればですね、長期的な構想、事業計画全体、あるいはその収益性、管理責任、こういったことについてのグランドデザインみたいのはあるんでしょうか。

副町長

拠点施設だけでいいかと、今回、先ほど申し上げました国の拠点施設設備交付金、これを手を挙げないと、もう30年はないというようなことで、挙げさせていただいて事業を申請しているわけです。このことにつきましては、今進めております観光基本計画、それ

から観光基本計画の前にアウトドアの計画、今プロポーザルで調査を、業者を決めまして、今後観光基本計画に盛り込むための今計画づくりを進めています。その中で、地元からの要望もありますし、千人塚公園を中心……

6番

浜田議員 グランドデザインがあるかどうかという質問に対して答えを。

副町長 はい。グランドデザインはあります。ですので、その千人塚と与田切公園を中心としたアウトドアスポーツ、アクティビティーを行っていく施設を今後整備していくというグランドデザインを持っております。

6番

浜田議員 収支計画は。

副町長 その収支計画までは、まだ今調査をしている段階ですので、その調査が済んだ段階で、また観光基本計画のほうに盛り込んでいくということになっております。

議長 ほかに質疑……。

7番

竹沢議員 ざっくり感想も含めて申し上げますけど、今話題になっておるこの観光地域づくり云々の話ですけどね、実は先日も、町長も御一緒でしたが、私、町の地方創生総合戦略の推進会議で昨年一年間の事業の信州大学の先生と御一緒にいろいろ評価したわけですけど、今回この問題もですね、考えてみると、この中身以前の問題で、地方創生の場合は、加速化交付金ですとかね、いろいろの交付金がございます、早目に手を挙げないといいただけないっちゃうことで、1回目だめだったけど2次募集で云々っていうことで、ポツとこう出てきたわけでありまして、過去にですね、全員協議会だとか、そういうところでお話があればいいんですけども、いかがなものかということがございます。基本的には5次総ですとか実施計画、あるいはこれからつくる観光基本計画の中に盛り込まれている中で、このプロジェクトがあるとわかりやすいんじゃないかと思うんですけども、そういうことについて思うにつけ、今後ですね、この地方創生でいろんな交付金へ手を出すにつきましてもですね、あらかじめ議会のほうにですね、こうした概要で国に対して手を挙げるんだという説明もありますと、もっと円滑にいくんじゃないかと思っておりますので、その点について今後の取り組みの町長の考え方を求めます。2つ目、細かいことですが、違う話ですけど、先般、議員の資料の中では詳細な説明がありますが、きょう説明がなかったんですけど、一般コミュニティの助成事業ですね、これは七久保と中平に交付するんですけど、この詳細の説明がございませんでした。地域防災の親町に差し上げる100万円も説明がございません。これは具体的にどのような費用に補助するのか説明を求めます。それから、看板がございましたね。予算書でいうと11ページか。観光PR用の予算を組み替えて看板をつくるということです。これはどこへどのような看板をつくるのでしょうか。どの場所にどのような看板をつくるのか。以上。

総務課長 それでは、総務課の関係の地域防災組織育成事業の補助金に係ります事業でございますけれども、今年度、南町の自主防災会からの事業要望が採択をされましております。内訳につきましては、アルミ製の折りたたみテント、これを2張り、また救助用のチェーンソー、

救助の工具セット、またガスバーナー等を購入予定ということで事業内容を聞いてございます。

7番

竹沢議員
総務課長

親町じゃないんです。今、南町って言ったけれど、南町です。親町ではございません。

7番

竹沢議員
総務課長

じゃあ議運の資料が間違っているんですね。あ、失礼いたしました。議運のときにちょっと思い違いをしておりまして、親町と言ってしまっておるかと思えます。よろしくお願ひいたします。

企画政策課長

それでは、私のほうから一般コミュニティーの関係を申し上げさせていただきたいと思ひます。1件は七久保区でございます。助成決定額250万円。内容は多目的ステージ、折り畳みテーブル、椅子ほかコミュニティー活動備品でございます。もう1つ、中平自治会、助成決定額250万円。内容は除雪機、シャッター付物置、発電機ほかコミュニティー備品の整備となっております。以上です。

産業振興課長

元気なまちづくり推進事業の観光PR用看板の件でございます。協力隊のほうでいろいろと考えておりまして、形的には、よくあります通行どめとか、こう2つ折りになる、要するに移動できるような、イベント会場に持っていったりできるような、そういったPR用看板をつくりたいという協力隊の提案でありまして、そういった看板を作成する予定でございます。

町長

地方創生交付金による観光施設の拠点整備事業なんですけれども、皆さん御存じのとおり、この地方創生の交付金につきましては、募集から計画を提出するまでに3週間という短い間の中でやらなきゃならないということで、ほんとなら当初予算にこういったものがしっかり決まるとして計画に沿って行われるっていうのが理想的かと思ひます。しかし、最近では、地方創生の交付金ならず、いろいろがですね、突然やってくると、こういうことでございます。そのために、いろいろの玉と申しますか、企画を用意していなければならないんですけれども、そういった忙しい部分があるということがあります。それにつきましても、その時点でですね、議員の皆さんにやっぱし同じレベルで考えていただくっていうのが一つは大事かなというふうに思っているところでございます。それで、千人塚につきまして、今回基本、施設の基本的なものを設置するっていうことにつきましては、千人塚と与田切につきましては、もともと飯島町の観光拠点であるという認識もございまして、特に、トイレはありますけれども、女性が安心して入れるっていう、そのクオリティーとか、炊事場、シャワー、こういった、昔みたいにですね、風呂へ入らなくてもキャンプに行けるっていうのは奥さんがついてこない、お父さんや子どもは「わんぱくでもいい、ワイルドで育てほしい」という、こういう言葉があったんですけども、女性につきましては、なかなか、ある意味、行ったとしても上品な生活をしたいと、こういうニーズが膨れ上がってきております。それに合わせた中で、いろいろ、まだ今後、千人塚周辺、与田切周辺にいろいろな施設は、できる計画はこれからつくっていくんですけども、まずは、その土台となるトイレ、水回りというものはしっかり確保しておかないと、あそこはいい

よということにまずはならないと、そういった基本的な設備であるというふうに認識しております。それがあることによって、今後の展開が、お客様からの評価が、まずは安心の部分があつていろいろの施設ができてくると、これが順番だろうと思っています。ですから、今回は基本中の基本的なものを整備したいと思っております。

議長 ほかには質疑はございませんか。
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
議案を付託するに当たり各常任委員会の審査区分について事務局長から申し上げます。
事務局長 (審査区分説明)

議長 お諮りします。第13号議案の委員会審査区分については、ただいま事務局長説明の審査区分のとおり決定することに御異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。したがって、第13号議案については、ただいまの審査区分により各常任委員会へ審査を付託することといたします。

議長 日程第17 第14号議案 平成29年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長 第14号議案 平成29年度介護保険特別会計の補正予算(第1号)につきまして提案理由の説明を申し上げます。予算規模につきましては、歳入歳出それぞれ78万1,000円増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ10億8,399万9,000円とするものでございます。今回の補正は、総合事業を推進するに当たり保険給付費の介護支援サービス給付費負担金を減額し、介護予防日常生活支援総合事業費委託料を増額いたします。また、職員配置に伴い臨時職員1名分を減額し、嘱託職員の報酬等を増額いたします。また、青年後見センターの委託料も増額いたします。歳入につきましては、国庫支出金70万円の増額、支払基金交付金63万2,000円の減額、県支出金35万6,000円を増額し、繰入金を35万7,000円増額するものであります。歳出につきましては、保険給付金を100万円減額し、地域支援事業費を2,002万6,000円増額、予備費を24万5,000円減額するものです。細部につきましては御質問により担当課長より説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願いいたします。

議長 これから質疑を行います。なお、本案は、議事運営上、常任委員会審査に付託することとしますので、ここでは総括的な事項について質問されるようお願いをいたします。質疑はありませんか。
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
ここでお諮りします。ただいま議題となっております第14号議案については社会文教委員会へ審査を付託したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。第14号議案については社会文教委員会に審査を付託いたします。

議 長 | 以上で本日の日程は全部終了しました。本日の会議を閉じ、これで散会とします。御苦
労さまでした。

散 会 | 午後2時34分

平成29年6月飯島町議会定例会議事日程（第2号）

平成29年6月12日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第1 一般質問

通 告 者

久保島 巖 議員

橋場みどり 議員

滝本登喜子 議員

中村 明美 議員

浜田 稔 議員

竹沢 秀幸 議員

○出席議員（12名）

1番	本多 昇	2番	滝本登喜子
3番	久保島 巖	4番	好村 拓洋
5番	橋場みどり	6番	浜田 稔
7番	竹沢 秀幸	8番	折山 誠
9番	坂本 紀子	10番	三浦寿美子
11番	中村 明美	12番	堀内 克美

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
<p>飯島町長 下平 洋一</p>	<p>副 町 長 唐 沢 隆 総 務 課 長 唐 澤 彰 企画政策課長 堀 越 康 寛 住民税務課長 大 島 朋 子 健康福祉課長 中 村 杏 子 産業振興課長 久 保 田 浩 克 建設水道課長 片 桐 雅 之 会 計 管 理 者 堀 内 喜 美 江</p>
<p>飯島町教育委員会 教育長 澤井 淳</p>	<p>教 育 次 長 林 潤</p>

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	小林 美恵
議会事務局書記	宮下 弥紀

本会議再開

開 議	平成29年6月12日 午前9時10分
議 長	おはようございます。これから本日の会議を開きます。 本日の議事日程はお手元の配付のとおりです。
議 長	日程第1 これから一般質問を行います。通告順に質問を許します。なお、一般質問は通告制ですので、質問趣旨にのっとり明確に質問するようお願いをいたします。 3番 久保島巖議員。
3番 久保島議員	それでは、通告に従いまして一般質問を始めてまいりたいと思います。今回、私は、大きく3点につき御質問をいたします。車座集会の件、それからふるさと納税の件、そして合葬式墓地の提案、この3点でございます。まず最初の車座集会についてお尋ねをしてみたいと思います。車座集会「町長と話そう飯島の未来」と銘打って、4地区で各公民館ごとに開催がされました。私はそうっと3区、3カ所、のぞいてまいりました。その感想は、ちょっと寂しかったなあという実感でございます。今回は、各区の地域づくり委員会との共催という形でございます。その関係か、どうしても役員さんというのか区会議員さんの参加がほとんどで、一般の方は少ししかない、動員がかかってですね、やむなく参加したんだというような感じの人が多かったという感がございました。町長は、今議会の冒頭のごあいさつの中で「私の考えていることを直接語りかけることができた」また「活発な御意見、提案もいただいた」というふうな表現をされておりました。しかし、私の捉えたっていか、感じた雰囲気とは多少ちょっと違うなあというふうに感じたところです。今回のですね、車座集会を開催するに当たって目的っていうのは何だったんだろうか、それから、対象者、ターゲット、ここをどこに当てていたのか。お世辞にも参加者が多いとは言えなかった。この状況も踏まえてですね、どんなふうな目的、ターゲットで開催したのか、その点をお伺いいたします。
村 長	おはようございます。それでは、一般質問が始まりました。まずトップバッターの久保島議員にお答えしてまいります。車座集会についてでございます。車座集会「町長と話そう飯島町に未来」は、町長と町民が語り合うことのできる機会として5月9日から5月16日にかけて町内4地区の会場で計画いたしました。町が今どんなことを考えているのかをお聞き取りいただくとともに、皆さんが日ごろ思っていることをぜひお聞かせいただきたいとの趣旨で、全町民、全年齢層を対象に参加を呼びかけたところでございます。結果としましては、参加者数は4地区の総計178名で、参加の顔ぶれは、移住して間もない方や若い方もいらっしゃいましたが、総じて地域の役員の皆様方が多く、また、年齢層も高齢の方が多かったように感じております。町としましては、より多くの方、幅広い年齢層の方に参加をいただきましたかったという点では課題が残りました。総評としては、町が考えて

いる未来への思いの一端を町長の言葉で直接聞いていただくよい機会となったと同時に、各会場参加者から活発な御意見や提案等をお聞きすることができましたことは有意義な集会だったと思っております。

久保島議員

目的のお話はちょっとわかりにくかったんですが、私の、ちょっとげすの勘繰りと言われるかもしれませんが、今回の補正予算の中でいきなり出てまいりました千人塚公園の観光支援拠点施設ですか、その辺の布石を投じたのではないかなあという節もございまして、私の思い過ごしだったのでしょうか。しかしですね、町長のお話をお聞きすることができたという——することができたという話、町長、ございました。確かに、町長の思いがですね、述べられたんだろうと思います。1時間半の設定の中で、長い会場は約55分、町長のお話。短いところでも45分ぐらいありましたかね。というお話の中で、懇談に、意見交換に、交流に費やした時間っていうのは30分ぐらいということで、ちょっと寂しかったなあ。もっと、その意見交流っていうところに重点を置いてもらいたかったなあというところも期待をしてたわけでございます。こういうふうにして町長の話だけなら、どうも参加したくねえなあっていう雰囲気もですね、帰りの雑談の中で私も聞くことができましたので、ちょっとそここのところの時間設定等の模様がえが必要だったんじゃないか、今後ですね、もしこういうことを開くとすると、ちょっと参加者のさらに減少が見込まれるんじゃないかなあとちょっと心配するところです。それにしてもですね、住民の皆さんの行政に対する関心の薄さっていうのを感じて、非常に切ない思いをしたところでございます。議会でも住民懇談会をですね、毎年ずっとやってきているんですが、参加者が少ない。そこで、この町長の車座集会で、きっと何かヒントがあつてですね、いい懇談会ができて、我々の参考になるんじゃないかなあと思って私は、ちょっと、そつとですね、そつとって言っても、人数が少なかったもんですから、すぐ町長と目が合っちゃってますけど、偵察に行ったというような状況もあつたんですね。しかし、そういう状況でございました。町長は現時点で非常に有意義だったという、先ほどお話いただきましたけれども、ちょっと年齢層も高かったよという話、それから役員さんが主だったよと、もちろん移住してきた若者のね、御夫婦、私もちょっと行ったんですが、本郷でですね、3人ぐらいですかね、いらっしやって、非常にこれはよかったなあ、その人たちもちゃんと意見を述べてたっていうことが、非常に助かったっていうかですね、ほっとしたところです。その辺も踏まえて、町長、今手応えをですね、もう一度お聞かせいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

町長

行政と住民の皆さんの懇談会というのは、執行側の、役場側の懇談会、あるいは、もう一つは議員さんたちの懇談会、大きく分けてその2つが町民の皆さんとの懇談会という場を設定できる機会かなというふうに思っております。総じてですね、そのような場合には、断片的な問題がその会場で意見として出される。逆に、そういったところで意見を手挙げて言うんだという雰囲気は、なかなか限られてくると、そういうところの場所で意見を行政、町政に対して言う方というのは限られてくるかなあというふうに思います。ですから、懇談会、意見交換会っていうときのほうが、逆に構えてしまって町民の皆さんが出てこれないような、私は気がしております。それよりも、行政の窓口へ行ってですね、耕地等の

お願いをするということ、それも飯島町役場は常にその門戸を開いていますから、いつでもそういう御意見をお伺いするという場面はあります。それに加えて、みんなが集まったところで手を挙げて言わなきゃならないという、そういった気持ちというのはなかなか難しいということはお察し申し上げるところでございます。ですから、人が集まらないのかなあというふうに思います。しかし、今回の私の車座集会、約1時間ほどにわたって私がお話させていただいたのはですね、この町を預かるリーダーとして、行政の理事者としてですね、今のこの時代、経済、政治、これを受けて今運営を担っているわけなんですけれども、そういった人間の大局観、何をどのように捉えて、大きな方向性としてはこういう方向性に向かっているんだと、こういう政治信条、政治哲学というものをしっかり伝えたかったんです。こういう機会はなかなか少ないかなと思ってます。こういう会、懇談会は数あれども、そのトップリーダーがですね、大きな大局観をつかんで、この問題についてはこのように考えている、それは目の理論の部分からですね、こういうふうにお話なけりゃならないんですけども、ですから、1時間半ほど話させていただきましたけども、大きな根っここの部分では3つか4つだったかと思えます。それを、こういう議会が始まる、ごあいさつとか何とかってというのは断片的、部分的なお話しかできなかつたことに、私は、もうちょっとやっぱし語って、なぜこういうふうと考えておるのかちゅうことを伝えなきゃならないと、それは私の仕事であると、行政を担う人間の、こういう思いで、こういう哲学で、これ、こういう政治信条でやるんだと、そして、その後、戦略、戦術、作戦というのはそこから出てくるもので、枝葉の部分は何れでもやり方はあるんです。しかし、根っこから根幹の幹については、このように考えているということ、やっぱしオピニオンリーダーとしては、そういったものをしっかりと持って、地域住民の方に伝える必要があるだろうと、この機会を与えていただいたわけでございます。ですから、逆にですね、私の施政方針等をまず述べさせていただいて、そして、それについての御意見という、「ああ、何を考えておるか聞こうじゃねえか」と、こういう気楽の場のほうがよかったかもしれませんと、逆に今は思っているところでございます。いずれにしても、伝えたかったことは、私の信条、信念、哲学を申し伝えたかったわけでございます。ですから、集まった方々は、区の役員さんでしたけれども、役員さん方にも、そういった本当の気持ち、芯からのお話っていうものをなかなか話す機会がなかった。少なかったからです。でも、そういうことが伝えられてよかったかなと思っています。逆に、何か陳情とか、この部分についてのお話をしたかった方については、ちょっともの足りなかったかなあと思えますけれども、それは、いつでも聞く場面がありますから、その部分は今回抑えていただいて、私の分を話しをさせていただいた、こういう目的があったわけでございます。以上です。

久保島議員

はじめてその目的がわかりました。やっぱりですね、そのそういう目的があるんだつたら、町長と語ろう未来じゃなくて、町長が大局を示しますという、そういう集め方っていうのがやっぱり必要だったんじゃないかなというふうに思います。時間も迫ってまいりますので次の話に移りたいと思います。

2番目のふるさと納税の件でございます。総務省はですね、4月1日に寄附額に関する

返礼率を3割以下にするようにということで全国に通達をしたという報道がされました。伊那市などは、これを受けてですね、3月31日からしばらくの間申し込みを中止するというような状況もあったというわけでございます。総務大臣がですね、伊那市を名指しで指摘するっていうようなことがありまして、伊那市は非常に困惑をしたと、10万円以下の家電製品等を除外する方針が打ち出された。しかし、もう一度ですね、10万円以下の家電製品も再度省くようにということが行われて、5月9日にすべての家電製品を除くという方針が出されたということでございます。駒ヶ根市でも大幅な見直しがされた、高額なもの、資産価値のあるものについては外したというところでございます。飯島町も、返礼品の中にですね、飯島オリジナルフルーツ、これが3種類入っております、高額で、しかも資産価値があるものだろうというふうに思います。しかし、現在、ホームページでもですね、消えてはいませんし、パンフレットも変わっていることはありません。報道によりますと、年間3億円を超えるような自治体に対してだけ通達が来たということも言われておりますけれども、我が町は、その対象外というわけにはいかないだろうというふうに思っているんですね。総務省の要請では、5月—6月ですね、6月5日までに見直しの報告をするようにという求めがあったようでございますが、飯島町では報告はされていないというふうに認識をしています。通達が届いているのか、いないのか、届いていないとすれば、その近隣の状況等を、その通達をですね、どう受けとめておられるのかお聞かせいただきます。

町 長 次にはふるさと納税の件でございます。御存じのとおり、新聞紙上をにぎわしております、ふるさと納税が過熱気味と、こういう報道がなされておるところでございます。ふるさと納税、本来ですね、この地方創生を行政、政府が打ち出した時点から始まっているかなと思っています。というのは、長引く景気低迷によって地方が疲弊する、疲弊した人口が都市へ集まると、こういう減量の中で、せっかく大きく育て上げた地方で育った若者たちが、稼げるようになったら東京で行って稼いで、その税金を東京で払っていると、田舎は、そういったことで疲弊して不公平じゃないかと、こういう不公平感がある中で、都会に住んでいるんだけど田舎のことを思っているよと、こういう気持ちを納税、ふるさと納税という形でフィールドバックしようと、こういう本来の政策があったかと思えます。全くその件については、私は、この政策については最近になく直接的ないい政策だなあというふうに思っているところでございます。今後も、その意味ではしっかり取り組んでいきたいと思っています。もう一つ功罪はですね、そういった課題を与えられて、各日本中の地域の行政がですね、我が町の産物、特産をいかに買っていただくかという、そういう積極的な動きが初めてとられたのかなあというような気がしております。そういった部分で、想像力豊かなところはですね、それなりの成果が上がりました。しかし、それが自由度に制限がなかったもんですから、こういう過熱気味と、こういう状態になったんではないかなというふうに思っております。その部分は戒めなければならないところは戒めることがやっぱし必要かなというふうに思うところでございます。政府からはですね、どういう通達が来たかについての詳細については、担当課長よりその状況をお話させていただきますと思います。

企画政策課長

それでは、私のほうから通知等の関係についてお話をさせていただきたいと思います。まず、総務省から通達が町に来ているかについてでございますけれど、総務省からは、通知が県を通じて二度、町へ届いております。一度目は4月4日受け付けで、「ふるさと納税にかかわる返礼品の送付等について」の中で、返礼品について資産性の高いものは送付しないこと、また、返礼品の返礼割合が3割以下とすることへの対応が求められる通知でございました。二度目は、5月29日受け付けしておりますけれど、「ふるさと納税に係る返礼品について」という通知の中で、同内容について速やかな見直しに徹底が求められる内容でございました。なお、総務省から直接町へは、そういった通達は来ておりません。先ほど議員がおっしゃったとおり、多分3割以上であるとか、あるいは期限を切ったの回答が求められたのは、多分その総務省から直接送られた市町村だったのではないかと想像いたします。このことを町はどう受けとめているかでございますけれど、その総務省の通知で各地方公共団体が独自の取り組みとして行っている返礼品の送付については、確かに地方団体の競争が過熱していること、また、一部の地方団体においてふるさと納税の趣旨に反するような返礼品が送付されていることが指摘され、町でも同様の傾向があります。競争がさらに過熱することを懸念しているところでございます。ですので、やはり全体としては、良識の範囲を設定することは、町として総務省の考えに十分受けとめてまいりたいと考えております。

久保島議員

十分総務省の考えを受けとめていくということでございました。

2-2にまいりますけれども、信濃毎日新聞の取材でですね、県内で返礼率の高い市町村っていうのが公表されてまして、6割超っていうのが4市町村ありました。5割超っていうのが6市町村ございまして、その中に飯島町は含まれているわけでございます。要するに、企画政策課長も以前おっしゃったようにですね、半返しを一応めどとしているんだというお話ございました。そのとおりだというふうに思います。返礼率が高い市町村すべてが通達を受けたわけではないんでしょうけども、先ほども言いましたように、寄附金総額が3億円を超えるような市町村に対して見直しの通達がされたというふうに私も理解しています。でも、我が町は関係ないよっていうわけにはいかないし、良識的の範囲内で進めていますよっていうことでも言いわけはつかないんじゃないかなというふうに思っています。当然ながら3割、30%以下という見直しが必要なんだろうというふうに思います。ちなみにですね、高森でもですね、米が対象になりました。それで、豊丘村ではですね、梨まで対象になったということで、非常にですね、その何が対象で何が対象じゃないかというところがね、よく見えないところですね。見直しをしていくとすれば、ホームページの改定とかですね、パンフレットもつくり直さなきゃいけない、そういう新たな費用も出てくるでしょうし、それから、歳入見込みもですね、減ってくるだろうと、それに伴って事業計画していたものもですね、変更せざるを得ないんじゃないかなあということも考えています。この辺のですね、全体、計画の見直しっていうこと、それから返礼率の見直し、返礼品の見直し、この辺を企画しているのかどうかお伺いしたいと思います。

企画政策課長

それでは、町の考え方になるところでもございますけれど、今まで、町としましては、ここの地域というのはいわゆる半返しという中で、5割程度という考え方を持って進めて

きておりました。ただ、先ほどの新聞報道は、当町の関係では送料が含まれた金額で公表されておりますので、送料が入っているところとないところが混在しているということは御理解いただきたいと思います。総務省から示された方針につきましては、具体的な良識の範囲について、国と従来の町等で認識は差はあったものの、今回国が示した基準に従い返礼品の返礼割合を3割以下と変更していきたいと考えております。この実施時期につきましては、十分な検討が必要ですが、速やかにという中で、今年度いっぱい検討させていただいて、平成30年度には変更できるように進めていきたいというふうに返礼割合の関係は考えております。ただ、その資産性が高いと言われたそのものについてでございますが、このフルーツは、飯島オリジナルのもので、一部だけをつくって飯島のものとは言ってはございません。このハンドメイドで手がけられ、また、いいちゃんのイラストや御本人のイニシャルも刻印され、問題とされている、その換金、転売っていうのも考えづらいものでございます。ですので、これについては、その変更の時期とか、その変更の方法、これについては、もうしばらく十分な検討をさせていただきたいと、このように考えております。

久保島議員

今年度はね、このままで行って、30年度から3割ということにしていきたいという方針だということです。じゃあ、今年度は、その見直しはないということだというふうに理解をさせていただきました。

2-3にまいります。町長はですね、以前もこの問題のときに地域産業の振興に貢献するよと、積極的に取り組まない手はないんだということをおっしゃってて、きょうもその話をされました。私もですね、まったく同感でございます。税制優遇までしてですね、ふるさと納税の振興を図ってきた、その経緯に反して、総務省がですね、どうも都会の自治体の不平不満にですね、応えて、どうもおかしいんじゃないかと、少し見直しをしてもらって返礼率を下げてもらったらどうだっていうような意見が出されたんじゃないかなあと思います。ちょっとねえ、勘繰りしちゃいけないんですが、そういうものじゃないかなあと思って、非常に私も違和感を感じているところです。頑張って返礼を出す、いいじゃないですかと思っているんですね。とはいえ、町長もおっしゃってたように、本来のね、自分のふるさとに対して還元する、寄附する、それから頑張ってる自治体にですね、協賛して、これを使ってくださいよっていう形で届けるという、そういう本来の趣旨っていうのは私も理解するところなんです。まあ、過剰な競争っていうのはやっぱ避けなければならないっていうふうに思いますし、そこがですね、注目されて、マスコミで非常に取り上げられて、お得なふるさと納税っていうようなね、特集が組まれたりして、そこら辺もちょっと違和感があったんですが、しかし、人は弱いもので、幾らよいことをしてもですね、多少見返りっていうのもやっぱ期待しちゃうんですね。単に、そのふるさとの広報誌が送られてきますとか、お礼のお手紙が来ますとか、年に4回ごあいさつが来ますとかっていうんじゃあ、やっぱちょっと寂しくて、何かやっぱ見返りが欲しいんじゃないかなあというふうに思います。その点も含めてですね、他町村との差別化っていうことも含めて、今後、企画をですね、なれていくっていうことを求めていくわけでございます。

さてですね、このふるさと納税をですね、じゃあどのような位置づけで今後持っていく

のか、どう活用していくのかっていうことに際してですね、今までとのスタンスの違いっていうのは出てくるのかどうか、その辺を含めて町長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

町長 今後、ふるさと納税をどう位置づけていくかにつきましては、国と町とで、良識の範囲につきましては、認識に差はあった、いわゆる良識的には、ここら辺の通常半返しという常識が国では3割だと、ここが、こういう違いはあったものの、本来の制度の趣旨、本来の制度の趣旨で、ふるさとや地域、団体のさまざまな取り組みを応援する気持ちを形にする仕組みであること、また、ふるさと納税を通じて寄せられた資金を地域の活性化に資することについての、この大目標については、従来の取り組みや国の考えと変わるものではありませんので、今後も、当町も、このように考えを変えることなく、良識の範囲を尊重し、推進を図ってまいりたいと思っております。

久保島議員 ぜひですね、私も、そのふるさと納税をですね、うまく活用して、善意あるお志をですね、集めたらよいんじゃないかなというふうに思っています。

そこで、2-4でございます。何回も言っちゃってちょっと恐縮なんですけど、このふるさと納税の本来の趣旨に立ち返ってですね、多分、納税者の皆さんも多少変わってくるんじゃないかなあと、本来、頑張る小さな地方の自治体をですね、応援していく形になっていくだろうというふうに思っています。返礼品重視から、趣旨協賛型というんですかね、目的賛同型っていうんですかね、その辺のところになっていくんじゃないかな、〇〇に使うのでぜひ御寄附くださいっていうような、いわゆるクラウドファンディング的なですね、そういう取り組みも出てくる、多分あると思います。と思いますが、増えてくるだろうなあというふうに思います。そこで、私は以前にも提案をしていました飯島氏のですね、資料館をふるさと納税でつくりたいと、ぜひ協賛いただきたいっていうことを始めたらどうかなあっていうふうに御提案をします。御存じのように、飯島という氏はですね、飯島が発祥だということで、どこの辞書にもですね、それから姓名辞典とかにも載っているということで、全国の飯島さんはですね、この飯島氏の系列から出ていったんだというふうに思っています。その点でですね、全国の飯島さんからも多分協賛を得られるだろうと。それから、なぜ飯島がこの飯島氏が発祥したかっていうと、やっぱり肥沃な土地、それから、この川に囲まれて水に恵まれている、このところがですね、やっぱり飯島という名の由来だというふうに思いますけれども、これは、もう石器時代からその傾向はあったわけですね。もう既に住みついていた人が何人もいて、その人たちが水田を始めて、水耕を始めてきたというような状況もあると。ですから、石器時代、弥生、縄文、弥生から始まって、資料は、やっぱり、なぜ飯島氏がここに根づいたかというところから始まると、もちろん、その戦国時代からはもちろん入れて、それから、今度は飯島氏がだんだんさびれていくんですけれども、飯島という町が、伊那谷でですね、の中心、文化、経済の中心だったということも当然知らせていく必要があるだろうと、ことし取り組んでいます伊那県庁150周年、この辺も取り切れて、ずうっと流れの中でですね、飯島氏資料館というようなものしたらどうかなあということを思っています。これ、単年度でできないと思いますので、私のこれは案なんですけど、11月4日をですね、飯島の日と、「いいしま」ですからね、

にして、その日に飯島氏サミットを開くと。全国の成功してる飯島さん、政治、経済でもいいですし、音楽でもいいし、そういう人たちを呼んでの講演会なりで、11月3日はですね、前夜祭でお祭りをする。花火を上げて、おみこしを出して、ちょうちん行列でもいいですし、伊那県庁150周年と関連したようなね、そういうのもいいだろうと、そうすると、お祭りもできる、飯島も歌えるっていうことで、この進捗状況を報告しながらですね、何年後かにこの資料館をつくっていきますという長い取り組みをするということをしたらどうか、と。ちょっと簡単に考えていたんですが、そういう取り組み、これは例ですけれども、そういう取り組みはどうだろうか、ふるさと納税を使った新しい形での提案、この辺を町長どうお考えかお伺いいたします。

企画政策課長

ただいま趣旨賛同型という一つの御提案をいただいたところですが、今回の総務省の通知により、その納税者の意識が返礼品重視から趣旨賛同型や、また目的協賛型に変化することとしましたら、町としてもすばらしいことだと考えております。今まで4つの使い道、町が誇る自然環境を後世に残すため、また、町の子どもたちを守り育てるため、また、生き生き元気なまちづくりのため、また、町の夢実現のためという4つのメニューから選んでいただいておりますが、今後、より具体的な趣旨賛同型で好ましい事業がありましたら、有効と思えますので、取り入れてまいりたいと考えております。

久保島議員

課長おっしゃっている、その何かあったらということなんですが、具体的には何か考えることがございますでしょうか、お伺いいたします。

企画政策課長

今のところは、具体的なものはございません。ただ、今回御提案をいただきまして、今後検討をさせていただきたいと思えます。

久保島議員

ぜひですね、やっぱりふるさと飯島を後世に伝えていくんだという思い、それから、子どもたちにもですね、誇りと郷土愛っていうんですかね、それをもってほしいということからもですね、ぜひ、私は、よろしいんじゃないかなあというふうに思います。それから、全国の飯島さんの中にですね、やっぱり「ああ、そうなんだ」という人もいらっしやいます。実は、私、この1月にですね、米俵マラソンの関係でですね、東京ドームで開かれたふるさと祭りというのに行ってまいりました。そこで米俵マラソンのPRをしながらですね、飯島町ということを書いて歌ってまいりました。そしたらですね、ある若いカップルがですね、来まして、「私は、マラソンには興味ありません」と、「でも、私、実は飯島っていう、旧姓飯島っていうんです」と言ってきたんですね。だから、「ああ、飯島さんだったらですね、うちの飯島と100%関係あります」ということをですね、申し上げて、そしたら、その彼女はですね、「ぜひ訪ねてみたい」というお話もいただきました。そのときにですね、「ああ、そうだなあ。やっぱりそういう人たちを受け入れる態勢っていうのはやっぱり必要だなあ」というふうに思いました。中にはですね、やっぱり知らない人もいらっしやると思いますが、飯島っていうのはっぴを着てですね、飯島町っていうのはっぴを着て場内を歩いていますと、あのときには大体45万人かな、ぐらいの人が集まってきてまして、その日の1日、2日のことですので4万人かそこらだったと思いますけれども、その中のお2人でしたけれども、そういう声をかけていただいたということですね、非常に意気を高くしたところがございます。各地にですね、飯島っていう地区がございます。神

奈川にもあります。鎌倉にもございます。それから福島にもございます。それもですね、皆、多分こっちから行ったんじゃないかなあというふうな思いもはせているところがございます、ぜひとも、その取り組みを提案をしたいというふうに思います。町長にもお伺いいたします。その辺のところの趣旨、ちょっと感じていただけるでしょうか、お答えをいただきたいと思いますが。

町長 これは、大きくまちづくりの一環としてですね、飯島氏という、こういう独特なその名称については、うまく売り出す必要があるかなと思います。地域の特産品、米等、いろいろありますけれども、その方向性がですね、やっぱり一つに向かう必要があると思っています。いろいろネーミング、観光産業、いろいろありますけれどもですね、総じてすべてのものが一つの方向性を向く可能性、向くことが、小が大に勝つ、疲弊する地方が大に勝つ一つの方向であると、こういうふうに思っています。ですから、今の御提案については、その部分においてはですね、適切なお話かなというふうに思っております。一つの方向性をすべてが向かわせるには、やっぱり時間がかかってくるというふうに思っております。

久保島議員 すぐね、やりましょうっていうことではなくて、だんだんにですね、できていたらいかなあというふうに思っているところです。飯島っていうのもですね、やっぱり米、飯の島、米の島でございますので、やっぱりその辺のところも含めて、取り組みとしてはいいのかなあというふうに思っていますので、ぜひとも前向きな御発展的な取り組みをお願いをしたい、求めたいと思います。

最後の問題にまいります。3番ですが、合葬式墓地の提案をしたいと思います。合葬式って言うのもちょっとびんと来ないかもしれませんが、実は、伊那市でですね、伊那市のますみヶ丘市営霊園に、この3月からですね、合葬式の墓地、仙望の丘というんですかね、が建設されまして、その募集を始めたところがございます。将来的に墓を継いでいく人がいない場合とかですね、少子高齢化や核家族で、また非婚化っていうこともございまして、家族形態の変化などでお墓に対する考え方っていうのも多様化してきているということは現実だと思います。その辺でニーズが高まっているんだという伊那市の判断でございました。この仙望の丘なんですが、15年間、192カ所——区画あるのですね。個別埋蔵の棚が用意してありまして、その棚に骨箱ですね——骨箱じゃないなあ、多分、どうかなあ、骨箱だと思うんですが、それを納めるということで、15年たつと地下の共同埋設所に直接あけるというようなことをしているわけですね。それによって、直接最初から地下へあけるという方もいらっしゃるようですが、それによって単価的には違ってくるという状況でございます。これがですね、無縁墓の発生とかですね、それから管理料っていうのが当然出てくるんですが、それが徴収できなかつたりというような問題を解決していくというメリットがあるというふうに言われています。実は、私も町内でですね、なぜこのような取り組みがということを感じているのはですね、移住されてきた方、ちょっと高齢っていうか、我々ぐらいの年代なんです、それや、あと非婚化の方がですね、樹木葬の会というのを、グループをつくっていらっしゃるんですね。これは下伊那のあるお寺の一面を借りて、木を、桜の木だったと思うんですが、植えて、火葬後ですね、そこにまくような形で、グループの皆さんがお参りをして管理をしていくんだというグループなんです

ね。それをつくっていらっしやると、だから、私は、やられて、ああ、やっぱりそういう時代も来るのかなあというふうに思っています。お子さんがいなかったりですねえ、あと、お子さんが遠くにいられて、残された方々に迷惑をかけたくないなあとかですね、そういう思いからそういうことが取り組まれているんだろうというふうに思います。定住促進を進めていく中でですね、やっぱり、最後、じゃあどうなるんだろうかっていうことも、心配されている方もですね、年配の方にはいらっしやるということも聞いております。やっぱり町で管理するですね、そういう合葬式墓地っていうのもですね、必要になるんじゃないかなあと思って提案をするところです。最後の最後まで面倒を見る町ですよということをお願いしていくということでございます。実は、私も、霊園のですね、役員をさせていただいておるんですが、あるところの方はですね、実はひとり暮らしの女性の方が亡くなって、下伊那にお住いのおいごさんがですね、後の面倒を見れないからということで、お宅も片づけると同時にですね、ちゃんと墓じまいをしてですね、返していったという方もございます。しかし、そんな方はまれですね、大概是、もうほったらかしということで、草はぼうぼう、お墓は傾いてくるというような無縁墓っていうのも、実は、私の関係している霊園でもあるところがございます。この話をですね、なぜするかといいますとね、実は、北町霊園の近くに土地をお持ちの方がですね、町で有効利用していただけるのならば、譲渡するっていうか、提供してもいいよという志をお持ちだということをお聞きしたわけでございます。そのときにですね、伊那市のこのあれ、合葬式墓地が浮かんだわけでございます。ぜひですね、この前向きな取り組みがされていただきたいなあというふうに思っているんですが、町長のお考えをお聞かせいただけます。

住民税務課長

それでは、町の現在の墓地の状況から御説明をさせていただきたいと思います。現在、町の共同墓地で、直接町で管理をしておりますのは東小段墓地のみでありますけれども、それ以外の共同墓地につきましては管理組合での管理に移行しているのが現状でございます。移行した——管理を移行した共同墓地であってもですね、やはり、後継者がいないために墓石を建てる予定がなく、墓地を希望する方に譲りたいという御相談が町にあるのも現状でございます。逆に墓地をお探しの方の相談も、数は少ないんですけども若干あるというのが今の状況でございます。町としましては双方へ御紹介をする等の対応をしているところでございます。また、町で直接管理しています共同墓地には、まだ随分の空き区画があるというのが現状でございます。また、少子高齢化や核家族化の背景としまして、お墓の承継者が不在となる場合ですとか、寺院での永代供養を実施しているなどのさまざまな形態が見受けられるっていうことも現状であるところでございます。合葬式墓地の新設につきましては、そういった現状ですとか、あと、先ほどもありました、お話をしましたが、御相談をいただいている墓地ですとか、空き区画の解消といった課題もありまして、今のところ合葬式墓地についての設置の考えは、設置の考えはございません。

久保島議員

そのね、ちゃんとした個人別の墓地を持ちたいという方は、それでももちろん結構なんですけど、そうじゃなくて、やっぱり今後のことを思ったらですね、ぜひ合葬式墓地が欲しいよという声も聞いておりますので、ぜひ、その辺のところも御検討いただきたいと思いますが、町長はどうですか。

町長 合葬式となると、しっかりした敷地も必要だろうと思いますし、何よりも、そこへ入られる方がどれだけ需要があるかということかと思ひます。時代の流れの中で考えることかなと思ひておひります。

久保島議員 それではですね、やっぱり、今後いろいろ調査をしていただいて、需要があればですね、土地を提供してもいいよという方がいらっしゃるといふことも念頭に置いていただいて、ぜひとも前向きな御検討を求めまして、私の質問は終わりにしたいと思ひます。

議長 5番 橋場みどり議員。

5番 橋場議員 それでは通告に従ひまして質問いたします。女性視点の防災ブックについて、障害者差別解消法についての2件をお聞きいたします。

では、1-1としまして町の地震想定をどう考えるかお聞きいたします。伊那谷断層帯の地、地震では——地震で町では中央道から天竜川にかけたほとんどの地域が震度6強で、その中に震度7の地域が散在すると想定されています。熊本地震では大きな地震は起きないと思われていた場所で震度7の地震が連発しておきました。これは全く想定していなかったと言ひています。想定外だったのです。当町でもそうした想定を超える可能性もあると思ひますが、町長はこの点をどのように考えておられるのか、お願いいたします。

町長 続きまして橋場議員の御質問でございます。地震災害の想定についてでございます。平成27年3月に県が公表した第3次長野県地震被害想定調査報告書によりますと、当町での被害が想定されている地震は、東海地震及び南海トラフ巨大地震と伊那谷断層帯を震源とする地震、この3つとされておひります。伊那谷断層帯の地震では、震度6強以上の揺れが生じ、地盤の液状化現象や土砂災害が多発すると想定されていますが、これは、30年以内の発生確率はほぼ0%とされています。その一方で、東海地震や南海トラフ巨大地震に關しましては、いつ起きてもおかしくない状況とされておひり、これらの地震が発生した場合には、震度6弱以上の揺れが生じ、液状化現象や土砂災害が起き、被災する範囲も広範囲に及ぶとされています。まず、東海地震での人的被害は、死者はゼロ、負傷者は47人で、避難者は79人との想定があります。建物被害につきましては、全壊2棟、半壊77棟となっています。次に南海トラフ巨大地震での人的被害は、死者は数名、負傷者は70人で、避難者は2,230人との想定がござひます。建設被害については、全壊30棟、半壊400棟と大変大きな被害をもたらすことが想定されています。このことから、南海トラフ巨大地震による被害を想定する必要があると思ひておひります。今現在つかんでいる地震災害での想定はこのようになっておひります。

橋場議員 想定はそのようになっておひりますけれども、町としての想定はどうなんでしょうか。熊本地震におきましても7回地震が起きたんですけれども、その所は全く想定していなかったと言ひておられます。そうしたことから、そうした中で、またそういうことが起きておひるわけでありまして、飯島町に關しても、土砂崩れ、土砂災害っていうのはほんとにあらゆるところで起きるといふことが十分考えられるわけです。飯島町に關しての想定は、町長はどのようにお考えになっておられるんでしょうか。

町 長 町としての想定という、そういった地震の分析等をする能力は、町にはないと思っています。しかし、これを補完するために各県、国の機関が出している情報のもとに対応しなければならないというふうに思っております。

橋場議員 わかりました。では、その町——県の、県とか国の情報のもとに想定外でなかったというようなことがないような準備をしていただきたいと思います。

それでは1－2です。今年度の防災訓練の内容はどういうふうになっているのかお聞きいたします。

総務課長 それでは、今年度の防災訓練の関係につきましてお答えをいたします。今年度の防災訓練につきましても、震度6弱の地震発生を想定しました地域地震総合防災訓練を9月3日に予定しております。今回も地域分散型の訓練を予定しておりまして、訓練での必須事項といたしまして、1つには、人命救助につなげるために世帯ごと、隣組ごと、自主防災ごとの安否確認の実施とその集約、また災害対策本部までの情報伝達訓練の実施を行うこと、それから、2つには、災害発生時に手助けが必要となります御高齢の方や障害をお持ちの方につきまして、誰が誰を手助けするのかを隣近所で確認し合って、要配慮者助け合い台帳の点検と更新を行うこと、3つには、自主防災会によります各家庭での家具等の固定状況の確認を実施することでございます。以上、この3項目を各自主防災会で取り組むべき基本的な必須事項として提案をしていく予定でございます。また、これ以外の訓練といたしまして、ハザードマップによります地域内の危険箇所の確認、防災ハンドブックを使つての学習会の開催、防災備蓄品や資機材の点検、動作確認など、地域での実情に応じた自主防災会で目的を持った訓練としていただくよう提案をしまいる予定でございます。

橋場議員 大体昨年と同じような内容なんですけれども、いつも訓練の後ですね、皆さん帰られる中で、この訓練の内容についてぼそぼそ話をしながら帰るわけなんですけれども、この訓練終わった後にですね、いつも、一日をかけてもいいので、もっと実践に合った訓練をしてほしいということたびたび聞かれる言葉です。これしかできないとか、この人しかできない、このやり方が常だというやり方でいいのかどうか、耕地、自治会で実践に即した訓練や避難所訓練がいまだ計画にないのはなぜでしょうか。課長、お聞きいたします。熊本地震でも、避難所運営の知識や訓練経験のある職員、また住民がほとんどいなくて、何をすべきかわからず、誰もが指示待ちだったと聞いております。残念なことに、熊本地震でも東日本大震災の教訓は生かされていなかった。先ほども言いましたが、想定していなかったからです。本当にいつ起きてもおかしくないことに、これでいいのでしょうか。町民の間でも、皆、危機感がないということはおつぶやかれております。実践に合った訓練をしてもらいたいのですが、その点はどうでしょうか。

総務課長 まず避難所等の開設の関係でございますけれども、それぞれ区等の自治会、区等の自主防災会の計画によりまして避難所等の運営の訓練、自主的にやっただいてるところもでございます。また、職員につきましても、そういった訓練のほう、自主的に参加しておるところもでございます。今年度でございますけれども、地域防災計画の全面改定をしてございまして、その部分、また計画の策定におきましては、より細部の検討が加えられると思っております。また、それに基づきましてマニュアル等を作成しながら行っておりまして、

橋場議員	<p>計画をしておるところでございます。</p> <p>ぜひですね、自主的参加ではなくて、全員が、町全体がそれに参加してやっていくような形にとっていただきたいと思いますので、ぜひその点は検討していただきたいと思います。</p>
	<p>次、1-3にまいります。耕地・自治会女性部の活用を考えているかについてお聞きいたします。町の婦人団体が解散してから耕地、自治会にはないところもありますけれども、女性部があります。山久耕地女性部の例を言いますと、一昨年は防災講座、昨年は出前講座で大倉さんを講師にお願いいたしまして防災講座を受けました。ことしは、それがさらに発展いたしまして、総代に持ちかけました。そして、耕地全体で聞いてもらうこととなりました。このようにですね、下から広がっていくことが危機感を持って防災に取り組むことにもなり、啓発にも、また地域のつながりにもなり、男女共同参画でとなっていくのではないかと思います。女性部の活用をどのように活用していくように考えておられるのかお聞きいたします。</p>
総務課長	<p>耕地・自治会女性部につきましては、町の防災計画におきましては、現在、位置づけがされていないのが現状でございます。以前の婦人会ですとか若妻会のような、耕地、自治会内に組織があつて日常的に活動しているところもございますし、組織はなくて、耕地、自治会の役、一役として位置づけされているところがあると聞いておりまして、組織また活動が一様でないのが現状でございます。先ほど橋場議員申し上げいただいたように、耕地、自治会では、自主防災組織内での分担がなされているところ、また女性部としての独自の学習会、研修会を設けまして、その取り組みをもとに自治会の役員等へ働きかけて次のステップへ進んでいるというような取り組みもされていることも聞いてございます。こういった、このような先進的な取り組み事例もありますので、町といたしましては、当面は、耕地、自治会の自主防災組織での自主的な活躍、活用を支援しながらですね、女性部の役員の方々へは防災、減災に対しての情報提供を行っていくということを考えてございます。今後、防災面におきましても女性の目線ですとか活躍がより一層重要となると考えておりますので、そういったことを今後また検討してまいりたいと思います。</p>
橋場議員	<p>ぜひですね、そういう女性の活用をしっかりと応援していただきたいと思います。災害を最小限に食い止めるには、住民一人一人が日ごろから災害に対し認識を深め、備えを強化していくことだと思いますので、平時からの女性活用を進めていただきたいと思います。</p> <p>次に1-3、女性目線の非常用備品、食料の備蓄、特に液体ミルクの備蓄を考えているかということをお聞きいたします。29年度予算の防災対策費は、非常用備品39万9,000円、避難所用備蓄食料は50万円しか組み込まれていません。その中には、女性視点からの非常用備品、備蓄食料は何も含んでおりません。観光も大事、定住も大事、安心はもっと大事です。安心のないところに居ついてくれますでしょうか。来てくれますでしょうか。気づかれにくく要望しにくい物資が女性や高齢者にはあります。いつ来てもおかしくはないと常々口々に言いながらも、一体なぜ準備されていないのか。避難が続くと乳幼児の親はミルクの確保が優先になります。母乳が十分なら必要はありませんが、生後1カ月ほどで</p>

母乳だけで足りているのは半数以下だとも言われています。不安やストレスから母乳がとまる、減ってしまうということが出てきます。ミルクをつくるにも、ミルク用の水、哺乳瓶を洗う水、消毒用の水も要ります。赤ちゃんは1日に何度も飲みます。東日本大震災は、では、この事態に液体ミルクが活用しました。この液体ミルクですが、お手元に配付してございます資料をごらんください。この液体ミルクはですね、このようにペットボトルですとか紙パックに入っておりまして、乳首を直接つけたり哺乳瓶に移しかえたりすればすぐに飲ませられるというものです。この液体ミルクですが、これは、皆さん御存じかと思えますけれども、2011年の東日本大震災のとき、フィンランドに住む日本人のお母さんたちが被災者に――被災地に救援物資として送ってくれたとお聞きしています。2016年の熊本地震にも送られ、喜ばれたそうです。粉ミルクのようにお湯を使って調乳しなくてもいいので、災害などでお湯が沸かせないときも清潔なミルクをすぐに飲ませることができます。感染リスクのある乳児には、無菌充填された液体ミルクのほうが粉ミルクより安全性が高いそうです。ただ、残念ながら、まだ日本製のものはありませんが、海外では当たり前前に販売されており、誰でも利用できる状態にあります。国内でも輸入されたものが販売されていますが、値段が高いのが特徴です。東日本大震災、熊本地震で注目され、また、今改めて注目されています。気になる安全性に関しては、WHO、世界保健機構とFAO、国連食糧農業機関がまとめた乳児用調製粉乳の安全な調乳保存及び取り扱いに関するガイドラインには「特に新生児や未熟児といったリスクの高い赤ちゃんには、市販されている滅菌済みの液体ミルクのほうが粉ミルクよりも望ましい」とされています。緊急用の備蓄として液体ミルクの可能性も探っていくべきではないかと考えますが、どうでしょうか。

総務課長

役場の防災倉庫で備蓄しております備品といたしましては、毛布やマット、間仕切り用の段ボール、避難ルームテント、携帯トイレなどでございまして、また、食料では、飲料水のほか、おかゆや味ごはんなどのアルファ米を使った食品があります。今年度からは、役場防災倉庫での備蓄以外に、各区におきまして食料品等の備蓄をしていただくための予算づけも行っております。今後数年かけまして備蓄食料等の整備充実を図ってまいります。また、これまで避難者全員にとりまして必要の高い備品や食料品等の備蓄を進めてきており、御質問いただきました女性目線での備蓄品等につきましては、予算の制約もあり、なかなか整えられてこなかったところでもございます。女性の視点から必要と考えられるものは、プライバシー保護の点で進められました間仕切りやルームテント、女性専用の簡易トイレなどが挙げられます。また、食料では、乳幼児のミルクや離乳食、おかゆなど、その他下着や紙おむつ、生理用品などが考えられます。これらの多岐にわたります品目を町としましてすべて整備するには限度がありますので、必要性の高いものを絞り込んで整備していく必要があると考えております。これまでも各御家庭の家族構成ですとか実情に合わせた備蓄を3日間をめどに御用意いただくようお願いをしているところでございます。9月1日の防災の日、また9月3日の町の地震総合防災訓練に合わせまして、我が家ではどんなものが必要かを話し合ってくださいまして、備えておいていただければというふうにも思っております。御提案をいただきました液体ミルクでございますけれども、現在、国の食品衛生法には規定がなく、国内での製造や販売ができない状況であります。わずか

な量が輸入によりまして通信販売等で流通しているという、とのこと。先ほど橋場議員さんからお話ありましたが、粉ミルクと違いまして、ミルクをはかりましたりお湯に溶かすなどの必要がないこと、いつでもどこでも与えられるというメリットがありますが、価格的につきましては、輸入品 200 ミリリットル入りで1本が 500 円～800 円という高いこと、また、賞味期限が6カ月と短いこと、味が乳幼児の好みに合わない可能性があるなどのデメリットもあると聞いております。2011年の東日本大震災、2016年の熊本地震では、海外から送られました液体ミルクが活用されまして、被災地では大変喜ばれたということを知っています。このようなことを受けまして、ことし3月には国内での製造、販売に向けての検討が厚生労働省で始まったところがございます。国としての方向が決定され、流通が始まった段階には、町といたしましても、この液体ミルクの備蓄につきまして、価格面、安全性、また保存可能期間など考慮して検討してまいりたいと思います。

橋場議員

液体ミルクは、ぜひ、男女共同参画局でも力を入れていることとございますので、解禁の折には、ぜひそれも備えていただきたいと思います。そして、女性の声ですね。声を取り入れた、やはり備品の準備ってというのは、ぜひ、これから進めていっていただきたいと思います。特に大きな声では言えない物資もございますので、ぜひ女性の声を大切にしていきたいながら、それ、食料の備蓄、緊急用の商品の備蓄などをしていっていただきたいと思います。

次の質問、女性視点の防災ブックを考えているかについて伺います。阪神淡路大震災、東日本大震災においても避難所運営に女性の視点を入れる大切さが指摘されました。しかし、熊本地震でもその教訓が生かされなかった。町の防災計画には「女性や高齢者、障害者、子ども等に対してはきめ細かい配慮が必要である」とあります。しかし、きめ細かい配慮についての記載は見当たりません。「平時にできないことは、災害時にはさらにできない」と質問のたびにお答えの中で言われていますが、言っているだけで何ら進展がありません。いざというときに頼りにすべきマニュアルに記載がなければ動けません。女性が置き去りにならない防災のまちづくりが必要だと思っておりますが、いかがお考えでしょうか。

総務課長

町では、平成27年度に防災ガイドブックを更新いたしまして、全世帯へ配布してまいりました。多くの町民の方が気軽に見ていただけるようにまとめたもので、ごく一般的な事項を中心に記載しております。御質問いただきました女性自身——女性視点での防災ガイドブック等の作成のこととございますけれども、東日本大震災や熊本地震におけます避難地での避難生活等を通じまして、女性を初めとする乳幼児、御高齢の方、障害をお持ちの方に対しまして配慮についての課題が明らかになってきております。こういったことから、女性の視点からの記載事項も大変必要と感じてきております。次回の防災ガイドブックの更新に際しましては、ガイドブックの中に女性に係る項目を盛り込むのか、また、それとも別途に作成をしたがよいのかを検討してまいるといことで、検討を進めてまいります。

橋場議員

町長は、この点どういうふうにお考えでしょうか、お聞きします。

町長

ガイドブックは町から出されているんですけども、一旦出されたものにさらに肉づけをしていくということは大事なことだと思っています。ですから、町民の皆さんがですね、この部分は、この部分は、そういった部分をどしどしとお寄せいただきたいなというふう

に思いますね。みんなでつくっていく防災ブックというのが理想的ではないかなというふうに思っています。

橋場議員

みんなでつくるのが大切だというお答えいただきました。みんなでつくる、これが一番だと思います。災害は、いつ起こるかわかりません。女性への視点不足の教訓があります。地域を守るのは男女ともにです。自主防災組織にも女性の防災士や男女リーダーを配置し、女性が置き去りにならないような活動、仕組みづくりが必要と考えます。女性視点の防災ブックの作成をしっかりと進めていっていただきたいと思います。

では、2番目の質問に移ります。障害者差別解消法についてお聞きいたします。障害者の差別は、誰もが差別してはいけないことだと認識していることだと思いますが、残念ながら、差別は起きてしまっているのが現実です。障害があっても勉強ができ、働いたり分け隔てなく暮らせることができ、安心して暮らせる社会にしようとする動きの中で、なぜ差別、偏見があるのでしょうか。それは、どんなことが差別になるのか、多くの人が考えずにいるからではないのでしょうか。社会で常識とされる健常者の意識、行動、仕組みが障害者には不利益や不都合となっているかもしれないことを一人一人が意識し考えなければいけないと思います。この差別解消法は、そのことを改めて考えていくことだと思います。昨年4月に施行されて一年がたちました。障害のある人もない人も住みやすくするため、差別解消に努力する必要があります。施行されて一年、町ではどのように取り組んできたのかお聞きいたします。

町長

質問の2-1、障害者差別解消法の概要についてというお問い合わせが来ております。平成28年4月1日に施行されました、この障害者差別解消法につきましては、障害のある人とない人が分け隔てなく、お互いに人格と個性を尊重し合って、ともに暮らせる社会を目指すことを目的に制定されました。内容としましては、国の行政機関や地方公共団体、または会社や店舗などの民間事業者を対象に、障害がある人への障害を理由とする差別を解消するための処置法などを定めたものが、この解消法の概要となっております。

橋場議員

それでは、障害者差別解消法の概要説明、今ちょっと言っていたかもしれませんが、お願いしたいと思います。

健康福祉課長

それでは、法律の内容について大きく説明いたします。一つは不当な差別的取り扱いの禁止、もう一つは合理的配慮の提供ということになります。こちらのほうの合理的配慮及び不当な差別的な取り扱いの禁止なんですけれども、まず、国の行政機関や地方公共団体、民間事業者などは、いずれも不当な差別的取り扱いが禁止されています。具体的に言いますと、身体障害者の補助犬の同伴を拒否するか、障害があることを理由にサービスの提供や契約、飲食店への入店を断る、過剰に条件を求めるなどということをして差別的な取り扱いということでございます。合理的配慮の提供ということでは、障害がある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる施設とか設備、制度、慣習、観念など、社会的障壁と言われるものについてを指します。これらのものを差別を解消するというのがこの法律の概要でございます。

橋場議員

それです、今2-2の障害者差別解消法が禁止する差別とはどのようなことかということもその中にもありましたので、この質問は飛ばしますが、その中で、不当な差別、

取り扱いと合理的配慮の不提供ということが禁止する差別というふうにお聞きしました。合理的配慮というのは難しいと思います。そのとき、そのときの、そのときやその人の状況によっても変わりますし、周りがよい配慮のはずだとしても、本人やその家族が求める配慮と違うということがあり得ます。障害のある人が何を望んでいるのか、障害者の声を聞くことは当然必要だと思いますが、町はその点をどのようにお考えでしょうか。

健康福祉課長

では3番の質問ということでよろしいでしょうか。(橋場議員「はい」)庁舎内での事例につきましては、当該課と障害担当係が情報を共有し、事例が起きたたびに当該課への配慮のアドバイスをするなどの対応を行っております。また、民間事業者との事例につきましては、わかったときに障害担当係がその方の支援者と情報を共有いたしまして、対応について検討をしているところです。いずれの場合も、内容をよく確認いたしまして、個々のケースにおいてそれぞれに応じた対応をしていく必要があるということで取り扱っております。また、困難事例が起きた場合につきましては、弁護士などの専門家が加わる上伊那圏地域差別の解消協議会というものがございますので、そこで事例検討いたしまして、その結果を市町村へ返していただいて対応することとしております。また、具体的なことですけれども、例といたしましては、代筆をする、筆談で対応する、ゆっくりと丁寧な説明をする、また、疲労や緊張などに配慮して別室や休憩スペースを設けるなどということを考えてやっております。町も行政機関として配慮に取り組むこととされていますので、具体的な例といたしまして、昨年度の健康福祉大会では、講演会におきまして要約筆記をお願いいたしました。

橋場議員

しっかり配慮されたサービスの提供をされていると思いますので、今後もしっかりと聞き取りをし、希望に即したサービスの提供をお願いしたいと思います。

次に、問題が起きたときの解決方法をどうするのかということについてお聞きします。差別に関する相談、問題の防止や解決への取り組みには、今、弁護士さんを通してというようなお話もございましたけれども、地域で障害者差別解消支援地域協議会を組織できることになっていますが、この協議会の設置についてはどのようにお考えでしょうか。

健康福祉課長

それにつきましては、これから前向きに検討していく必要があると思いますけれども、ことし計画を策定する年でありますので、そちらのほうを高齢者等懇話会の中でも取り上げましてやっていくというふうにご考えております。

橋場議員

では、ネットワークができることですね、たらい回しが起きたり、泣き寝入りがあることがないように取り組みをしていただきたいと思いますので、この懇話会の中でしっかりと話し合いをしていただきたいと思います。

そして、2-4にまいります。施行され一年たったわけですが、町民への理解、啓発はされたかについて伺います。障害者差別解消法の目的は、基本的人権の保障、共生社会の実現です。一人一人に合わせた配慮するのが合理的配慮、必要な環境整備をしないことは差別につながります。一年たった今、この法律のあることを知っている人がどのくらいいるのでしょうか。余り知られていないと思いますが、町の対応、先ほどもお聞きしましたけれども、どの範囲までの提供をしてこられたのでしょうか。

健康福祉課長

法の施行に合わせて、この法律を広く知っていただくために、昨年3月に町の広報

誌のほうへこの記事に掲載いたしました。町民一人一人が障害への理解を深め、お互いに助け合う社会づくりのために啓発活動は大切であると考えますので、今後も折に触れて引き続き対応してまいりたいと思います。また、町でもこの法律の施行に伴い職員研修を実施いたしました。昨年の12月には職員対応要領を作成いたしました。事例についても点字の通知を出すという御希望がありましたので、そちらのほうも対応しているところです。この要領により職員一人一人が窓口へ見えた方への気づきや心遣いを再認識するように努めてまいります。

橋場議員 町内においてもですね、偏見や差別を見たり、耳にします。残念で悲しいことです。差別をなくしましょうというような抽象的なものでなく、差別をする側の何が差別に当たるのかを知り、また差別をされる側が自分の受けた対応が差別の当たるのかどうかを知ることができるようなわかりやすく具体的な例を示して広報やホームページなどにPRしてもらいように要望いたしますが、いかがでしょうか。

健康福祉課長 そのように努めてまいります。

橋場議員 法律施行に伴いさまざまな取り組みが進むことで、障害があるなしによって分け隔てられることのない共生社会、のけものにしない社会の実現に町が向かうことを期待しまして、質問を終わります。

議長 ここで休憩をとります。再開時刻は10時55分といたします。休憩。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時55分

議長 会議を再開します。一般質問を続けます。

2番 滝本登喜子議員。

2番

滝本議員 それでは通告に従いまして2つの点について質問をいたします。

まず最初に1-1でございます。水と森林資源利活用の取り組みはについて、最初に水の駅構想とはという質問でございます。第5次総合計画の中で平成28年度に新規として水の駅整備とありますが、前年度の事業内容と今年度はどんな計画であるか、そして、越百の水の利活用をどう考えるかお聞きしたいと思います。町の将来や環境、特産品づくりなどを話し合う町や地域や移住者との会議の折に必ず話題になるのが、飯島のよいところといえば、山や自然、景観が美しい、米、水がおいしいということです。その水ということで考えてみますと、平成22年度選定の「信州の名水・秘水」に県内15カ所のうち、上伊那で唯一、越百の水が選定されました。良好な水質ということでは、適度なミネラルを含んだ軟水で、水温は通年14度、美しい景観、歴史的な価値を持ち、地域の誇りとして住民に守られてきた湧水、いわゆる伏流水ですが、飲料用としてはもちろん、お茶やコーヒーなど料理全般に適しています。周辺環境が整備されてから、さらに町内はもとより近隣市町村から多くの人がこの名水を求めてやってきているようです。先日、私も与田切公園に

行きました。そこで豊丘から2週間に一度くみに来ているという人に出会いました。その人は10個ほどのタンクを持ち帰るようでした。豊丘の水は、基準以下ではあると思いますが、塩素臭がするというので、越百の水を飲料、料理に使用していると話してくれました。ほかにも町外からくみに来ている人がおりました。こんなに利用されている水を、どのように知名度を上げ、どう活用するかお伺いしたいと思います。課長でよろしいですかね。町長、まずお願いいたします。

町長 続きまして滝本議員の質問にお答えします。水の駅構想とは何か、また越百の水の活用をどう考えるかと、こういってお答えしていきます。水の駅とは、道の駅になぞらえた言葉で、与田切公園全体を親水公園として、道の駅のように多くの人が立ち寄り交流する場となるようネーミングしたものでございます。その中心になるのが「信州の名水・秘水」15選に選ばれました越百の水であります。現在策定中の観光基本計画において、越百の水を含む与田切公園などの観光の拠点について、今後のさらなる整備、活用も踏まえて計画していく考えでございます。議員さんおっしゃるとおりに、非常に越百の水というのは知名度を上げてまいりました。これを今後の観光基本計画の一つの柱にし、資源になるように育てていきたいと思っております。

滝本議員 幾つか観光計画の中で取り上げていくということでございますので、ぜひ期待をしたいと思っておりますけれども、次に水を資源につなげる取り組みでございますけれども、飲料水以外に田畑に使われている農業用水は水質検査はしていないとのことですが、これも水道水に準じて生き物が住むきれいな水と思われまます。与田切川を初め11の河川より1日9万トンの量が取水され、飯島の米も野菜も果樹も、この豊かなきれいな水で育てられているということをどうPRするとするか、美しい自然環境で生産される農産物、特に米については、営業部食部会でも水を重要課題として取り上げ、米をどう売り出すかなど研究する予定としています。また、水辺の環境についても毎年生き物調査などが行われておりますが、さらなる拡大、充実した取り組みで観光につなげるよう求めますが、お考えはいかがでしょうか。

町長 飯島町の売りは、この豊かな自然でございます。その大きな柱になるのが、まず水、空気だと思っております。水っていうのは人間の70%、地球の70%を占めてるわけでございます。生物を構成するに非常に大事なものであるなあと思っております。どこでも水がいいっていう売りは日本全国たくさんあります。越百の水っちゅうのは、身近にありまして、確かにいいものなんですけども、その水と、の資源とほかの資源を組み合わせた飯島町の特徴、そういったものの売り出し方もあるのかなというふうに思っております。ただ水だけで水をくみに来るといっただけでは、そのプラスの観光養成にはならないかなあと思っております。どのようにつけ加えるか、お料理、米を炊く、コーヒー、そういった部分で活用していただければいいのかなあと思っております。いずれにしても、大きな資源ですので観光に取り入れてまいりたいと思っております。

滝本議員 観光のほうにつなげるということですが、町の観光協会のほうでもイベントなどに越百の水を使ったりということで、また、去年の博覧会の際にも水の飲み比べなどということをしてまいりました。具体的なことはお考えになっておりますでしょうか。

町 長

具体的なことはですね、私もありますけども、やっぱり町民の皆さんが、やはりこの辺はわくわくする部分ではないかなあというふうに思います。そういった方々の知恵、知識を盛り上げていくということが大事なというふうに思っております。いろいろの方法が考えられるなあというふうに思っています。

滝本議員

では次の質問に移ります。1－3でございます。森林資源間伐材利用のペレットストーブ普及の取り組みは、補助金のほかに考えていますでしょうか。バイオマスエネルギーの一つとしてのペレットの特徴ですが、燃焼によって発生するCO₂は周囲の森林などに吸収、固定されるため、大気中のCO₂はゼロとみなされるということ。貯蔵することもでき、海外から輸入しなくても国内に十分資源があるということです。地元の資源を有効活用するという事で地産地消の一つで、これからのエネルギー対策に飯島の豊かな森林資源の活用には最適だと思います。ペレットストーブの上伊那管内での利用は、平成29年度3月31日現在で、補助利用数では473台、その他99台ということです。町では田切の里で使用されているのを見かけましたが、ほかでの状況がわかったらお聞かせいただきたいと思います。近隣での状況はといいますと、役場や保育園に設置しているところがあるということですし、給食センターにペレットストーブを設置する予定のところもあるということです。町にもぜひ公共施設への設置を求めますが、お考えはありますか。私ごとですが、高齢で人数も少ない世帯では、大きな灯油の貯蔵タンクは不要ですし、灯油タンクを運ぶのもストーブに灯油を入れるのも骨が折れるということになってきました。燃料をそばに置いておけるし、残灰も少なく、畑などでも使えるというペレットストーブを今後は我が家でも検討したいと考えております。石油ストーブは、ペレットストーブに比べ安価で場所も移動できるなどの利点はありますが、将来を考えると環境にもよいペレットストーブの普及にどう取り組むかお聞きいたします。

産業振興課長

上伊那は木質バイオマスがとりわけ進んでいる地域でございまして、県及び市町村等で構成された上伊那木質バイオマス利用推進協議会というのがあるんですが、これによりまして上伊那全体で今普及を進めております。また、上伊那森林組合においては、県内最大のペレット工場ということで、全県の約6割にわたる木質ペレットを生産しております。普及への取り組みといたしましては、もりもり上伊那山の感謝祭というイベントがあります。また、県や市町村でのイベント等に木質バイオマス利用のPRやペレットストーブ導入に対する補助、こういったものをやっておりますので、PRしているところでございます。引き続き県及び関係機関との連携を図りながら、木質バイオマスを燃料とする器具等の導入を円滑に進めるための情報収集と提供、こういった普及活動を進めてまいりたいと思います。また、ペレットストーブの公共施設への設置をというようなことでございまして、公共施設への設置につきましては、ストーブの性質上、長時間利用される施設での利用、これが望ましいのかなあというふうに考えております。町としましても普及を推進する立場でございまして、暖房、既存の暖房設備の併用、また更新時にかかるコスト、施設の熱需要等について情報収集や研究を進めていくとともに、各公共施設の管理者の皆さんとともに設置について検討してまいりたいというふうに思っております。また、町等の公共施設としましては、役場の防災展示室ですね、玄関の入り口の横にあります、そこにペ

レットストーブを1台設置しておりまして、利用及び普及をしております。過去には小中学校にも入れた経過がございますが、耐用年数を過ぎまして使用不可ということで、今ちょっととっちゃってありますけども、そういった子どもたちに対する普及もしてきたところがございます。

滝本議員

今お聞きしました。小中学校にも過去にはあったということでございます。これからの環境ということも考えまして、そういった公共施設、子どもたちのためにも、また、計画であるとお聞きしております平成30年度の給食センター建設についても、ぜひ御検討を願いたいと思います。

では、次の1-5でございます。エコストーブの種類の中にロケットストーブがあるということですが、このロケットストーブは手づくりできるということなので、自分でつくって使っているという方のお話を伺いました。このグループはエコストーブと仲間たちという名前で、会員は23名、飯島の方も3名ほど入会しているということでした。現在、自分たちで制作し4台保有、宅幼老所や養護施設でストーブを使って豚汁やカレーをつくったり、社協のイベントに参加など、普及活動も行っております。とかく男性はサロンなどのおしゃべりには参加したがる人が多いのですが、このグループでは非常防災炊き出し訓練として集まり、たき火がわりのストーブを囲んで仲間とのコミュニケーションを図ったりしているということです。このストーブ、材料費は4,000円ぐらいで安価ですし、自分でつくるとは、男性は得意な分野で参加しやすい、資源活用の面からもよいことですし、防災備品としても使えるということで、私は一石四鳥だと思っております。各耕地、自治会に発電機なども防災備品として配備されていると思いますけれども、使えない状況ということも想定し、直接エネルギーをとれるこのロケットストーブを防災備品として配備を求めたいと思います。先日の29年度の補正予算で防災対策費として100万円補正が上げられました。自治会から備品の要望があるということですが、このロケットストーブの配備もぜひ求めたいと思っておりますが、この点はいかがでしょうか。

総務課長

ロケットストーブについての御提案でございました。ロケットストーブ、エコストーブにつきましても、簡単な構造にもかかわらず燃料効率は高いために、その辺の落ちております小枝なども燃料となり、どこにでもある、かつ少ない燃料で暖をとることができるのと同時に、また調理も可能ということで、東日本大震災の避難所でも使用実績があると聞いております。また、価格的にも、先ほど滝本議員おっしゃられたように、材料代、非常に安価でできるということで、自分でもつくられるということで聞いております。ただし、屋内で使用する場合には、壁や床の断熱、耐熱、また排気装置など、防火安全面でのリスクがあるということで、使用に当たりましてはこれらの点を注意して使用する必要があるというふうな話も聞いてございます。御提案いただきましたロケットストーブでございますけれども、各耕地の配備につきましても、まだまだ、その、このロケットストーブ、普及がしていないということ、また、私ども、まだ実物を見ておりませんし、有効性が確認できていないということで、そういうこともありますし、また、使用に当たりましては、基本的には世帯ごとの使用になるのかなあというふうに、ふうにも考えてございます。そういったことから、一律に耕地、自治会への配備ということではなくて、このストーブにつ

きましていろいろな機会に耕地、自治会のほうへ紹介することによりまして、それぞれの自主防災会の判断によりまして備えていただければというふうに思っております。また、その際には、町の自主防災組織施設整備事業の補助金などの活用ということで、町として購入して一律配備ということは、ちょっと現在のところ考えてございません。また、29年度の補正予算の関係、あわせて御提案いただきましたけれども、この費用につきましては、関係の自主防災会からこういった物を買いたいということで、もう内容的につきましても決まっておるものを宝くじ助成のほうの補助金のほうに上げて、その内容について承認されて交付決定をいただいたものですので、内容につきましては、変更はちょっと不可能かと思っております。以上でございます。

滝本議員 耕地でのほうでは無理というお話をいただきましたが、今後、その宝くじのほうへ申請するに当たりまして、このロケットストーブということを上げて承認されれば使えるということで、耕地からの要望があれば使える——使えるというか、配備されるということによろしいですかね。

総務課長 この宝くじ助成に係る事業につきましては所管が企画財政課のほうになってございまして、その部分是要領、要綱等を示された中での申請になろうかと思っております。内容につきまして、防災の備品という形でございますので、また、その都度、必要があれば御相談いただくような形になろうかと思っております。

滝本議員 では、また検討して、要望があればお伝えしたいと思います。

では、1-6に移ります。与田切公園周辺の森林地帯は、平成22年に天竜川上流河川事務所と町で協定を行い、与田切ネットワークとして整備、管理をして、年1回、ネットワークでイベントを開催しているということです。現在18の区画をネットワークそれぞれの団体が自然体験ゾーンとして整備、管理をしているようですが、団体の看板などは少なく、散策で訪れる人も多くなっているようですので、今後は、この場所を観光材料として考えますと、管理団体の看板や活動内容などの明示をしたらよいのではないかと考えます。もちろん自然とマッチしたデザインで、この遊歩道のPRをするため、イベントとは、補助とは別の形で与田切ネットワークに支援を求めます。また、その他の人工開発、自然に親しむゾーンの整備計画はどのようになっているのでしょうか。平成28年度の与田切公園周辺整備は中止と先日お聞きしました。観光計画の中で考えがあると説明がありましたが、今年度予算には挙がっておりません。新しい計画は予算と将来を見据えた確実な計画内容を提示した上で進められるべきだと考えます、現状を掌握した中で今ある資源の活用、整備を図ることを求めます。今年度策定される観光基本計画での取り組みはどうなっていますか、お考えをお聞きたいと思っております。

産業振興課長 与田切公園上流の森林地帯っていうか、あの河川のほうなんですけど、坊主平、また御座松橋のあるエリアにつきましては、町内屈指の景勝地ということで、町内外のキャンプのキャンプ客に非常に人気があるエリアとなっております。町では、平成26年に観光トイレを整備しまして、観光客の利便性の向上に努めてまいりました。また、今年度は、利用者が多い時期でも安心してトイレを使っていただけるように上水道の接続工事を予定しております。一方で、坊主平につきましては管理人を置いていないということで、無料で

利用できることから、一部の利用客のマナーの問題もありまして、今後は有料化も含めた中で管理体制の検討をしていきたいというふうに考えております。与田切公園のあの両側の森林地帯、今、ネットワークのほうでやっておられるってということで話ありましたが、与田切ネットワークの皆さんが区画ごとに管理、整備を行っていただきまして、年に一度イベントを開催して、水の恵みや森林の大切さを勉強する機会を提供していただいております。いずれにしましても、このエリアにつきましてはアウトドアフィールドとして位置づけられる場所でございますので、自然環境を最大限生かした活用について検討し、観光基本計画に取り入れてまいりたいというふうに思っております。また、先ほど提案ありました各区画で管理されている方の看板等につきましても、与田切ネットワークと協議しながら、また検討してまいりたいというふうに思っております。

滝本議員 ぜひ看板については早急に取り組めていただけることだと思いますので、お願いいたします。

では、2つ目の1にまいります。町の消防団、地区分団に女性団員の入団を進めてはどうかと考えます。上伊那8市町村で分団に所属し男性団員と同じように活動しているところが4カ所あります。ラッパ隊や救護隊としてやポンプ操法訓練にも参加しております。また、消防団分団に希望して入った一般市民の女性が女性だけの組織としてつくり、広報活動や合同訓練に参加しているところもあります。町ではどのようにお考えでしょうか、町長にお聞きいたします。

総務課長 私のほうから答えさせていただきたいと思います。飯島町におきましては、現在9名の方、女性団員が本部付で活躍をしております、全員が町の職員、また保育士もおります。活動といたしましては、式典の準備、また、訓練の準備という進行補助、また消防団便り等の作成や消防団活動を紹介するための番組の制作など、広報活動を行っておること、また、災害発生時におきます通信、無線通信訓練、無線通信の補助などの任務を担っているところでございます。当町では、これまで分団に所属します女性消防団員ありませんでしたが、昨年度の幹部会におきまして各分団でも男女問わず消防団員の勧誘をしていくことを確認いたしましたけれども、そういった働きかけにもかかわらず、今年度、分団での団員の確保ができなかったということでございます。

町長 女性の消防団員の入団は、全体的に団員が少ない中でですね、女性の活躍する場面も多々あるかと思えます。男性と同じようなことを求めるわけではありませんけれども、女性にもできるということは、もう他地区の常設消防団員の中で証明されていますので、そういう門戸を広げてですね、大勢の方に入ってきていただくことが消防団員の全体の総量の確保にもつながると思って、重要なことだと思っております。だんだんに広報をしながら理解をしていただきたいと思います。

滝本議員 人数も少ない中で女性の団員の確保ということは難しい問題だと思いますけれども、何とかそういう気持ちになるようなきっかけづくりをね、町のほうでもしていただけたらと思います。

2-2にまいります。先ほども課長のほうからお話がありましたけれども、町の本部の女性団員は、広報活動や災害時での無線の記録担当だというお話をお聞きいたしますが、

では、実際の災害時において女性目線での活動範囲を広げることを求めたいと思います。例えば、衛生救護班と連携して、これは消防団ですけれども、避難所生活での対応訓練での研修なども、そういう研修があればぜひ受講していただき、リーダーシップをとり、特に女性、子どもに対して環境整備など、耕地、自治会での指導に当たるなど、防災計画の中でも明確な役割を示してほしいと求めますが、町のお考えはどうでしょうか。

総務課長

ただいまの御質問でございますけれども、やはり消防団の団員としての任務とですね、町の職員の任務、それぞれあると思います。その中で、これまで女性消防団員の活動といたしまして、こういった後方支援、また広報活動等を行っておりますし、救護大会におきます患者としての役割等を担う中でですね、そういった部分の消防団の活動のほうを担ってきたということが実情でございます、滝本議員さんからの御提案いただきました、またこれから課題という形で幹部会のほうでも検討していただくようにしたいと思っております。

滝本議員

ぜひ、先ほど橋場議員のほうからも防災と女性の関連したことについて質問がありましたけれども、やはりこれから防災の中では大切な女性の働き、活動になると思いますので、期待を申し上げます。

では、次の2-3でございます。これの女性のほうの関係でございますけれども、日本赤十字奉仕団の組織についてお伺いいたします。耕地や自治会から女性部の中から1名ということで選出されていますが、周り番であり、毎年交代するということ、そして、社会福祉協議会での組織で各区から活動資金が集められていますが、耕地内での役割として明確に周知されているということは少ないし、団員も個人的なこととして捉えていることが多いと思います。消防団とは別の組織でありますけれども、災害時での活動は必要かつ重要でありますし、自主的な活動としての組織はこれからの防災施策に欠かせない要素であると思いますが、町はどうお考えですか。近隣では、奉仕団に消防団OBや男性が自主的に入団し活動しているところもあります。以上、お伺いいたします。

総務課長

御承知のように、日赤奉仕団の組織自体は世界規模のネットワークでございます、我が国では日本赤十字社が中心となっております。それぞれの支部で独自の活動を行っております。町では、日本赤十字の飯島分区が設置されておまして、分区長を社会福祉協議会長が務めておりますことから、事務局も社会福祉協議会に置かれております。現在の奉仕団は、各耕地、自治会から正副2名の団員を選出いただきまして、70名の団員がおるということでございまして、この団員の選出につきましては、耕地、自治会の女性部員が兼ねるところと女性部員とは別に団員を選出しているところがありまして、まちまちということでございます。また、その任期につきましても同様に、1年のところもあれば複数年のところもあるとのことでございます。また、近隣でございますけど、やはり日赤奉仕団に男性団員がおるということでございまして、飯島町につきましては、これまでの経過からいたしまして、やはり男性の団員がいないということも現実でございます、これにつきましても、また事務局であります社会福祉協議会のほうとも、また話を聞いたり、また情報交換をしたいなあというふうに思っております。いずれにいたしましても、社会福祉協議会のもとに組織している団体でございまして、そういった部分、

社会福祉協議会との意見交換をしながらですね、また関係の団員の役員の皆さんとも意見交換をしながら、次のまた町としてできることを検討してまいりたいと思っております。

滝本議員　　そういう中で、奉仕団という組織がございますので、町での防災訓練に合同参加をしたらよいのではないかと考えております。10年くらい前ですけれども、婦人会の組織があったとき、町の防災訓練に会員が炊き出しや救護訓練に参加したと聞いております。災害時における消防団の必要性は十分認識はしておりますけれども、日赤奉仕団の重要性や訓練の必要性は、余り認知度、周知していなくってというか、認知度は低いと考えております。訓練時に参加する奉仕団の役割を明確にして、意義をしっかりと認識するよう、奉仕団の目的の説明を町は十分に周知する必要があると思っておりますが、どうお考えですか。

総務課長　　日本赤十字団の活動、主な活動といたしまして、東京の本部や研修部の研修、また救急法の講習会への参加などが挙げられております。平成19年度までは消防団の訓練等に参加をしていただいておりますけれども、災害現場での炊き出し活動などが減ったこと、また、団体訓練等におけます奉仕団員の負担の軽減を図るために、消防団との合同訓練の廃止につきましては、奉仕団のほうから申し出があったということで、平成17年度以降は消防団との合同訓練を行っていないとのことでございます。町の防災訓練等の合同参加との御提案でございますけれども、毎年実施しております町の地震総合防災訓練の際には、各区、また自治会の自主防災会からの協力要請によりまして、それぞれの区単位、また自治会単位での炊き出し訓練や救護訓練を行っているということでございまして、町といたしまして消防、奉仕団を一堂に集めての訓練を行うということは今のところ考えてございません。また、組織自体が社会福祉協議会のものでございますので、そういった部分での事務局の考え方、また奉仕団員の皆さんの考え方、意見交換品しながら考えてまいりたいと思っております。

滝本議員　　社会福祉協議会の組織ということでございますけれども、この奉仕団が避難所開設時の活動やそういう訓練などに積極的に参加することの指導、要請を町はどのように考えておりますか。先ほどもありましたように、分区長は社協の会長となっておりますが、他市町村では首長がなっているところもございます。災害時にボランティアである奉仕団に出勤要請を迅速に行うことについて、町の指導、要請方法をどのように考えているのかお伺いいたします。

総務課長　　地震の発生直後に住民の皆さんが一時的に避難する場所といたしまして、身近にあります耕地、自治会の集会所などを指定緊急避難場所に指定をしております。ここは帰宅困難となった住民の方が3日間程度の短期間避難する所としておりまして、長期間の避難生活が必要となる場合には、そこから指定避難所に移動、移るということとなります。避難所の開設に当たりまして日赤奉仕団の参加を、またかわりということで御提案をいただきましたけれども、日赤奉仕団の団員につきましては、耕地、自治会の自主防災会の組織の一員としての役割も担われていることと思っております。災害発生時には、耕地、自治会の集会所が指定緊急避難場所となりまして、この運営に携わっていただくこととなると想定しておりまして、このようなことから、町内全域が被災する大規模な災害におきましては、日赤奉仕団を招集をしてしまいますと発災直後に開設されます各耕地、自治会での指定緊急

避難所の運営にも支障を来すということを考えられるために、この避難所の開設におきまして、活動の要請につきましては、町からの要請、指導を行うということは現在のところ考えてございません。ただし、指定避難所が開設されまして、その運営等が長引き状況となりましたら、町といたしましても日赤奉仕団に対しまして避難所の運営等にかかわっていただくよう社会福祉協議会を通じて要請するというようなことを考えてございます。

滝本議員　では、自主防災組織である耕地、自治会または女性部が入っています奉仕団の役割ということがまだ町民の皆さんに周知、認識されてないという点は多いと思いますので、また、これは個人の活動にもなると思いますけれども、周知のほうを何とかできるような形で考えていければいいかなと思っております。以上で質問を終わりといたします。

議長　ここで昼食のため休憩といたします。再開時刻は午後 1 時 30 分といたします。休憩。

休憩　午前 1 時 38 分

再開　午後 1 時 30 分

議長　会議を再開します。休憩前に引き続き一般質問を行います。

11 番　中村明美議員。

11 番

中村議員　それでは通告に従いまして一般質問をいたします。今回は大きな項目 4 点で質問をしてみたいです。

それでは、1、新電力導入を検討すべきでは、について質問いたします。これは、国の政策である電力自由化を推進することでコスト削減をすることを提案いたします。まず電力自由化の背景としまして簡単に申し上げますと、現在、日本の電気料金はイタリアに次いで 2 番目に高い価格水準となっております。国際的に見ても高い電気料金を下げ、日本産業の空洞化を抑制する等の経済的側面から、国策として経済産業省が 2000 年から電力小売市場の段階的な自由化の拡大を進め、段階的に規制緩和があり、高压電力の自由化がスタートしました。そして、昨年、2016 年 4 月に低圧電力、家庭用ですが、これも自由化の対象となり、全面自由化がスタートしました。規制緩和の結果、今まで地域の電力会社からしか買えなかった電気が、特定規模電気事業者、これを新電力と呼びますけれども、こう呼ばれる別の事業者からも買うことが可能になりました。県内の自治体でもコスト削減を目的に新電力を導入している自治体が多くあると聞いております。私が調べた情報では、岡谷市、大町市、中野市、千曲市、小諸市等々、県内約 20 自治体で新電力を導入していると聞いております。我が町においても新電力導入によりどの程度削減可能であるのか、まずは導入済みの自治体から話を聞いて、また研究をし、検討を進める必要があると私は考えます。町の新電力に対する考えを伺いますとともに、町の今の電気料金総額がどのぐらいなのか、わかりましたらお教え願います。

町長　中村議員さんの質問、新電力に対する認識という、まずは御質問でございます。現在、町の電気料として役場庁舎においては年間約 600 万円、その他の施設等を含めると年間

約2,000万円ほどの電気料経費がかかっている状況でございます。休息時間の消灯やクールビズ等の経費削減のための対策を行っているものの、削減には限度がある状況でございます。議員からの提案にございました新電力導入の件につきまして、先日、新電力を推進している業者に来庁願い説明を受けたところでございます。県内でも17市町村で導入している実績があるとわかりましたので、現在、施設ごとの電気使用量と使用料金などの実態の把握から進めているところでございます。新電力を導入した場合の料金の比較を初め、メリット、デメリットを整理し検討いたして、準備が整った施設から順次導入を図ってまいりたいと考えております。この新電力導入につきましては、規制緩和の国の方針の中から、ほかの業者が参入できる環境をつくったということでございます。そのほかの業者の中には外資の規制もございませんので、外資の参入も考えられておるところでございます。今までの国の電力というのは、一つの安全保障の一部であったかなと思います。このエネルギー、電力、食料については、一つの国民の安全を確保するっていう部分で大きな意味を持っていたと思います。中部電力を初め東京電力、各地区の大きな電力会社については、それぞれ電力を必ず供給しなければならない使命を持たされたわけでございます。そういった部分で、公共電力という責任を非常に負った団体だったかなというふうに思います。そこで、今回、規制緩和のもとに新しい電力が入ったわけですが、それが、先ほど言うように外資も入っているという状況でございます。これは日本全体で考えなければならないことなんですけれども、やはり安い電力というのは魅力ではあるとは思いますが、よく精査して、デメリット、メリットを考えなければならないのではないのかなあというふうに思うところでございます。

中村議員

ただいま御答弁内容の中では、町では総額でしたら2,000万円ほどの電気料金が支払われているということが確認できまして、また、今既にそういう会社により施設ごとの利用料等々調査中であるというように町長のほうからお伺いいたしました。私も、この新電力というものに、例えば切りかえた場合のね、懸念されたことが、じゃあ災害が起きたときにはどうなるってしまうんだろうかという心配があったわけですが、そういうのが、その電力会社っていうか、そういうところの協定というのができていて、災害時のときには、中電がすぐ、こう、何ていうのかな、電気を送ってくれるという、そういうシステムが整っているんだということをわかりまして、ああ、これは安心できるなあということが一つで、安心できた点でございます。市のレベルでは、この新電力に切りかえて1,000万を超す電気料金の削減をしているところもあります。もちろん、これは大きな人口のあるところですが、また、町村レベルでも数100万円の削減を達成しているという聞いております。町の電気料金は、言うまでもありませんが町民の税金で運営されており、新電力導入でコスト削減ができれば、今度、そのお金がですね、違う事業に使っていただける、こういう財源的にもいい方向に行くのだなあというふうに私は考えます。それでですね、検討を今始めているということでございます。1年おくらせたら数100万、例えば300万かかっているとすれば、その次年度に、次の次におくらせていったら、その高額なお金がどんどん無駄になっていくという言い方が正しいかわかりませんが、そうなるわけですので、できれば今年度中にですね、しっかりと検討をしていただいて、

方向性を出せるような、そういう研究をしていただきたいんですけども、その点、お伺いいたしますが、どうでしょうか。

総務課長 御指摘のとおり、現在、それぞれ中部電力のほうにですね、各施設ごとの電気使用量、また使用料金のほうを確認してございます。これにつきまして、1月分だけではなくて、やっぱり一年間を通じてどういった電気の使用をしているか、そういったことも含めまして検討を重ねていきたいと思っております。先行して切りかえを行った市町村におきましても、契約すべてをその新電力に変えたということではなくてですね、順次切りかえができることから切りかえているということもございますので、できるものは、やはり早急に、また、施設の管理者等とも協議しながら切りかえてまいる予定ということを考えてございます。よろしくお伺いいたします。

中村議員 ぜひ迅速な検討を求めまして、それでは2つ目の質問、公会計方式導入によるマネジメント強化の取り組みについて質問をいたします。今回このような質問をしようと思いましたが、一つは地方公会計の整備が全国的に統一されるということ、そして、平成29年度から31年度までの当町の実施計画の中で、財政運営の中でこのようにありましたので質問に至ったわけでございます。その財政運営の中ですけれども、歳入については、依然として厳しい経済情勢や納税義務者の減少などにより増収は見込めず、地方交付税も減額となる見込みのため、大変厳しい財政運営を強いられている見込みです。今後は、後期基本計画、行政改革プランを基本として事務事業の見直しを進め、厳選した事業——事業へ集中的に投資をしていくことが必要となります。また、起債の適正管理、基金確保を計画的に進めますというふうにあります。細かい数字の説明、また、そういうところは9月に行われます決算審査の中で行ってまいりたいと思っておりますが、ここでは、この新方式によるですね、町の財政にどう役立てていくのかについて、その取り組みをここで質問してまいりたいと思っております。まず、この地方公会計整備については、今まで総務省からさまざまな作成モデルが示されていましたが、平成26年4月、統一的な基準が示されました。そして、27年度から29年度までの3年間で統一的な基準による地方公会計マニュアルによる財務書類等を整備するよう、都道府県はもとより、市町村にも要請されました。発生主義、複式主義といった手法を活用した財務書類、これには貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書及び資産収支計算書などの開示が推進されています。この指標を採用することで、以前の現金主義や単式簿記では見えにくかった減価償却費、退職手当引当金といったコスト情報やストック情報が見える化され、議会、住民とに対する説明責任の履行や行政内部のマネジメント機能の向上に活用できるとされています。また、行政内部の活用としては、当該地方公共団体の全体としての財政指標の設定や適切な資産管理といったマクロ的、また事業別、施設別の分析対象を特定するセグメント分析といったミクロ的なものを想定されており、地方公共団体のマネジメント機能を向上させ、ひいては、人口減少、少子高齢化の進展する中で、限られた財源を賢く使うなどにつなげることを期待されています。当町においては、5年ほど前から県下でも2番目という早い段階でこの公会計方式を取り入れております。大変先進的であったと評価するところでございます。また、今回のこの総務省のマニュアルと同方式であることもラッキーであったというふう

に感じております。公益の整備は今年度内かかるようですから、町の公会計でのすべてを把握するには至りませんが、町単独財政の把握は既に公会計方式を行ってきた経過がありますので、財政状況がより鮮明に把握できてきているのかなというふうに感じます。今後は、さらなる人口減少と、生産人口は、当町は 2010 年の段階では 58% でありましたが、2020 年には 53% に、2030 年では 51% に減少するとの予想がされております。そうすると将来世代負担指数は高くなることが予想されます。人口減少に伴う将来への負担を軽減するための策は待ったなしだと感じております。私は、思うには、今後は資産の縮小、職員の人材育成で可能な委託業務を職員が実施していく、または、土地の賃貸契約があるわけですが、これは、例えば敷地料で申しますと、年間、違っていたら後ほど訂正していただきたいですけれども、私の計算するところでは年間 1,500 万円ほどかかっているのかなあというふうに思っております。このようなことも徐々に町が購入できるような交渉もしていくことも大事ななあというふうに考えております。公会計方式導入から改めて見えてきたこと、また、町の将来を見据える中で改革、改善点は見えているのか、また、それらの対策に向けた検討はされているのか、今後のことも含めてお聞きいたします。

町 長

中村議員さんの御質問のとおり、地方公会計制度方式の導入により、発生主義、複式簿記による財政書類を作成することで、現金主義、単式簿記では見えにくい減価償却費、退職手当引当金といったコスト情報の把握、また資産や負債といったストック情報が見える化され、住民や町議会等に対する行政としての説明責任の履行や行政内部のマネジメント機能の向上に活用することが可能となり、大変有意義であると思っております。細部につきましては、現場担当します財政課長のほうより部門に、こう、例にとりながら、またお話をさせていただきたいと思っております。

企画政策課長

それでは、私のほうから具体的な点につきましてお話をさせていただきたいと思っております。公会計方式導入から改めて見えてきた点、これは、例えば資産老朽化率というのがあります。有形固定資産減価償却率とも言うんですけど、これが類似団体の平均値を上回っております。これは、道路や学校施設について老朽化が進んでいるというものであり、今後も老朽化が進むことが予想されます。このため、計画的な公共施設の管理、点検、診断等、更新整備を進め、適正な維持管理を図る必要があるかと思っております。こういった点は、この公会計方式により見えてきた点でございます。また、ただいま議員より将来への負担を軽減させるためにはということで幾つか項目をいただきました。まず資産の縮小、このことにつきましては、公会計情報の活用と併用しながら、さきに策定いたしました公共施設等総合管理計画や今後策定を進める各施設の区分計画に沿って、公共施設、またインフラ施設、ともに適正な維持管理、場合によっては統合、廃止、こういったものを研究、また進めていくところかと思っております。人材育成による委託業務の内部対応でございますが、測量や印刷物の版下作業など、一部の業務ではもう既に職員が行っておるものもございまして、各委託業務の内容も精査し、職員負担の増加や民間への業務委託のあるべき姿も考えながら、適時対応を図ってまいりたいと思っております。あと、土地賃借契約における買収交渉の関係でございますが、直近では平成 27 年度末に今まで賃貸であった七久保コミュニティー消防センター、七久保駐在所敷地を買収してきております。町としましても、相手方の意

向も伺いながら、丁寧な協議により、土地をお譲りいただけるような、そんなことも含めて今後努めてまいりたいと考えております。

中村議員

私のこと、思いに対して一つ一つ御答弁をいただきましてありがとうございます。資産の面、また職員の負担、委託することで職員の負担が増えてしまうようではまた困りますけれども、そういう点も、適材適所、そういうところを考えながら進めていただきたいと思います。大変、土地の件はですね、難しい部門でございます。確かに地主さんもいることですし、交渉には時間もかかるし、いろいろと難しい点があると思いますけれども、丁寧な対応の中から、町の考え、将来をですね、見据える中で、また御理解をいただけたところは、そのように買収できるような方向で行けたらいいのかなあというふうに思っております。今お聞きいたしまして、町は公会計になってからかなり見えてきた点があり、改善にも検討がされているようで、大変評価いたしたいと思います。この財務書類は作成が目的でないのは当然のことでございます、みずからの実態を客観的に捉え、そこから見えた課題を解決していくために活用していくことが大切であると思います。さらに、資産管理やセグメント分析は、行政内部の活用だけでなく、住民や議会へわかりやすい形で積極的に情報公開を行うこと、また、専門知識を有する有識者の意見を聞くことでさらに有用なものにすることができると思います。住民への情報公開の方法として参考になると感じた例がございますので、少々紹介したいと思います。これは、愛媛県の砥部町の取り組みを紹介いたします。これは、見せるということと住民に体験をしてもらうという、この2つの方向から取り組んでおります。見せるでは、ホームページ——ホームページといっても、ただ単純に載せるのでは、分厚い書類、住民も見気がないということ、住民が見やすいように情報をいつでも手にとれるような情報になっております。また、広報誌もわかりやすく、そのモットー、わかりやすくをモットーにした情報発信をしています。それに、ちょっと珍しい、この財政の中で体験をするというのはなかなか目新しいなあと思ったんですけども、これは、体験、まちづくり体験塾というのを開いておまして、3つのイベントを通して、財政状況や将来に向けてのやりくりを、行政役と、また議会役になって予算編成をします。今自治体が抱える問題を情報公開だけでなく、楽しみながら体験する一歩進んだ財政の見える化に取り組んでいます。これに参加した、その住民の声としましては、本当に、そういう体験をしてみて、なかなかやめる、ある施設をね、なくすとか、そういう決断っていうのは本当に難しいんだなあとか、財政を運営していくのは大変なんだなあということを実感したということ、だけど、勇気を持ってやっぱり削減するとか、そういう努力もしなければ財政の運営は成り立たないんだなあということを、住民が、このまちづくり体験塾というのを通してですね、実感してくれた、そういうことを住民が実感してくれたことによって行政もいろいろと政策を転換していくことにやりやすくなったという、そういうね、ことを私は知りまして、ぜひ当町も、こういうやり方をですね、参考にして、財政情報を住民に知らしていくということは、町長もよく言われます風通しのいい行政、これ、ここ、大事なところではないかなあ、これがまず基本ではないかなあというふうにも思っているのですが、町のこの財務情報をどのように公開していくのかという、また、今の状況で十分なのかということをお聞きいたします。

企画政策課長 町では、広報を使い、4月に予算概要、10月に決算概要、そのほか、有線テレビ広報番組を活用しまして予算、決算について放送をしております。また、ホームページにより、予算書、予算概要、決算書、決算概要、また財務分析資料も公開しております。ただ、今までも話に出てきておりますが、今後、将来に向けて施設の統廃合等の問題が起こってくるかと思えます。そのためには、住民の皆様にも今まで以上に十分財政状況を御承知いただき理解を深めていただくことが大切だと感じております。ただいま議員の先進事例も参考にさせていただきながら、よりよい財政の見える化、財務情報の公開に努めてまいりたいと考えております。

町 長 今担当課長が説明したとおりでございます。また、中村議員さんのお話には参考になりました。この財務諸表が出るんですけれども、それを、やはり数字を読み取る力、これが一番大事になってくるかなと思えます。ですから、そこら辺をしっかり勉強した中でですね、財政状況を判断しなければならない。しかし、その、この行政、福祉行政の中において、それが一刀のもとに両断できるということでもありませんし、そのためにも、理解を深めてもらうためにも、地域住民の方々にわかるように見える化しなさいという御提案なんでしょう。ですから、そこら辺はですね、なかなか数字を読むというのは難しいですよ、これがわかるような形の中で進めていきたいなというように思っています。ありがとうございました。

中村議員 確かにですね、この公会計方式を導入で、たくさんの分野で数字が出てまいります。数字というのに踊らされてばかりではまずいと思えますね。その数字の奥にあるのはどういう意味をなしているのか、単年度的なものなのか、長期的にこれが重くのしかかっていくのかという、そういう説明がしっかり住民にできていないと、単純に公会計方式の数字を住民に、こう、開示してもですね、ああ大変だ、大変だということになってしまいますので、ぜひ、風通しのいい行政で、そういうことは望んでいきたいと思えます。人口減少、社会保障関係費の増大、公共施設の最新問題など、これからの自治体運営はますます厳しくなっております。これから直面する問題にどれだけ真摯に向き合ったのか、15年20年にその審判を受けることになると思えます。果たして、そのとき私たちの子どもや孫に対して胸を張っていることができるのでしょうか。ここが大きな問題でございます。次年度から統一的な基準による地方公会計が全国の自治体で統一されます。各自治体の実態は誰もが知ることができます。定住促進を行っていく中でも、定住先の財政状況で将来の負担率はどうかを確認することができるようになります。ただ当町が2つのアルプスや自然を魅力にすることだけで人口増は望めるのでしょうか。現実面問題に目を背けず、勇気ある策を住民理解の中で展開していくことが大事かと思えますが、その点、見解を町長お伺いいたします。

町 長 ときに応じた適切な判断をしていきたいと思っております。

中村議員 ぜひともそのように努めていただくことを求めまして、3番目の質問に移ります。学校教員の時間外勤務の実態と改善の必要性について質問いたします。学校教員の健康は子どもたちの教育環境にとって最も重要と感じております。文科省の2016年度調査によると、小学校で3割、中学校で6割の教員が過労死認定の目安と定める、これは厚労省ですけれ

ども、このように認める月 80 時間を超えるに相当する時間外勤務をしていると発表されました。その内容は、職務に関することであるのか、自己研さんも含むのかわかりませんが、このようなデータを見て、単純に私は教員の健康と子どもたちへの影響を心配したわけでありませぬ。教育委員会では、この発表での具体的な内容を把握しているようでしたらお聞かせいただける範囲で説明いただきたいと思ひます。つい先ごろ飯島、七久保小学校の運動会で先生方の熱心な行動と元気いっばいの演目を見せてくれた子どもたちの姿を見ていると、飯島の先生たちは心配ないのかな、あるのかな、実際は大丈夫なのかと不安な思ひに駆られました。そこで、当町 3 校の教員の時間外勤務実態と、そして教員へのアドバイザーの派遣など改善に向けた取り組みが必要なのかどうか、状況を教育長に伺ひます。

教育長

中村議員からの御質問にありました教員の超過勤務、時間外勤務についてでありますけれども、ことしの 4 月の 28 日に文部科学省が平成 28 年度の集計値の速報を出しまして、マスコミも「中学校教諭 6 割近くが過労死ライン」というようなことで大きな話題になったところでありませぬ。御質問にありましたその当町 3 校の実態でありますけれども、昨年 12 月、昨年 5 月と 12 月、調査をしておりますが、12 月の調査では、県の平均は小学校の教諭で 1 月当たり 49 時間 7 分というものでした。飯島小学校は 1 人当たりの月平均の時間外勤務は 33 時間 16 分でした。七久保小学校は 49 時間 54 分。中学校の県の平均はその時期に 53 時間 6 分でしたが、飯島中学校では 72 時間 23 分となっております。過労死ラインというような言葉が出てきましたが、月 80 時間を超えた教員の数ですが、飯島小学校では 21 名のうち 9 名、それから中学校では 22 名中 9 名、七久保小学校では、このときの調査では 80 時間以上はおりませぬでした。学校では、ノー残業デーを設けたり、用事のないときは校長、教頭が早く帰るように呼びかけるなど、教頭を中心に勤務管理を行っておりますけれども、先生方には、教材研究、それから学級事務、対外的な会合、各種の調査依頼・報告等があり、勤務時間が思うように縮減できていないというのが実情であります。こういった課題については、校長がリーダーシップを発揮して教員やあるいは事務職員の役割分担とか公務の効率化など業務改善を行い、それを教育委員会がサポートしていくという体制が必要だろうというふうに思っております。当町におきましては、その時間外勤務、あらかじめ計画された時間外勤務に関しまして振りかえることができる、1 時間単位とか 30 分単位で振りかえることができる勤務時間の割り振りという制度をいち早く今年度 4 月から導入しました。また、今年度の新しい取り組みとしては、学校関係職員のストレスチェックを実施いたします。高ストレス者には、専門職による補助面談、それから医師面談を行い、メンタルヘルスの充実を図って、学校ごとの分析表なども参考にしながら教員と学校を支援していきます。そのほかにも県の制度でメンタルに関する医師面談、あるいは校内の学校安全衛生委員会というところでのいろんな対策を検討するという制度もありますので、当面は、このような制度の周知、それから学校との情報共有を図ってまいります。御指摘にありましたアドバイザー制度は全国で 20 人～30 人という人数ですので、それを当てにしてということもちょっと出来かねる状況ですので、できるところから進めたいということで、ことし、その勤務時間の割り振り制度とかストレスチェックを導入して、幾らかでもサポートしたいというつもりであります。

中村議員 現状を伺いました。結構残業時間が多い教員が多いということがわかりまして、ちょっと驚いた次第でございます。そこで、教育長、伺いますけれども、その教職員の、教員の健康状態とか、そういう具体的なところで何か伺ってることはありますか。

教育長 現在把握しているところでは、その勤務時間の多いことによる例えばメンタル面での不調等の報告は来ておりません。ただ、これは先生方がストレスを抱えていてなかなか発揮できないという状況もあるのかもしれないので、そういうところは注意深く見守っていききたいというふうに思っています。

中村議員 これは、教職員、特に人間を育成するという立場の中で一番重要なところですので、ちゃんとした勤務時間の中でも、先生はストレスを感じている部分は、ほかの職種よりも、またちょっとメンタルの部分では多いのかなあというふうに思いますが、どんな社会の中でもストレスというものは抱えておる、それをうまく消化できるという、そういう一人一人のね、まあ、消化能力っていうんですかね、そういうものをぜひアドバイスしていくような、そういう対策もあれば、ストレスをうまく自分で乗り越えられるという、そういうことができるかと思えます。また、自分の自主的な、自分を研さんするためにね、残業をしたいとか、学校に残ってやりたいという、そういう職員の方もいると思うんですね。そういう人たちが逆に時間をオーバーしてしまうからできなくなっちゃうとか、そういうようなことが出てくるのもちょっと心配されるなあというのがありますので、大変難しいところだと思います。ただ、教員の皆さんが学校の中で子どもたちに教育することに、本当に熱意と、またやりがいを持ってですね、できるような、そういう環境ができたらうれしいなあというふうに思えます。全国的なアドバイザーというのは20人程度ということですので、それを当てにすることはできないので、飯島町は、町として、そういう専門の人たちにかかわってもらったり、またストレスチェックを行っていくということでございます。そのように私は認識いたしました。ただ、部活の、中学校なんですけれども、部活が、職員の中で、教員の中で行ってるのが大半かなあというふうに思うんですね。東京の杉——ちょっとわかりませんが、東京のある中学校では、その民間に部活の顧問をすべて任して、そして職員の軽減、時間の軽減をしていたというのもあるんですけれども、飯島町としても、そういう部活の顧問というのは外部にというか、そういうふうな考えをしていかなければならないでしょうか。その辺はどうでしょうか。

教育長 中学校の時間外勤務の一番大きな課題は部活の指導だと思います。職員数が多い学校で部活数が少なければ顧問が2人3人つけますので交代で休むということも可能になりますが、小さい学校で部活のメニューが多いと、それは1人それぞれが皆さん正顧問になるのでなかなか休めないという実情があります。今お話がありました、その外部指導者の件ですけれども、コーチとして外部指導者にお手伝い願うということは現在でもあるんですけれども、ただ、その部活動で子どもが、そのけがをしないようにとか安全にできるようにという、この配慮義務は教諭が持っておりますので、外部の方々だけで指導を完結するというわけにはいかないという難しさがあります。これは文科省も取り組んでいるというふうに聞いておりますけど、制度的な、教諭に課せられた制度的な責務もありますので、そこら辺もあわせて国全体で考えていただかなければいけないという問題もあろうかと思

ます。

中村議員

ぜひともですね、今後、また注意深く、教員だけではありませんけれども、子どもたちに関しても目配りをしていただくことを申し添えまして、最後の4番目の質問であります。自殺対策の一つゲートキーパー養成を一般にも拡大し、早期発見、早期対応に努めてはについて質問いたします。自殺の危険性が高い人の早期発見、早期対策を図るために、自殺の危険を示すサインに気づき適切な対応を図ることができるゲートキーパーの役割を担う人材を養成することは大きな予防対策の一つになります。町では、職員の中でゲートキーパー講習を受講し、対応していると思います。早期対応には、家庭、職場、学校、地域など、役割はそれぞれの領域によって多少異なってきます。そこで、専門家以外にも、一般ボランティア、地域で悩みを抱えている人の周囲の人たちも支え合っている環境づくりを推進していくことが大事に感じています。最近では専門以外のゲートキーパー支援も必要と言われていています。当町の今年度の自殺予防対策とゲートキーパーの実態と要請の取り組みはどのように進めていくのか伺います。

健康福祉課長

それでは、まず日本の国の自殺者数なんですけれども、平成22年度、国が対策を始めたときは3万人越えでした。それが平成28年度は全国で2万1,000人というところまで減っているんですけれども、たつとい命が失われていることには変わりがございません。町では国の対策と同じ時期から取り組み始めたところなんですけれども、今年度の自殺対策予防策といたしましては、前年度と同じく心の相談事業、人材育成事業のゲートキーパー講座の開講、1歳～5歳のお子さんを持つ御両親を対象とした親の支援の講座、妊婦さんと家族を対象としたプレママの会、閉じこもり・鬱予防としての音楽療法、中学生を対象とした「つばさの会」という会の中で行っている命の大切さについての学習を行うことを計画としています。また、当初から取り組んでいるゲートキーパーの養成につきましてはとても重要なことと認識しておりまして、今年度は、民生児童委員を対象とした講座を1回、一般住民の方々を対象とした講座を2回、計3回計画しております。民生委員さんと健康推進委員さんを対象とした講座は、それぞれの任期中に1回は計画し、知識を深めていただくように計画しているところです。ゲートキーパー講座につきましては平成21年からの8年間で43回開催しております。延べ771人の受講がありました。継続していくことで地域全体が自殺を未然に防ぐ意識の醸成ができることを期待しているところです。これからも町民の皆様に関心を持っていただけるように、自殺予防に関するチラシ、心の相談のPRポケットティッシュ等の配布、ゲートキーパー講座の開催を継続していくこと等、折に触れて自殺予防の呼びかけを行い、周囲に悩んでおられる方がいれば、町、専門機関につないでいただけるようお願いをしまいたいと考えております。飯島町が生き心地のよい町にさらになっていくように、今後とも息長く取り組んでまいりたい所存ですので、町民の皆様のご理解、御協力をぜひお願いいたします。以上です。

中村議員

町の取り組み等、ゲートキーパーに対する講習等も行っていることを聞きました。でも、まだまだ町民の中には認識が薄いのかなあというふうに、私、個人的には思っております。本年度も民生児童委員と一般で計3回行うということですので、ぜひとも多くの皆さんに参加してもらって、身近な問題として捉えていただきたいなあと思います。ゲートキーパー

においてもですね、認知症サポーターというのが、もう広く小中学校でも講座を開いているぐらい、広く認知症サポーターが多くなっております。それと同じように、ゲートキーパーというのもですね、もっともっと一般の方々に知っていただけるような、そういう地域ぐるみで取り組む必要があるというふうに思います。また、講演もあると思うんですけども、その講演も、ただ呼びかけで終わるのではなくしてですね、大変、これだけの、とうとい命が、みずから断ってしまうという、そういう事態が起きているということを住民も知る必要があると思いますし、守り合うという、それぞれの住民に責任もあると思います。ですから、こういう講習のときには、必ず1戸で、一つの家庭でね、1人は参加して勉強しよう、みずからのためにも、また家庭のためにも、地域のためにも、それをやっていくことが責務なんだというぐらいの、そのぐらいの呼びかけをしてですね、ぜひ、みんなで命を守り合う、温かい、この思いやりのあるまちづくりをしていきたいと思うんですけども、その辺の見解を伺います。

健康福祉課長

健康福祉課の対策といたしましてやっていることに加えまして、これから広げていくことは大事だと思うんですけども、工夫していくこと、PRしていくことをさらにしていこうと思います。この事業を始めてから近所の方とか職場の方から相談をいただいてつなげていくというようなケースもございますので、このことを続けていくことで、きっと結果が出てくると思います。あと、認知症サポーターのオレンジリングを受けた方には差し上げているんですけども、ゲートキーパー講座に関しては、そういうことはしておりません。これについては、どうやってやっていくのが一番いいかということを慎重に検討していきたいと思います。

中村議員

ぜひとも一歩進んだ、よりですね、効果的なのか、取り組みを求める次第でございます。飯島町が、誰もが孤独にならない、また孤独にしてはならないというまちづくりに努めることを申し添えて、私の一般質問を終わります。

議長
6番

6番 浜田稔議員。

浜田議員

それでは通告順に3件質問をいたします。質問その1は、少子化の中、教育環境の変化にどう向き合うかという内容です。これ、あらかじめ申し上げておきますけれども、教育に関する質問ですけれども、当然教育内容にかかわるものではないということを申し添えておきたいと思います。教育への政治の介入は憲法、教育基本法の理念に背くからというふうに考えるわけです。ここでの質問の趣旨はですね、教育こそ最も長い見通しのもとに教育関係者の自主性で進められるべきものだというふうに考えまして、その意味でですね、飯島町が今直面している問題を少し長い視点で、特に教育長のお考えを伺いたいということでもあります。

その1-1、町の小中学校の将来の姿と教育の質の向上への考え方はどうであるのか、ということなんですけれども、残念ながら数字が示している限りですね、飯島町は少子化の真ただ中にある、これは避けられない現実だろうというふうに思っています。その影響は、小中学校の児童数ですとか、あるいは教師の数ですとか、そういったことに直結す

るわけで、今もその教育の現場についての質問がありましたけれども、その延長戦でどういったことが起こり得るのか、何が懸念されるのか、そういった中でですね、この教育の質を守り向上させるためにはどういうふうにお考えなのか、このあたりを教育長からお伺いしたいというふうに思います。

教育長

ただいま御指摘のとおり、少子化の影響は小中学校の運営に大きな影響を及ぼしております。また、小中学校は児童生徒の教育の場であるだけでなく、地域コミュニティの核としての役割、防災、地域交流等、さまざまな機能を持っておりまして、まちづくりのあり方と密接、不可分ですので、将来像を数字のみであらわすことはなかなか難しいというふうに思っております。将来の姿についての御質問ですけれども、ハード面とソフト面があるのではないかと感じております。ハード面で見ますと、現在の数字ですと、小学校3年生くらいまでは1学年が80人台おりますが、その後60人台に減少し、ゼロ歳児では50人前後というのが現在の数字であります。学級編成につきましては、生徒の問題もあって今後のことになりますけれども、今のままでいきますと、小学校2年生が中学生になるころは中学校が学年2クラスで推移していくという状況になるかと思っております。文部科学省は「複式学級が存在する場合には、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討することが必要である。」という指針を出しておりますが、この複式学級は2学年で児童数、生徒数が16人、県の基準ですと8人ですので1学年4人ということになります。この基準は当面該当するという心配はございません。しかし、ソフト面できまして、少人数化による体育活動あるいは音楽活動などの集団活動が制約されることや生徒間の人間関係が固定されてしまう、あるいは中学校において先生が減ることによって免許外教科指導が発生することなどの課題も出てきます。ですが、一方で、その少人数であることから地域とのつながりが強くなり地域の方にかかわっていただきやすくなるというメリットもございます。そこで、ソフト面に関しましては、今後当然小規模化していくわけですけれども、そのメリットを生かして、今年度計画されています学校開放の日というような取り組み、こういうのを進めまして地域とのつながりを大切にしていきたい、総合的な学習の時間あるいは子どもたちのキャリア教育において地域学習あるいは地域を深める学習の中で、その地域の課題あるいは解決方法あるいは自分自身の生き方について具体的に身近に考えられるようになりますので、よりよい方法を考えたり探究的な態度を養成していきたいというふうに考えております。

浜田議員

現状をお伺いいたしました。一つ、そのマイナス面の回避策としてですね、地域の協力を得る、得たい、得ていきたいという、一つ積極的な考え方だとは思いますが、逆に、同時にですね、ある意味では、その専門的な訓練を受けていない方々が教育に参加するというマイナス面もあろうかと思っております。そのあたりはどのように対応なさるのか、お考えをお聞きしたい。

教育長

現在、飯島町の3校は、七久保小学校はコミュニティ・スクール3年目、飯島中学校は昨年の10月から、飯島小学校は間もなくという体制でおります。地域の方々当然入っていただくわけですけれども、専門的ではないので当然教諭あるいは学校全体がサポートしながらやっていくということもありますし、アシスタントティーチャーみたいな形で加わっ

ていただきながら、学校教育の、この何ですかね、大きな筋を通しながら地域の方にかかわっていただきますし、願いとしては学校の気持ちと地域の気持ちが一致するコミュニティ・スクールでありたいと思っておりますので、そこはいろんなお話をしていく中で学校、地域ともうまく思いが發揮できる方向に行けたらいいかなというふうに思っております。

浜田議員

もう一つ、中学校の問題ですけれども、当然教官、教員の数が減ればですね、専門性の幅が広がるというか、1人の広い分野をカバーしなければいけない、そういう問題が発生すると思うんです、単にそういう地域の協力だけでは解決できない問題が必ず生じるのではないかと、こういうことを懸念するわけですけれども、そのあたりに対してのお考えはいかがでしょうか。

教育長

教員の定数は国の通称標準法という法律で決まっておりますので、長野県は30人規模学級を中学3年生まで拡大してやっていただいておりますけれども、それでもカバーできない部分というのは当然ありまして、ことしも中学1年生が2クラスになったということで、いわゆる県配置の教諭が2人減という状況であります。当然授業数も減るわけですけれども、2人減はなかなか厳しいところがあるということで、今まで町でお願いしている教科指導の講師1名を2名にいただきましたが、いつまでもそういう形で増やすということは膨大な人件費になってしまいますのでできませんけれども、できるだけそこをサポートできる、町でないとサポートできない部分はまたお願いをしながら、教科指導にも不自由しないような形でやっていきたいというふうに思っています。

浜田議員

今国のいろいろな制約はあるかと思えますけれども、大変そんなくのきく文科省ですので、現状のルールではない、もっと将来を見据えた教育制度になるように、教育長、関係者の側からも強く国に求めていただきたいものだというふうに思います。もう一つはですね、そういう数字の予測にも当然関係しますけれども、この小中学校の児童生徒数の減少というのは当然その先の高校生の減少にもつながると思います。同様に県立高校の数もですね、一定のルールに縛られているというふうに理解していますので、統廃合の問題つつうのはそう遠からぬ先に現実的な課題になるのではないかとというふうに私は心配しています。これは町の教育委員会の所管を超えているかもしれませんが、そうは言ってもですね、地域の課題であることに違いないわけですし、それから、学校が減れば当然それは高校の序列化ですとか、あるいはその教育環境の地域格差という問題にもつながりかねない、こんなふうに懸念するわけです。そういうことですね、高校統廃合の今後の見通し、あるいはそれに対して、町というか、地域としてはどういうふうに対応しようとしているのか、そのための研究、検討は進んでいるのか、こういった現状についてお尋ねしたいと思います。

教育長

高校再編に関するお尋ねをいただきました。少子化は、その高校の募集定員あるいは学校規模に大きな影響を及ぼしますが、県教委では、昨年の10月に学びの改革基本構想案を出しまして、パブリックコメント等を経て今年度3月に策定をしたところであります。今年度は、その県の方針でいきますと、地域やPTA、中学校の校長会、自治体、産業界、大学関係者や高校教育に関係するところと懇談をしていながら実施計画をつくっていく

という段階になっています。上伊那でも現在中学3年生は1,800人台います。これは、余り変動のない地域であることは確かなんです、その後急激に減っていきまして、保育園未満児くらいの代になりますと現在より上伊那全体で400人ほど減少するというふうに言われております。学校の規模が小さくなるということは、教科指導で、先ほどお話がありました教科指導、なかなか専任の教員がいないとか、部活動でも専門家がないということで、大きな影響を及ぼします。高校再編に関しましては、御指摘のとおり県の施設ですので、町の教育委員会が直接何かかかわって話を進めていくということはありませんけれども、地域あるいは自治体というところで要望を聞く機会もあろうかと思っておりますので、先ほどちょっと出ました、単なる数合わせで統廃合をしたり学校の数が減ったりということではなくて、一つは、この地域、飯島町から通える範囲に子どもたちの希望がかなう、学びたいことが学べる学校があることや、それぞれの高校が子どもたちの進路指導にうまく対応できるような、そういったことも含めて考えてほしいということは事あるごとに申し上げていきたいというふうに思っています。町の教育委員会で何かそのことに関する具体的な研究という、あるいは提言ということをございませんけれども、いろんな席で知っていることをお話申し上げて、お聞きして、また町長さん初め自治体関係の方がそういった意見を言えるときに私も含めて訴えていければというふうに思っております。

浜田議員

今、教育委員会の所管の範囲を超えたお話だと思いますけれども、いずれにしても地域全体が影響を受ける話ですので、ぜひ広い議論をですね、進めていただきたいと、本来はここで予見される、その上伊那に影響のある統廃合の計画はどうかということをお聞きしたいところなんですけれども、きょうは、そこは遠慮することにいたします。

1-3番、日本衰退の先に希望をともせる教育環境の展望を問うと、至って抽象的な質問です。日本衰退というのが大げさかという話になるわけですが、一つグラフをごらんいれたいと思います。お手元の資料にあると思いますけれども、1つ、主要な6カ国のです、2000年を起点とするGDPの変化です。非常にはっきりした傾向が出てまして、極端に伸びているのは言うまでもなく中国、この統計データが正しいかどうかという疑問もありますけれども、その数字は大体2000年を起点に9倍と、話半分にしても4倍以上、3000乗ということはないと思いますけれども、それ以外の欧米の国々はですね、なぜか偶然にも1.7倍ぐらいですかね、の成長を達していると、それに比べて日本はマイナス成長、ややプラスを繰り返していると、要するに世界の成長から大きく取り残された実態というのがこのグラフから見てとれるのかなあというふうに思います。かつてはですね、電子立国日本だとか、いろいろ言われていましたけれども、そういうスローガンも聞こえなくなったということで、昨今の鉄鋼や電機、自動車あるいはカメラとかいう業界のですね、粉飾決算や倒産あるいは海外資本への統合というのは、言ってみれば、こういう巨大な流れの中です、日本の産業がもう大きく敗北に向かっているということの端的な象徴かなあというふうに思ってます。もう一つのデータ、細かいグラフで申しわけないんですけれども、私はこれを見て大変愕然としたグラフであります。先ほどのGDPの数字はですね、実は、この2つ目のグラフと国と年代の数を合せてつくりました。このグラフは何かというと、科学技術論文のですね、2000年からの推移を示すものです。アメリカ、イギリス、

フランス、ドイツ、どこもですね、論文数は増え続けています。この論文の中身というのはですね、物理学、科学というどちらかといえば基礎分野も含まれますけれども、材料科学、それから工学というですね、産業に直結した分野も含むということで、先ほどの欧米の国々はGDPの伸びとほぼ同じぐらいの伸びを続けている。中国に至っては桁違いの伸びを続けている。これはそうかなあと思います。唯一日本だけが、2003年を頂点にですね、ほとんどの分野で論文数が減少に向かっている。こんな国はないのではないかと。もうこれは、もうGDPとあわせてですね、日本の国の文化的な基礎体力が衰退しつつあるということを明白に示しているのではないかとというふうに思っています。まず、このグラフについてですね、教育長はこういう分野お詳しいというふうに思っていますので、率直な印象をまずお聞きしたいと思います。

教育長 この論文数、GDPのほうはちょっと私もわからないとこありますけれども、論文数の減少は私も大変気がかりなところであります。日本の研究者は割と基礎研究が重視されなくなったとか、研究費を得るための手立てを講じなければいけない時間が大変多くなったというようなことが言われておりますけれども、やっぱり基礎研究にしても応用研究にしても、やはりある程度、論文数あるいは論文の引用数が増えていかなければ技術開発は追いついていかないのではないかと懸念を持っております。

浜田議員 実は、このグラフを、要するに減りつつあるこういう技術活動をですね、プラスにするためにどのぐらいの年月がかかるんだろうかというふうに考えてみました。まず子どもたちが、今の児童、生徒たちがですね、こういう分野に対して興味を示す、それで将来自分たちの生活になる、この夢を持てるような社会にならない限り増加には転じないだろう。それには、どう考えてもですね、5年や10年かかるだろう。そういった子どもたちがその論文を書くに至るまでの年齢、つまり30代に達するにはですね、また同じぐらいの年齢がかかるだろう。つまり、失われた30年は、これから先の30年を、の取り返すための期間が必要だと、仮に今すぐにつけたとしてもですね。そんなことですね、この子どもたちが将来もっと長い目でおっきな夢を持てるような教育環境へのですね、先ほど町長、大局観という、おっしゃいましたけども、教育長の大局観をお伺いしたいというふうに思います。

教育長 大変これからの教育の本質的な部分がありますけれども、20年30年前に現在のように例えば携帯あるいはスマホの産業がこれほど多くなるということは誰も予想しなかったと思います。アメリカの研究者の予測によればですね、10年くらいで半数近くの仕事が自動化されて、もう職がなくなるとか、最近10年後に子どもたちに仕事があるかというような本が非常に脚光を浴びたりですね、あるいは、一番有名でしたのは、ニューヨーク州立大学のキャシー・デビットソン教授がですね、2011年にアメリカの小学校に入学した子どもの65%は大学卒業時には今は存在しない職業につくだろうという、諸外国は多分そういうことも対応しながら、頭に入れながらいろんな教育環境の整備を行っているんだろうというふうに思っております。日本の子どもたちも、これからはですね、もう常に技術開発をしていかなければいけないし、この会社に入ったから安心だというのではなくて、何回か転職とか職場を変えるということは迫られる、そういう世代だというふうに思っております。

す。そういった中、生き延びていかなければいけませんので、一番大事なのはみずから課題を見つけて友達と共同して解決策を探る、そういう力を子どもたちにつけていくということが教育の面では重要だと思います。また、社会、教育委員会も含めてですけども、これからの時代はこうなりますよ、ということ子どもたちにやっぱり示していかないといけないし、親にも理解を得てもらわないと、何かちょっと名のある大学出たから、もうあとは安心だという時代ではないということを生懸命PRしていきたいというふうに思っております。幸い2年後、教育課程が変わってきますけれども、「何を学ぶか」というよりは「どのように学ぶか」というようなことに力を入れるということですので、その分では少し期待をしていますし、子どもたちが主体的であり、友達と共同的な学習ができるようにするために、例えばそれがタブレットであればタブレット環境の導入だとか、あるいはキャリア教育であればキャリア教育の充実、こういったことを支援しながら、子どもたちの将来について支援し、また子どもたちにも考えていってもらいたいというふうに思っております。

浜田議員

大変よくわかりました。難しい問題だと思いますけども、昨年ノーベル賞を受賞した大隅博士はですね、同僚の東工大の教授が「東京から受賞者は生まれてない」という大変皮肉な記事を新聞に書いてました。人材は東京で育つわけじゃない、人材は別に全国どこにも偏在してるわけではないんですね。35年後に違いがあらわれる飯島町の教育環境の整備を期待して、次の質問に行きたいと思います。

2つ目の質問は、地方自治体の収益的事業への考え方をお尋ねするものです。ふるさと納税についてはですね、先ほど久保島議員のほうから質問がありました。私はもう少し否定的な考えを持ってまして、そもそも、この制度自身がですね、税制度としていかなものかというふうに考えてるわけです。そのことを非常に端的に表明された所沢市長の説明が非常に的確でしたので、それを引用する形で3点、所沢市長の考え方を御紹介して町長のお考えをお尋ねしたいと思います。1つは、先ほども議論になりましたように、返礼品がですね、テレビ番組でこれが欲しければあそこの町というふうなですね、返礼品特集、ネットでもそうですけども、こういったことで終わりなきレースになると、ふるさとを応援する趣旨から離れてですね、物でつって税金の奪い合いをやってるんじゃないかと、それから2番目は、教育や介護といったインフラをみんなで支え合うという民主主義をつくる資本が税金だと、税金つつうのは累進課税が正しいのであってですね、ふるさと納税は、本来そういう累進課税を払う人たちがよそにお金を払うことでですね、本来自分の住んでいるところにそれにしかるべき見返りをしてないんじゃないかと、それから3番目はですね、福祉や教育に使われるであろうはずの税金が返礼品になってですね、すべては物に変わっているんじゃないかと、大事なことは事だ、事というのはふるさとづくり、そういった民主的な地域づくりではないか、こういった趣旨に反するのではないかというのがことしから返礼品をやめた所沢市長の主張です。こういった考え方に対して町長はどういうふうにお考えなのかお尋ねしたいと思います。

町長

最初は、用意されたものを、概略を説明させていただきます。ふるさと納税制度の趣旨は、ふるさとや地方団体のさまざまな取り組みを応援する気持ちを形にする仕組みである

こと、また、ふるさと納税を通じて寄せられた資金を地域の活性化に資することに本来あると思っております。この趣旨を踏まえ、町の活性化や人口増が喫緊の課題となっている当町においては、ふるさと納税返礼品を通じてこの町の知名度アップや交流人口増、あわせて地域経済の活性化を図ることは、町にとってチャンスと捉えて、取り組む必要があると考えております。町としてふるさと納税にすがりつくような気持ちはありませんけれども、そこに制度があり、制度本来の趣旨の中で町のために活用できることは活用するまででございます。いろいろこのふるさと納税については議論を呼ぶところということは存じております。所沢市長は市長なりの哲学があり思いがあると思います。私は、そこまでの哲学はございませんでですね、この制度をいかに有効利用するか、そして頂いた浄財を、浄財をですけど、あくまでも浄財を地域発展のために使っていくということが本来の目的だと信じております。

浜田議員　この件もっと議論したいところですけども、ほかの項目もありますので次に進みたいと思います。故郷への思いを寄附であらわすこと自身はですね、私自身も否定しません。ただ、それがゆがんだ制度になることについてはですね、十分に抑圧、抑制的であるべきではないかというふうに考えております。

次に、ふるさと納税もある意味では収益的な事業ってということになるわけですけども、2つ目の質問はですね、町がかかわる収益的な事業の経営責任は誰にあるのか、こういう内容です。町長は、儲かる飯島町をとというものを進めるということで、その基本的な考え方にかかわることだと思いますけども、私自身も飯島町が経済的に発展することは大いに望ましいことだと思っておりますから、その呼び水としてですね、町が支援を行うと、経済的な面も含めてですね、これも大歓迎です。ぜひ町長の大局観に沿って推進していただきたいということを期待するわけでありまして。ただし、その一方で、町が収益的な事業にかかわる以上ですね、それは公金を使う、税金を使うということにならざるを得ないと思います。そういう意味で、公金を使うに当たっての制限と責任を明らかにしておく必要があるだろう、で、この質問を立てたわけです。まず、町長のおっしゃる儲かる飯島町を推進するのはどのような事業形態なのか、これについてですね、基本的なお考えをですね、町営であるのか、あるいは第三セクターであるのか、何が一番中心的な形になるのか、また、その場合の経営責任は一体誰にあるのか、これについて町長のお考えをお尋ねしたいと思っております。

町長　儲かる飯島町へのチャレンジというのが私の3本柱のうちの2本目の柱にございます。誰がもうかるかということをお尋ねられます。飯島町営業部がもうかるのかというお尋ねもでございます。いや、決してそうではなくてですね、飯島町の町民の皆さん、企業の方々がもうかる、いわゆる飯島町の経済の活性化を狙っているものでございます。町がもうけてという話ではなくて、地域の方々がもうかる仕組みづくりを考えておるところでございます。

浜田議員　私がお尋ねしたのは、その仕組みづくりのですね、具体的な形です。要するに、一定の交付金が投入されると思いますけれども、それはどのような形で投入されて、それを担う主体はどのような事業体なのか、これについてお答えをいただきたいと思っております。

町 長

今営業部で5つの部会に分かれて地域の資源を発掘して、それを磨いておるところでございませう。その地域の資源っていうのはもともと飯島町にあったもの、これをいかにしたら外へ売れるか、あるいは地域の資源をいかにしたらそれを目当てによそから来てくれるかということでございませうから、1つの会社をおこしてそこがもうけるっていうことじゃなくて、地域の方々がそれに参画していくっていうことが大事だと思っております。その土台づくりをするのが大事な、例えば今具体的になりつつあるの、まだ、はっきり部会がですね、宣誓して、これをやります、やっていきたいと思いますっていうはっきりした形はないんですけども、一つは、食部会の中において、地域の自然共生米、これが昨年売れ残ってしまったと、せつかく農家の方々が苦勞して品質のいいものをつくったんですけども、やっぱりコストが高い、そのコストの高いがために、今までの流通、いわゆるJAルートでは売れなかったということがございませう。ぜひ、じゃあそれをどのようにしたらいいのか、来年はこれを昨年の倍つくろうという計画がございませう。じゃあ、飯島町営業部の食部会ではですね、まずは飯島町の皆さんが食べることにしようよと、つくる人も誰かが食べてくれるっていうことが見えてればつくるに張り合いがあるじゃないですか、こんなに苦勞しても買ってくれないじゃ、そりゃあ生産意欲わかないですよ。その営業部の皆さんは、農家の人は当然自分のつくったお米を食べるでしょう、しかし、農業に携わっていない人たちがもっと協力することはできないのと、そういうことです。を言い始めました。ことしの分、町民の皆さんが自分のまず胃袋に入れたらどいだけの量になるんだよという予約販売をとろうじゃないの、そのためにはどういうパッケージとか、どういうネーミングとか、どういう販売網を必要なんだとか、そういうことを考える、これが飯島町営業部で具体的に今動き出していることです。さて、それが成功したときに誰がもうかるでしょうか。生産している農家の方々じゃないですか。こういうことがまずは基本かなというふうに思っております。これが一例です。

浜田議員

依然として、その事業形態が私にはよく理解できないんですが、少なくとも今の営業部、今お話になったのは任意団体ですよ。つまり事業を執行するだけの法人格を持ってないわけですよ。一方で、例えばその営業部の中に5つ目のアウトドアスポーツの部会ができました。それは、ええと、3カ年計画の中では、来年、再来年、1億円ずつ見込まれていたと思っております。つまり公金が支出されるわけですよ。じゃあ一体その受け皿は何であるのか、誰が責任を持つのか、この姿はどうなっているのか、これについて私はさっきから再三お尋ねしているわけですけども、どういう事業形態をお考えなのか、これについてストレートにお答えいただきたいと思っております。

町 長

アウトドアのことだったんですね。(浜田議員「も含めてです」)アウトドアにつきましてはですね、やはりその事業を行うには専門性が必要だろうと思っております。その一つ一つのアトラクションっていうんですかね、アトラクションを指導する、説明する方々は、やっぱりプロが要るだろうな、全体的には飯島町営業部から離れた法人がそれを運営する組織が多分できると思っております。そこが事業主体になるかなと思っております。それがアウトドアを幾つか、具体的に申せば、今挙がっているのは千人塚周辺、あるいは与田切、これが観光のメインの場所になるだろうと、こういう想定の中で、あの近辺へできるだろうと

思いますけれども、その会社が運営されているいろいろなアトラクションができる、気をつけ（浜田議員「事業形態だけお伺いしたんで、もうそれで結構です」）事業形態は、それは法人をつくらなきゃいけないと思っています。話の途中ですけど、よろしいですかね。（浜田議員「結構です」）なんか気が済まないんですけど。（浜田議員「夢を語りたいのはよくわかります」）夢じゃなくて……。それでは、この辺で失礼させていただきます。

浜田議員

といいますのはですね、自治体の収益的事業っていうのは大方失敗しているっていうのがこれまでの歴史の流れだというふうに私は認識してます。戦後はですね、会社にお金がなくて、スポーツ施設やなにかはですね、公共セクターに頼るとい時代があった、それから、不動産がどんどん価格が上っていく高度成長期にはですね、公共セクターがどんどん土地を買いあさって不要なまでの開発をやったと、その結果ですね、特に公共セクターがやる場合には施設計画が将来収益を無視した立派なものとなると、その理由は資金調達が容易だから、で、民間では考えられないような調達が投入されてですね、消えていって、計画を立案して推進した人たちはですね、きちんと退職金をいただいて去っていったと、で、残った負債は住民、納税者、保険加入者が担保すると、こういう時代があつてですね、自治体の収益的事業に対してはかなり厳しい指摘が研究者の間からなされてるわけです。私が心配してるのは、飯島町営、儲かる飯島町がですね、こういう泥沼に陥らないように何をなすべきかということをきちんと議論してく必要があるんじゃないかというふうに考えたからであります。時間も押してますので、もう少し話を先に進めますとですね、公共セクター失敗の最大の理由が幾つかありますけども、さっき言った日本の歴史的な事情に加えてですね、私のほうから実は非常に言いたくなかったんですが、実は議会のチェック、事前チェックが十分に果たされてなかったのがその大きな理由だと、議員たちの関心事は再選されることなので、要するに落選したくないので、地元利益を還元するような事業の誘致や創設には熱心であってもですね、その事業の健全性についての関心は低かった、だから客観的なチェックが行われなかったということも過去のおつきな理由だろうということですね、この研究者は、そういったことを指摘した上でですね、改革の必要性を述べてます。その一つが議会に対して計画の基礎となる実質的な資料提出することを義務づけることだと、これは町にですね、あるいはその実施主体、投入される公的な資金の額、必要な経費の額の根拠、買収する資産の時価評価の根拠、収益予想の根拠などです。それと同時に、法的な責任としてはですね、投資先の事業が債務超過となった時期の経営責任者は報酬を返還させて、もし、その首長が出資先の会社の社長を兼任してる場合には、社長としての報酬だけではなくて自治体の首長としての報酬も返還すべきではないか、それから計画に重大な過失が含まれていた場合には私財の提供もすべきではないか、このくらい厳しい見解がですね、これは地方自治の経営責任という京都府立大学の学術報告の中にあつたんですけども、こういうことをうたってます。先ほどの2億円が大きいかわ小さいか、私から見ると驚愕ではあるんですけども、こういう自治体がかかわる収益的事業についてですね、今ここで指摘したような点、とりわけ議会に対して十分な計画の内容を説明して同意を得るといお考えはおありかどうか、これをずばりお伺いしたいと思います。

町長

それは、車の両輪である限り説明を十分しなければならないと思っています。

そういうことであればですね、ぜひ、この議会の場でですね、議会の側も責任を持って審議を尽くしたいと、その一員として、私としては責任表明をしたいと思います。そんな中で、もちろん夢は潰すわけにいかないわけですが、この研究者の中で実は非常に典型的な2つの事例の紹介がありましたので、少し頭のトレーニングということも含めてですね、御紹介したいと思います。もともと地方自治体というのはですね、福祉の増進をするためにあるわけですね、もちろん公営企業法で民間と競合しなければいいよというふうにはあるわけですが、本来の自治体のサービスっていうのは租税の配分であります。要するに住民福祉のために税金をどういうふうに配分すると、そこからいうとですね、やはり収益的事業っていうのは本来の民間がやるべきものだろうというふうに考えられるわけですが、かなり自治体がそういった分野に手を出してですね、いろんな結果を招いた例っていうのがあってですね、ここでは2つの体験型農園、公園の例を御紹介したいと思います。一つは「丹後味わいの里体験型農業公園」、これが京都府が60億円投入してですね、1998年に34ヘクタールのレストランやホテルのある体験型施設で、開園当時は大評判ですね、毎年35万人ぐらいが訪れてたと、その後数が3分の1に減って、別の会社に委託管理してですね、施設は無料で貸与してる、こういう例です。もう一つは、私も行ったことがありますけども、伊賀市、あの忍者の里にある「モクモクファーム」ですね、これは、それよりやや早い時期に山の中の農業者たち、確か20人の農業者が200万円ずつ出し合ったのかな、多分4,000万円ぐらいの出資で始めた事業ですね、人口の少ない山の中で1日の売り上げが数万円、あるいは赤字のときもあったと、偶然に始めたウイナーの手づくりの体験教室がきっかけとなってですね、次々に新しい企画を進めて売り上げを伸ばしたと、先ほどの例は35万人が10万人以下に減ったんですけども、こちらは多分今から5、6年前の実績で34万人、土日はもう満員だと、こういうことですね。どちらもですね、共通点があると、それは、いずれも不便な山の中、私も「モクモク」へ行きましたけど、本当にこの先に何があるのかという山道を、今は新名阪ができて近くなりましたけども、山の中を車で行かなければ行けないとことと、体験型という点でもですね、地元農家の食材を利用して手づくりの体験をやるという点では同じだと、じゃあなぜ「モクモク」が成功して丹後味わいの人は失敗したのかと、前者は地域の若者の農業者がみずからの力と努力でですね、と資金で頑張ったから、後者は公共セクター、まさに京都府が大枚を投じてやったということで、今京都府のホームページ見ると、その見直しの総括表が一覧表で出てますけども、いかにも雑だというのが見てとれるような中身です。ということですね、そういう意味で、私はですね、安易に公共セクターに頼るような事業は進めるべきではないのではないかというふうに考えるわけです。きょうの質問の、実は3番目に飛んでしまうことになるんですけども、こういったことをベースにですね、こういった事業支援は総額と期限を定めてやるべきではないかというふうに考えますけれども、これについての町長のお考えをお尋ねしたいということです。そうしなければ、いつまでそのような形で支援するかというけじめのない支援が続いてしまうんじゃないかということですね、公共自治体、地方自治体が収支事業に手を出すのであればですね、その辺のけじめをあらかじめ明らかにしてやるべきではないかと思いますけども、町長のお考えを

お尋ねしたいと思います。

町 長 行政がいつまでも支援をし続けるということは、なかなか負担なことであると思っています。そういう今の貴重な御意見だなというふうに伺って、伺わせていただきました。今後の取り組む事業、また今までもそういった形の中で支援しているところがありますけれども、それはそれで目的を持って支援していた過程があるかと思います。よく精査した中で、そういう、すいません、どつぼってという言葉を使わせていただきますけども、どつぼに落ちないようにしなければならぬというふうに思っております。

浜田議員 もっとこのについてはですね、中身を深めたいところでありますが、先ほど、また私のほうからは議会と行政が守るべき条件については申し上げました。ぜひこれが厳密に遂行されることを求めていますね、3番目の質問に移りたいと思います。

3番目の質問は、上伊那広域のごみ処理施設での発電事業を問う、という内容であります。これは伊那市にもう既に建設が進められている上伊那広域連合のごみ処理中間施設、要するに焼却炉ですね、これが無駄な大型投資ではないかということですね、当町にもおっきな財政負担を今後残すだろうということ、たびたびこの場でも指摘してきました。そうは言っても現実には進行してるわけですが、参考のために、ほぼ同時期に検討が終わった湖周行政事務組合、要するに諏訪湖周辺の岡谷市等々の事務組合ですね、それから飯田を中心とする南信州広域連合等もですね、こういったガス化溶解炉という贅沢なやり方ではなくて、ストーカー炉という従来型の方式を選んでですね、なぜか上伊那だけが、もう長野県で多分唯一ではないかと思いますが、こういう巨額の投資をしたと、この上ですね、さらに、恐らく計画の中には発電事業がつけ加わっているというふうに私は理解しています。これは排熱を利用して発電をするんだということで計画に含まれているのでですね、もう具体化が進んでいるのではないかというふうに思います。ですので、先ほどと同様です。これもある意味では収益的事業です。この投資の規模、売電収入、運転コスト、こういったものについては、上伊那広域連合はどういうふうに考えているのか、それと同時に、続けてまいりますけれども、そのことによるですね、当町の費用負担への影響をどういうふうに見積もっているのか、この2点をまとめてお伺いいたします。

町 長 上伊那事業、上伊那広域連合が行っております新ごみ施設、処理施設での発電事業の御質問でございます。上伊那広域ごみ処理施設につきましては、上伊那広域連合新ごみ中間処理施設整備基本計画でエネルギー利用の方針が位置づけられております。今回の施設建設については、国の交付金、循環型社会形成推進交付金という交付金なんですけども、が活用されておりますが、熱回収が要件となっており、処理量118トンクラスの施設は発電をしないと交付金が交付されませんので、このことを踏まえ今回の施設は発注されております。新ごみ中間処理施設は、発電効率が補助要件よりも高く、通常の補助率よりよい条件で交付金が見込まれております。ランニングコストも、施設の電力を発電で賄うことで買う電力、電気料を抑え、また余った電力は売電する、そして収入となり、発電をしない場合に比べメリットが大きいとしております。また、地球温暖化環境面からも発電機能を有する施設の建設は妥当だという認識でおります。

浜田議員 今数字をお尋ねしたんですけども、これは数字はないということなんでしょうか。つま

り、発電所単体のですね、要するに、仮に補助金があったとしても、それで発電機を据えて売電して運転コストをかけた場合に、その発電機単体の収支はどうか、こういう個別の収支決算が当然必要だと思うんですけども、これがどうなっているわけなくですか。

町 長 答弁漏れでございます。当町の費用負担の影響、そこら辺の数字なんですけれども、現時点では検討中でございます。と申しますのは、その発電施設で発電された電力を本管につなぐに、本管とっていいんですかね、例えば中部電力につなぐに、その施設費が結構かかります。しかし、今これが決定しかねているのは、近くに同様に発電施設を持って、そこへ結線したいと、するだろうという業者がおるわけです。しかし、それがまだはっきりしない状況でございますので、細かな数字がどう出るかということについては、まだ広域連合で明確にされておりません。今後その動向を見ながら、いろいろと問題が出てくるのではないかなというふうに思っています。

浜田議員 時間も押してますので、じゃあ、一体それはいつごろ決定されるのか、もう既に建設は進んでるはずですので、今ごろそういう問題が出てくるというのは非常に不思議だというのが一つですね。それから、もう一つ、先ほどの説明ですと全量売電ではないわけですね。今、買い取り電力とですね、売電の価格差、相当あるはずなんで、もし本気でお金を回収しようとするのであれば、一回全量売電してですね、安い普通の電気を買えばいいんじゃないかと思えますけど、なぜそういう選択をしたのか、この2点についてお伺いしたいと思います。

町 長 そこら辺の詳しいいきさつは不承知です。担当課長さんがわかる、わかればですけども、これは、今までのこの新ごみ処理施設を建設するちょっと長い歴史の中でだんだんに決まってきたことかなというふうに思っております。その経過の中において、今まで議会で説明があったのか、なかったのか、ちょっと存じませんが、そこら辺も精査する中で、また機会のあるときにお話しできればなというふうに思っています。

浜田議員 下平町長にこの件を御質問するのは初めてなんですですね、またの機会に改めて、この件については質問したいと思います。いずれにしても、この件は随分上伊那広域連合にお任せ主義だと思いますので、このあたりは強くそれぞれの自治体が求めてですね、改めるべきかなあというふうに思います。そういったことをつけ加えて質問を終わりたいと思います。

議 長 ここで休憩をとります。再開時刻は3時25分とします。休憩。

休 憩 午後3時08分

再 開 午後3時25分

議 長 会議を再開します。
一般質問を続けます。
7番 竹沢秀幸議員。

7番

竹沢議員

通告に基づきまして一般質問を行います。私、議員として4年目でありまして、きょうが49回目の質問になります。今回は4項目について質問を行ってまいります。

まず、千人塚公園桜再生プロジェクトについて提言をいたすところであります。これは、現状の桜が古木でございまして、リニア新幹線や三遠南信道などが10年後に開通する中、町の今後、今年度策定する観光基本計画に将来を見据えた中での桜再生のプロジェクトとして盛り込んでいただき、年次計画を立てて再生をしていっていただく、このことをお願いするわけでありまして、これは町内の桜に詳しい樹木医の方の提言でもございまして、私も役員やっておりますが、七久保・片桐水利組合としても課題として受けとめておるところでございまして。千人塚公園は、御案内のように全国ため池百選にも選ばれておるわけでありまして、城ヶ池は、今年度からスタートして、平成31年までに1億7,500万円の費用を投じてですね、耐震の底材の改修工事も行われると、こういうことでございまして。さきに提案のありました7つのアウトドアスポーツの施設整備、あるいは今回の6月補正で出とります1億円近い千人塚の施設の問題等々ありますけれども、基本的に我が町の魅力は町長もおっしゃっているように自然であります。具体的には、この自然の中の桜につきましてですね、長期的な視点に立って、過去に町民の森をつくった飯島の村長さん、そうした先人の先見性のある取り組みなんかにも学ぶ中でですね、ぜひ提案をしていきたいなあとと思うわけでありまして、とりあえずは、町長のこの現状認識についてお尋ねをいたします。

町長

本日最後の竹沢議員の一般質問にお答えいたします。千人塚の桜についての見解を求められております。千人塚公園の桜の歴史は古く、昭和15年に当時の七久保青年会の皆さんが観光資源にとの思いの中で植栽されたと伺っております。おかげさまで飯島町の桜の名所として定着し、現在も信州飯島桜守の皆さんを中心に大切に管理されております。しかし、植栽から80年弱が経過し、ソメイヨシノも寿命が近づいており、また、てんぐ巣病の蔓延など、桜の植えかえやほかの樹木も含め、千人塚公園の花における観光を検討する時期が来ておると認識しております。桜守の皆さんの意見等を伺いながら桜再生プロジェクトの考えも参考にして、千人塚公園を花の名所として皆様に喜ばれる観光地づくりを進めてまいりたいと考えております。

竹沢議員

答弁いただきました。若干重複するところもありますが、以下、述べてまいりたいと思います。歌手の三沢あけみさんが昭和40年代にレコーディングいたしました「千人塚小唄」、冒頭の歌詞のところに「一目千本 千人塚は海に桜のぼかし染め」と歌われておる桜でございまして、千人塚に欠かせない桜の景観は、町に暮らす人、またこの地を離れた人にとってふるさとの自然としてかけがえのない価値を持っているところがございます。「千人塚小唄」は、また毎年七久保小学校の運動会で踊っているところであります。まず桜の歴史ですが、町長答弁にありましたけれども、千人塚公園は、現在、標高が830メートル、以前に直轄の事業によりまして昭和9年～11年にかけてまして城ヶ池とその周辺が整備されまして、中央アルプス県立公園の一部になってるわけでありまして。桜が千人塚に植わられたのは昭和15年、今から77年前でありまして、当時の七久保青年会が皇紀紀元2600年記

念事業として植えたものでございます。当時の七久保村と水利組合の了承を得まして、苗木は当時の伊那電鉄、今のJR東海飯田線ですが、と個人寄附により早稲田種苗園農園で注文いたしまして、名古屋のほうから苗を取り寄せたというふうに言われております。当時高さ1メートルの苗木1,000本を用意して、城ヶ池周辺とですね、西につながる林道に植えたわけでありまして、林道沿いの桜につきましては枯れてしまい、現在は700本くらいというふうに言われておるところでございます。この桜の現状の問題点でありますけれども、名所の一つでありまして、県内の各地からも訪れていただきまして人々を魅了してきたところでもありますけれども、ソメイヨシノは現在およそ80年ということで、年がたちまして老木で、樹高も15メートルを超える高木でございまして、管理作業は高度な技術が必要なわけがあります。それから、材質腐朽菌に侵され樹勢の衰えや花芽がつかないような状況にもありまして、サクラてんぐ巣病も蔓延しておるところでございます。この材質腐朽菌やに侵されたソメイヨシノでありますけれども、最もてんぐ巣病に侵されやすく、枯死してしまうところに来ているところでもあります。こうした観点から、古木はですね、今後伐採し、新しい品種を植栽することを提案するものであります。具体的な千人塚桜再生への考え方についてでありますけれども、具体的には、植栽の方法ですけれども、桜オーナー制度なるものを導入いたしまして植栽段階からかかわってもらい、そういう方法がどうかということでもあります。具体的には、例えば誕生記念樹、入学記念樹、卒業記念樹、結婚記念樹、それから事業所などの創業記念樹などとして機会を捉え植栽を願い、この桜は私が、この桜は私たちが植えた、あのかき植えた桜はどうなったのかなあ、行ってみよう、肥料をやってみようとか成長過程にかかわっていただき、苗木代や肥料代はオーナーに出していただき、プレートに名前を刻み管理していただくという方法であります。具体的にどの部分を伐採し植えかえるのか、また現在の桜を伐採してどう植えかえるのかにつきましては、先日、町長へ詳細のプロジェクトの提案書を差し上げてありますので、詳細については省略させていただきたいと思っております。それから、桜のあるところは、現在の桜のあるところはですね、不適地なところもあるわけでありまして、こうしたところは桜は切って、その後に違う植物を植えたらどうかということで、これは提案ですけれども、我が町の町花は「シャクナゲ」でありますので、それを、シャクナゲを植えたらどうかというのが提案の一つであります。それから、桜を植えるところは、公園全体を見ましてですね、適地を選定するとともに、一部既存の植わっている場所への植えかえも必要なのかなと思うわけですが、次に品種でございます。ソメイヨシノに近い品種を植えたらどうかということでございまして、専門家のお話によりますと、コマツオトメ、ジンダイアケボノ、陽春などの類似品種があるようでありまして、湖岸周りからですね、取りかかまして10年計画くらいでソメイヨシノを植えかえていけばよいのではないかとということでもあります。ということで、冒頭も触れましたけれども、今年度策定をするところの飯島町観光基本計画に埋め込んでいただいて、千人塚の桜を再生いたしまして、桜の名所として継続していただき、また、今後展開するであろうアウトドアフィールドのスポーツ施設などなどを含めましてですね、この地域を活性化していく必要があるのではないかとこのわけでありまして、改めて観光計画にこのことを盛り込んでいただけるかどうかというこ

とをお尋ねをしたいと思います。私も、話は違いますが、10年間事務局として水中花火を毎年事務局で行ってきました。先般も天気がよくてよかったんですけども、できれば千人塚の桜を再生して、その桜と一緒に水中花火も上げるとさらにこの魅力も増すのかなあということで、同時開催を将来的には願うものであります。町長のリーダーシップを求めて、見解をお答えいただきたいと思います。

町 長

千人塚の桜の再生について、ただいま竹沢議員から具体的な計画、お考えをお聞きしました。これは、千人塚の桜というものを再生するという一つの方向性の中で、また具体的なことは検討されていくことかなあというふうに思っております。大事なことは、計画あるいは植栽の段階でいかに多くの町民が携わっているかということがかなめだと思っております。先ほどおっしゃられた子どもさん、あるいはそれぞれの記念、そのたんびに飯島町に愛着を覚える形のシステム、これを構築していくことが大事だと思っております。観光、観光産業、観光産業と私ども言ってますけれども、何か物をつくって、その観光だとは決して思っておりません。そこへいかに住民がかかわり合いができるかと、こういうことを計画の段階から練り込んでいく、これが大事だと思っております。観光ブーム、アウトドアブーム、この伊那谷であちらこちら叫んでおります。しかし、これも大事なことです。飯島町だけがアウトドアって言うてんじゃないんですね、この伊那谷全体でアウトドアって大きく発信するというのが、全体の収益、この地域のブランド化ができるかと思っております。ラーメンが1店よりも3店や4店5店あったほうが大勢人が来るわけです。そこへ。そういった考え方でですね、あちらこちらでアウトドア叫んでいただくことは非常にありがたいと思っております。しかし、大事なことは、我々は特に気をつけなければならないのは、そういった一つ一つの観光産業のものに対していかに町民の皆さんが絡んでくるか、一年中、こういった催し、おもてなしができるか、先ほどおっしゃった花火もそうでございます。そういった分を残しながらしっかりとした飯島町の特色ある観光産業というものを育てていきたいと思っております。以上です。

竹沢議員

町長、確認ですけど、観光基本計画の中に盛り込んでいただけるかお伺いします。

町 長

これから観光基本計画を皆さんの御意見を伺いながらつくっていくもんですから、当然それがそういった思いの方があると思いき、私が盛り込みますということは皆さんの御意見を聞いてから最終的に考えたいと思っておりますけれども、当然入ってくるべきものかなというふうに期待はしております。

竹沢議員

それでは、計画段階から大勢の町民の皆さんがかかわっていただくような、そんなプロジェクトができることを願うものであります。

次に町が取得した紅葉園の経過と今後についてであります。一般質問の通告書のほうには関連質問と表記しましたが、関連質問っていうのは、本来は上伊那後期連合なんかでも行っとるところの質問者の質問終了後に通告してない他の議員がその項目について関連質問ができる、こういう制度でありますけれども、私、括弧書きに記したのは、前段の千人塚の公園桜の質問項目に関連してと、こういう意味でございますけれども、質問をさせていただきます。問題は、この3,500万ほどで買った紅葉園ですけども、町民の皆さんから「どうなっておるんだ」という声がいっぱい聞くわけでありまして。そこで、その後にお

いて町として買い受けをしていただける方を募集したと思うんですけども、その経過、それから、適当な購入者いないっていうことになった場合にはですね、町はこの施設を今後どのように展望するのかについてお尋ねします。

町 長

紅葉園のその後の経過ということで、町民の皆さんも御心配かということでございます。経過を説明させていただきたいと思います。千人塚の旧紅葉園の処分と活用にかかわる町の考え方につきましては、平成28年4月18日開催の議会全員協議会において提案型入札による払い下げを行いたい旨、説明をさせていただいたところでございます。提案型入札というのは、私はこういうことをやりたい、それについてはこれだけで買い取りたいと、こういう入札の方法でございます。また、平成28年飯島町議会9月定例会の折山誠議員さんの一般質問において公募提案型入札による施設の払い下げを進めたい旨、答弁をいたしました。その後、本年12月13日～3月3日にかけて公募提案型入札を行ったところでございますけれども、応札はありませんでした。入札した方はございませんでした。そのため、公募型提案入札の結果を踏まえ、賃貸区分の追加、余裕を持った募集期間の設定、地代を考慮した価格設定の見直しを行う中で、現在、4月7日から6月20日までの期間で活用事業者の募集を行っているところでございます。以前は、その施設を販売するということでしたけれども、今回は賃貸で月幾らということでお貸しするということも含めた条件になっております。また、入札しやすいように考慮する時間をとった、以前よりも長くとったと、こういう処置を行いました。町としましては、この活用事業者の募集を経て、売買も、もしくは賃貸による活用事業者を選考し、現在策定を進めております町の観光基本計画やアウトドアフィールド事業調査との関連も期待しつつ、民間事業者の新たな感覚と活力により施設の有効活用と観光振興等につなげていきたいと考えております。以上、現在の状況でございます。

竹沢議員

現状について答弁いただきまして、前段の公募型・提案型入札は、応募、応札がなかったと、今賃貸方式も含めてやっていると、こういうことであります。そうした取り組みももしだめだった場合ですね、いろいろなことを考えていかにかいかないわけで、それで幾つか、こういう考えもどうかということで提案させていただきます。例えば、この4月の17日から20日まで計48名、三井金属工業の社員がボランティア活動に飯島町と中川村へ来たわけですけども、このような形での、その大手企業の研修施設としての有効活用というのはどうかなあというのが一つですね、それから、以前に本多議員からも質問あったと思います。ああした施設をビジネスに使うということで、いわゆるインターネットの環境をですね、整えまして、業務のオフィスにすると、こういう使い方も自然環境豊かな場所で仕事ができるわけですから、そんな方法もどうかなあつちゅうことで、そういう募集をかけたかどうかということも考えられます。また、友好姉妹の斑鳩町や鳥羽市、またマルシェの三鷹とかですね、そういうところに呼びかけて、例えば飯島自然の家みたいな形で利用いただくと、そういう方法もあるのかなあ、それから、町内の御婦人方から最近聞いたお話ですけど、あの施設を利用して元気のある町内の女性の方たちに郷土料理なんかをね、つくってもらう、って食べてもらう、そういう方法で活用したらどうかということも含めまして、要は、民間の方が借りるなり買っていただければいいですけど、

そうでない場合は一旦町の財産として持つておくわけですので、そういう方法がとれない場合は町が主体的におこすということも検討したらどうかと思うわけで、ちょっと幾つか例を提案いたしましたが、いかがでしょうか。

町長 紅葉園の方が一売却、賃貸等の応札がなかった場合に、いろいろの御提案をいただきました。保養施設等いろいろの御提案をいただきましたけれどもですね、あの今までの延長線上の千人塚及び紅葉園のイメージ、価値からいくと新しい投資はしにくいなあ、これは普通考えることだと思います。何かそこにインパクトがなければならぬ、新千人塚というイメージを変える何かをつくることにおいて興味が出てくる、価値が上がる、今、長い間、株が下がっているところです。千人塚、紅葉園も含めて、だから応札がありません。この価値を上げるにはどうしたらいいかということでございます。例えばアウトドアを、実際問題、あそこで始まって人が来ておればですね、当然千人塚の紅葉園というものも興味が出てくるわけでございますし、千人塚の価値が上がるると同時に紅葉園の価値が上がるると、経済ってそういうもんだと思っています。やっぱり周りから価値を上げないと全体に目的は達成できないというふうに思っておるところでございます。必要最低限のものについての投資をして次の投資を呼び込む、新しいイメージをつくるということは、今後千人塚を売り出すについて大事なことだと思います。今までのイメージを払拭しなければならぬというふうに思っています。

竹沢議員 この課題につきまして、またあした、また折山議員からも関連であると思っておりますので、このくらいにしますが、新しいイメージ云々ということでありまして、いろいろの形でですね、町民の皆さんにまたアイディアも募集していただいて、有効に活用できるようにお取り組みをいただきたいと思っております。

次に質問項目2つ目ですが、傘山への林道整備を計画的に行っていただくとともに、看板など設置して、南駒里山クラブとコラボして里山登山者の拡大とPRに努めていただきたいということでもあります。町長も御承知のとおりかと思っております。この間、6月の6日の日にですね、イーラと南駒里山クラブが指導いたしまして、シチズン時計が来年創業100周年を迎えるということで、社員貢献事業として、この間、町民の森の整備を行いました。私、6月の10日の日に見てまいりましたけれども、町民の森の奥のほうに石碑がありまして、あの周辺をですね、草を刈っていただいて、手で、あと、周遊できるようにチップを細かくしまして遊歩道をつくっていただきました。大変すばらしく整備できとって、今後また皆さんも行っていればいいかなあとと思っておりますが、この日にですね、南駒里山クラブの会長さんと、もう1人の会員の方と、傘山1,542メートルに初登頂してまいりました。頂上からは、東は飯島町全体が眺望できまして、奥に南アルプスの連山が眺望できます。西側は、すぐ目前に中央アルプス、南駒や田切岳、空木、仙涯嶺、越百などが、また黒覆が目の前に見えるわけでありまして。町長もこのクラブの会員になつとるそうですが、登山道は、2012年、同クラブ創立の前から山のある方が整備を始めまして、このクラブができてから順次登山道の整備を毎年やっていただいとりまして、第1展望台からですね、往復で2時間で行けるコースでありまして、里山の登山コースとしては手軽な距離の高低差も含めていい場所だなあというふうに思うわけでありまして。山頂のところに

ノートがございまして、これを拝見いたしましたけれども、飯島町の方はもとより、上下伊那の方、中北信の方、それから東海4県からの登頂が結構ありまして、大体年間1,000人くらいの登頂があるわけです。この6月の10日の日には岐阜県の御夫婦と長野の御夫婦と頂上で行き会いましたけれども、そういうわけで、ロコミで登山者が増えておるんだなあということを感じたところでありまして。南駒里山クラブ、5年前に結成いたしまして、登山道の整備ですとか、あと、活動を展開しておりますけれども、今後の里山クラブとしての長期展望は、町に協力していただく中で辰巳ヶ沢林道の整備促進、あるいは、究極は舗装化というふうな夢も持っておるようでありまして。今回は、当面今年度の目標ということで、平成29年度、同クラブをいたしましては、第1展望台に中央アルプスが見える眺望用の看板をつくりたい、それから2つ目に頂上に東側のほうに南アルプスの眺望ができる看板、西のほうに中央アルプスの眺望ができる看板を希望しておるようでありまして。また、傘山登頂記念の缶バッジच्छゅうかですね、つくりまして、これを登頂者にプレゼントしていきたいということでありまして、これは、逆に町を知っていただくために、この缶バッジをですね、まちの駅に置いときまして、登頂した方にまちの駅へ寄っていただいて、そこで缶バッジをいただいて、そこで町の観光パンフレットとか、そういうものをお渡しして、ちょっと飯島へお金を落とすというふうにしてもらえる、こういう作戦を考えております。それから、将来的には、この先ほど申し上げました町民の森にもですね、町の魅力の特産品などを知らせる掲示板も設置をしていきたいというようなことで考えておるようでありまして。具体的には産業振興課のほうにも見積書を出しているようでありまして、提案されておると思うわけですけれども、里山クラブのメンバーが、同僚議員にもメンバーおるようですが、70人ほどで現在取り組んで活動しておるわけでありまして、里山登山者の拡大で町のPRをしていただく、こうした関係の中でぜひ支援をしてほしいなあと思うわけで、町長の見解を求めたいと思います。加えて、先般ですけど、町内の開業医の方が行っているのプレゼンがあったんですけども、このとき同クラブがこのプロジェクトについて応募したんですけども、残念ながら該当しませんでした、プレゼンターのほうからもぜひ町で支援をしてほしいなあというふうに頼まれておるので申し添えるわけでありまして。町長の見解を求めます。

町長 里山、あ、そうじゃないなあ、傘山登山道の整備と看板設置についてでございます。林道整備につきましては順次実施しているところですが、毎年雨による路面の洗掘も発生しており、路面整備とあわせて側溝の浚渫及び排水設備の設置も行っているところですが、全線を整備するまでには至っておりません。継続して林道整備を実施するとともに、南駒里山クラブの皆さんで草刈りや軽微な整備も実施していただいておりますので、引き続き御協力いただきながら進めてまいりたいと思っております。また、看板につきましては、平成25年に標柱や案内看板、誘導看板を設置してきたところがございます。近年の傘山の知名度の向上や登山客の増加などを考えて、山頂に南アルプスの説明看板、第1展望台に中央アルプスの説明看板を設置することで登山客のリピート、山岳観光の推進につなげることは大切なことだと考えております。案内表示はいろいろな方法がありますが、傘山の環境や景観に配慮する中で、関係団体とも協議して検討してまいりたいと思つ

竹沢議員

ております。

関係団体と協議して進めていっていただきたいと思います。加えて、私の個人的に頼んであって町長にも報告してありますが、山岳写真家の津野祐次さんにあそこの傘山の関係の写真を撮っていただいて、できれば専門雑誌であります「山と溪谷」に載していただくということを依頼してありまして、またそこら辺も実現したりすればですね、さらに口コミで傘山へ訪れてくれて、また飯島へ訪れてくれる人が増えるのかなあと考えて期待をしとるところであります。

続いて3つ目の質問であります。農地転用の許可が制度改正されまして市町村でも行えるようになりまして、近隣では高森町が来月の1日から実施するようになりました。町長が言う第3番目のステージであります田舎暮らしランキング1位とするためにもですね、申請から許可の期間が短縮できる、可能な農地転用許可を飯島町で行うべきでありまして、早急に飯島町で実施することを求めたいなあと思うわけでありまして。高森町へお聞きしましたところ、高森町はこの1月に国へ申請する手を挙げたそうでありまして、国のほうから書類提出の指示がございまして、3月に申請し国の認可を得たものの長野県との協議調整が残っておりまして、その県との協議をした結果、結果、ことしの7月1日、来月の1日から町の権限で町長部局が許可をすると、こういうことが始まります。ただし、農業関係の農地転用に詳しい方は御存じですけれども、転用の許可は、今までは地方事務所の地方整備局ですね、ここで行っておったんですけど、一定の要件のものはすべて農業会議のかかわる地区審議会というので毎月審議をしまして、その後に県知事の許可が来ると、こういうことになっただけなんですけれども、この地区審議会につきましてはですね、町で許可をしてく場合に、3,000平方メートル以上の転用などについては今後も引き続き町がその審議会へ出て行って審議をしてやるということでありまして、これ以外の3,000平米以下の農地転用については町で単独でできると、こういうことになりました。したがって、例えば今月申請すると来月許可になったんですけども、今月申請して今月許可が来ると、こういうことにスピードアップができることとなります。ということで、田舎暮らしランキング1位を進める飯島町として、高森町は一番先に始めましたけれども、飯島町もこのことを進めるように提案いたしますが、いかがでしょうか。

産業振興課長

農地転用の許可権限につきましては、上伊那地区では辰野町、箕輪町、南箕輪村の3町村が4ヘクタール以下の転用許可の権限がある一部権限委譲、こういうものを受けており、県内では7市町村がこの一部の権限移譲を受けております。今お話のありました高森町でございまして、県下で4ヘクタールを超える農地転用の権限がある指定市町村の指定を受けているのが高森町と一番最初にやった飯田市と、この2つの市町のみでございまして。県から町が一部権限委譲を受けた場合であっても町の農業委員会が行っている審査等の事務手続には変更がございまして、許可基準が緩和されるわけでもございまして。結果的に、今も言っていたとおり、農業委員会の審議終了から県が許可するまでに約現在1カ月ほどかかっているのが、この時間が短縮されるという利点になってまいります。その一方で、町部局としましては、許可をする事務が増えること、また農地法等の許可基準に精通すること、許可責任が生まれるというような負担も逆に増えてくるというこ

ともございます。したがって、4ヘクタール以下の農地転用につきましては、申請者、町ともに大きなメリットが余り考えられないのかなあと、今のところ一部権限移譲は考えておりません。また、高森町、飯田市のように4ヘクタール以上の権限を得る指定市町村の指定、これにつきましては、現在これほどの大規模な農地転用の計画はありませんし、こういった事例が発生した場合ですね、大変大きなプロジェクトになるかと思っておりますので、そういった場合は県の許可をいただく形がベストではないかというふうに考えております。

竹沢議員

消極的な見解で大変残念でありますけれども、ほかの上伊那でもね、おやりになっているところもあるので、専門性ということで職員配置も必要かもしれませんけれども、できたら今後検討していただけるとありがたいかなあと、ひとり言でありますと思うわけがあります。

最後の質問であります。米俵マラソンと環境行政米販売で地域おこし協力隊の採用についてであります。ことしの第5回米俵マラソンは11月26日800人規模で開催する予定でございます。昨年までは長野県の元気づくり支援金をいただきまして630万円ほどの予算規模で、そのうちの130万円くらいが元気づくり、足りない分は、町内の事業所、近隣の事業所も含めまして、協賛金などと参加者のエントリー料などによって賄ってきておるところでありますけれども、町としては元気づくり支援金が打ち切りになったために平成29年度予算において100万円の補助をいただけるってということで、私、事務局等としても高く評価するところであります。現在実行委員会は協賛金の募集に今取り組んでおるところでありまして、来月以降エントリーの受け付けを開始していくわけであります。全国からのエントリー受け付けや事前準備等、現在は別に職業を持っている実行委員がやっておるわけでありまして、専門の業者へ委託してる部分もありますけれども、専従のスタッフが必要なのかなあと思っております。ことしの第5回より、この名称をですね、米俵マラソン世界大会という名称変更してやることになっております。ことしの冬に久保島実行委員長も一緒に行きましたけど、東京ドームでご当地マラソンのPRがありまして、イベントに参加してきておりますけれども、米を、米俵を担ぐということで、全国的に見ると邪道というか、ちょっとひょうきんなマラソンでありますけれども、結構注目を浴びているのは事実でございます。さて、もう一つ、環境共生米、ここをちょっと強調したい、あした一般質問もある人もおいでのようですが、理解を深めていただきたい。国による米の生産調整の制度がですね、平成30年度から地域ごとに進める方式に大きく転換されるわけでありまして、具体的には、飯島町の場合は飯島町農業再生協議会、ここがその任に当たることになるわけでありまして、イコール営農センターであります。いわゆる30年問題というふうに言われておるわけでありまして、そこで、飯島町営農センターは将来に向けての米づくりとプラスチックの作物振興をいち早く取り組んでいかなければならないわけでありまして、具体的には、今議会で補正予算上程をいただきましたところの国の産地パワーアップ事業によりまして精米施設とそばの製粉施設を町内の担い手法人に2,500万円で受託いただきまして、その2分の1が国庫補助があるということでございます。この事業で、要するに飯島初の精米所から精米したお米が全国に出されると、こういうことになります。そこで、営農セ

ンターといたしましては、現在ネーミングですとか袋のデザインを募集しておるわけでありまして、6月の広報、7月の広報に載せるとともに、両方の小学校、中学校にもお願いをすることであります。営業部の商工部会の課題の中にはですね、将来、米粉を使ったいろんな活性化だとか、ケーキ等、そういうものをつくりたいというふうなこともありますけど、米粉の製粉については、また次の課題、次のステージかなあというわけで、とりあえずはお米の精米とそば粉の製粉、これができることになります。町内にこの環境共生米の栽培者いますけれども、私も堀内議長さんも環境共生米の生産者であります。主力は、生産量の多くはですね、町内の3つの担い手法人、それから土地利用型の認定農業者の皆さんで生産をさせていただいております。ことし栽培するのが大体6ヘクタールで、予想の収穫量が5,800俵でございます。このうちの2,800俵くらいはですね、町長が言うように町内で消費するというのを計画しております。その一つは、まず2つの小学校と中学校の学校給食で、この前の予算認めていただいたように、まず食べていただきます。2つ目、農家の皆さんの飯米、今までは、飯米はどこの米が飯米でのが来た、自分のうちに来たかわからないんですけども、ことしからこの環境共生米が農家のほうに行くように仕組みをJAとの協力でできるようになります。3つ目、町内の非農家の皆さんにもお米を食べていただくということで、これから予約販売等を取り組んでいくことになります。それから、七久保の道の駅に米のショップがあるんですけど、そこでもこの環境共生米をカードを入れたりすると、また道の駅へ行ってお金を払えば買えると、こういう仕組みになります。ということで地産地消が具体的にできることになるわけでありまして、町長も述べておるように、まずは地元で消費をして余ったものをよそへ売ると、こういうことで、5,800俵のうちの2,800俵を町内で消費して3,000俵を全国展開しようと、こういうことでもくろんでいるところであります。したがって、この環境共生米はですね、飯島町独自のオンリーワンの肥料「いいちゃん35」という肥料を使って生産しております。これはオンリーワンです。上伊那農協全体でつくってるコシヒカリの元肥の肥料は「上伊那オンリーワン」という肥料であります。そういうことでオンリーワンであるということですね。あとですね、名前ですけど、確かに今、我々生産者の側は環境共生米でいいんです。環境共生の一定の栽培基準がありまして、それに基づいて栽培するのでいいんですけど、食べてもらうには、いかにもおいしいようなお米でないとな、食べてもらえんということでネーミングを募集するわけでありまして、例えば「いいちゃん48」でもいいかもしれませんし、町長がよく言います上から読んでも下から読んでも「飯島飯」ね、こういうのも、きょうの冒頭の久保島議員さんの提言もありましたけど、名前売っていくにはこれもいいのかなあと思うわけでありまして、飯島町につきましては、昨年、米俵マラソンのときにのぼり旗をつくりましてPRを今している最中でありまして。あとは幾らで売るか、これを今研究を始めております。要するに、生産者の場合は1万2,000円か3,000円くらいはですね、60キロ、それよりは高く売らにゃいかんということでありまして、例えば町内の農業をやっておる人で果樹の農家の人がお米をよそから買ってるんです。それで聞いたら、「幾らで買っとる」って言ったら、中川村から1俵1万8,000円で買っとるそうであります。そうやって考えると、そのくらいの値段でもいいのかなあとも思うわけでありまして、いず

れにいたしましても、これから本格的に売っていくためには、30キロの袋で、そんなたくさんの量売ってもですね、都会の人、食べないわけで、まずは1キロのね、袋だとか、5キロとか10キロ、そういう小単位で売って、そういうことがいいのかなと思います。先進地では、1合とか2合の真空パックね、こういうので販売しとるところもありまして、いろいろ方法がありますが、とりあえずはそんなことで取り組んでいこうということでありまして。それから、さきほど2人の議論にもありましたが、ふるさと納税の返品にも、これはそんなに高いものじゃないのでいいかと思ひますし、また、飯島町営業部でことしから楽天等のネットも始めたわけですけれども、そこで通販のネット販売というのも含めましてですね、日本農業の30年問題を先取りして積極的に飯島町営農センターとして取り組んでいきたいなあとと思うところであります。そこで、町長は「飯島飯」というふうにネーミングしておりますけれども、飯島町は、中央アルプスからの流れ出る花崗岩にコナレタおいしい水によりまして、飯島米が先人の努力により、それを我々が引き継いで私たち農業生産者が生産しとるわけでありまして。これを販売する営業とあわせて、さきにも触れました米俵マラソンの継続開催のためにもですね、来年度ぜひ地域おこし協力隊を1名採用していただくように提案するわけですが、これは町長なのか副町長なのかわかりませんが、御答弁をいただきたいと思ひます。

町長 多岐にわたりお話をいただきました。最後の協力隊の質問、お答えだけでいいんですね。いろいろと何か聞かれたような気がするんですけども。米俵マラソン、今まで町民の皆さんが手弁当でこのイベントを盛り上げてきた、そして、ようやく5年でしたかねえ、たつて、今度、飯島町が100万円、この事業費として補助金を出ささせていただきました。この5年間の町民の皆さんが一生懸命携わってきた、これが大事だと思ひます。先ほどの桜を植えることも、すべてですけれども、大勢の方にはいかに手弁当で携わってきたかということがまちづくりの一つの大事な事かなあと思ひます。今後、これからもいろいろ事業を行っていくには、まず、行政から幾らくれるということではなくて、みずから何ができるかということを考えて動くことが肝要かというふうに思ひしております。そういった意味で、米をテーマにしたこのイベントは、しっかり育ってほしい、ただし、無理がないように育ってほしいなあとというふうに思ひます。多過ぎたら減らすぐらいでもいいじゃないですかと、こういうふうに思ひるところでございます。米といえば、やっぱり飯島町、飯島町、冠が飯の島でございますから、非常に関係するところでございます、この環境共生米っていうのは飯島ならではの高品質のお米でございます。これを町民が、まず飯島町1万人の胃袋にこの米を供給しようと、こういうところから、この消費拡大を図っていくということも、これ、大事かなあとというふうに思ひます。この豊かな自然は、お百姓さんがしっかりお米をつくって、土手をきれいに刈って、この環境を保った中でお米ができてくれるわけでございます。私たちは、そこで、農家じゃなくて非農家ではありますけれども、いい環境だと、いい環境だと言って暮らしててですね、都会からも来てすばらしい場所だと言って暮らしててくれるわけでございます。その環境の中には、自然の中には、こういった農家の方々の苦勞があるということも、みんなでそれを助け合わなきゃいけないかなあ、できることは、できたお米を食べることだというふうに思ひわけでございます。

こういったことがこの自然を守り農業を守るということにつながってくると思っています。先日、知事との今後の戦略会議に出席して、私は2つ提案をさせていただきました。一つは、この伊那谷のリニア時代を迎えての新交通システムの提案でございます。このバイパス4車線を、飯田の駅の予定地、長野県駅の予定地まで、やっばしドーンとつなげる必要があるだろうと、そして、そこでですね、もう10年後になると、もう自動運転が、もう華やかなことになりますから、それが、その交通システムを、この生活の根幹となる基幹道路として位置づけて、今からその準備をすると、こういう提案、もう一つはですね、食の提案です。せっかくいい米はつくってるんですけども、いい米をつくると高くなりますから売れないと、こういったことをやっばし地域の人みんなで食べる、長野県でできたものは、今度は知事の前ですから長野県という話をしましたけども、200万人の胃袋へ、まず地域でとれたすばらしい野菜を食べようじゃないのかと、そういったことでこの自給率を上げることがやったらどうかと、そして、海外に売るもよし、最初から海外ではなくてですね、長野県人はすばらしい安全なものを食べておいしい、おいしいんだと言ってれば、そんなおいしいものだったら誰か食べさせてくれよと言ってくるわけでございます。そんなときに、また値段が上がるわけでございますね。そんなような戦略的なものの売り方ということも大事なあとというふうに思っています。だから、そういったことを知事の前で述べさせていただきました。「ネックがある」「流通の問題だ」と、やっぱりJAさんがどういうふうに理解するかということだそうです。おつきの方がそのように申しておりました。しかし、今回、今竹沢議員さんがおっしゃったように、JAさんも理解していただいて、それが販売できるようになったということはすばらしいことかなというふうに思っています。そういったことを先駆けてですね、飯島町でやっていただいて、この自給率を上げてく、地域でつくったのは地域で食べる、お米だけじゃなくて、次、野菜もつくってよと、こういうような段階になってくれればすばらしいかなというふうに思っています。ぜひ、農業で出た後継ぎが帰ってきて農業をやるんだというような環境になるぐらい飯島町のみんなで支援してやるのが大事なかなというふうに思っておるところでございます。地域おこし協力隊については考えておりません。以上です。

竹沢議員 最後につきいお答えをいただきましたが、久保島同僚議員さんも実行委員長で頑張ります。おっしゃるように、桜もしかりね、米俵も、それから町のお米を食べてもらうも、町民の皆さんの協力でみんなでやってくちゅうことが大事でありますけれども、まだ30年度採用のことですので、期間もあると思います。まだ、今後ぜひ検討していただいて、それが実現できますことを期待をしまして、質問を終わります。

議 長 以上で本日の日程は終了しました。
これをもって散会とします。
御苦労さまでした。

散 会 午後4時14分 散会

平成29年6月飯島町議会定例会議事日程（第3号）

平成29年6月19日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第1 一般質問

通 告 者

三浦寿美子 議員

折山 誠 議員

好村 拓洋 議員

坂本 紀子 議員

本多 昇 議員

○出席議員（12名）

1番	本多 昇	2番	滝本登喜子
3番	久保島 巖	4番	好村 拓洋
5番	橋場みどり	6番	浜田 稔
7番	竹沢 秀幸	8番	折山 誠
9番	坂本 紀子	10番	三浦寿美子
11番	中村 明美	12番	堀内 克美

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
<p>飯島町長 下平 洋一</p>	<p>副 町 長 唐 沢 隆 総 務 課 長 唐 澤 彰 企画政策課長 堀 越 康 寛 住民税務課長 大 島 朋 子 健康福祉課長 中 村 杏 子 産業振興課長 久 保 田 浩 克 建設水道課長 片 桐 雅 之 会 計 管 理 者 堀 内 喜 美 江</p>
<p>飯島町教育委員会 教育長 澤井 淳</p>	<p>教 育 次 長 林 潤</p>

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	小林 美恵
議会事務局書記	宮下 弥紀

本会議再開

開 議	平成29年6月19日 午前9時10分
議 長	おはようございます。これから本日の会議を開きます。 議事日程についてはお手元に配付のとおりです。
議 長	日程第1 一般質問を行います。通告順に質問を許します。 10番 三浦寿美子議員。
10番 三浦議員	それでは通告に従いまして一般質問を行います。最初に町内交通弱者の動向と今後の対応について、ということで質問をしたいと思えます。高齢者の自動車免許の返上が近年増加傾向といえます。5月22日付信毎には「地域の足を守るには」という大きな見出しの記事が掲載をされました。県内各自治体で課題となっている生活路線バスの位置について県主導の議論が始まったと、今月始まったという書き出しでの記事です。県内の多くの市町村が運行形態などの見直しをしてきたけれども、生活路線バスの利用減を食いとめられていない、一方で免許返上は急増している現状があつて、地域公共交通を必要とする人が増えるとの見方もあります。地域の足をどう守るかが課題です。県がことし5月、交通、観光、福祉などの事業者や団体を交えて住民の移動手段や観光地への2次交通の充実を考える検討会を発足させたことを踏まえての記事でした。検討会は、今年度末には最終の取りまとめをするということです。生活路線バスの利用者が減っている一方、免許返納者が昨年は県内で5,000人を超えたといえます。県は、2015年度から民間バス事業者への支援として県有民営で県が車両を購入し、市町村をまたがる路線を運行する事業者に貸与して事業者から使用料を受ける手法を導入し、本年度は3台分の購入費7,600万円を計上したとあります。昨年度は、地域の実情に即した地域交通の確保に向け新たな仕組みを検討する市町村に専門家を派遣する事業に着手したということです。県にとっても放っておけない状況があるというふうに見えます。県が市町村にどのように支援策を示すのか、また、県に対して要望、意見を言うチャンスとも感じました。数日後、長野日報のトップ記事に「伊那市の運転免許の返納急増」という記事が載りました。何と10年間で16倍という内容で、2016年伊那署で受け付けた自主返納が207件で前年より71件増え、ことし1月から4月末までに129件の返納手続があつたというふうに書かれていました。高齢者の自動車免許の返上が近年増加傾向といえます。町内の状況はどうでしょうか、お聞きをしたいと思えます。
町 長	おはようございます。一般質問、三浦議員の質問にお答えしてまいります。高齢者が自動車免許の返上が最近増加傾向だと、町内の状況はどうかと、こういう御質問でございます。高齢者運転による事故が多発している中、駒ヶ根警察署管内の運転免許証の自主返納数は、近年やはり増加傾向にあります。飯島町の状況といたしましては、平成26年1月か

ら12月までの一年間で24件、27年では21件、28年では46件、ことし1月から4月末までの4カ月間で12件となっております。免許証を自主返納した場合、申請により運転経歴証明書が交付されます。この証明書は、身分証明書になるとともにタクシーを利用する際提示しますと乗車料金が1割割り引かれるメリットがございます。免許が失効してしまっ
てからは証明書の交付はできませんので、車を運転しないと判断した場合は自主返納をお勧めしております。現況でございます。

三浦議員

町内の様子をお聞きいたしました。年々自主返納が増えているというふうに見受け
ます。それで起こることなんですから、免許を返納します、返上しますと、とかく行動範囲が狭くなると考えられます。買い物や通院だけでなく、趣味やイベントなど参加にも自由に出かけることができにくくなって、それまでと変わらない生活を送ることはなかなか難しくなっていくのではないかと
いうふうに感じています。家にこもりがちになり、人と会う機会も減り会話の数も減るなど、暮らしの中で刺激が少なくなることは余りよいことではないというふう
に考えています。免許返上後も元気で社会生活を送ってもらうことが私は大事だというふう
に思います。そのためには、行動範囲への影響や交通手段について把握する必要があるのではないかな
というふうに考えていますが、現状ではどのように対応しているのかお聞きをします。

健康福祉課長

ことし3月12日に道路法の改正がありまして、認知機能低下のおそれのある高齢運
転者の方にタイムリーに医師の診断や安全運転支援を行うことを目的として改正されまし
た。町といたしましても、改正前の1月20日に長野県警本部交通部の方を講師に講演
会を開催したところです。高齢等の理由で運転が不安になったら本人の安全確認、社会的
な安全確保のためにも免許証を返納するのが望ましいところなんですけれども、車がなけ
れば生活できないという地域の実情から、免許を返納すればよいと簡単には言えないのが
現状です。免許を返納したら買い物にも病院にも行けず、家に閉じこもりがちになって気
持ちまで沈んでしまったとならないために、また、高齢者の皆さんにいつまでもお元気で
暮らし続けていただくための外出支援として福祉タクシー券の交付対象の拡大を今年度
行ったところです。これにつきましては、民生委員さんと連携して地域の実情に合った事
業の見直しを検討し、御家族が仕事で留守になり日中高齢者のみになる方へもタクシー
券の交付を行うということにいたしました。また、循環バスにつきましては、自治会、耕地
のいちいの会や高齢者の健康教室等に出向き、循環バス事業やバスの利用方法について
の説明や意見交換を行って、高齢者の方がしやすい運行について検討しております。

三浦議員

ただいま課長のほうから対応についてお聞きをいたしました。福祉タクシーのタクシ
ー配付対象者の拡大や循環バスの利用について周知をされているというふうにお聞きをし
たところですが、これからますます高齢化の中で、自分は運転したくてももう運転をして
はいけないと言われるという事例も出てくるのではないかなあというふうに感じている
ところです。私の感じていることは、やはり日々の生活の足を誰かに頼らなくても自分
で行きたいところに行けるような、そういう体制を整えていくということで、先ほども
循環バスも皆さんに乗り方やなどを周知をしているということですから、高齢者の方ば
っかりではなくて、今飯島町に移住をされている皆さんの中にも、今までは都会の中
で自分で車

を運転しなくても公共交通機関が便利に使えて、そのほうがよかったと、飯島町へ移り住んで、初めのうちは自転車使っていきたいと、そのくらいでいいかなあと考えていたけれども、だんだん行動範囲も広がってきたり、やりたいことやいろんなことが増えてくると、やっぱり自動車が必要なあとと思うと、しかし、実際には運転には自信はないし、免許を持ってなくて、これから免許を取るといこともなかなかお金もかかるし自信もない、また、ペーパードライバーで免許は持っていたとしても実際に運転したことが余りないという方は、自動車学校にまた行って講習を受けるのも結構お金がかかるので、それもなあという声もお聞きしております。そういう中では、高齢者の方の免許の返上と、また、そういうふうに地域の中に飯島町に移住されてこられた方の足の便、そういうことも考えますと、交通の便について、今、先ほども県の対応のことについてもお話ししましたがけれども、やはり大きな課題、今までなかったような課題になってきているのかなあというふうに感じているところですが、その辺については何かこう町として感じている、今後の対応についても考えなければいけないというふうに思っていることがおありでしょうか。お聞きをしたいと思います。

健康福祉課長

それでは、健康福祉課のほうからは高齢者の方々のことについてお答えをいたします。高齢者の皆さんがいつまでもお元気で社会参加を続けていただくためのお手伝いとして福祉タクシー券の交付事業と、引き続き高齢者の方々のニーズに合った内容の見直しを行ってまいりたいと思っております。また、循環バスにつきましては、いただいた御意見をもとに今後高齢者の皆さんが利用しやすい運行に努めてまいりたいと思っております。加えまして、今後も関係機関と連携し利用者のニーズに合った事業を実施してまいりたい所存です。

三浦議員

今利用者の方のニーズに合った運行を、方法を考えていきたいというふうに言われましたけど、試案というか、考えていることはありますでしょうか。

議 長

循環バスのことです。

三浦議員

うん。あのう、はい。

総務課長

それでは循環バスの関係でございますけれども、先ほど、各地区の高齢者の皆さんの集いですとか健幸教室に職員で出向きまして、循環バスの事業の関係、また乗り方等、またどうふうにしたら利用できるかという御意見をいただくような機会を設けておまして、また関係の事業者、生活交通協議会のような会議で御意見もいただく中で、例えば、もう毎月、月に何回か使われる方がいらっしゃるんですけども、そういった場合には、もうあらかじめ一月分をですね、予約をできる制度があったらいいなあというような形の御提案をいただきまして、そういった部分は、またいただくような形の対応という形でございます。また、JRの飯田線との乗り継ぎの関係、やはり不便ということで、そこにつきましては、今年度、ダイヤ改正という形で利用しやすい方向は出しております。

三浦議員

ちゅうことは、見直しをするときの今回の循環バスの見直しは、そういう内容だというふうに、ほかにまだ見直しの内容はあるというわけではなく、前にできれば呼ばなくても場バスが通るような日を設けてほしいということも、そんな声があるってということも紹介をいたしましたけれども、そういうことは検討はされていないということで理解でいい

でしょうか。

総務課長

そういったお声もあることを承知しておりまして、ただ、これにつきましては業者委託してございまして、年間の業務委託料、あらかじめ決めてございます。その中で、予約なくとも乗れる体制を組むということにつきましては、やはり業者にとっても負担がかかる、また運転手の手配等ですね、やっぱりすぐに解決できる問題ではないということで、業者のほうとは事務局では話をしてございますが、当面すぐやっぱり改善できる点ではございませんので、その部分はまた御理解いただきまして、当面JR飯田線との接続については何とかやりくりできそうということでございましたので、今年、それについては今年度から対応という形で考えてございます。

三浦議員

よくわかりました。ぜひこれからも検討を続けていただいて、実施できるような形での方向にぜひ持って行っていただきたいなあと思いますが、そんなことでやっていただきたいなあと思います。先ほどもお話ししましたけれども、免許を返上すると行動範囲が狭くなると、いろんな方向で福祉タクシーの券をいただいたりとかしていくということにお話ありましたが、福祉タクシー券がいつでも自由に使えるほどたくさんあるわけではないというふうに思います。それで、循環バスをできるだけ、今まで車の運転ができた方はまだまだバスに乗る余裕も力もある方たちが多いと思いますので、できるだけ循環バスをうまく利用していただけるような形をとって地域の中で元気に暮らしていただきたいなと思うわけですが、そのための便がもっともつと図れるような工夫をしていただきたいなあと思います。今までの循環バスですと、先ほどもお話ししましたが、県内でも、また全国の中でも、やはり初めのうちは循環バス利用があったけれどもだんだん利用者が減ってきたというようなことでの対応に苦慮しているというふうにも聞いていますので、しかし、実際には、これからそういう利用をしていく人たちというか、利用する人たちが増えていく状況も出てくるというふうに思いますので、また利便性についても、そういう元気な方たちの足をどうするかということについても課題になってくると思いますので、検討をお願いしたいなあというふうに思うところです。実は、ことしの春、与田切公園の桜がほんとに満開できれいな日に70代~80代のおばあちゃんたちを数人、御一緒にお弁当を持って桜を見に行きました。とても喜んでいただいたんですけど、以前は行ってみたいなあと思うと自分の足で歩いてでも見に行くと、しかし、今は連れてってくれる人がいないと桜を見にも行けない、そんなふうにも言って、とても喜んでいただきました。その方たちは、その前の秋ですね、田切の里のコスモス祭りにコスモスを見に行きたいと言ってオープニングの日をとても楽しみにしていましたが、大雨が降りましたね、結果、頼んでいたタクシーもお断りをして、コスモスは見に行かずに終わってしまったと言っておりました。そういったイベントもなかなか一緒に行ってくれる人や足の工夫がないと行きたいけれども行けないというのが実態かなあというふうに感じます。免許を返上される方たちも、それまでは行きたいところに自由に行っていた、それが自力ではなかなか行きたいところにそう簡単には行けなくなってくるというようなこともあります。イベントに参加したいけれども足がないという方たちは町内にも大勢いるのではないのでしょうかね。土日のイベントは多いです。土日のイベント、循環バスは使えないですね。

今ね。そういうときの交通、足の確保、それから平日でも行けるときの足の確保、そういうことを考えますと、もう少し生活の足の工夫というか、そういうものが必要じゃないかなあというふうに感じているこのごろです。その辺について今後についてのお考えがありましたらお聞きをしたいと思います。

総務課長

それぞれイベントがございまして、土日また祝祭日等の町の開催するイベント等につきましては、健康福祉大会、また各地区で開催しております敬老会等ですね、そういった部分でのバスの運行は、町の社会福祉協議会の協力をいただきながら運行してございます。健康福祉大会ではシャトルバスを運行してございますし、また、今年度の健康福祉大会にもシャトルバスの運行を行っているということでございますけれども、実績を見ますとですね、極めて利用者が少ないというような現状もございます。そういった部分で、逆にせっかく運行するんですけれどもちょっと課題もあるというふうに担当聞いてございます。また平日のイベント等への車の運行でございますけど、やはり町の保有しておりますマイクロバスが頼りということでございまして、学校のスクールバスの運行等、そういった時間の中でやりくりをしながら要請があったものについては対応をしておるというような状況でございます。そういった部分お含みいただきまして、またそれぞれのイベントの主催者、開催者からの要望にもまた相談に乗る形で考えてまいりたいというふうには思っております。

三浦議員

ただいまもバスの、シャトルバスなど運行してもなかなか利用者は少ないというふうなお話ありましたが、周知の仕方とかあると思いますし、また平日の場合は循環バスがもう少しこう利用してもらえるような、こう、イベントのとり、何ていうのかなあ、取り組みというか、こんなふうにしたら循環バスに乗って、このイベントにはこういう時間帯なら出てきて、また帰っていけますよみたいな、循環バスをもっと利用してイベントに参加していただきましょう、くださいみたいなことがもっとあってもいいのかなあというふうに思っているんです。実は、先日6月7日の長野日報だったんですけど、これは伊那市の話なんですけれども、「ハッチョウトンボに歓声」ということで循環バス利用促進ツアーというのを伊那市の新山でやって、ハッチョウトンボをツアーで観察に、見に行ったというような、とてもみんな、皆さん喜んでもらったというような内容の記事で、結構大きな記事で出ていました。循環バスも普段の生活にも必要で、やっぱり利用をしていただくということはとても大事だと思いますので、利用していただきたいなあというふうに思っているんですけれども、こうしたイベントに循環バスがもっと、皆さんが、ああ、それに乗っていったらあそこに行って、イベントに行ってこれなんだみたいなふうに、こう認識してもらったり、特別なそういうイベントのあるときには、そんな利用の仕方でも循環バスを使って大勢の皆さんにそんなところに行って楽しんでもらって、またバス、循環バスに乗って帰ってきてももらえるような、そんな仕組みを考えると、そんなこともあってもいいのかなあという思いになった記事でした。私がやはりおばあちゃんたちとお話をしてて思うのは、いつも行きたかったとか、ことしも行かなんじゃったねえとかっていうようなイベントがあったり、あそこの花、見てきたかったけどやっぱり行けないよねえとか、昔見に行ってよかったねえとかっていうような話が特におばあちゃんたちには多いですけど、

そんな話、声が聞こえてくるんです。だから、機会があれば行ってこれるかなあというふうに思いますし、何でしょうかね、そういう思いに込められるような、何かこう工夫ももう少しあってもいいのかなあっていうのがこれからのまた考えていけることかなあというふうに思いますし、また、免許を返納して、返上してうちにこもりがちな皆さんをどうやってまた地域の中に引き出すかっていうのは、自分でバスに乗って行ってこようって、こう思えるような形になっていかないと、なかなかめんどくさい、まあいいかというふうになってなかなか外に出なくなってしまうっていうこともあると思いますので、ぜひその辺のことを研究、検討をしていってもらいたいなあというふうに思うわけです。県が検討会をやっています。そういう点では、どこの自治体でも生活の足の確保ということは深刻な問題なんだなあというふうに思います。今までとは違った課題がこれから生まれてきて取り組んでいかなきゃならないっていうことがあるのかなあというふうにも、ですから県が、やはりそうした検討会を発足させている、さまざまな皆さん、声を聞いているというふうに思いますので、そんな受けとめをしながら、今までと同じでなく、また違った視点で交通の確保ということについて考えていくということがこれから大事になっていくというふうに感じています。そういう点では、飯島町の、こう、今抱えてる課題でどんなふうにしたらいいだろうというような、なかなか難しいところについては、今のうちのその検討会のやっていたり、県が対応策を検討している今、要望や意見を県に対して言うておくということも大事かなあというふうに思いますし、先ほど申し上げましたように、そういう専門員を派遣していただけるとか相談ができるというような仕組みも県がつくったというふうにも聞いていますので、そういうこともまた違った視点で考えられるかなあと思いますので、そんなことも考えたらいかがでしょうか。上田市の豊殿地区というところがありまして、そこでは地域の皆さんで循環バスを運営しているところだそうですけども、その運営委員長の方が、だんだん利用者が減ったということで、やはり循環バスはというような声も、やっぱり運営にお金がかかるということで地域の中でも声があるようですけども、こんなことを言うておいでになります。「循環バスをやめてしまうのは簡単だけれど、免許返上の流れが加速する中で、地域の足の確保というニーズにはこたえていきたい。自分がハンドルを握れなくなったときに地域の足として残っているようにしたい」というように言うておいでになります。やはりこれからの課題に、今までと違った課題になってきているというふうにこのお話を聞いて感じたところです。飯島町の飯島らしい生活交通のあり方っていうのは、やはりよそとおなじでいいというわけにはいかないというふうにも思いますし、そんなことも思うわけですけども、新しく課題も考えながら構築していくことで、福祉タクシーも循環バスもありますけれども、使い勝手のいいものにするには、ほんとに元気な、気持ちは元気だけど車は運転できなくなっちゃったっていう人が増えてしまうということがこれからあり得ることですので、また違った視点で必要だと思いますが、その点について研究、検討してくる必要があると思いますが、いかがでしょうか。お聞きをしたいと思います。

町長 少子高齢化の時代が超がつく時代を迎えております。特にただいまの問題は、高齢化社会を迎える中でいかにお年寄りが地域で元気に暮らせるかということの問題かと思ってい

ます。この4月より地域生活包括支援システムの構築と、こういう大きな命題の、を取り組んでいるわけでございます。お年寄りが元気で地域で暮らすと、施設から地域、家庭へと、こういう時代の中でですね、地域でいかに元気で暮らすかということの中で、足の確保というのはやはり大事になってきているかなというふうに思っています。残念ながら免許証を返納しなければならないというときに向かって、しかし、まだ気は元気であちらこちらへ行ってみたいと、こういう要望は確かにあると思います。しっかりそういう方々が外に出て、またリフレッシュして元気でやるということは大事なことだというふうに思っています。イベント等にも行きたいということもありますけども、しかし、そのイベントがお年寄り向きイベントであるかどうかということも、これね、せっかくシャトルバスを動かしても利用者が少ないということについては、何でもかんでもイベントへ出たいというふうではないと思います。先ほど申しましたように、お年寄り向きのお花見の会とかですね、そういったようなものを企画すれば、ちょっと行ってみるかというような気分にもなるのかなというふうに思います。そこら辺を気を使った中で、そういったことが飯島町のあいているマイクロバスやなんかを使うことができれば、それはまたいいのかなあというふうに思っています。今の公共交通あるいはタクシー、いろいろのサービスがございますけれども、それがすべて万全だとは思っていません。しかし、予算を利用者がないのに使うってということも、またいろいろ問題があると思います。ポイント、ポイントでですね、そういう利用をしていただけるような企画ということも考えていく余地は十分にあると思っております。

三浦議員

ぜひ多くの皆さんがうちにこもり切りにならないような、外に出て、また元気、元気で生活できるようなための生活交通の足の確保ということで検討を進めていただきたいなあというふうに思います。

では、次の質問に移りたいと思います。無理のない住まいの防災対策の研究をということで質問をしたいと思えます。12月定例会で坂本議員の熊本地震を踏まえての一般質問がありました。耐震化が必要な住宅が町内にどう点在しているかという坂本議員の質問に対して、飯島地区563戸、田切地区168戸、本郷地区146戸、七久保地区380戸とお答えになっています。1,200を超える住宅が耐震化の対象となっているというふうに言われました。家屋の耐震補強が求められても家全体を改修するには費用的に踏み切れない、そういう実態があるのではないかなあというふうに思われます。今の状況についてお聞きをします。

町長

続きまして家屋の耐震補強、その現況はということでございます。町では、既存建物の耐震性能の向上を図り、今後予想される地震被害に対して町民の生命、財産を守ることを目的として平成19年度に耐震改修促進計画を策定し、住宅建築物耐震改修促進事業による耐震診断及び耐震補強への補助を行ってきたところでございます。平成27年度の計画見直し、その時点での耐震化率は平成19年度より6ポイント増の68%でございました。耐震補強と住宅の建てかえにより耐震化率が向上して生きておりますけれども、一方で、耐震補強に要する費用につきましては平成27年度の県の試算によると1軒当たりの平均工事が200万円に上ることから、費用的に補強工事に踏み切れない実態もあると考えておりま

す。以上が現況と実態でございます。

三浦議員

やはりなかなか費用的に踏み切れないという方たちも町内にもおいでになるというふうに感じます。その12月の定例会での総務課長の答弁でございますが、「寝室のみの耐震化は低額であり、屋内シェルターも有効である」言っておられます。耐震シェルターの活用について検討をしているかどうかお聞きをいたします。

建設水道課長

耐震シェルターにつきましては、住宅内の一部を木材や鉄骨で強固な空間とすることから、その効果は特定のスペースに限定されますが、住宅全体の補強工事に比べ、住宅所有者または管理者の方が比較的取り組みやすい耐震対策であると考えられます。町といたしましては、県や先進地の取り組み事例等の情報収集を進めており、耐震シェルターの活用について検討を始めてまいりたいと考えておるところでございます。

三浦議員

検討を進めていくというふうにお聞きをいたしました。静岡市では、耐震シェルター整備事業という制度があります。大地震による建物の倒壊から高齢者の命を守るため、木造住宅の1階に安全な空間を確保する耐震シェルターの設置費用に対して補助金を交付するという制度です。65歳以上のみの世帯の人が対象で、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅が対象となっております。専門家診断、木造住宅補強計画策定事業による診断の結果、耐震評点が1.0未満であることというような条件がついておりまして、幾つかの要件を満たすと耐震シェルターの設置に補助がされるという制度です。町の中でも具体的に、やはり耐震シェルターの活用ができるように検討すべきというふうを考えているところです。ただいま検討を始めているというふうにお聞きをしましたので、ぜひ進めていただいて、せめて自分の寝ている、自分たち家族が寝ている寝室、病気で寝ている方が逃げられないという中で、ベッドの上は守るとか、そういうようないろいろな耐震シェルターが開発されているようですので、そんなことも検討のうちに入るのかなあというふうに思っているところですが、私は、この耐震シェルターを町の産業として開発ができないかなあというふうに考えています。静岡市では、対象の耐震シェルターが6社の製造メーカーの製品を指定をして設置を推進しています。メーカーによって製品にはそれぞれ特徴があって、そういう中でも私の目を引いたのは木製のシェルターでして、やっぱり癒し効果、それから、こう、空間に安心感があるというか、金属やそうしたものよりも、こう、空間がいいなあ、何か安心して、こう、気も日々が、こう、狭い所にそういうシェルターができるわけですけど、狭くなるわけですけども、それが、こう威圧感がない、こう安心感があるっていうのは、やはり木製はいいなあというふうな感じをいたしました。それでですね、耐震シェルターが安価で提供できて普及ができれば家屋の倒壊から多くの人の身を守ることもできると思います。町の森林整備、間伐材を活用した安価で設置できる耐震シェルターの開発はできないのかなあというふうに感じているわけです。身近なところで資材を確保して、町内業者が開発をして設置も行えば、コストもかからず、安心と信頼、町内での経済効果も期待できるのではないかなあというふうには、私の考えですのでそんなことはということもあるかもしれませんが、そんなふうにはできないかというふうには考えているわけです。防災対策として寝室や台所のように安全面で配慮が必要な箇所を一部耐震化するという、製品で、その製品を開発することで町の新たな産業としてこ

		れから研究をしていってはどうかなあというふうに思うところですが、いかがでしょうか。
建設水道課長		御提案いただきました間伐材を利用した耐震シェルターの製品開発につきましては、県、それと商工会などの関係団体と相談させていただきました。研究をしまっていると考えております。
三浦議員		研究をしていくというふうにお答えいただきましたので、ぜひ早い時期に実現するように開発を進めて、研究、開発を進めていただけたらというふうに思います。大変に町の産業としてそんなことが生きて全国に発信できるような産業になればいいなあというふうに思います。定住促進という点でも耐震シェルターは、ある意味有効に使えるのかなあというふうな気がしているところです。今古民家に住みたいというふうな方も大勢いらして、そういう方の希望に応えるには住宅の耐震が問題になってくるかというふうに思います。そういう点では、最小限、寝室や台所などのような耐震補強が最低限必要だということに耐震シェルターのようなそういう補強をして、町内の空き家対策として、こう、コストのかからない耐震補強をして定住促進を進めるというようなことが、につながっていかないかなあというふうに思っているんですけども、そんなことが可能かどうかお聞きをしたいと思います。
建設水道課長		町では、空き家を活用した移住、定住に取り組むために空き家の情報収集に努めているところでございます。御提案いただきました耐震シェルター等の活用につきましては、まず安全性とコスト面の検証が必要となってまいります。空き家を利活用する方にとってメリットが生まれ、定住促進につながることも考えられますので、引き続き検討してまいります。
三浦議員		前向きな御答弁いただきました。ほんとにいろんな視点で耐震考えていく必要があるなあというふうに思いますし、町内でのさつき、今も提案しましたけれども、定住促進、安心して住める住まいというのを提供するというのもこれからのまちづくりにもつながっていくかなあというふうに思いますので、いろんな視点で考えながら、ぜひ研究、検討をしていただいて、そういうことにつながるような取り組みを進めていただきたいと思いますというふうに考えます。以上で質問を終わります。
議 長		ここで暫時休憩とします。そのままお待ちください。
休 憩		午前9時55分
再 開		午前9時56分
議 長		再開いたします。 8番 折山誠議員。
8番		
折山議員		通告順に4つの項目で質問をさせていただきます。質問事項1、県道北林飯島線に歩道設置を、質問要旨1、交通量の多い幹線道に高齢者、小学生、保育園児の安全確保のため歩道

設置を、について伺ってまいります。ここでは、これも住民の声での質問なのですが、具体的な道路が県道北林飯島線でしたが、交通量が多くて歩道未設置の箇所、全体について点検をしていただきながら計画的な整備を求めるものでございます。北林飯島線、この道路は、七久保バイパス、J A給油所の信号機を起点といたしまして七久保駅北踏切を經由して中川村へ続く道路でございます。保育園や学校、七久保バイパス沿いの商業施設等を結んでおりまして、また七久保駅への通勤、通学などの生活道路となっております。さらに域外から近隣の工業団地への通勤道路、隣接村とを結ぶための通過交通の幹線道路というような意味合いも持っております。したがって、自動車交通とともに幼児から高齢者まで幅広い年代の歩行者の多い道路でもまたございます。このような状況から既に七久保区から建設要望が町に上がっているというふうに認識をしております。また、通園児、通学児童を持つ世代の声、買い物に乳母車を押す高齢者の傍らを大型トラックが行き交うなど、歩道の必要性を訴える住民の声が日々大きくなってきております。町や県では、増大する住民要望に対しまして、限られた予算の中、一定の順位づけをもって実施年度の決定していかなければならない。そういった内容は重々理解をするものでございますが、先ほど三浦議員の質問にもございました。高齢化に伴い免許返上者、これからますます増加をしていくことが考えられます。近隣の商業施設へ、あるいは診療所へ、買い物、通院のために通っていく高齢者、乳母車を押しながら歩く皆さんが必ず増えてくるというふうに予想がされます。その皆さんの安全確保のために喫緊の課題として歩道設置が必要であるというふうに考えるものであります。県道は県の施工でございまして、また、この道路の路体北側は河川護岸を兼用しております。協議先も多いものと承知していますが、七久保からの要望を受けた後、町から県への要望、協議、県の現地調査の有無、今日の状況についてお伺いをしたいと思います。

町長 続きまして折山議員の一般質問にお答えします。県道北林線の歩道設置をというお尋ねです。御意見でございます。県道北林飯島線は、飯島町と中川を、中川村を結ぶアクセス道路で、重要な生活道路となっております。議員のおっしゃるとおりでございます。七久保駅も近く、通勤及び通学など、自動車と歩行者が多く通行する路線でございます。御提案いただいたところは、昨年、PTAと地元七久保区からも同様に歩道設置の要望をいただいております。町といたしましても歩道を整備し歩行者の安全対策を講ずる必要があると考え、道路管理者である県へ要望を行い、現地の状況について確認していただいたところでございます。昨年、私も県の道路関係者と現場を調査して現調に立ち会いました。そういった中で、今後も早期実現が図られるよう引き続き県へ要望してまいりたいと思っております。

折山議員 適切な対応をしていただいとるということでございます。町内を見まわしましても、市街地を通過する幹線道路であって、自動車、歩行者とも多い道路、他に比較して比較的多い道路がここなのですが、にもかかわらず、これほど長く歩道設置が放置されてきた幹線道路っていうのはほかにちょっと珍しいのかなあ、あるいは、そういった道路がほかにないのかどうか、住民要望の有無にかかわらず、近年この自然景観がいいということで新興住宅団地もかなりできてきております。歩行者の歩く形態も大分変わってきておろうかと

思いますので、この路線含めて、やはり歩行者の安全確保、安心・安全のまちづくりの中では一つ重要なウエイトを占める政策かと思っておりますので、北林飯島線含め全町的な検討をまたぜひ重ねていただくことを求めまして、次の質問、質問事項2、学校図書館の充実について伺ってまいります。

質問要旨、七久保小学校図書館の充実を、現状把握と予算配分はどのように行っているのかということなんですが、これは、実は七久保の地区内の住民から私に寄せられた声でありますので、七久保図書館について申し上げるものでございますが、学校全体の各校の図書館の充実、こういった内容を求めるものでございますので、そういった意味合いでお酌み取りをいただき、御答弁願えればと思っております。こういった声を受けまして、私、七久保小学校図書室を見学してまいりました。ちょうど多数の子どもさんたちが利用する御多忙の中ではございましたが、司書さんから実情を直接お伺いすることもしてまいりました。知識のない私にも、町の図書館に比較してちょっと眺めてみますと、図書の痛みが目についたり、また子どもたちを図書室に興味を持たせていざなうディスプレイ、こういったものの工夫も必要なのかなというふうに感じてまいりました。飯島小学校、飯島中学校の図書室の様子は承知しておりません。教育長に伺います。学校教育における学校図書館の役割をどのように認識をされ、また予算編成時に学校図書館状況の把握と予算の配分をどのように行っているのか、この点、伺います。

教育長

学校図書館に関するお尋ねをいただきました。学校の図書館は、授業におけるいわゆる調べ学習の起点となるということのほかにも児童の知的活動あるいは健全な教養を育成するという大きな役割を図書館は持っていると思っております。現在町内3校の小中学校には図書館司書1名を配置して計画的に図書館運営や図書の購入を行っていただいているところであります。校内3校ということですので申し上げますが、まず七久保小学校の図書館でありますけれども、蔵書数が現在6,080冊であります。学校の図書館の蔵書数につきましては文部科学省が平成5年に学校図書館図書標準というのを出しておりまして、七久保小学校は、昨年度、標準が6,040冊でありますので、それをクリアしたところであります。飯島小学校、飯島中学校は、この標準がクラス数でできているものですから、学校が大きかったときに充足した図書もあろうかと思っておりますけれども、飯島小学校も1万944冊、飯島中学が1万3,500冊であります。ちなみに、町の図書館はおおむね7万7,000冊の蔵書を持っております。どのような図書を購入するかにつきましては、学校あるいは司書さんをお願いしているところですので、詳細は、こちらでどの分野が何冊ということまですべてをつかんでいるわけではございません。学校図書館の予算配分ですが、これは、中学校では生徒1人当たり毎年2,000円、小学校には1人当たり1,800円ということで、3校に図書費を配分しております。篤志で図書カードを御寄贈いただいたり、学校のために何かというような寄贈があるときに、御寄附があるときには、できるだけ図書館の充実を考えながら学校に還元をしているということですが、これは不定期なものであります。そのほかにも図書館車が週に一遍それぞれ回っておりますので、各学校に行くと飯島小学校も七久保小学校も結構生徒が図書館車を利用してきております。なお、小学校に関しましては、今年度、昨年度末ですけれども、子ども読書活動推進計画の第2次ができて、今まで

ファーストブック、セカンドブックがあったんですが、サードブックを小学校1年生に導入するというので、小学校1年生には、この7月に絵本から児童書の橋渡しをする30冊程度のメニューをつくりまして、選んだものをそれぞれ小学校1年生にお渡しするという事業も始まっておりますので、全体的に考えまして、ちょっと予算の範囲内ということになりますけれども、学校図書館の充実を今後も図っていききたいというふうに思っております。

折山議員

個人的な見解なんですけど、教育長はかなり学校教育に対して情熱といろんな造詣を持っていらっしゃる方だというふうに認識をしております、きのう来の議員とのやりとりの中でもそのようなことは感じてまいりました。引き続き質問を続けてまいります。国の学習指導要領では知識、技能の習得、先ほど教育長申されました。思考力、判断力、表現力などの育成が重要視されまして、そのために子どもにとって読書は欠かせないものと位置づけているようでございます。しかしながら、自治体の財政力を起因といたしまして、整備すべき蔵書数を確保できない学校が少なくないことが全国の現状だそうでございます。昨日、浜田議員から、諸外国に比較して、これも先進諸外国、中国も入っておりますが、日本の論文発表数が減ってきておりまして、その結果、今の日本のGDP、よそが伸びているのに下落してきている、これに起因しているのではないかという指摘がございました。「学校教育における課題解決能力を高める教育が重要」と、その際には教育長の御答弁もございました。そのとおりだと思います。そういったことに危機感を持ったものと思われるんですが、国では、学校図書館図書整備5カ年計画、こういったものを策定をいたしまして、これは24年度を起点として、28年度、昨年度を終点とする計画でございます。毎年度、国では200億円を地方交付税措置をしようとしてございます。ネット上の情報を見ましたら、18学級規模の小学校であれば蔵書すべき冊数1万360冊だそうでございます。これに対して交付税が措置されているのは年間約61万円を5年間、いわゆる標準で定められた蔵書数を日本全国の各校が満たすために国では予算措置をしてきたと、こういうことでございます。ちょっと先ほどの教育長の数字と違いますのは、私の算数苦手でございますので、多分早見表の見間違いだと思うんですが、七久保小学校が6学級であるのであれば5,080冊がいわゆる図書標準、これに特殊な学級のクラス数が入ってくるのかどうかということではちょっと異なるのかと思いますが、これ以上なんだということだったと思います。冊数から推計されるこの学校への国の交付措置額は31万円、計算上はそういったことになります。蔵書数とそれを標準に満たしていくための予算措置31万円というふうになります。当町では、七久保小学校の図書購入費予算、いかほど措置しているのか伺います。

教育長

国、町の予算措置ですと1,800円掛ける約120分ですので20万円少しということになります。

折山議員

交付税でございますので、各自治体の財政状況によりまして、これ以上に予算措置をしたり、国から来る一部は高齢者福祉に使ったり、これはその自治体の裁量の中でできることではございます。計算上31万が20万ほどというふうな御答弁をいただきました。昨年、先ほど申しましたが、国の5カ年計画の最終年、昨年でした。先ほど教育長が28年度をもって七久保の図書室の蔵書数を標準にまで行ったということになっておりますが、文科省で

はですね、平成 28 年度に学校図書館の現状に関する調査、これを行っております。この結果によると、私の理解は 28 年度の時点の 5 カ年を投、予算を投じてやってきた、さあ 5 年目の結果がここに出ているという理解でしたので、ちょっと教育長と認識が違うわけなんです、いずれにいたしましても、その前提に立つて申し上げてまいりますと、この調査結果を見ますと、身近な伊南 4 市町村、これで見えますと、伊南 4 市町村には小学校が 10、中学が 5 つ、合計 15 の学校があるわけでございます。このうち、飯島町小学校 1 校を除き、すべて図書標準 100% 以上の蔵書数を確保したという報告が 28 年度の文科省の調査報告で出てございます。この時点で、教育長、確保してあるんだって言うんですので、七久保が確保できていれば飯島小学校が確保できていなかったのでしょうか。この 1 校はどうなんですか。報告書には学校名の記載がございませんので伺います。

教育長 平成 28 年度末では 3 校とも標準を満たしております。5 カ年、平成 28 年までの 5 カ年ですけれども、七久保小学校は 5 カ年でおおむね 380 冊程度の増加をすることができて基準を昨年度クリアしたという状況であります。

折山議員 教育長の認識が正しいのかと思います。28 年度の結果ですので、場合によっては 28 年のある時点の調査結果だったのかなということが、逆にですね、飯島町は足りなかった蔵書をそこで補って国の目標とするところを達したということでは、親からも地域からも評価されてしかるべきかなあというふうに思います。全国で見ますと、結局、その 28 年のある時点なのか、27 年度末なのか、小学校も中学校も 60% 前後なんですね、小学校が 65%、中学校が 50% 台の後半いったことで、長野県はすごいですね、達していなかったのが飯島町のその 1 校と上伊那圏域では最北の町の 2 校、財政力的に見るとちょっと弱いこの 2 つの町がなかった、あとは全部クリアしていたというような状況でございました。といったことで、地方自治体の財政力によりまして蔵書数に格差が生じており、そのことが教育環境の格差につながっている、こういったことを憂いている識者もございます。もしかすると、先ほども言うとおおり、こういう、浜田議員のお言葉を借りれば、1 人の研究者なり、そういう論文発表に至るまでの人間をつくるには 20 年 30 年という時間を要するんだと、幼児期のこの時点が大事だと、今から始めなければ 20 年後の論文もやはり減っていくだろう、こういったようなことがございましたので、重く受けとめていただければというふうに思います、北の町、飯島町、財政事情それぞれあるかと思いますが、少なくとも飯島町は、この 5 カ年の努力の中で蔵書数の到達には実現できたと、こういうことではございました。ちょっと後の質問にも関連しますので、町長に伺います。毎年度、先ほど出てきました司書さんが、やはり図書の選定をしながら一定量の予算要望を上げてきます。やはり図書館の学校教育に対する図書館のウエイトっていうものは、教育長は十分認識されておりますので、多分要望そのまんまが当局のほうへ上って行かれるんだが、毎年度、最高責任者の町長がそれをへつっているのではないかということが思われますが、町長は、これまでの議論の中で、大切な学校教育の、しかも図書館、この予算、国の交付税措置額よりもへつっている、ほかへ回しているこの実態を町長は所見としてどのようにお考えか伺います。

町長 教育のその図書の予算を私が削っているのではないかと、こういうお疑いでございます

けれども、決してそのようなことはなくてですね、図書館、教育等の分野については、教育の専門家に任せておる、委ねているところでございます。

折山議員

厳しい財政の中で、町ではできるだけ予算を計上していただいているというお答えでございましたので、意を強くして次へ入ります。識者の中には次のような警鐘も鳴らしております。問題可決能力の育成に向けた調べ学習、先ほど教育長からもございました。には、百科事典だとか図鑑、こういった比較的高価な図書の整備も必要になるということでございます。よく言う日進月歩をはるかに超えて、日々激変するこの時代でございます。七久保小学校の内容を過日伺ったところ、図鑑についていいますと、平成3年と平成13年に購入した後、購入してないそうでございます。20年以上前の図鑑、これ、学校に、七久保小学校で蔵書数としてカウントをされ、調べ学習の資料としておるわけなんです、ちょっと話がそれるかもしれませんが、昨年から絶滅危惧種のチョウチョウ、ミヤマシジミっていうのがあるんだそうです。私よく知りませんが、その調査、研究に東京大学の学生や教授が当町に長期滞在をしております。町には餌となるコマツナギというものなんですかね、ちょっとこれも素人でよくわかりませんが、それが農家の皆さんの努力、保護活動、こういったものもあるんでしょうか、飯島には、そのチョウチョウの生息数が多いということでこの地域へ調査に入ってきております。これ、地域の資源だと思うんですね。新しい図鑑なり百科、何ていうんですかね、辞典の中には絶滅危惧種のうたい込みであるとか、もしかしたら飯島町には多いっていうような記述があるのかどうかわかりませんが、子どもたちがこれを目にすると興味を持ってくれるのかなっていうような期待を持ちます。要は、そういった課題のめつけ方、調査の仕方から、いわゆるその論文発表にまで至る、そういう芽が育っていくんでしようというふうに思います。とすれば、蔵書の冊数に20年前の図鑑をそろえておくのはいかがなものなのでしょうか。ぜひ適切な蔵書の更新にも行政の力を注いでいただけるように求めて、もう一度、町長、予算、しっかりと教育委員会現場から上がってくるもの、少なくとも措置額限度近くまでは手当てしていただきたいと思いますが、お伺いいたします。

町長

今副町長からコソコソとささやかれた言葉をばらしちゃいますとですね、ことし30万円アップしたそうでございます。しかし、それはそれで良としております。私もありがたいなと思っております。やっぱし教育にも鮮度があるかなというふうに思っております。20年前のその古い資料があるということは、また、これ、いかがなものかと思えますけども、しかし、それは図書を預かる、その専門家の裁量かと思えます。ぜひ、そういったところへもですね、できるだけ行き届いた配慮をしていきたいと思っておるところでございます。

折山議員

30万円という金額には驚きましたが、多分3校で30万円だとすると、一番小さい七久保小学校ではどのくらいの配分になっているのかなというような気もいたしますし、また、町長、ちょっと認識が違うのはですね、やはり予算、一生懸命上げるだけえど、財政的な感度の中でなかなかお認めをいただけない、こういったことの中で辞典やなんかも古いものをやむを得ず使っているんだと、こういう実情があることは御認識を深めていただいて、次の質問項目に移ります。

質問事項3、町営業部事業の新たな展開を、質問要旨3、町営業部に期待する声が大き

い、体制を充実させ、さらなる営業活動をの質問をいたします。昨年町長肝入りの60周年大博覧会開催をされまして、儲かる飯島町の地域資源の発掘ができ、昨日の答弁でいきますと、これを今整理中だということですが、いよいよ本年から楽天ネットを通じて町特産品の販路を開拓し、拡大をしていくということになりました、特命チームを核とした町営業部の努力は高く町民にも評価されているものと思いますし、私の身近な人間にそういった発想どうかって言うと、多くの人が評価をしております。これまでにない考え方の中で町の営業部ができた、この点については多くの声が、私の身近です。多くの声が聞かれるものでございます。その中で、やはり営業部に期待する町民から次のような提案がございました。儲かる飯島町の将来を展望し、特産品の生産力を高めると同時に、チームメンバーは全国を飛び込み営業に歩いたらどうかという提案でございます。これは、現物を見て手にとってもらうことで、また、産地の営業マンのその人との会話を通じてさらに商品の魅力がアップするのではという、そういう考え方のもとでございます。ネット販売に並行して、関東圏、中京圏、関西圏などチームメンバーによる飛び込み営業活動に期待する、このような町民の声を町長どのお考えでしょうか、伺います。

町長

飯島町営業部は、私の看板事業と言ってもいいところでございます。約110名ほどの営業部、町民からの手弁当での参加をいただきまして、役場側からは特命チーム営業部が配属されております。その中で、町民の皆様方の5つの分科会、文化、花、自然、食、アウトドアと、この5つに分かれた部会からそれぞれ具体的な事業がこれから展開されていきます。そのようなものは、地域の資源を今磨いておる最中でございます。それをもって、やっぱし外へ売っていくと、こういうことが次の段階に望まれるところでございます。大きな部分では、楽天への出店をして全国をシェアする全国に向けた販売網を広げるということでございます。営業部員、特命チームの皆さんは、外へ外交に出かけると、もちろんそういうことは必要だと思っています。まず第1号がですね、この7月に私がまず飛び込みます。楽天の本社で地方創生サミットが行われます。その中で飯島町営業部が楽天へ出店した経過あるいは飯島町の地方創生の取り組みを1時間にわたって私がお話させていただきます。それは、各地方の行政の地方創生担当者でもあり、地域で特産品を扱っている方々がお集まりになる会でございます。そこへ呼ばれまして、まず呼ばれたこと自体がですね、飯島町営業部というこの響き、新しい取り組みが世の中に広がっていると、大きなこれ一つの宣伝効果かなあというふうに思っています。その中で、私はせっかくそこでお話しさせていただきますんで、ただで帰ってくるつもりはございません。一つの仕掛けをしてあります。米を売る仕掛けです。しかし、楽天市場で米を買ってくれてという場所は腐るほどあります。米、米、米、米が一番売れるんです。重いですから、宅急便で運んでくれますから、これはもう一番ネットで買われるものです。トップが米です。しかし、その中で飯島町の米、これは、この角度悪いだろうなあということで、私のつけた商品名は「田んぼ丸ごと」この商品名です。売り方についてはまだ内緒でございますんで、当日その会場で発表しますが、今協力者と準備中です。そういうときには、やっぱしですね、非常にそのクリック数が多くなります。そのときのために今準備をしっかりとしておるところであります。こういうようなことも含めて、外へ出ていってお話することは大事だ

けれども、今飛び込みでセールスをするっていう、ポイント、ポイントのそのイベントも行われるところへは必要なんですけども、関係がある、ある程度関係がないと飛び込みもきかないと思っていますんで、こう、ポイント、ポイント、効率的な営業活動をしっかり、自分の足で外へ出ていくという今の提案については、まさしくそのとおりだなと思っております。

折山議員

町長、やっぱりその都度、よくワンフレーズ、ワンワードっていうことを言われますが、新しいお言葉が拝聴できて、ネット通販に大きな期待を寄せる下平町長には、以前、三鷹のアンテナショップ、これ縮小せずにもっとやれよっていうことの一般質問を私した中で内堀醸造の例を申し上げましたが、御記憶にありますでしょうか。内堀醸造の現会長さんは、風呂敷包みに酢を包んで、具体的なホテルをいえば帝国ホテルほかのホテルや有名百貨店、これを回りながら、いわゆる板場ですとか、いわゆるそういったようなレストラン、そういったようなところへ飛び込んで、酢を使っていたことで徐々に使う人のその品質の高さを認識していただく、この積み重ねの中で今日の企業まで成長してきた、こういったことを会長御自身の口でお聞きしたことがございまして、町長にもそのお話をしたことがあります。現在ですね、あんまりにも情報化が進み過ぎて、すべてが情報化、情報化、業務も情報化、商業、商売も情報化、これはそういう時代なんでしょう。ですから、かえってアナログな営業が新鮮に逆に感じるんですね。ワープロで打った手紙の中に1枚手書きのものが混じると、これはまた新鮮に感じるものがあるのと同様ではないでしょうか。そのことがかえって商品の差別化を際立たせていくことにはならないでしょうか。ネット通販のように爆発的なはやり、こういったものに乗ることはないにしても、じわじわと信用と良質を背景にした販路の拡大が町の将来の安定して儲かる飯島町につながるのではと期待するものであります。特にですね、先ほどの町長のお話をお聞きしておりますと、極めて弁舌さわやか、ほかのものと同じ商品であれば、町長のその言葉でよそのものよりよほど差別化が進んで立派なものに聞こえました。米一つにしてもネーミングの違い、発想力でもって売り込むことができるんですが、文字や写真で表現できる部分は限られるんですけれど、それを言葉で伝えていくとかなり相手には伝わるんじゃないかなあ、そのいい例がですねえ、商品ではないんですが、過日の千人塚の水中花火。これ、竹沢議員が事務局をやって御苦労されとるんですが、今までただ花火がパンパン上がっておりました。ところが、その花火の責任者の方が、つくる苦労でありますとか、いかにこれが今難しい技術なのか語ってくださることで花火が例年に比べてものすごく美しく華やかに立派に感じたものです。会場にいた方もみんな例年以上に感動して帰ってまいりました。やはり言葉の説明、目と目を合わせて行う営業、これは大事なかなあ、町長、先ほど飛び込み営業、ぜひ予算もですねえ、しっかり旅費をつけて、営業マン出たら1カ月くらいへえ戻ってこない、全国を渡り歩く、要所要所へ商品を送って、そこからまた営業活動に入ってく、せっかく町長始めたこの事業です。町民も期待しております。成果を上げましょうよ。もう一度、御決意を伺います。

町長

確かにですね、アナログの効果というのもあるかと思います。インターネットは写真撮ってワンフレーズで売っているのではないんです。インターネットこそものすごい説明

力が必要なんです。文書、それを表現して、それをじっくり読む時間がやっぱり消費者はしっかりとれるんです。対相手に話をする、やっぱり時間、私もこの間、区会で4地区でしゃべらしてもらいましたけども、やっぱり1時間くらいしっかり話さないですね、よさは伝わらないんです。私のよさは伝わらないんです。断片的では、あいつなんだと、こういうふうに思われてしまう。そういったことですね、それを表現するのが逆にインターネットでの説明力、写真の紹介力、絵は物より言葉よりも多く語ってくれるんです。写真と説明力、今飯島町の商品が並んでいますけども、それが足りないんです。これはしっかり勉強中です。勉強していきます。そういった意味で、今支持されているというのは、そういった商品が非常にわかりやすい、しかも、そのサービスにおいてですね、対人間と話して取引をするよりも自分の感覚で買えるという、これは一般消費者の言えることですね、そういうニーズが非常に強くなってきてます。飛び込みで行くっていうのは、一般消費者にはなくてですね、何か関係のある、例えばこういう関係を持ったところへ行かなければならないと思ってます。東京飯島人会、こういう集まりでは、やはり面と向かってお話ししてですね、こういう、その親近感をもってそこで扱販してくと、こういうことが大事だと思います。ケース・バイ・ケースでいろいろの利用のされ方があるかと思っております。

折山議員

いずれにいたしましても、こうやって提案をするだけの私と違って、政策の頂点にいて、数年後にはその実績の責任の重さを求められる町長の発言でございますので、ぜひ頑張っていたきたいと思います。

次の項目に移ります。最後の質問項目、質問事項4、千人塚の一带の資源活用で町の活性化を、質問要旨4-1、旧紅葉園活用のその後の状況は、この質問要旨4-1につきましては、昨日竹沢議員の一般質問に対しまして丁寧な御説明、経過報告ございました。また、竹沢議員の質問を通じてこれからの活用、ありよう、こういったものも見えてまいりましたので、次の質問要旨に移ります。

質問要旨4-2、衰えつつある桜の名所の今後はということで、保護活動や樹木更新をすべきでは、そのための寄附なら喜んで行う、こういった声が多いわけでありまして。また、千人塚の入り口となる大宮神社付近からもみじを植栽しての誘客を提案する、こういった声でもございました。これも昨日の竹沢議員の質問にかぶりました。過去には本多議員、坂本議員、私も千人塚の活性化について今回が2回目でございます。七久保の出身議員がこれほど質問を重ねるといのは、いかに区民、町民の間から議員に寄せられるそういう声が強いか、そういったことを改めて認識をしているものでございます。かつて町の観光名所として輝いていた千人塚、やはり幾つになっても町民の皆さんの千人塚へ寄せる思いは強いんだというふうに思います。さて、桜千人塚の復活のためには寄附も喜んで行うという町民の声、昨日の一般質問にもございましたが、ふるさと納税やこういった町内寄附、こういったものを求めて財源にして、桜の保護あるいは更新、こういった取り組みを構想することの有無、またアクセス道路沿線にもみじを植栽してお迎えしようという提案、町長の所見を伺います。

町長

ただいまお話いただきました桜につきまして、飯島町の愛する気持ちの中から私も進ん

で寄附をするよと、こういう気持ちは非常にありがたいと思っています。そういったみんなの行為、浄財、そして植えるときも小さな小学生も携わっていくという、みんなが携わってこの桜を植えたんだと、こういうことが、そういうストーリーが大事だと思ってます。そういったお話を伺いましたんで、できる限りそういった窓口を設けることも重要なことだと思ってます。慎重に検討していきたいと思っています。

折山議員

大分以前なんですけど、今の唐沢副町長とともに「小麦色の天使」の映画化の後藤監督のお相手をしたことがございました。後藤監督が、その映像として彼は見るわけなんですけど、この町を見たときに、やっぱり、その秋の紅葉つつつていうと、どうしても鮮やかな赤が少ないと、そういった後藤監督のロケの際のポツリとつぶやかれたお言葉がちょっと思い出されますので、もみじの植栽もいいのかないかなというふうな気がします。

次の質問要旨3、4-3です。マレットゴルフコース発祥の地として丁寧なコース管理をすべきでは、この質問要旨に移りますが、これはですねえ、過日千人塚のマレットコースを利用料を払って回った方から寄せられた苦情でございます。「木の葉などがコース上に散乱してプレーできる状態ではなかった」と、「200円お金を払ったんだけどプレーできる状態じゃなかった」と、「ここはコース発祥の地でございますから、そういうプライドを持って利用者が喜ぶコース管理をしてもらえんか」と、「ぜひ言ってくれ」と、こういったお言葉でもって伺っているところでございます。近年千人塚コースの利用者が激減していると聞いております。理由はですねえ、管理の行き届いたコースが他市町村のあちこちでできたことによる、いわゆる利用者の選択がそちらへ向かってしまったということのようでございます。会員数やお客さんが減って収入が減少しますから、コースの管理もおろそかになりがちになるんでしょうか。管理が悪くなるとさらにお客さんが減っていくという悪循環はマレットに限ったことではないというふうに危惧をするものであります。千人塚のマレットゴルフ場コース、今後の存続を含めて方向っていうのは何か出ているのでしょうか。アウトドアフィールド構想、これにも関連するのかなと思いますが、御答弁を求めます。

産業振興課長

千人塚のマレットゴルフ場でございますが、まちづくりセンターいいじま、また千人塚マレットゴルフクラブの皆さんの御協力によりまして今現在管理がされておるところでございます。近年、マレットゴルフクラブの会員の減少、またコースの増設等によりまして管理も大変であるというふうにお聞きしております。千人塚のマレットゴルフコースですが、山間コースということで木の根や石など自然の障害物が逆にコースをおもしろくしているという一面もあるかというふうに思います。クラブの皆様もコースに対する愛着を持っていただいておりますので、町としましては、クラブの皆様のお力をお借りして、またしっかり管理をしてまいりたいというふうに思っております。また、今後も、マレットゴルフコースの発祥の地ということでございますので、多くの競技者が集まり、我が町の誇れるコースとしまして千人塚公園の観光の一端を担えるよう取り組んでまいりたいというふうに考えています。管理上、管理運営上でいろいろな問題が発生すると思います。管理者でありますまちづくりセンターいいじま、また産業振興課へそういった場合には御相談いただきたいと思っております。

折山議員

最後の質問要旨4-4、大学などとの関係構築が進んでいる、研究室や分室の誘致と政

策協力をという内容でございますが、当町では、今日までにですね、調査だとか研究だとかゼミの生徒の活動、こういったものでゆかりのある大学が、ちょっと私が承知してるだけなんです、日本獣医生命科学大学、これはおつき合いの歴史が古いかと思います。それから、昨今では東洋大学、これは飯島町の保育園へゼミの生徒が行って読み聞かせをしてくれるところまで、前教育長のおつなぎの中でそこまでにの関係ができております。昨年来、東京大学、ことしは東京大学の大学院が調査に長期にわたって滞在をしております。ほかにもそれぞれの職員の皆さんですとか町内の住民の皆さんとの縁故でいろんな関係があるのではないかと推察をするものでございます。千人塚一帯にはですね、そのような大学の分室ですとか研究室を誘致するには魅力的な環境があるのではないかなあ、千人塚のあの周辺に限らず、西部山麓一帯の中で何となくそういう構想はできないのかなあっていうようなことを考えるものであります。今行われている、入ってきている、そういう大学の活動があれば、それを行政が側面支援をして、少しずつその大学との縁を深めながら、いずれは官学の連携協定、研究室誘致、こういったものにつなげていければ、千人塚一帯というよりも町の活性化にもつながっていくのではないかなあというふうに考えます。例えば紅葉園の一つの活用方法として、そういった拠点にしてみるとか、また、町営業部、まさしく大学を回りながら、こんないいところがあります、分室、町も応援します、研究室、応援します、いかがですかっていったような飛び込み営業、こういったもので何かちょっとともに夢を見られないかなあと思うわけなんです、町長の所見、伺います。

町長 町と大学との関係は、過去いろいろございました。地方創生の中でも都市と農村の交流の大きなこの柱の中で、企業と交流すること、それで何かの関係を持つていくこと、それと学校との連携、これも都市と農村の交流の一環だと思っています。先日、折山議員さんたちの御紹介で東大の学生さんにお行き会いました。どういう勉強に来ておるのかというお話をさせていただきました。教授は、もおられるわけなんですけども、早速本日昼に東大の教授がお見えになる、私は「東大へ行くよ」と言ったんだけど、向こうから来るよと、「議会中だよ」って言ったんだけど、昼ならあいとると、こういうことですね、きょう昼、一緒に食事をして将来の夢を語りたと思っております。そういう関係で、しっかりと、そこら辺はですね、育てていけたらと思っております。

折山議員 以上で私の質問を終わります。

議長 ここで休憩をとります。再開時刻は11時5分といたします。休憩。

休憩 午前10時46分

再開 午前11時05分

議長 会議を再開します。一般質問を続けます。

4番 好村拓洋議員。

4番

好村議員 それでは通告に従い一般質問を始めます。私の今回の質問はですね、大きく2点です。

1番が担い手不足の中どのように永続的な町づくりを行うか、2番がアウトドアフィールド構想の将来の展望はという質問でございます。まず、質問の前にですね、今回の質問は自分でも抽象的だなと思う部分が含まれております。この右肩下がりと言われるこの時代に飯島町が今後どう立ち向かっていくのかと、未来へ向けての質問となりますので、ぜひ明るい話をですね、町長にお聞かせいただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

質問事項の1番、1-1ですね、現状の飯島町の経済自立度をどのように考えているかという質問です。この質問は、簡単に言いますと、町内で生産された農業生産物、工業製品の町外への輸出金額の総額、逆にですね、町外から飯島町に食やエネルギー、日用品などの総額の差、この差をどのように認識しているか町長の見解を伺いたいと思います。補足として、これは非常に計算が難しくですね、私もまだできておりません。町の担当係長に確認したところ、自立度の計算をしていないということでしたので、あくまで町内から出てる金額の総額、逆に町外から、町から町外に出荷してる金額と町内から町に、あ、町内から町外へ出ている金額の差っていう認識を町長の見解をお伺いしたいと思います。

町長

続きまして好村議員さんの質問にお答えします。好村議員におかれましては、一般質問初デビューということで、まことにおめでとうでございます。そのしょっぱな大変大きな質問を受けたところでございます。現状の飯島町の経済自立度をどのように捉えているかということでございます。地域経済の自立度というのは、飯田市が独自に設けて公表している指針もありますけれども、他市町村と比較できる指標としまして私ども探した結果、ビックデータを利用した地域経済分析システムRESASというものがございました。地域経済循環率というものでございます。そういうことでございますから、独自にですねえ、そういう数字を分析しているということもなかなかない状況でございます。今回は、このRESASについてお話しさせていただきます。地域経済循環率は、公表されている最新データが2010年のデータでありますけれども、まず数字だけ言います。飯島町は75.2、県内類似団体を見ますと、宮田村が83.4、阿南町が55.2というところでございます。さて、この、この数値はですね、100%に近いほど町内で経済が循環しており自立度が高いということだそうでございます。この指標で見ますと、飯島町は宮田よりも自立度は低いのかなと、こういう分析になります。町内で経済が循環して経済的に自立することができることは好ましい状態であると思います。残念ながら現状では滞留率の低さ、滞留率というのは飯島町の皆さんが自分で消費されるものを飯島町で買うという、この率でございますね、この低さがあらわしているとおおり、これ確か20%ぐらいでしたかね、え、あ、4.5ですつて、低いですねえ、滞留率の低さがあらわしているとおおり、町民の皆さんが必要なものすべてを町内の商店等で調達できるような状態であればいいんですけども、そうではありませんので、町民の皆さんにはできるだけ町内で買い物をしていただいて、商店等の経営側も魅力ある店舗にさせていただいて、町内でお金が循環するようになっていただければありがたいなというふうに思うところでございます。自立度の分析については、RESASの数字を借りて、調べて、このように感じておるところでございます。

好村議員

滞留率が4.5%とかなり低い数字ということでした。その前のデータっていうのはある

んですかね。要するに、傾向として、滞留率と、この経済循環率、飯島町 75.2%ということだったんですけども、例えば5年前はどうだったのかとか10年前はどうだったのかとか、そういったデータはありますか。お尋ねします。

企画政策課長

それでは、私のほうで地元滞留率の今までの経過少し触れさせていただきますが、先ほど 4.5 ですかね、出されまして、平成 24 が 5.0、平成 21 年が 4.3 というデータがございます。以上であります。

好村議員

これ見ると、今聞いたお話ですと、むしろ上がっているのかなというふうにはちょっと思いました。ちょっと時間が押してしまうとあれですので、次の 1-2 の質問に移りたいと思います。

今後予想される商店などの閉店にどう対応や支援をするかという質問です。これは、現在の町内の商店や個人事業主の方、農業者の方も含めて、皆さん大変頑張っておられると、私は飯島 4 年生で 4 歳ですので、私の見た感じではそのように感じております。今後数年、10 年ぐらいは、大きな影響は、皆さん御苦勞はされているとは思いますが、大丈夫じゃないかなというふうには思っております。ただし、今後ですね、事業継承だったりとか担い手ってところで、このままだと商店がさらに減ってしまったりですねえ、やっぱり働く場所であったりとか、そういったものがどんどん少なくなってしまうんじゃないかなというふうに思います。結果として、そういうことが起きるとですね、町民の皆さんの食事する場所、生活の利便性だったりですね、そういったことを損なってしまうんじゃないかということですね、また、町長が構想されてるアウトドアフィールド構想で都市部との交流人口が増えた際にですね、10 年後、実は飯島町に買い物する場所がなかったりですね、食事する場所がなかったりとか、そういったことが起きないかっていうのがちょっと私のほうで心配になりまして、今後の飯島町の 10 年 30 年後ぐらいをですね、今現状の推移で行くと、町長はどのようにお考えされてるかっていうのを伺いたしたいと思います。

町長

こういう人口減少、少子高齢化が進んでいくこの時代の心配は好村議員とそれを同じくするものでございます。そのままずっとこれが進んでくっていくことを、30 年後を考えることは、考えたくないことでございます。ですから、いかに活力ある飯島町にするかということは今から一生懸命手を打って政策に生かそうと思っているところでございます。30 年たたずとも、10 年後には、この伊那谷に一つのインパクトしてリニア新幹線というものが、日本の国家の威信をかけた交通網が伊那谷を通過するわけで、通過するだけでなくとまるということでございます。そして、三遠南信道も東海道の大経済地帯からつながると、こういうことを考えますと、この伊那谷というポジションは伊那谷の中でも今までとは数段違う場所になるだろうと思います。都会の人たちは、こんなにしゃべっていいのかなあ（好村議員「どうぞ。どうぞ」）いいですか。最近、長くしゃべることに気を、気兼ねをしますもんですから。そういうことですね、都会に暮らしていても、やっぱり田舎のよさっていうことにあこがれる、これを田園回帰、人間回帰という時代が 10 年後には訪れると、逆に、そうすると、田舎への魅力というものを感じて来られる、45 分で、品川から 45 分で飯田に来れるということですね、手の届くところにそういう親近感の持てる田舎が出現すると、こういう時代を迎えると、これは大きな希望ではないかなというふう

に思っておるわけでございます。失われた20年で、景気低迷の中、東京へ都会へと人が流出しました。おかげさまで農業後継者もいなくなりました。工業後継者もいなくなりました。人が少なくなれば当然工業後継者も少なくなります。そういった状況で今の疲弊状態があるわけなんですけども、この10年後から向こうを考えたときにですね、もっと期待が持てる場所であるということ、まずは飯島町からゆえあって出ていった方々に戻ってきていただく施策、呼びかけ、これがまず重要ではないかなと思います。最近少しずつ企業で求人をしておりまして、求人が足りない、年中足りないということです。もちろん、これは生産年齢人口がないからです。出て行ってしまったから。だから、働く場所がないわけではないんです。あるんです。選ばなければ。そういう方、そういう場所へですね、御家族を引き戻していただいて、御家庭の後継者もでき、それが農業家であろうか、工業家で、工業生産者であるかわかりませんが、まずは、そういった方々に来ていただき、あわせて都会からIターン、移住、定住の促進もしなければなりません。そういったことを推し進める中で、時間かかると思いますけども、まずこの地域の魅力というものを発信しながら、おお、希望が持てそうだなと、こういう事業の展開、政策の展開をすることによって、そういう方々がこの地域に来てくれるんじゃないかなということを期待して、私はこの職を楽しんでやっているわけでございます。以上です。

好村議員

ある程度は、私は町長と考えがほとんど一緒の部分が多いなあと、きのうの先輩議員たちの答弁を聞いてても思いました。そこでですね、今長野県でも「日本一創業しやすい県づくり」をスローガンに取り組んでおります。また、長野県後継者バンクっていうのも設置されておりますので、ぜひそういった、町長は制度は活用すべしということをよくおっしゃられておりますので、町内で起業する意欲のある方であったりとか、例えばお店開きたいんだけどもどっかないかなっていう探してる方たちにですね、ぜひ情報発信をしていただいて、ここで稼いでいただくと、それが結果的に町民の皆さんの生活の利便性の向上につながるっていう形でですね、より積極的に町内の経済循環率を上げていただきたいなと思います。

次のこと、2番目の質問になります。町長、お待たせいたしました。メインテーマでございまして。アウトドアフィールド構想の将来の展望はという質問に移ります。2-1のアウトドア事業に町や町民の方はどうかかわるのかという質問です。先に申し上げておきますが、私個人としては大いに夢のある事業で期待しております。ただし、公人としてはですね、きのうの先輩議員からの質問でもありましたけれども、町がかかわる収益事業になるのかどうかっていうところも含めて、ちょっと慎重にならざるを得ません。きのうの答弁の中で法人を立ち上げるようなお話しであったかと思いますが、観光基本計画との絡みもありますので答えにくい部分もあるかとは思いますが、もう少しですね、具体的に、その法人への町のかかわり方、町民の皆さんのかかわり方について町長の答弁を求めたいと思います。例えば、町営での運営になるのでしょうか、三セクのような形になるのでしょうか、はたまた既存の企業の、そのアウトドア事業にですね、精通されてる企業の方にですね、委託されるのか、それとも町と町民の皆さんで出資してみんなで盛り上げて取り組んでいくのかなどですね、そういった形で、どういうふうに関わっていくのか、

今現時点のお考えをお聞かせいただければと思います。

町 長

今後飯島町の観光産業の核となるアウトドアフィールドの経営形態はいかにということでございます。アウトドアについては、専門知識も要りますし、そして集客を、力がいかにあるかと、素人が初めてすぐ集客があるものではございませんと思っております。ですから、ある程度それに精通した人間がその事業を行わなければならないというふうに思っております。これは、まだですね、確定ではないものですから、この場ではっきりとは申せませんが、町がその経営に携わるといことはありません。観光等のいろいろ施設整備等にはですね、基本的なものについては、もちろん行政が何もしないところへ民間が出てこいつたって出てくるわけがございません。まずは行政がその姿勢を示さなければならない、どこまで示すか、基本的な部分だと思っております。あと具体的なことについてはですね、運営については、やっぱり法人という形の中で運営されることが是というふうに感じておるところでございます。そこで、町民の皆さんがどうにかかわるかとございますけども、その法人をつくる時に、例えば株主に応募することもできるでしょうし、経営にも参加することもできるでしょうし、それはこれからのこととございます。そして、一般の方はどういうふうに絡まるか、これが大事なんです。誰が運営してるか、どんなそのアウトドアがあるのかっていうことよりもですね、町の人たちがその産業がおきたときに、その周りでどのように支え、どのように、やっぱりこの支え方が一番大事だと思っているんです。あちらこちらで多分アウトドアができると思います。しかし、そこへどれだけ心を注入するか、地域の人たちの文化を注入してくるか、昼、夜、そういういろいろの時点でですね、どのようにこの地域の方々が携わって、来た方々が地元の方々といかと、いかに触れ合える場所をつくるかということが大事なと思っております。それによって、例えばこれが一時のブームであろうとも、これが根っからその人たちに支えられたものであれば、私は生き残ると思っております。こういう事業は、確かにですね、ブーム的な要素がありますから、それがどこまで続くかっていう継続性が一番経営的にも心配されるところでございます。足腰の強い方法は、やっぱり地域の人たちがどのように絡んでくるか、あのぼっちゃんあの田舎言葉を聞きにまた来たよと、あのおにぎりを食べにまた来たよと、こういう支えが必要だと思っております。ただの遊びだけでは、いつかは飽きる、ここをやっぱり肝に銘じて運営しなければならない、ぜひ、そういったところへ町の方々が参加してほしいし、その方々が参加できるような設備もやっぱりつくらなければならないというふうに考えております。以上です。

好村議員

わかったような、わからないような、すいません、正直、やっぱり町民の方がどうかかわってくのかっていうところはですね、結構そのアウトドアフィールド構想は進んでいるような中でですね、やっぱり町民の皆さんへの周知といいますか、やることは——やることというか、構想があることはもうほぼ100%周知されてると思っておりますけれども、その中で、やっぱり町民の皆さんがかかわり方っていうところは、不安な点だったりですね、あるかと思っておりますので、ぜひ、車座集会の第2弾とかですね、開いていただいて、皆さんに周知していただきたいなと思っております。(町長「議長。確認だよな」) はい。いや、あの確認です。はい。

町 長

恐れ入ります。やはりですねえ、そういったことは大事だと思ってます。このアウトドアフィールドは、飯島町営業部で第5番目の部会として誕生しました。これは、地域の若者がそこへ参加したいということで、その部会が急遽追加されたんです。それは30代20代の方々でした。今まで飯島町営業部というのは40代50代、すいません、もっと年が行った50代60代70代の方でしたんですけども、このアウトドア構想ができてから、その部会に参加された方が20代30代40代、ぐっと全体的に営業部が若返りました。そういったこともありまして、興味のあることかなと思います。御提案いただいたように、その若者の皆様方にも、また興味のある方々にもですね、そういった御意見、どのように絡めるかと、希望をしっかりと聞く耳を持って、そこへ参画していただきたいなあと思います。御提案はごもっともだと思っております。

好村議員

ぜひやっていただきたいなと思います。その関連してといいますか、私が少しちょっと懸念しているのがですね、町長は、町長選のときにですね、こんなことをおっしゃってありました。「お金があればディズニーランドやUSJがここにもできる」と、「そんなものは要らない」と言っておきまして、私、そのとおりだなと、この豊かな、その世界一のステージってという言葉にも共感しましたし、1万人の腹を満たすと、食の循環、これも地域経済にも貢献しますし、まさにそのとおりだというふうに思っておりました。このアウトドアフィールド構想は、手段であって目的ではないと私は思っているんですね。アウトドアフィールド構想の今現在どのように整備していくのかっていうのはこれからの話になるかとは思いますが、きのうの先輩議員からの指摘もあったかと思うんですが、今現在ですね、町長がそのアウトドアフィールドに、これで行けるといった判断材料、例えば総事業費で投資がこれぐらいで、リニア、三遠南信が通りますと、これは田切の道の駅つくる時にもですね、国道153号線バイパス、飯田の座光寺付近で1万2,000台と、1日の平均交通量が、そういったその観光客っていうんですかねえ、その交流人口がどれぐらいあって、じゃあ幾らぐらいの金額っていうんですか、入場料というのか、ちょっとわかりませんが、そのもうかるっていう飯島町は、ぜひもうかってほしいんですけども、そのことですね、何が決め手になったのかっていうのは、実は私ちょっとすごく聞きたいなと思っておりますので、そこについて御答弁いただければと思います。

町 長

このアウトドアフィールド構想というのは、やっぱり自然を自然のまま眺めるのではなくてですね、いかに多くの方々に自然を体感していた、自然の中で遊んでいただくか、平たく言えばね、自然の中で遊んでいただくかということの中では非常に有意義な手段であると思っています。飯島町がこの観光産業をおこすということ、本格的な観光産業をおこすということは、いわゆるリノベーション、改革的な事業の取り組みだと思います。事業を革新的におこそうというときにですね、一番大事なのは地域のためになるおもしろいこと、これが大事だと思っています。そのときにね、売上金とか利益ということを考えるのは無理があると思います。一つの改革を行うときには、まず目的、地域の人たちが喜んでくれるか、それがおもしろいことなのかということから始まるのが大事です。全然数字を度外視せよということではありません。ある程度、どこまでかけられるのか、飯島町の財政がございまして。国からどれだけの支援があるのかということがあります。その支援に

対して飯島町がどれだけ金が出せばできるのか、それは当然考えなければなりません。やっぱり基本的に大事なのは、いかに地域の人たちのためになって、楽しいことなのか、おもしろいことなのか、これがキーワードになるというふうに思います。それがやっばし地域の人みんなに支えられ、そのおもしろさによって人が来る、この部分はやっばし大事だというふうに思っております。

好村議員　　ということはですね、アウトドアフィールドで普段遊ぶといたしますか、楽しむのは町民の方という認識でよろしいでしょうか。

町　　長　　町民も楽しくなければ町外の方々も当然楽しくないと思います。基本的には、町民が、おお、おもしろいなど、この週末には孫と一緒にいこうかという感じでなければ、それは成功するものではないというふうに考えております。

好村議員　　わかりました。そういうことでしたら町民の皆さんが楽しむ施設をつくっていただけたらなと思うんですけども、今町長の先ほどの御答弁の中でですね、採算は度外視はしないというお話がありました。私は協力隊のときに再生可能エネルギーの担当でしたので、雪の問題であったりとか、いろんなことを町内の方に言われた経験もあります。アウトドアフィールド構想ですと、当然雪になると稼働日数が、年間の、減ると思われれます。採算度外視、どれぐらいの、とんとんであればいいなと私は思っておりますが、町民の方が楽しむのであれば、じゃあとんとんになるためにはどれぐらいの事業費で、どれぐらいの町民の方が年間利用されれば収支がとれるのかということ、やはり、ちょっと公金使うことですので、お尋ねしたいんですけども、お願いします。

町　　長　　こういう経済事業をやるときにですね、売り上げ予想というものを立てます。しかし、それは完全に信用できる数字はないと思っています。期待的な数字がほぼ多いと思っています。大手が出店する場合、大手のいろいろ経験がある場合には、そのデータに基づいてある程度近い数字が出るかと思っておりますけれども、一つの新しい事業をするには、やっばし期待値に左右されるかなというふうに思っております。本当の原価計算の中で損益分岐点を割り出すとしたら、投資額がやっばし決まって、固定経費が決まって、粗利が決まって売り上げが出ると、こういう順番だと思っております。今計画中でございますので、そういった固定経費等が大きくなれば、それは回収するには多く要るし、ある程度のところでとめおけば、その程度で回収できます。これへ参画する業者の方々も、当然それは計算の上で参加してくるのではないかなあというふうに思っております。予想の数字は期待ではありませんけれども、「絵に描いた餅」だなど、私は基本的に経営者として感じておりますけれども、できた際についての原価計算はきちっとできるというふうに思っております。

好村議員　　ぜひしっかりと計算していただいてですね、予測っていうのは外れるものだっていうのは、もう私も民間企業にいたことが、民間企業にいたことのほうが期間は長いですので、当然承知はしております。今のちょっと御答弁だとですね、大体利用者が、例えば1万人なのか2万人なのかっていうところの御答弁はなかったんですけども、そこは今はないと、計画中だということでもよろしいでしょうか。

町　　長　　このアウトドアに携わる法人化をしようと思っております皆様方については、その数字は持っていることをお聞きしました。その根拠について確かめてあるわけではござい

ません。そういう数字、経営にする方々はちゃんとそれは計算に入れているんじゃないかなというふうに思っています。

好村議員 どうしてもちょっと、すぐ具体的な数字は教えていただけないのかなあとと思いますけれど、よろしいですか。

町 長 飯島町がそこへ投資するというのは、ときには、こないだもお話ししましたけれども、今観光基本計画策定中でございます。例えば、観光基本計画っていうのは家を建てるようなもんだと思っています。家族がおります。子ども部屋が欲しい、応接間が欲しい、デッキも欲しい、それぞれ要望があるでしょう。しかし、それは計画の中で立てていくことですけども、基本的にトイレが欲しい、台所が欲しい、お風呂が欲しい、これは基本的なものですから、まずは、これを反対する人はいないわけですよ、おうちを建てるたつて、この三種の神器がなかったらたないわけですから、まずは最小限必要なもの、しかし、これが大事なの。例えばトイレだけでも観光客が来るようなトイレでなければならぬと思っています。あの南アルプス、雄大な南アルプスを目の前にですね、おしっこができたらどれだけ気持ちがいいだろうと、それがしかもホテルのようなね、やれば、こういうことが一つの売りになるのかな。これは行政で水回り等をしっかりとつくり、安心して来られるっていう部分を固めなければならぬっていう部分だと思います。この部分については行政のやっばしやらなければならぬ仕事ですから、行政がやっばしこういうのように入手を入れてますということを示して初めて、じゃあアウトドアのそれに参画するよということ。紅葉園を買うよということ。まず行政は、そこに投資しなければ、ほかの方はついてこないと思いますねえ。皆さんやってくださいと言うだけではですね、あそこが活性化できないと思います。まずはその姿勢を行政が示すこと、しかし、行政は細かな遊び場をつくるのではなくてですね、基本的なお客様を迎えるに必要最低限のものをきちっとそろえる、しかし、それだけでお客が来るような魅力がなければならぬ。こういうことです。あとは、経営するのは、そこへ参画してくるお店なりアウトドアフィールドを運営する法人なり、そういう方々がやることでしょう。行政としては、その施設をきちっと整える、あるいはどれだけほかのことに支援できるかということに次は広がってくるんじゃないかなというふうに思っています。

好村議員 必要最低限ということで、やることに決して反対してはなりません。心配しているだけですので。で、かつ未来への投資は、もうぜひ積極的に私はやらないと、ほんとに先細りになってしまうおそれがありますのでやっていただきたいんですけども、あくまで慎重にお願いしたいと思います。

最後の質問です。2番、2-2ですね、将来の飯島町の中でアウトドア事業の位置づけはという質問です。町民の方がかかわって、携わっていくんだという町長の御答弁もありましたので、今飯島町では当然農業が基幹産業だと私は思っておりますけれども、アウトドア事業がそれを超えるものになるのか、それとも、その都市部との交流の位置づけなのかどうかですね、ちょっとその辺の町長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

町 長 基幹産業、工業を超えるものとは思ってません。私もモンゴルへ行っていましたけども、開発途上国というのは、一番最初に手をつけるのは観光業です。設備投資しなくてもよく

て人が来てくれる観光へまず産業の行政の力を注ぎます、資金ができてきて、ようやく工業の技術を覚え、それへ人が集まって商業ができるということでございます。観光というのはですね、あちらこちらで力を入れていますが、一つは活気を生み出すための装置であると、しかし、真の活気というのは、この地域で農業生産がきちっとできるのか、それでもうかるのか、それで工業生産もきちっとできるのか、人が足りてるのか、そういったものを見てだんだんに商店が張りついてくると、これがほんとの経済の循環だと思っています。観光が5割を超えてですね、それが成長してくということはまず難しい、資本金力が要ると思います。それこそディズニーランドのような資本金を持ってやらないと来ないかなというふうに思っています。この飯島町の魅力をいかに伝えるか、自然の魅力をいかに伝えるかという範疇であると思っています。

好村議員 町長のお考えは、少し私のほうには伝わりましたので、ぜひ、今後ともですね、町民の皆様に向けて発信していただきたいなと思います。ちょっと早いですが、ちょっと以上で質問を終わらせていただきます。

議長 ここで昼食のため休憩といたします。再開時刻は午後1時30分とします。休憩。

休憩再開
午前11時44分
午後1時30分

議長 会議を再開します。休憩前に引き続き一般質問を行います。
9番 坂本紀子議員。

9番

坂本議員 それでは通告に従いまして一般質問をいたします。少し通告書の訂正をお願いしたいと思います。質問要旨ですが、米づくりの未来を考える一本ですので、後半の通し番号のほうを2-1としておりますが、そこから1-6、1-7、1-8、1-9ということをお願いしたいと思います。今回は米づくりの未来を考えるという質問で行いたいと思います。現在、私は飯島町営業部の食部会に所属しております。その部会でいろいろと話し合う中、力を入れていく農産物はやっぱり米、ソバ、クリだよねという話になりました。米に関しての意見は、飯島産の米としてもっと売り出したい、地産地消を進めたい、環境共生米の町内外の知名度を上げたい、米の加工品を何か開発できないかといった声が多く寄せられました。それで、今回米をテーマに取り上げ、生産する立場からの問題と販売する立場からの問題をクローズアップさせ、政策提言していきたいと思います。

1-1、日本の少子高齢化はますます今後進んでいきます。担い手の高齢化、人材不足やコメの消費量の減少など考えられます。日本がTPPに参加した場合の米に対する影響はどうでしょうか。また、平成30年から国の減反政策はなくなります。そういった状況で当町での生産側における課題は何だと考えていますでしょうか。それについてお答えいただきたいと思います。

町長 坂本議員さんの質問にお答えします。現在の農業情勢における生産側の課題としては、

主に農家の生産意欲の維持、米にかわる振興作物の検討などと考えております。平成 30 年から国による生産数量目標の配分がなくなるため食用米の価格下落が確実であり、また、10 アール当たり 7,500 円の米の直接支払交付金も廃止となるため農家所得の減が予想されます。売れる米をつくることができればそれに尽きますが、米の消費の減、価格の低迷により生産者の意欲が減退することが一番懸念されます。環境共生米の取り組みもその対応の一つであり、それも進めながら、米にかわる生産物の多品目化によるリスク減、平成 31 年から始まる収入保険制度への加入、国の支援策拡充を要望するなど、少しでも農家への影響幅を少なくする対策が必要だと考えております。ただし、米にかわる作物の振興につきましては、担い手法人の経営規模では有効であると思っておりますけれども、町内農家数の大部分を占める兼業農家にとっては、ほかの品目に比較して水田だから管理できるという要素もあり、単純に野菜等への転換は難しいなどの課題があると思っております。これらの課題を一つ一つクリアできるよう、今後営農センターを初めとする関係機関と連携し対応を図ってまいりたいと思っております。

坂本議員

ただいま TPP 関連のこともおっしゃりましたし、担い手の高齢化のことも少し出てきておりますが、米にかわる多品目の生産に変えていく方向も一つの考えというお考えでございました。現在、地域複合営農への道パート 4 というところにですね、その現状の状況が詳しく書かれておりました。この中でいわれていることは、やはり担い手法人もそうですが、兼業農家の人たちの年齢の、年齢が上がってきているということがいわれまして書いてあります。それとともにですね、総世帯数における農家率というのが 30% を切ってきております。そういうことはサラリーマン世帯という方々が増えてきておまして、そういう方々によって自給的農家という形の位置づけの方たちも増えております。そういう部分で、この自給的農家の方たちをやはり担い手の中に組みこんでいくというような、日曜日でも田んぼをやって維持していってもらおうという、そういうところに持っていくことも必要かと思えます。それとですね、米が下がって、今言われました米が下がってくるということなんですけれども、その下がってくるということとともにですね、現在農協で推奨しました苗と苗との間隔を広げて植えていくということで苗代のかからないような農業方法、栽培方法ということも検討されてますし、こういう中でやはり米づくりが二極化していくと私は思っております。一般栽培米のように経費をかけないで程度値段を抑えて米をつくっていく部分と、うちのような環境共生米というこだわった米、それから無農薬米のような形のほうに二極化していくのではないかと思います。ただ、それがどの程度の、国内流通においてどの程度の量になっていくかっていうのは今後の課題だとは思いますが、その中でですね、減反廃止に伴ったことの中では金額のこととしか言っておられませんでした。30 年は国は減反廃止の調整はしないということですが、当町は営農センターで調整するというようなお話を聞きましたが、現状、30 年にかけて、その栽培方法の調整ということは考えておられるのでしょうか。

産業振興課長

30 年に向けまして国のほうは生産調整から手を引くというような情報出ておりますけれども、強制ではありませんが需要量というのは出てくるんじゃないかなというふうに思っています。したがって、そういうものが出てくれば、町としましては、再生協議

会、こちらが担当になりますので、そちらでその需要額を見ながら、結果的にはJ A上伊那のお米の戦略ともかかわってまいります、そういった関係で目標数量を決めて対応するという事は考えております。

坂本議員　　そうゆった中で補償制度も変わってくると思うわけですが、補償制度の内容においてですね、減反廃止後も、その農業者にとってメリットとなる補償制度というのはどのように考えておられますか。それから、その減反廃止に係る町全体としての影響額とか、そこら辺はどういうふうにお考えでしょうか。

産業振興課長　　補償制度というのは、こういったものがあるというのは今んところ情報を持っておりませんが、今現在、29年産もそうですが、飯島町においては、配分面積に達していない、要するにもっとお米つくれるんですが米をつくる面積が余っているという状況が今現在あります。農家の皆さんにつくってくださいと言っても米をつくるという面積が集まらない現状でございますので、ちょっとそういった状況がこれから続くかはわかりませんが、米の販売経路、先ほども申し上げましたが、J A出荷でしたらJ Aの戦略に基づいてやっていくということで考えております。

坂本議員　　30年になっても当町においては大きく変わるという形ではない、すぐ変わるという形ではないお話しだと思います。

　　そうしましたら、次の1-2であります。付加価値のある安全・安心の農産物を生産しようという町内の農地全体の面積であります1,000ヘクタールですね、これを環境共生農場にしようという取り組みが始まりまして10年ほどたつわけですが、環境共生栽培によるブランド化を進めているわけですが、肥料と農業の化学成分を基準の50%以下にするという栽培の農産物をレス50といえます。それには栽培の方法がありまして、J Aで開発しました基肥一発型肥料という飯島特注、この基肥一発型肥料というのはJ Aの中でもいろいろ種類がありまして、この「いいちゃん35」というのは飯島特注の商品だと伺いました。これによって作業の省略化と品質の安定を図ることになっております。これはですね、一般の肥料より高いわけですし、もっと有機的な堆肥ということで鶏ふんを使うとか、荒田のですね、種豚場つくられた堆肥を使っている農家もございます。これらの農家はですね、小規模営業、小規模経営でやっております、これらは環境共生米には含めてもらえないということでございました。またですね、この肥料は大型機械に肥料をセッティングしながら植えていくというような形で、小型の田植え機ではちょっと使いにくいということになっております。現実として、今年のキョウ、自然共生米は、まだ全量吐けている状況ではなく残っているという状況でございまして、小規模農家にとってはですね、この、そういう状況の中で共生栽培に移行をしていくことにすごく不安があると聞きました。その中で、肥料を単一のものを使うということは栽培的にも安定ということもあるんですけども、肥料の種類を緩和を求めたいと思いますが、そういう点はどのように考えておられますでしょうか。

産業振興課長　　それぞれ水稻栽培の農家、個々でいろいろな栽培方法、自分なりにこういうのがいいんじゃないかなあということで、農家がそれぞれで栽培方法を検討いただいていると思います。平成12年から町では自然共生栽培ということを推進してまいりました。そのときに

言ってきたのが、今議員言われたレス 50 栽培ということでありましたけれども、実はそれが余り拡大しなかった経過がございます。その理由につきましては、JAの慣行栽培、基準の栽培よりも取り組みにくかったということが大きな理由の一つと考えております。この課題をクリアして環境共生米を農家の皆さんに使用する、推進するには、まず取り組みやすい栽培方法でなければならない、そういうことで営農センターで検討いたしまして、レス 50 に対応した有機系の元肥一発型の肥料、追肥をやらなくて1回肥料をまけばいいと、その導入を行ってきた経過がございます。これから町外に向けての販売を行う中で、特に販売業者の皆さんには統一した栽培基準に従って生産されました安定した良質の米でなければ信頼を得ることが難しくなってきた状況でございます。そのためには、やはり同じ栽培方法でつくることが大切になってまいりますので、現時点では、肥料の緩和、それから作付方法の変更というのは、対応するという事はちょっと考えていない状況でございます。

坂本議員 この「いいちゃん35」は特注であるわけですが、JAの中では元肥一発型肥料というのはいろいろあるわけですが、この「いいちゃん35」に決定した理由と、それからまた、逆にこの「いいちゃん35」の値段をもう少し安くするというようなことはできないのでしょうか。

産業振興課長 この「いいちゃん35」に決定した内容につきましては、やっぱり有機系の有機質ですね、含んだ一発型肥料ということで、当初、JAのほうで元肥一発型の肥料を開発した中で、一つが今ありますJAで販売しているもの、それからもう一つが今言っている「いいちゃん35」。この2つを開発して試験した結果、JAとしては一般的な元肥一発の肥料をやる、ということになった経過がございます。ただ、飯島町では、その経過でJAのほうで対応しなかった今の名前がいいと「いいちゃん35」、これがあることを知っておりましたので、今回それについて選定をしてやったということでございます。価格の面につきましては、やはり若干高いわけございまして、今生産者のほうには、できれば一般のコシよりも若干でも高く売ればいいなあということは思うわけなんですけど、これについては、まだ環境共生米に取り組んで2年目となっておりますし、今年度、販路等のことも検討中でございますので、そのことについてはお約束できませんが、できればそういった形でコストをできるだけ下げようという形で努力してまいりたいというふうに思っております。

坂本議員 できましたら、そのコスト削減のためにも、もう少し、もう少しですね、この肥料の値段をダウンさせるような努力をしていただきたいと思っております。環境共生栽培へ移行するにはですね、法人だけではなく多くの小規模農家にも参加してもらう必要があると思っておりますけれども、その点、生産者の不安に対して、先ほど質問の中でも出しましたけれども、生産者の不安に対して的確に対応できるようなことはやっておりますでしょうか。

産業振興課長 実は去年からこの環境共生米に取り組んできてまして、ことし29年産は2回目なんですけど、去年は栽培の指導会というのはちょっと開けませんでしたけど、ことしにつきましては、環境共生米の栽培基準というものを設けておりまして、それに対して指導会というものを開いております。したがって、環境共生米に取り組んでいただいている農家を集めまし

て、こうやってやっていきましょう、それから、去年一年間やってきた反省もありますんで、それも踏まえて今年度はこうやってみようという部分でやっております。まだ、ことしやってみて、また課題も出てくるかもしれませんが、そういうのを解決しながら一つの栽培体系の確立に向けて進めていきたいというふうに思っています。

坂本議員

なかなかですね、米は簡単そうに見えても、土地の植える立ち位置とか、そうですね、ここは標高がありますので高低の差などによっては植える時期の問題とかでさまざまな問題が発生すると思いますので、そういう点をですね、移行に移るような方たちには丁寧に説明していただきまして、多くの方たちが環境共生栽培に参入していただけるような方法を考えていただきたいと思います。

そうしましたら1-3に行きたいと思います。農作業の省略化と自然環境の保全という観点から見ると、土手草刈りをやる、やり過ぎではないかという意見もあります。近年ですね、土手草刈り用の専用の機械の発達で非常に草刈りが効率的になりました。飯島町、そう、伊那谷を走っていると、非常にきれいですね、サッカーグラウンドの芝生のようにきれいになっておりますが、でも、これはですね、生態系にとってはやはり刈り過ぎというのは影響が出ると思っております。4区の中でも七久保地区は非常にきれいな形で維持しております、ちょっと心配する感じもあります。生産者の中にはですね、山野草や虫の発生のことを考えですね、草を選んで刈ったりとかですね、草を刈る時期の期間を長くしてから刈っている方もいらっしゃいます。そういう部分ですね、少しこちら人間サイドがですね、気をつけて草刈りに対して注意を払えば、面倒ではありますけれども、そういった生物とか植物の多様性の観点からはデメリットが減ると思います。また逆に、刈れば刈るほど何がかかるかという、人件費という時間と、それからガソリン代という経費もかかるわけです。そういう部分ですね、共生米ということを町内全域でそれを取り組んでいくとしたら、このコネ、米を栽培する中で草刈りの方法があると思いますけれども、そういう部分の対応はどうなっているのでしょうか、その点についてお尋ねしたいと思えます。

産業振興課長

町内の農地における畦畔管理についてでございますが、確かに町外の方からもよく管理されてるなあという声も聞いております。すばらしい田園風景の維持は農業者の努力により形成されているというふうに思っておりますが、過度の草刈りは、生物多様性の面から考えると、議員御指摘のとおり、餌や繁殖場所、そういった生息域が少なくなってしまう、そういったことも心配される場所ではあります。ただ、農業を経営するに当たり、草刈り作業というのは大変大きな負担となっております、好んで回数を多く行っているのではなくて、病害虫発生防止などの理由で行っている方が大半であるというふうに考えております。ただし、場合によっては隣接の農地が回数を多くきれいにしていると自分もちょっときれいにしなきゃいけないのかなあというような方を考える方も実態としてはあるのかなあと思っておりますけれども、逆にですね、草刈りを余りしないという圃場の問題、これも逆に言いますと大きな問題になっております。いずれにしても、農地管理は個々の農家の考えで行っていただくというのが農業経営ということですので基本となると思います。とにかく周辺に迷惑のかからない管理をぜひお願いしたいというのが

こちらの考えであります。

坂本議員

ゆっている意味は十分わかっておりまして、そう思います。なので、刈り過ぎというよりも、そういう生物多様性の現状というか、そういう大切さっていうのを、やはり、その生き物調査もやっている学生さんたちもいらっしゃいます。毎年来てやっておりますけれども、そういう点でもう少し農業者の方たちにも、多様性の面での、どこかで、その栽培、米の栽培を勉強するとともに、そこにその視点も交えた中で、知る機会というか勉強する機会もあったほうがいいのではないかと思いますので、ぜひ、そういうのを織り込んだ中で栽培の方法ということで考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

産業振興課長

先ほど申し上げましたが、確かに生物体系という面では問題があるかと思いますが、やはり大事な貴重な植物だとかそういうのも、今の草刈り機、自動の草刈り機で刈ってしまうと絶えてしまうということもあろうかと思いますが、ただ、田んぼの畦畔でそれを維持するという考え方ではなくてですね、別の場所で、そういった貴重な生、動植、植物の、を守っていく、こういうことも考えていく必要があるかと思いますが、したがって、すべて農家のほうにそれを頼むというのはなかなか無理なものがありますので、御理解いただける方は、ぜひやっていただきたいと、ただ、そういった生態系なり何なりというのは、また畦畔ではない別の場所で地域でみんなで守っていくというのも一つの方法かなあと思っております。

坂本議員

確かに、そのようなふうに私も感じました。なので、この件に関しては各生産者の方たちの管理の自由度というか、それにきちっとやっていただければと思います。

次に1-4に行きたいと思います。ええとですね、田んぼはですね、飯島町の場合は標高が高いところにも、岩間のほうとかもありまして、千人塚にもあります。田んぼが。そういう上段のほうはですね、標高が高い農地に対しては、水が冷た過ぎて、米よりもですね、野菜とかソバとか花など他の品目のほうがよいのではと私などは思うわけですが、ええと、現実的に岩間の上段のほうは、田んぼでありますけれどもつくってないところも結構ありまして、里山クラブで御嶽山へ登るときなどは、やはり大変だろうなあとは感じております。これはですね、地元の農業者自身は、十分、形状、このことは考えていると思いますし、わかっていると思いますが、4法人の中でも土地の適材適所での作物栽培の必要性を感じていると思いますが、そういう部分で生産者の相談に乗ったりとか、法人の中で効率的な作物運営について、そういう形の考えは持っておられるのでしょうか、そこら辺のことを聞きたいと思います。

産業振興課長

町では過去に、米に関しては、国の補助事業に対応するためにJA上伊那が中心となりまして地帯別栽培、標高別栽培、この作付を計画して実施した経過がございます。ただし、これについては国の補助事業の実施期間のみの対応ということであったのかなあというふうに自分のほうでは認識しております。したがって、現在地帯別の作付計画というのは行っておりませんが、規模の大きな各地区の担い手法人や認定農業者などは、自分の経営者、経営の方法としまして、当然標高や地形など、それぞれ農地の条件を考慮して適地適作を行っていただいております。特に花の関係ですね、これについては管理上自宅周辺にあるのが当然よいと思われるんですが、ソバにつきましても山際

の農地では湿地も多く生産が難しいと、そういったような適地適作のこともございます。もし生産条件として違う場所の農地が必要ということになれば、現在各地区営農組合のほうで農地利用調整という機能を営農組合が担っておりますので、ぜひ、その営農組合のほうで相談いただいて、農地利用調整を行った上で適地適作を進めてもらいたいというふうに思っております。したがって、特に現段階では大きな問題はないのかなあというふうに思っておりますが、町、営農センターが新たに地帯別栽培の計画をしてつていうことは、したがって今考えておりません。

坂本議員　　そうしますと、今のお話でいきますと、農地利用調整をする中では、町としては米とか花とかソバとかいう、大豆もありますでしょうけれど、そういう中ではうまくいっているというふうな形で捉えていいんでしょうか。

産業振興課長　　100%かっていうと、ちょっとそれは何とも言えない部分もございますが、営農組合の土地、農地利用調整、この機能をもうちょっと発揮してもらいたいというのは営農センターでも今思っているところですので、そういった適地適作、また担い手への農地の集積、近くに全部農地を集めるとか、そういうことは今後やっていかなきゃならない課題だと思っておりますので、営農センターも地区営農組合と一緒に取組んでまいりたいと思っております。

坂本議員　　それでは1-5に行きたいと思えます。1-5はですね、環境共生米と銘打ってみても、やはりですね、売れなければ生産を広げていけないという、この現実が非常にあります。全農長野で担当者の方に現在の状況を聞いてみました。上伊那産米は少しかための潰れなない米として、中食と呼ばれますが、コンビニ弁当やコンビニおにぎりに売れていまして、1トンほどの取引があり、今後も必要ですと言われました。それで、これはですね、現在は地元のコンビニチェーン店で地元産米使用というシールを見かけると思いますが、そういった形で、なるべく近いところですね、流通の経路に入っているようです。このコンビニタイプの米はですね、コスト面ではね、高くなつては困るということをおっしゃっております。TPPの影響が今後ここにどういふふうに影響してくるかわからないんですけども、上伊那産米はかなりの頻度で、このコンビニチェーン用の中食のほうに米を出しているということです。それと、もう一つですね、もう一方、海外出荷ということで精米屋さんにも卸しているということでございます。これは、今日本全体の中では1万トン弱という形で精米屋さんを通じて海外に出ているということでございます。この量は年々少しずつ増えているとお聞きしました。名前としてはですね、メイド・イン・ジャパン・長野と入ると、「ただ日本産では困るので長野というふうに入れていただいているんでしょうか」と聞きましたら、「はい。長野と入っております」ということでございました。これはですね、出先はですね、シンガポール、香港、アメリカ、オーストラリアの日系スーパー、それから、こういったところの高島屋とか三越などのデパートの食料品売り場、それから、日本食品館で一般米、普通米とですね、こだわった有機栽培系のお米として2種類の流通があるということでございます。ですが、地元のこういった外国のスーパーにもお米の取引があるわけですが、やっぱり地元産に比べれば高くなりますので、地元のスーパーでは売れない、価格が高くて売れないというお話でございました。平成28年からですね、

国内、それとともにですね、平成 28 年から国内でも 1 社また取引が広がり、これは付加価値をつけた米だということでございます。現在のですね、一般米と共生米の生産量は 8 対 2 ということですが、今後の町内の生産量を一般米と、をどのぐらいにし、共生米をどのぐらいにしていこうというおつもりでしょうか、そこら辺の計画、日程等はどうなっていますでしょうか。

産業振興課長

米の話で海外輸出のほうの話もありましたので、ちょっと若干その面にも触れさせていただきたいと思います。将来的な町内の一般米と共生米の割合について、具体的な検討はこれからということなのですが、J A 上伊那の情報によりますと、現在の海外輸出ですね、は主に今お話のあったとおり東南アジア系と中国の富裕層ですね、海外の富裕層をターゲットに高値で販売されているというものの、輸出のコストも高く、生産者手取りは余りメリットがないというふうに聞いており、安易に輸出することだけがよいとは J A 上伊那も考えていないようでございます。また、平成 28 年度の J A 上伊那の上伊那産米の販売計画では、業務用が約 80%、この 80%のうちコンビニ弁当が約 60%ということで、また、ことし 3 月に環境共生米の営業として担当職員が東京のほうに出向きまして東京都米穀小売商業組合というところで話をしてまいりました。そこでの話では、少し安価な業務用のお米は高い需要があるという情報を得てまいりました。町としましては、環境共生米に本格的に取り組んでまだ 2 年目ということでございます。よい米を高く売ることも目的の一つと考えておりますけれども、自然環境に優しい農法という位置づけもでございます。今年度取り組みを終えた時点でまた課題を明らかにしていきますけれども、環境共生米については今後、今後も継続して取り組んでいくことになろうかなあとと思います。栽培面積の関係でございますが、今年度販路も検討しておりますので、そういった販路も見ながら検討することになろうかと思っておりますので、数字的に来年度は何%にするということは今後の計画を見てからということをお願いしたいと思います。

坂本議員

今のお話ですと、業務用の米の取引があるということで、まだまだ共生米というよりも一般米を、に比重がかかっていくという、そういうお答えの内容でよろしいのでしょうか。

産業振興課長

目標的には、やっぱり営農センターとしましても飯島産は全部環境共生米でいきたいという考えは持っておりますし、ひいていえば上伊那産は環境共生米というような J A 上伊那の取り組みをお願いしていきたいという考えを持っておりますけれども、先ほど来、コストの面、それからつくり方の面、まだ 2 年目で、来年度、ほいじゃあ全部環境共生米にするってことはなかなか難しい、議員言われたとおり、生産者の理解等、そういうものも必要になってまいりますし、環境共生米ってどんなつくり方なんだろうかなあというふうに見てる方も今現在いると思います。そういう方々に普及はしていくんですけども、実際つくった米を今度売る、売れなければ結局は一般米と同じ流通に入ってしまうので、地産地消も今取り組んでいて、飯島町で非農家の方にも食べていただきたいという取り組みもことしから始まっておりますので、そういった取り組みをしながらできるだけ拡大したいというように思っておりますが、よろしくお願ひしたいと思います。

坂本議員

ぜひですね、生産者の理解を得て共生米を少しでも拡大する方向に行っていただきたい

と思います。

次に1-6であります。農家にとってはですね、経営的に採算が合うということも非常に大事だと思います。米というジャンルの中で、飼料米はまだ町内では安定しておりませんし、そんなにつくっているとは、私は何か思っておりません。酒米についてはですね、既に耕地というか、自治会で高尾がですね、7件ほど契約農家となって酒屋さんと直接取引をしております。これはもう歴史があって、もう20年、20年以上はそうだと思います。低農薬でこの米は栽培しております、絞った酒粕をですね、もう一度戻していただいて田んぼに入れるということで、肥料も一般米の栽培よりも入れなくても採算に合うということを知っております。この酒米の引き取り単価はJAの食用米よりも高いと聞いております。酒米の栽培を広げるのも一つの方法であるとは私と考えております。先ほど、最初に言われました。米だけではなく、多様な野菜とか、そういうものをつくっていかないとダメだというお話もありましたけれども、酒米の栽培をですね、安定的につくれるようになれば、非常にそういう点では、単価の点では、まあ、それを買ってくれる酒屋さんがいなければいけませんけれども、そういう点ではいいと思います。ちなみにですね、田切農産では、昨年ですね、田切産の酒米でつくったお酒をキッチンガーデン田切で売っております、私、買まして、辛口で、飲みましたが、こういう、小さいですけどもこういう取り組みは非常によい取り組みだと考えております。町の酒米に対する考え方をお尋ねしたいと思います。

産業振興課長

酒米につきましては、今議員おっしゃられるとおり直接酒造会社と契約した場合は主食用の米と比較しまして高い単価での販売というふう聞いております。ちょっとJAに確認したところ、具体的な単価は、主食用米と比較して直接酒造会社と契約した場合は1俵当たり4,000円以上、JAの系統出荷になると1俵当たり約800円高い価格での販売というふうになるように聞いております。ただし、需給のバランスが崩れ、ここ2、3年酒米の在庫が余っているというふうにJAでは言っております。これは、数年前の中国での日本酒ブームなどの影響、これがあるんじゃないかということで、そのブームが落ち着いてきたために在庫余りになってきているっていうのも要因の一つだと聞いております。見通しとしましては、酒造会社も簡単に増える、会社自体が簡単に増えるということはずないので、お酒の消費量も先が読めないものであることから、酒米の生産拡大っていうのをすぐに進めるというのは難しい部分もあるのかなあというふうに判断しております。

坂本議員

その在庫が余っているということ、私は、ちょっとそこまで調べてなかったのですが、そういうことなんですね。では、酒米というアイディアは、やはり酒屋さんっていうか、酒をつくる、そこをつくらないといけないということですね。それは難しいというふうに思います。では、飼料米についてはどうなっているんですか。町内の飼料米の現状はどうなっているのでしょうか。

産業振興課長

飼料米についても例年対応していただいているところありますが、そんなに一気に増えているという状況にはございません。安定している状態です。

坂本議員

それでは1-7に行きたいと思います。1-7からは販売という観点から質問していきたいと思います。1-7であります。町は、農業政策において営農組合をつくり法人化を

して30年たちました。生産者をまとめ、農地をまとめ、その点は大いに評価するものがあります。また、共生栽培の方向にかじを切ったということも、またよかったと思っております。しかしですね、売るという、営業をしていくという点ではJA頼みになっていることも事実でございます。現在もそういう状況で米が流れております。米の販売における問題ということはどのように考えていられますでしょうか。

町長

今までのお話を聞いていますとですね、どんなお米をつくろうとも、いや、米に限らず、商売というのはこれをやれば必ずもうかるというものはないということですね。まず投資して、だんだん時間をかけてお客さんをつくって、品質を高め、利益の出る単価で売れるようになると、こういうことだと思っております。これは、もうどんな用でも、どんな商売やったとしても同じことだと思っております。それで、我々のつくっている環境共生米ですけども、大事なのは、米を売るというよりもですね、地域とつながりをつける、飯島町でつくっている環境共生米つつうのは、米を動かす部分で見ればね、そんなに大きな部分ではないのかなというふうに思います。しかし、それを、この地域、この団体、この会社の皆さんと直接つなげると、こういう形ができれば、日本全国の、全国の市場で販売競争をする必要がないわけでございます。一番大事なのは、地域と地域が結び合う、顔と顔がつながり合う、これがまずは基本かなと思います。もちろん適正な価格、安定した品質確保ということは当然問われることだと思っております。なお、ほかのPR等につきましては現場の課長より御説明を申し上げます。

産業振興課長

PRの関係につきましては、今年度4月にJA上伊那と全農長野、それから米の流通業者と営農センターというか、町で懇談会を設けております。その中で全農長野の担当者からは、既に他産地と結びついている販売ルートへの新規参入、これは非常に難しいという話をいただいております。可能性としては、既存の販売先と農業体験とか、そういうものを実施しながら産地が見えるような交流事業を実施するとか、そういった物流増につなぎやすい、そういうことをやると物流増につなぎやすいんじゃないかという助言をいただいたところでございます。この助言も踏まえながら、ほかにも県人会、そういったところもございまして、飯島町に関係される皆さんへのPRや販売、こういったものも強化していかないといけないのかなあというふうに思っております。また、価格設定や安定した品質、これも販売における問題点の一つかなあと思っております。現在、流通体系の検討、それから栽培指導会の開催により、先ほど来申し上げておりますが、栽培についても進めておる状況でございますが、いずれにしても、これらの課題については町だけではとても解決できる問題ではないというふうに思っておりますので、関係機関、また営農センターを中心にいろんな方からアドバイスもいただきながら対応してまいりたいというふうに思っています。

坂本議員

では1-8に行きたいと思っております。農産物の環境共生栽培をうたいまして10年たちまして、町内ではまだまだ認識されていないと思っておりますし、今もおっしゃいましたように町内の認識を高めていただきたいと思いますし、営農センターは、今までですね、生産者をまとめ法人化の協力をしたりしてきて、事務的なことも全部、そういう営農センターでやってきましたけれども、販売に係ることっていうことは力が入っていないというふうに思っ

おります。営農センターにですね、販売担当者をもう1人置いて営業に力を入れていってほしいということをお願いわけですけれども、昨日のお話では、同僚議員では、地域おこし協力隊という提案はやらないということでした。その担当者の人件費をどこで持つかということは、町だけでなく4法人、大きく売るところの人たちに少ずつ人件費分を担っていただき、やはり営業をしていくという、これが大事だと思うんですけれども、町長のお考えをお尋ねしたいと思います。

町長
坂本議員

おっしゃるとおりだと思っています。

ぜひですね、営業部ができました。営業部の中で食部会というのがあるわけですが、そこには予算づけがありませんで、営業経費とか、そういうのはありませんので、その営業部という形でもいいですし、とりあえず1人はそういう人がおらないと進まないと思っておりますので、考えていただきたいと思います。

次に1-9と1-10を一緒にしますが、学校給食で今共生米を使うようになりまして、その子どもたちの感想とか、そこら辺をお聞きしたいと思います。また10では、以前、昨年もですね、求めたわけですが、町内のレストランとか道の駅、それから福祉関係団体、共生米をですね、売る努力はしたかということでお尋ねしたいと思います。

産業振興課長

学校給食への環境共生米の提供でございますが、今年の12月から始めたところでございますが、今回給食センターと飯島小学校の職員の皆さんに感想を聞いております。まず、給食センター職員の方々の感想としては、当初は、納入したお米については粒が痩せていて壊れも多く、割れも多く、炊くとベチャベチャつきおいしくなかったというようなこともいただいておりますが、最近では、そういうこともなくて、つくる側からもそういうこともなくなってきたということですが、厳しい感想もいただいたところでございます。次に飯島小学校職員の感想としましては、子どもたちに「これが飯島のお米だよ」というふうに教えると「おいしい」と言って食べていただいているようです。また、「お米が変わったことに気づかなかつたが、少ない農薬でつくられてるのはありがたい」「つくられた方が見える地元のお米は安心・安全だ」というふうに総じてよい感想をいただいております。平成29年産の環境共生米は、先ほど来言っておるように、栽培指導会を数回やって品質向上に努めております。よりよい評価が得られるように今後も取り組んでいきたいなあとこのように思っております。また、町内のレストラン等への共生米の販売の働きかけでございますが、平成28年産の去年の環境共生米につきましては、当初、学校給食、それから既存の業者への販売、それからPR用と、あと農家の保有米、これで全部吐かせようというふうに計画しておったんですが、町内へのレストラン、それから道の駅などの販売は、したがって働きかけておりませんでした。最終的には、農家の保有米の部分についてJA内の調整ができずに、実現しなかったためにJA経由で一般のお米と一緒に売られたというのが現状でございます。今年度、29年産米につきましては、現在、精米からパッケージ、販売方法までを検討しているところでございます。先日商工会の役員の方々の皆さんとの懇談会の折に町内の飲食店での活用も勧めていただきたいというようにお願いをしました。そういったところ「協力する」というように言っていただいておりますし、町内の非農家や飲食店など、お米を使用していただける方にも今後販売を働きかけてまいりたいと思

ております。

坂本議員

一言ですね、力を入れていく、人材に力を入れていくということでございましたので、過去の経過から見て、やはり売るということをもっと積極的に、インターネットでも人を介してでもいいので、売るということに力を入れて、今後農業の未来をつくっていただきたいと思いますが、再度町長答弁を求めて終わりにしたいと思います。

町長

まったく同感でございます。

坂本議員

以上、終わりです。

議長

1番 本多昇議員。

1番

本多議員

3月定例会、私、家庭の事情で質問できませんでした。3月質問する予定だったものを少し内容を変えて質問します。それでは通告に従い3件の質問をいたします。

1番目の質問です。29年度予算を検証するという質問です。その前に、3月提出の28年度補正予算、一般会計第8号、特別会計の公共下水道事業第3号、農業集落排水事業3号について、4年間予算を見てきた、見てきて初めてのことなので、誰も注目せず重要視してません。私は、これが予算管理であると考えますので大いに評価するところです。それは、年度内における特別会計の一般会計繰入金の減額です。公共下水道事業は1,810万2,000円、農業集落排水事業は776万1,000円、合計で2,586万3,000円です。これにより一般会計の繰出金が2,586万3,000円減額になります。年度内にこのようなことができるのは、建設水道課全体の予算管理ができていて、同時に課長の次に送らないという判断があったことだと思います。残念なのは、一般会計における繰出金減額が単純に予備費に回ることです。担当課は何をやっているのかと言いたい。年度内に積立金とか借入金の返済に流用して指標管理することも重要です。予算管理の重要性を認識していただきたいと思います。それでは本来の質問に入ります。町長は「29年度予算は飯島ルネッサンス予算として町の再生や復興に取り組んでいく予算で、公約を踏まえて、子育て、福祉の充実、体育施設の耐震補強など、思いを反映したよくできた予算である」と議会だよりに書いてありました。1-1の質問です。消極的な予算だ、骨格予算ではないかの質問です。飯島ルネッサンスとか3本の柱のチャレンジという言葉で表現して大きなことをやっているように見えますが、実は最低限必要な義務的経費を中心に編成する骨格予算です。骨格予算だからバランスがよくて当たり前です。4月から補助金等を検討して事業計画を立案し、補正予算により執行する、今は事業計画がないという消極的な予算です。予算概要によりますと、新規事業は31件7,600万円だけです。新規事業の内訳は、子育て支援の充実3件900万、保育士処遇改善1件200万、定住促進の推進3件80万、観光産業の構築4件460万、地域おこし協力隊2件700万、飯島町営業部2件1,000万、インフラ整備14件4,180万、その他が2件80万円となっています。義務的経費の新規事業は11件1,640万円だけで、インフラ整備等新規事業計画分は20件5,960万、あとは拡充・継続事業で予算編成をしています。目的別歳出の予算額では、歳出、要するに項目は13項目あります。28年度と29年度の目的別歳出予算額の構成比率を見ると、同じ割合になっている項目が8項目も

あります。さらに、歳出の予備費は2,000万、歳出の0.4%、歳入の繰越金は6,000万、歳入の1.3%と27年度から3年間全く同じ金額と構成比率です。また、公債費において一般単純に計算できる長期債率でも、27年度800万、28年度1,200万の減額修正がされています。29年度予算では、前年度の予算を参考に編成し、当年度の実績状況を参考にしているとは思われませんので、29年度はどうか心配しています。予算編成はこんなものなのでしょうか。起債は2億7,800万しかありません。限られた歳入でやりくりした予算です。このような考えから消極的な予算で骨格予算ではないかと考えたわけです。これは私の一方的な考えです。これについて町長の所見をお伺いします。

町長

一般質問最後の本多議員さんの質問にお答えしてまいります。平成29年度当初予算は、さきの平成29年3月議会定例会におきまして委員会審査を経て議員全員の一致により可決されました。議会承認に対しまして本日改めて御礼を申し上げます。

さて、本多議員より消極的な予算、骨格予算ではないかとの御意見をいただきましたが、骨格予算とは、地方公共団体の首長や議員選挙が予算編成と重なり政策的な判断ができにくいといった理由で政策的経費などの予算計上を避け、人件費などの必要最低限の経費を計上した予算のことを示すものであります。平成29年度予算は、限られた予算の中ではありますが、皆が安心して暮らせる豊かなまちを目指し、子育てと福祉施策を中心に真に必要な事業を厳選し、そこにかかわる人を介して血と心の通った行政運営とまちづくりを行うための予算としております。新年度に行う事務事業を精査し予算化しておりますので、決して消極的予算、骨格的予算であるとは思っておりません。具体的には、施策方針や予算概要でお示ししたとおり、新規事業や拡充事業、普通建設事業等については政策的な要素を踏まえての予算の積み上げをしており、その予算に沿って行政運営を行っているところでございます。

本多議員

わかりました。予算評価はですね、いろんな考え方がありますので、一概に評価することはできません。私はこういうふうに考えましたので、一応参考にさせていただきたいと思えます。しかし、予算編成においてはですね、当年度の実績状況、これを見てほしいと思えます。このことは何回も私は言っています。非常に重要なことだと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは1-2です。社文委員会の質疑で29年度の増額補正を1億円プラスアルファと答えた真意は、の質問です。5月15日発行の議会だよりによると、社会文教委員会の一般会計の質疑で「28年度は当初予算から補正で6億円増加した。29年度はどのくらい増額補正を見込んでいるか」の質問に対して「国の2次補正があるので有利性を踏まえて調整したい。1億円プラスアルファと見ている」と答えました。6億円の補正の中には27年度からの繰越金が2億8,000万円含まれているため、事業としては3億円の増加です。28年度決算前の9号補正では予備費が1億6,600万円となっていて、不用額が改善されていなければ過去7年間で最低の21年度の不用額6,500万円を使っても繰越金は2億3,000万となります。議会だよりを見た住民は6億円に対して1億円の増額補正かと考えます。繰越金のことを考慮して答えるべきではなかったのではないかと思います。29年度の増額補正を1億円プラスアルファと答えた真意を一般質問の場を通じて弁明してはいかがでしょうか。

担当課長にお伺いします。

企画政策課長

社会文教委員会で質疑応答を受けました。平成 28 年度における補正予算の経緯を踏まえて、現段階における平成 29 年度の補正予算の見通しについての御質問を受けました。その中で、当面、当座といたしますか、見通しとして1億円プラスアルファというお答えをさせていただきました。一年を通じてこの額がすべてではございません。当座の中での、つかんでる数字でございます。平成 28 年度決算を受けた繰越金や国補正予算等を伴うものについては、議会委員会における説明段階では見込みを立てることができないため、こうした部分については考慮されておりませんので、御承知をいただきたいと思ひます。

本多議員

私の言ってるのはですね、その住民の皆さんが、その質問を6億円に対して1億円の増額補正、これを言ったということは、ことしは1億円の、要するに補正しない、そういうふうに捉えると思うんですよ。これに対しての弁明は、じゃあ今の、今のが弁明ですか。ちょっとおかしいと思ひますけど。

企画政策課長

議会報、こういったものを記事をつくったり、また、これをまとめるということは大変かと思ひます。ここで話がされた内容をもう一度御確認いただければ、その真意はわかると思ひます。この答え、もっともっと、これ、長い問答の中で話があったところで、つまみながらこういったものが編集されてきておりますので、真意としましては今お答えしたとおりでございます。

本多議員

いや、この一般質問の、あ、要するに一般会計の質疑なんですけど、これは、間違いなくですね、議会だよりに書いたとおり、こういう質問の仕方をしてると思うんですよ。だから、その6億円の中身をですね、これ、繰越金が3億あると、実際の事業は3億円だというように言うのが当たり前なことだと私は思うんですけども、その辺はどうです。

企画政策課長

この社会文教委員会で問われてる、問われたテーマは、この6億円の中身ではなく、こういったことを受けて平成 29 年度はどのような補正等を考へているかというお尋ねをされました。まず、補正についての考へ方、地方創生、また国の2次補正等々ございましたけれど、その有利性、また交付税措置等を踏まえながら、その事業採択を行ってるといふお話、そういった中で、胸算用といたしますか、金額的にはどういふ、どうった金額を考へてるかというお話のある中で、当時、地方創生の拠点整備等の1億のメニュー等があり、そういったところで、そういう地方創生の1億プラスアルファ、ただ、その後の数字については、握っているものはございませんで、正直なものはないということでお答え申し上げております。

本多議員

いや、まったくですね、その、弁明じゃないもんでいいんですけど、おかしいと思うんですよ。だから、一般会計の質問で、社文の質問で、6億円増加した、その中身はね、3億円が要するに繰り越しであったから実際の事業は3億円だったつうことを一言ですね、ゆって、ほいで2次補正は許しを踏まえた調整した1億円プラスアルファと見てるといふことを言えばですね、全然数字的にはおかしくないと思ひますけども、その議会だよりを見た人の、今、先ほども言いましたけれども、6億円というものに対して1億円、そういう増額補正、単純にみんなそう考へるといふんですよ。だから、何となく、その弁明にもなつとらんし、逆に言やあ、こっちはちょっと怒りを覚えとるんですけども、そう

企画政策課長 いう答え方はできないんですか。

企画政策課長 この社会文教委員会は3月に、3月8日ですかねえ、行われまして、それは新年度予算について協議がされたものです。その中で新年度予算についての御質問でございました。

本多議員 私はですね、ちょっとある事情でちょっと病院にいまして、議会だよりだけは持って入院したんですよ。そのときにこの議会だよりをじっくり見て、何だ、こんなこと言ってんだ、そういうふう感じたから今質問してるわけですよ。住民はみんなそういうふうにいると思いますよね。だから、要するに、そういう繰越金があったということをですね、一言言えば、それで済むと思うんですけども、いかがでしょうか。

副町長 今課長の申し上げましたように、議会だよりにつきましては、当方で構成等をして全くありません。当時答弁した内容については、録音も確認しておりますけれども、そのような趣旨で質問されたわけではございませんので、先ほど課長の申したとおりの答弁でお願いしたいと思います。

本多議員 そうすれば、私が病院で見たこの6億円と1億円のそういう気持ちは、町側としては全然感じないと、ほいで、議会だよりの一生懸命編集したものに対しても、それが違うということですね。

副町長 6億円の内容につきましては議員のおっしゃるとおりでございますので、その点を確認しろということであれば、確認をさせていただいて、そのとおりでございます。ただ、議会だよりと先ほどの答弁とは、先ほどの答弁のとおり状況でございますので、その点は御理解をいただきたいと思います。

本多議員 一応わかりましたが、ちょっと余り納得いきませんが、わかりました。

本多議員 それでは1-3です。予算どおり実行された場合、将来負担率、実質公債比率、経常収支比率は何%になるかの質問です。29年度末、特別会計を含めた起債残高は、が120億4,650万円となり、4億6,900万円減少する予算です。29年度の町の総予算は80億2,000万円、公債費は11億5,800万円で、歳出の比率は14.4%です。27年度の数値は将来負担率63.5、実質公債比率10%、経常収支比率75.4%です。県内77市町村で将来負担率は悪いほうから9番目、実質公債比率も悪いほうから16番目となっています。29年度末の予算どおり実行された場合、将来負担率、実質公債比率、経常収支比率は何%になるか担当課長にお伺いします。

企画政策課長 平成29年度当初予算どおりに会計執行された場合における各財政指標の見通しについての御質問につきましてお答えをさせていただきます。まず、実質公債費比率と経常収支比率につきましては、飯島町議会3月議会定例会の委員会審査にてお示ししましたとおり、実質公債費比率は9.7%、経常収支比率は76.8%を見込んだところでございます。また、その将来負担比率につきましては、平成27年度決算時点において63.5%でありました。ただし、将来負担額となる公営企業債の繰入見込額、組合負担見込額、退職手当見込額のほか、一部事務組合や地方公社、第三セクター等にかかわるものも含め将来負担すべき実質的な負債が経常的な一般財源の規模に対してどの程度にあるなど、正確な数値を把握することが必要なことから、新年度予算編成時点における具体的な比率をお示しすることは困難でございます。早期健全化基準を超えないという見込みでおります。

なお、予算編成時点におきましては、直近決算時点における各財政指標の数値や近年の変動水準を踏まえながら極端な財政指標の悪化を避けるべく最新の注意を払って予算編成を行っておるところでございます。

本多議員

わかりました。借入金のねえ、返済、基金の積み立て等を積極的にですね、実施して、将来負担率、実質公債比率が改善されるよう、財政健全化に向けて予算を管理を要望して次の質問に入ります。

1-4です。臨時保育士の処遇改善は大いに評価する。正規と臨時、業務内容は適正に区分されているかの質問です。27年度3月定例会で質問をし、提案しています。それは、町は子育て支援に力を入れているが、子どもを受け入れる側の体制はどうか。臨時保育士でカバーしているのが現状だ、半年ごとの契約更新、正規の職員にもなれる保証もなく、積極的な行動もとれず、モチベーションも上がらない、子育て支援に力を入れるのであれば、受け入れる側も充実した職員体制にすべきだ、臨時職員として2年とか3年働いて実績がある職員で保育内容など実績を認めた職員を順次正規職員にするという、たとえばモチベーションも高めさせることができ、臨時職員と採用されても頑張れると思うと。保育士の業務内容は同じです。徐々に正規職員を増やし、臨時職員を減らし、バランスのとれた適正な体制にすることを提案しました。29年度、ようやく常勤の臨時保育士について嘱託職員化することで処遇改善が図られることになりました。一步前進したことは大いに評価します。それで、教育長にお尋ねします。正規と臨時の業務内容は適正に区分されているのかお答えください。

教育長

御指摘にありました保育士についてでありますけれども、現在も特に未満児の需要が高くなっておりまして、保育士の確保は非常に難しい状況でありますし、これは飯島町に限らず、近隣市町村、やがては全国まで、保育士の確保は非常に重要な課題となっております。御質問にありました職務につきましてですが、明確に区分されていますのは、園長、それから主任保育士は正規を配置することにしておりまして、そのほかの保育士の職務内容につきましては、正規の方、あるいは臨時の方という、それぞれの方が行う仕事という明確な区分はありません。正規の方も嘱託の方も臨時の方も同じ保育士として園児の安全に配慮した日々の保育、あるいは保護者に対する連絡、対応、各種園行事等、多種多様な業務をそれぞれ協力し合いながら行っております。また、過去のそれぞれの方の経験によっては、クラス担任、あるいは保護者対応、保育日誌記録の作成といったかなり責任のある仕事もお願いすることもあるというのが現状であります。そんな中で、御指摘もありました処遇面での改善であります。今年度、特に金銭面での格差を縮めるため、賃金の改定あるいは手当の支給、それから臨時職員の嘱託化について一步進めたところであります。また、保育士ではありませんけれども、保育サポーターとして保育士さんと一緒に子どもたちをお世話する方も今年度新たに増えたというところであります。また調理員の方も、アレルギー食の対応のために調理員さんも1名増やして対応しているということでもあります。今後も計画的な嘱託化を初め処遇を改善していくとともに、園の中でもう一度それぞれ役割を理解して、お互いに協力できるような体制をとってまいりたいと思っておりますし、その業務的、精神的な負担につきまして、臨時保育士の方の軽減ができるように努めてまい

りたいというふうに考えております。

本多議員 確かに保育士の仕事は大変で、区別するのは大変かと思います。ですけれどね、私の試算ではですね、全員を、今の臨時の方の、を全員正規職員にすると人件費は5,000万増加すると試算しております。それに比べれば200万、処遇改善では少な過ぎると、もっと処遇改善をすべきと考えます。その200万の内訳がよくわかりませんが、この200万、とてもとても少な過ぎると思いますので改善してもらいたいと思うんですけれども、教育長の今後の所信をお伺いします。

教育長 処遇改善には財政面の支出も伴うものですから、私がここで一存でということでは申し上げられないんですが、今年度は保育士の方の時給の単価を30円アップしたり、新たに手当を支給したりということによってやっておりますし、当初はですね、途中入園の方を見越した人数で少し余裕を見てるんですが、もうそれもいっぱいいっぱいという状況になってきております。今御指摘ありましたんで、また各方面とこれは相談しながらでないと進められないところありますけれども、そういった気持ちを持ちながら対応していきたいというふうに思っております。

本多議員 そうですね。ますます、その処遇改善をしていただいて、できれば臨時職員から正規職員に移行できるよう要望して、次の質問に入ります。

2番目の質問です。空き家、空き家等の対策についてです。空き家対策の質問は6回目です。協議会設置については2回目の質問です。前回12月の質問で、町長答弁の中で27年度に庁内連絡会議において空き家等対策計画及び協議会は設けず、庁内の関係部署間で連携を図り空き家等に対応し、支援事業の活用はせず空き家対策特別措置法で対応することでした。そのことは全く知らされておらず、私の認識不足で中途半端に終わってしまったので、再度質問をさせていただきます。今回はそのことを認識した上で質問します。

2です。空き家対策特別措置法に基づき協議会を設置し、空き家対策総合支援事業の活用をの質問です。27年度、町の空き家、空き家等対策計画及び協議会は設けずの決定は、空き家対策特別措置法で空き家対策が対応できるので協議会を設置しなくてもよいと判断したと思います。空き家等対策の推進に関する特別措置法の概要を見ますと、法の背景には適切な管理が行われていない空き家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命、身体、財産の保護、生活環境の保全、空き家等の活用のため対応が必要であるとなっています。市町村は特定空き家等に対して除却、修繕、立木、竹の伐採等の措置の助言または指導、勧告、命令が可能となり、さらに要件が明確された行政代執行の方法により強制執行が可能となり、この法律により各自治体は対策に取り組みやすくなりました。この時点では28年度予算から空き家対策総合支援事業を想定していなかったと思います。この補助事業は28年度から始まった事業です。空き家等対策計画に基づき実施する空き家の活用、除却などを地域のまちづくりの柱として実施する市町村に対して国が重点的、効率的な支援を行うため、社会資本整備総合交付金とは別枠で設置されたものです。補助事業に頼る町はポケットワークとして利用するための空き家の解体、空き家を地域活性化のための施設の活用するなど、さまざまな補助対象事業があり、将来を見据えた施設の整備を、整備の一部を空き家対策総合支援事業を活用して実

施すべきです。社会資本整備総合交付金は、2020年の東京五輪、それからパラリンピック、19年のラグビーワールドカップなどの関連する事業に優先的に配分され、大幅に減額されていますので、社会資本整備事業総合交付金は当てにできません。空き家対策は各市町村が喫緊の課題として取り組んでいます。町も空き家対策特別法、特別措置法に基づく空き家等対策計画を策定し、空き家対策特別法、措置法に基づく協議会を設置するなど、地域の民間事業者との連携体制をとって空き家対策を、空き家対策に対応すべきです。まちづくりには絶対に欠かせない協議会です。町長の所見をお伺いします。

町長

前回12月議会の御質問の折にも御説明を申し上げましたとおり、空き家対策総合支援事業を活用するには空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づく空き家等対策計画の策定と同法に基づく地域住民や学識経験者等をもって構成される協議会を設置するという補助要件がございます。町といたしましては、平成27年度に庁内連絡会議において空き家等対策計画及び協議会は設けず庁内の関係部署間で連携をとり対応していくと確認してまいりました。空き家対策特措法の中で法律の施行に必要な調査や特定空き家等に対する除去や助言、勧告などの措置ができるとして、空き家対策特措法に沿って対応してまいります。これらの経過を踏まえ28年度にコンサル業者による空き家実態調査を実施いたしました。調査結果につきましては住民税務課長から説明を申し上げます。

住民税務課長

それでは調査結果について結果を御報告させていただきたいと思います。197件の対象件数のうち特定空き家候補の件数は35件、空き家で管理されている物件が109件ございました。その他居住実態のあるもの、太陽光発電施設等、売り出し物件等で53件ございました。この結果を受けまして、所管において居住実態等のあるもの及び事前に連絡がとれて確認できた物件を除いたものについて、持ち主の方や管理者の方に今後の意向調査ということで実施をいたしました。その結果、197件中、居住や別荘として使用としている件数は73件、現状のまま手をつけない使用予定のあるものの件数が16件、更地等になっている件数は20件、売却、貸家の希望の件数は25件、解体予定のものが13件、その他相談中のもの、未回答のものなどが50件ございました。この相談中、未回答の50件につきましては、再度御通知や連絡を申し上げて、今後意向をお聞きしていく予定です。活用できる空き家等に整理をしまして、その前の調査結果も含めて庁内関係部署において情報共有をして、連携を図って対応をしてまいる予定でございます。以上の状況で、現在のところは、計画の策定、それから協議会の設置、空き家対策総合支援事業の活用には至っておりませんが、現状を把握する中で、今後課題として捉えてまいりたいと思っております。

本多議員

絶対が必要な協議会ですので、ぜひつくっていただきたいんですが、その前にですね、上通り自治会にはですね、自治会ではとても対応できない難しい廃屋があります。6月3日には廃屋の周りを自治会役員で草刈りをしたところですが、大変な状態になっています。自治会でも陳情しています。空き家対策措置、特別措置法で対応できるのであればですね、すぐにも対応していただきたいと思います。課長にお伺いします。空き家対策特別措置法が施行されてから、この法律に基づいた空き家対策をした物件はあるか、ないか、お伺いします。

住民税務課長 飯島の町内におきましては、この特措法に基づいて処分等をした空き家は今のところございません。

本多議員 ぜひですね、今後、もう絶対に必要な協議会だと思っています。まちづくりのためにですね。だから設置を検討していただくことを要望しまして、次の質問に入ります。

3番目の質問です。自治会について。七久保区では、飯島町でしか通用しない耕地より全国的に通用する自治会に呼称を変更するほうがよいと平成24年4月1日より自治会に変更しました。呼称の統一については、26年12月の定例会から3回し、質問し、行政主導で呼称を自治会に統一すべきだと実現を求めてきました。新町長になった27年12月に行政主導で呼称を自治会に統一し、新しい風のスタートとして28年4月から自治会に統一しませんかと問いかけ、具体的な提案もしました。町長は各地区や耕地、自治会の自主的な判断を尊重したいとのことでした。しかし、町長は28年度の区長、耕地総代、自治会長会の初会合において呼称の統一を検討してほしいと依頼しました。それにより29年度からは田切区、本郷区が自治会となりました。飯島区も前向きに検討中とのこと、30年度には自治会呼称統一が実現すると思います。町長の早速の行動はすばらしいと私は評価します。今後、私は呼称統一の質問はいたしません。3です。耕地、自治会の呼称統一が実現する。自治会への行政業務負担軽減を期待するが、の質問です。6年かかりましたが、町の呼称が統一されます。自治会は必要な組織であることは間違いありません。上通り自治会の場合、自治会運営に必要なだけの組織で、農業関係の営農組合等の関係は自治会の組織から除いています。行政業務の役員はできるだけ兼務させています。統一を機会に自治会への行政業務負担軽減を期待します。町長の所見をお伺いします。

町長 まず、自治会という、耕地、自治会の統一呼称についてでございます。この自治会という名前に統一しようよと、こういう一番最初の提案者は本多議員さん、私はテレビの向こうでですね、この議会で発言されているところを拝見させていただきました。その念願が成就して、本年度、自治会という方向性が一つ決まったわけでございます。その御苦労と信念に敬意を払うところでございます。しかし、その陰にはですね、飯島町発足60周年という一つのきっかけがあったこと、これはやっばし60年の歴史があったということで、新しい時代へのスタートの年ということの中で、飯島町で呼称が2つあるのはやっばまとまりに欠けるね、見た目、そういったことをお訴え申し上げたところ、各区の区長さん、役員さん方、また耕地の方々の御理解をしっかりといただきまして、や、説明にしっかりと時間かかったと思います。アンケートもとられたところもあります。そしてまとめていただきました。おかげさまで田切、本郷区の各耕地が自治会とこの4月一日から正式に名乗るようになりました。飯島町につきましては、この秋にはその方向性をきっちり決めて、来年からはそれがスタートできると、こういう体制でございます。本多議員の御努力もありましたけれども、地域住民の皆様方の新しい時代へ向けてのスタートに期待を持った、その統一感、御協力に対しまして心より感謝を御礼を申し上げるところでございます。それぞれの耕地、自治会につきましては、ますます発展されますことをお祈り申し上げるところでございます。それにつきましても、人口減少の中での自治会運営というのは非常に厳しい環境にあるというのはあちらこちらでお伺いさせていただいております。時代に沿った

そういった耕地の役割、役目が必要かなと思います。しかし、役場にとってはですね、皆様方が一生懸命やっただいてるということはほんとにありがたく、それがなくてはならないものではありますが、こういった新しい厳しい時代を迎えた中で、新しい方策をみんなと一緒に考えていきたいと思っております。ありがとうございました。

本多議員　　できるだけですね、町の、町には協力、自治会として協力するのは当たり前なんですけれども、できるだけ行政の負担を自治会から減らしてもらおうと、そういうことを希望します。町長の答弁が予想より短かったので、時間がちょっと早いんですけども、これで質問を終わりたいと思います。

議　　長　　以上で本日の日程は終了しました。これをもって散会とします。御苦労さまでした。

散　　会　　午後3時03分

平成29年6月飯島町議会定例会議事日程（第4号）

平成29年6月19日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第1 諸般の報告

日程第2 第12号議案 飯島町さわやか環境保全条例の一部を改正する条例

日程第3 第13号議案 平成29年度飯島町一般会計補正予算（第2号）

日程第4 第14号議案 平成29年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第5 請願・陳情等の処理について

日程第6 議会閉会中の委員会継続調査について

平成29年6月飯島町議会定例会議事日程（追加日程第1号）

（平成29年6月19日）

追加日程第1 発議第7号 「慎重な憲法審議を求める意見書」提出について

追加日程第2 発議第8号 「国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書」
の提出について

追加日程第3 発議第9号 「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書」の提出について

1 町長あいさつ

1 閉会宣言

○出席議員（12名）

1番	本多 昇	2番	滝本登喜子
3番	久保島 巖	4番	好村 拓洋
5番	橋場みどり	6番	浜田 稔
7番	竹沢 秀幸	8番	折山 誠
9番	坂本 紀子	10番	三浦寿美子
11番	中村 明美	12番	堀内 克美

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
<p>飯島町長 下平 洋一</p>	<p>副 町 長 唐 沢 隆 総 務 課 長 唐 澤 彰 企画政策課長 堀 越 康 寛 住民税務課長 大 島 朋 子 健康福祉課長 中 村 杏 子 産業振興課長 久 保 田 浩 克 建設水道課長 片 桐 雅 之 会 計 管 理 者 堀 内 喜 美 江</p>
<p>飯島町教育委員会 教育長 澤井 淳</p>	<p>教 育 次 長 林 潤</p>

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	小林 美恵
議会事務局書記	宮下 弥紀

本会議再開

開 議 平成29年6月19日 午前9時10分

議 長 おはようございます。町当局並びに議員各位には大変御苦労さまです。これから本日の会議を開きます。本日をもって今定例会の最終日となりましたが、会期中は、それぞれ本会議を初め各委員会におきまして提出されました案件について大変御熱心な審査に当たられ感謝を申し上げます。去る6月9日の本会議において各委員会へ付託をしました条例案件1件、補正予算案件2件、また請願・陳情案件4件につきましてそれぞれの委員会委員長よりお手元に配付のとおり委員会審査報告書並びに請願・陳情審査報告書が提出されております。本日は、これらの委員長報告に基づく審議などを願うことになっておりますので、議事運営の諸ルールにのっとり慎重に御審議の上、適切な議決をされますようお願いをいたします。本日の議事日程についてはお手元に配付のとおりです。

議 長 日程第1 諸般の報告はありません。

議 長 日程第2 第12号議案 飯島町さわやか環境保全条例の一部を改正する条例を議題といたします。所管の委員長から議案に対する審査報告を求めます。

社会文教委員長 飯島町さわやか環境保全条例の一部を改正する条例について審議をしましたので、その結果を報告いたします。去る6月15日9時10分より関係課長の出席を求め慎重に審議を行いました。結果、お手元の報告書のとおり全員の賛成をもちまして可決すべきものと決定いたしましたので報告いたします。

審議の中で出された主な質疑等を申し上げます。問い「放射性物質の基準はどこまで規定できるのか」 答え「県の条例があり、弁護士や警察庁と相談する中で上位法令によった中で規定される。23条は近隣市町村を調査する中で最大限の記載の内容である。しかし、事例によっては今後も検討するときもある」。問い「11条の2 農薬の使用の最小限はどれくらいのことをいうのか」 答え「農薬の基準は環境省、農林水産省などにそれぞれの基準があり、このような表現となった」。問い「農薬の使用方法の基準を守った中で、さらに最小限にとどめる努力をしてほしいと理解したが、それでよいのか」 答え「そのとおりである」。問い「29条の近隣とはどこをいうのか」 答え「駒ヶ根市、中川村、松川町であるが、川となると上流も含まれるので町長の判断による」。問い「近隣での開発行為や事業などの情報をどうやって事前に知ることができるのか」 答え「8月1日から施行なので、条例改正が決まれば近隣市町村へ条例内容を伝え、開発行為や事業など、事前にすべて情報を流してもらい、判断はこちらでする」。問い「地下水の保全の内容は、企業による井戸掘りなどによる取水規制なのか。表現の方法が悪いので住民にわかりにくい」 答え「取水制限をするということではなく地下水を守っていかうとする内容である。現在県も地下水に関して検討中なので、それが定まれば、町も今後もう少し検討する必要も出てくる」。意見

として「放射能、地下水、農薬等が条例に盛り込まれ、よいことだと評価するが、住民周知に力を入れてほしい」。農薬の基準では様々の意見が出されました。討論では、放射性物質は今後の課題として捉え、状況に応じて迅速な対応を求め、賛成となりました。以上であります。

議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。坂本委員長、自席へお戻りください。第12号議案飯島町さわやか環境保全条例の一部を改正する条例に対する討論を行います。討論はありますか。ありませんか。
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから第12号議案 飯島町さわやか環境保全条例の一部を改正する条例について採決します。お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。したがって、第12号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第3 第13号議案 平成29年度飯島町一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。本案につきましては各常任委員会に審査を付託してあります。各委員長から本案に対する審査報告を求めます。初めに久保島総務産業委員長。

総務産業委員長 それでは、総務産業委員会から審査報告を申し上げます。本定例会初日6月9日に本会議におきまして分割付託されました第13号議案 平成29年度飯島町一般会計補正予算(第2号)につきまして、6月14日9時10分から下平町長、唐澤副町長、関係課長の出席を願い慎重に審査をいたしました。結果、お手元の報告書のとおり修正可決すべきものと決しましたので報告いたします。

審査の内容ですが、副町長から観光基本計画策定準備のための、まだしかり中だという御指摘もあったんですが、資料、ランドデザインの素案というんですか、その辺もお示しいただいて、町長からも補足説明並びに産業振興課課長、係長からも検討資料を提出いただいた中で説明をいただき、活発な質疑が行われました。主な質疑はですね、千人塚の観光拠点に関するものでありまして、交付金がありきではないかとか、総合計画や実施計画に沿っているのかと、目的は何かとか、対象者は誰だ、運営はどうしていくのか、観光基本計画策定前に先行する理由は何か、採算計画はあるのか、紅葉園をですね、うまく活用できないのかっていったような質疑がございました。詳しく申し上げていると時間ございませんので、細部、もし質問があればお答えをいたします。町長からはですね、この施設は基本中の基本の部分であって採算はとっていないと。追わないと。公共性のあるもので、町で当然用意すべきものだという御説明もありましたが、質疑の中でですね、手ぶらで訪れてきて至れり尽くせりのサービスが受けられるというキャンプ、いわゆるグランピングというですね、1泊1人4万円という富裕層っていうんですかね、利用者、その辺

の利用者を月10人見込んで、年間計画100人が訪れるという企画だということもですね、わかってまいりました。とても町民が利用する施設とはですね、ほど遠いのではないかと
のような議論もされたところでございます。町外の、または都会のですね、都会の、それ
から外国の大金持ちのために我が町でその施設を準備するののかというような意見も出さ
れたところでございます。その質疑の後ですね、休憩をとりまして、協議会で徹底的に議
論がされました。その中で、お手元に配付のとおり浜田委員から第13号議案の修正案が提
出されました。報告書の次のページをめくっていただくと、そこにあるかと思います。そ
の結果ですね、この内容を審査しまして、浜田議員の修正案を全員一致で可決いたしました。
なお、13号議案の提案のですね、修正した残りの部分、これにつきましては可決すべ
きものというふうに決しました。したがって、総務産業委員会の審査報告では修正可
決すべきものと表現させていただきました。

総務産業委員会より提出いたしました13号議案 飯島町一般会計補正予算（第2号）
に対する修正案につきまして提案理由の説明を申し上げたいと思います。お手元に資料が
あると思いますが、2ページをおめくりいただきたいと思います。1条1億1,189万3,000
円を2,759万3,000円に、47億6,289万3,000円を46億7,859万3,000円に改め、第2
条を削るものがございます。6ページ3の歳出をごらんいただきたいと思います。7款 商
工費、01項目、第4目の4143 観光施設費9,085万3,000円を削除するという提案ござ
います。それに伴いまして、財源のですね、その財源の関係もカットするものございま
す。その他の財源のところは202万1,000円というものがございしますが、それはそのまま
にしておくということでございます。一般財源からをですね、453万7,000円をですね、
マイナス202万1,000円といたします。この差額はですね、7ページの予備費のほうに充
当いたします。ちょっと数字がですね、入り組んでおりますのでややこしいと思いますが、
先ほどマイナスしました453万7,000円とですね、202万1,000円が足されますと655万
7,000円となります。それからですね、最初のマイナス96万1,000円、これを引きますと
ですね、559万7,000円となるということでございますので、お確かめをいただきたいと
いうふうに思います。なお、これに伴いまして、5ページに戻りますが、2の歳入のほう
を修正をするということでございます。

次に提案理由なんですが、千人塚公園、与田切公園の開発は積極的に取り組まれるよう
とするということについては理解ができると、また、交付金の有利性も理解を示すと、し
かし、本事業が収益的事業の入り口に当たる条件整備に見えると。長期的な出資計画が必
要だと。議会の同意に値する今後の展開とかですね、採算性の説明が十分にされない、も
う少し構想をしっかりとめるべきだ。今回の構想すべてを否定するものではないけれど
も、観光基本計画や住民の要望などに十分なものにするよう慎重な展開を求めるとのも
でございます。よって、今回の観光拠点整備事業は見直されるよう求めてですね、削除、
修正するものがございます。

討論について申し上げます。修正案の討論でございますが、「突然の提案で、説明を聞け
ば聞くほど不安が募るものだった。交付金ありきと言わざるを得ない。真に町民のための
施設なのか疑問が拭えない。千人塚の開発は、地に足の着いたもので本当に必要なのか。

少子高齢化の時代を迎えて、見据え十分な検討が必要だ。よって修正案に賛成」「この事業が公共的な事業か、アウトドア利用者の一部のものなのか、収支計画で見ると明らかに町民の使うものとは言えないのではないか。観光計画やランドデザインと合ったものかも検証ができない。将来の住民負担にならないよう練り直しが必要だ。修正案に修正すべきだ」それから「新しい事業には時間をかけて収支計画や詳細展望を踏まえた立案をすべきだ。十分な説明ができていない事業と言える。町長は議会とともに歩むと言われたが、協働という限りは時間軸も共有してともに歩んでほしい。説明不足は否認しない。賛成。修正に賛成」次に「千人塚公園の開発を考えることは歓迎する。しかし、グランピング施設には賛成ができない。今はトイレ、シャワー、炊事場、ごみ置き場などのキャンプ場の整備にとどめるべきではないか。グランピングは次の課題である。グランピングを除けば補助事業がなくても可能じゃないか。次回の補正予算にぜひ計上を求めたい」このような討論がなされました。以上報告いたしまして、議員各位の賛同をお願いできますように申し添えまして、総務産業委員会の審査報告といたします。

議 長
7 番
竹沢議員

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

ただいま委員長のほうから審査の報告がございましたが、1点お尋ねをしたいと思います。金曜日に政府は地方創生の推進交付金についてさらに成長分野への対象拡大ということを決めたわけでありまして、この中では、中小企業が新たな地域経済の牽引的な事業を行う場合に、まず市町村がその基本計画を立てまして、県が承認した上で交付金が出されると、こういうことが本日の信毎の報道にもあるところであります。今回の補正予算におけるところの地方創生拠点整備交付金事業でありますけれども、飯島町が手を挙げまして、3カ月の短い期間の中で結論を出さなければならなかった、こういうことでありまして、そうして、今話題のこの内閣府のですね、地方創生交付金、いろいろ話題があるわけですが、思うに、この国のほうではですね、民間企業がある選考したものに対象になるような事業を計画したり、そうしたことを国へセールスしている、そういうことで、国の意に沿わない事業でない対象にならないと、こんなようなことが背景にあるのではないかなと思うわけでありまして、したがって、この市町村の自由度というものが阻害されてく、そういう傾向にあって、国のほうで対象になるもんでないとだめだと、こういうことが考えられるわけでありまして、そこで、今回の事業を断念した場合に、今後飯島町がですね、別に要望してく地方創生の交付金事業、これからいろいろ展開があると思うんですけれども、そこら辺に対して私は影響があるんじゃないかっていうことを心配するわけですが、このような議論があったかどうかについてお尋ねいたします。

総務産業委員長

お尋ねのですね、交付金、今後の影響がないかどうかということでございますが、もちろんございました。その中でですね、国は急いで2次募集をしたけれども、3次募集も当然あるだろうというふうな見込みもございました。それから、今回の企画っていうんですかね、その立案が本当に計画どおり実施計画にのっとって行ってきたというような形跡もですね、説明の中にはありましたけれども、我々は読み取ることがちょっと不可能だったということもございまして、総務省が認可したというのもですね、これはうまい作文の

中での話かなあというふうなこともございまして、そうすると、まず事業展開を始めていった中で大きな負担になってくるだろうということも議論がありました。それから、今回の説明の中では、ある一定の企業をですね、視野に入れたものではないという説明もございましたけれども、どうも説明の中でですね、収支計画、事業計画っていうのがですね、うまく見えてこないという、それから、その割にはグランピングというような企画が出てきたりですね、非常にちぐはぐな点もあるということで、交付金のことについては有利性も認める、しかし今回は少し見送ったほうがいいんじゃないかというような議論はございました。その後ですね、その後どうするかということにつきましては、町側と十分タッグを組んでですね、そこら辺のところうまく行ければよろしいですし、何らかのうまい方法がないかということは模索していく覚悟でございます。お答えになっているかどうかわかりませんが。

議 長 そのほかにありませんか。

9 番

坂本議員

ええとですね、補助金の具体的なことなんですけれども、一応 9,000 万のうちの半分は町で、それで、半分はとりあえず地方創生で出るということなんですけれども、それを事業を行った後、再度ですね、残りの、その町が出した 4,500 のうちの何%かが地方交付税で補填されるというようなお話も伺ったんですけれども、そこら辺の実態はどうなっているんでしょうか。

総務産業委員長

私どもが説明を受けた段階ですと 35%が自己負担、65%が交付対象になるという説明でございました。そのほかの臨時財政対策債等ですね、補填があるという話は聞いておりません。

議 長 そのほかありませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。久保島委員長、自席へお戻りください。次に坂本社会文教委員長。

社会文教委員長

それでは、当委員会に付託されました第 13 号議案 平成 29 年度飯島町一般会計補正予算（第 2 号）分割付託分を審議するため 6 月 15 日 9 時 10 分より本委員会を開催しました。関係する担当課長の出席を求め追加説明を伺いました。内容を慎重に審査した結果、お手元の報告書のとおり可決すべきものと決定いたしました。

審議の過程で出された主な内容は、問い「5121 キャリア教育推進協議会の内容は」答え「キャリア教育とは一人一人の社会的自立に向けて能力や体験をさせるというもので、当町には総合的なものはない。まず協議会をつくり、今年度は先生方に町内の企業を知ってもらう。協議会委員は 12 人で、6 人は商工会長、企業の若手、農業者、PTA、社協会長、識見を有する者であり、その委員の報酬費となる。残りの 6 人は行政関係者や校長先生である」、問い「先生方の負担は増えるのか」答え「今まで中学校の職業体験の場所は先生たちが上伊那管内で探していた。協議会に町内企業も参加してもらい、探す時間が減ることで負担は少なくなる」、問い「なぜ 3 月予算に計上しなかったのか」答え「キャリア教育の要綱ができたのが 2 月で 3 月予算に間に合わなかった。施行は 4 月 1 日からであるが、委

員の報償費が議会を通過していないので協議会が開催されていないが、しっかりやりたい」、問い「5311 カラーインクジェットプリンター使用料の内容は」答え「モノクロ、カラーで月 1,000 枚まではリース契約の費用に含まれる。補修、出張料、インク代も含まれる。1,000 枚以上は 1 枚 5 円で、別に費用がかかる」、問い「プリンターの今までの利用度とリースになった経過は」答え「5 年で 22 万枚印刷した。事業にカラーの資料を提供している。文化祭でもカラーを使う。9 万円でプリンターを買ったが、今まで部品の交換やトナーなど消耗品で 40 万円かかっている。今回の修理で 10 万円かかるのでリース契約のほうがよいと判断した。現在大きなコピー機があるので、そちらをモノクロに、リース契約のコピー機をカラー専用にする。最大 A 3 まで印刷できる」、問い「2251 上伊那青年後見センター運営業務委託料は今年度始まったばかりなのに増額とはどうしてか」答え「昨年と同額にしたが利用者が増えた。また、介護保険と連動している。内部連絡ができていなかった」、問い「町の利用状況は」答え「上伊那管内で増えていて、町としては増えていない。当初費用を多く出して年度末戻ってくるシステムである」等、以上の意見でありました。

議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。坂本委員長、自席へお戻りください。
以上で第 13 号議案 平成 29 年度飯島町一般会計補正予算（第 2 号）にかかわる委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。

これから討論を行います。討論につきましては第 13 号議案について分割付託して委員会ごとに審査いただいておりますので、少し複雑になりますので、よくお聞きいただいて討論をいただきたいと思います。まず原案に賛成の方の討論はありませんか。

(なしの声)

議長 それでは、原案及び修正案に反対の方の討論はありませんか。
(なしの声)

議長 次に原案に賛成の方の討論はありませんか。
(なしの声)

議長 次に修正案に賛成の方も討論はありませんか。

1 番

本多議員 修正案に賛成の立場から討論いたします。飯島観光地域づくり拠点整備事業は千人塚の拠点整備としてすばらしいと思います。それから、そのキャンプ場の施設ができるということは非常に喜んだ次第です。しかし、グランピング総合管理棟は、将来の施設の管理、採算を考えると現時点では難しいと考えます。グランピング総合管理棟建設については反対ですので、修正案に賛成します。私は、千人塚公園は将来にわたって町の重要な観光ポイントになる場所で、活性化を図るために長期ビジョンの策定が必要だと 5 件提案しております。その提案の中にですね、地域づくり拠点整備に該当するかもしれないものが 2 つあります。それはですね、キャンプ場の利用を増加させるためにキャンプ場の施設を与田切公園と同じにする、それから 100 人くらい大勢が飲食できるあずまやをかける、この 2 つを提案しております。この提案についてはですね、運営費用は少額ですので、将来費

用には大きな費用にはならないと思っております。今はですね、キャンプ場のトイレ、シャワー、炊事場、ごみ置き場等の施設整備を行い、キャンプ場の使用状況を見てから次に進めばよいと考えております。使えないログハウスの撤去などをして千人塚全体の環境整備をすることのほうが重要だと考えております。グランピングは次の課題だと思っております。あずまやは住民が気軽に使える施設です。キャンプ場の整備は補助金がなくても至急やるべきだと考えていますので、次の補正予算にぜひ上程してほしいと思っております。以上の理由で修正案に賛成いたします。

議長 ほかにも討論はありませんか。

9番

坂本議員

修正案に賛成の立場で討論したいと思います。観光計画は現在立てられている中で、千人塚は長年、議員の中で一般質問等で観光の中の主的な立ち位置として意見されてきましたが、そういう観光計画そのものの全体像の中で、今回の予算のグランピングの管理棟はどういった立ち位置であるかということが明確ではありません。アウトドアフィールドという考えの中で町長のお考えもよくわかりますけれども、飯田市なんかでやっていますアウトドアに関する、そういったものを視察というか、お話を伺いに行きましたが、それは建物ありきではなく、それを主導する人材が非常に重要であるという点を学んで帰ってきました。そういう中で、建物を先行するのではなく、総合的な中で人材育成と町の進むべき観光のあり方を検討しながら、グランピングはもう少し先の課題だと私は考えておりますので、現在この計画を今回の予算に盛り込むことに対しては反対であります。

議長 ほかにもありませんか。

10番

三浦議員

私は修正案に賛成の立場で討論したいと思います。私は問題としているのは観光施設管理費であります。千人塚にグランピング設備をするための予算については唐突な提案であったというふうに感じております。議会にも構想として示されていませんでした。私にはグランピングについての知識はなく、今回の提案後得たわずかな情報だけです。まず町民に対しての説明がされておりませんし、理解が得られてはいません。飯島町の皆さんの愛する千人塚が町の皆さんの憩いの場として復活することを多くの皆さんが望んでいるというふうには私は考え、思っております。紅葉園の活用をめども立っていない今、今回の補正予算に盛り込むことは住民の理解は得られないと判断をしました。町民の皆さんが気軽に行きたくするような千人塚を構想すべきだというふうに考えます。でありますので、今回の修正案に賛成するものです。

議長 ほかにもありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから第13号議案 平成29年度飯島町一般会計補正予算案(第2号)を採決します。本案に対する総務産業委員長長の報告は修正可決すべきものであり、社会文教委員長長の報告は可決すべきものであります。よって、議事の整理上、まず初めに総務産業委員長からの報告がありました修正案について採決をしたいと思っております。御異議ありませんか。

- (異議なしの声)
- 議 長 異議なしと認めます。それでは、第13号議案 平成29年度飯島町一般会計補正予算(第2号)の採決を行います。この採決は起立によって行います。第13号議案について修正案のとおり決定することに賛成の方の御起立をお願いします。
- (賛成者起立)
- 議 長 お座りください。起立全員です。したがって、第13号議案に対する修正案は可決されました。
- 次に、ただいま修正可決した部分を除く原案について採決いたします。修正部分を除くその他の部分について原案のとおり決定することについて御異議ありませんか。
- (異議なしの声)
- 議 長 異議なしと認めます。したがって、第13号議案は修正部分を除くその他の部分については原案のとおり可決されました。よって、第13号議案は修正可決となりました。
- 議 長 日程第4 第14号議案 平成29年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。所管の委員長から議案に対する審査報告を求めます。
- 社会文教委員長 それでは、当委員会に付託された第14号議案 平成29年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第1号)を審議するため、6月15日9時10分より本委員会を開催しました。所管課の担当課長の出席を求め追加説明を伺いました。内容を慎重に審査した結果、お手元の報告書のとおり可決すべきものと決定しました。審議の過程で出された主な内容は、問い「7721 介護支援サービス給付等諸費が当初始まったばかりなのに100万円の減額はなぜか」答え「7766 の介護予防生活支援サービス事業に写し増額した。これは要支援1・2の人で一定の基準の認定を受けた人が訪問リハビリを受けられる総合事業である。平成28年に元気宅配事業を生協に委託する中、短期集中、3カ月以内で普通の生活に戻った方があり、これをC型のリハビリとして総合事業に加えた。この事業は町の単独のもので町が負担する」、問い「7763 地域包括支援センター運営事業の介護支援専門員の人数は」答え「1人分。総合事業を始めるに当たりケアマネージャーを探していて、やっと見付き、平成28年3月、臨時職員とし採用した。今年度は任用され嘱託職員となった」以上でありました。
- 議 長 これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。
- (なしの声)
- 議 長 質疑なしと認めます。坂本委員長、自席へお戻りください。
- 第14号議案 平成29年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第1号)に対する討論を行います。討論はありますか。
- (なしの声)
- 議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
- これから第14号議案 平成29年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第1号)について採決します。お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。したがって、第 14 号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第 5 請願・陳情等の処理についてを議題とします。請願、陳情等 4 案件につきましては所管常任委員会へ審査を付託しておりますが、お手元に配付のとおり各委員長から請願・陳情審査報告書が提出されております。ここで議事進行についてお諮りします。各請願、陳情の審議については、委員長より一括して委員会審査報告を求め、これに対する一括質疑の後、討論、採決をしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。これから委員長報告を求めます。

総務産業委員長 本定例会初日 6 月 9 日に総務産業委員会に付託されました陳情案件 2 件につきまして審査報告を申し上げます。

29 陳情第 4 号 慎重な憲法論議を求める陳情につきまして、提出者上伊那地区憲法を守る会代表前田是幸氏の代理北原和雄氏に出席を願い、慎重な審査を行いました。結果、お手元の報告書のとおり趣旨採択すべきものと決しました。質疑の内容は省略いたしまして討論について要約を申し上げたいと思っております。「国民的議論を行い手順に沿って進めていくことを否定はしていない趣旨と理解できる。陳情書の陳情趣旨にある「安倍政権での憲法改正に否定的な」などの表現には賛成はできない。よって、記書きの部分、この部分についての趣旨は酌み取り趣旨採択とするのが妥当ではないか」次に「陳情趣旨の 5 段目から数段を削っても」というのは、いわゆるその安倍政権でのっていうところも含まれてますが、「全体の内容を大きく影響はしていない。よって、趣旨採択でも可能だ」と、その結果、賛成全員で趣旨採択といたしました。意見書の提出を行います。

続きまして、29 陳情第 5 号 「共謀罪」と同趣旨の「テロ等組織犯罪準備罪」創設に反対する陳情につきまして、前陳情と同様に提出者上伊那地区憲法を守る会代表前田是幸氏の代理北原和雄氏の出席をいただき、慎重な審査を行いました。結果、お手元の報告書のとおり不採択すべきものと決しましたので報告いたします。質疑の中ではですね、「表題と記書きに相違があるのではないか」という質問がございました。北原氏は「あくまで創設に反対である」と、「記書きでは条件的容認にとられかねない表現と見えるが、本意ではない」という説明もございました。その他の質疑は省略して討論の意見について要約を申し上げたいと思っております。まず反対意見ですが、「法整備は、2019 ラグビーワールドカップにも 2020 オリンピック・パラリンピックでもテロを防ぐためにも欠かせないものだ。世界的にもテロが起きている現状を見れば人ごとではない。個人の人権が侵害される時代ではなく、個人の内心や心情を制限される心配は当たらない。よって、不採択とすべきだ」。賛成意見では、「本法案はテロやオリンピックとは無縁のものだ。国際的経済活動を取り締まるもので、後づけの理由に過ぎない。権力側の浄罪は外して、準備行為に関する歯どめもないものである。国会の答弁でも統一性がなく、国民の権利が守られているとは言えない。よって、本陳情は採択すべきだ」。以上の討論の結果、お手元の報告書のとおり不採択となりました。以上、報告を終わります。

議 長 | これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

7 番

竹沢議員 | 慎重な憲法論議を求める陳情について審査過程をお伺いします。陳情本文の中にもそうですけど、憲法改正、すなわち、この自衛隊をどう捉えるかということがあるんですけれども、そこら辺のことについては議論になったのでしょうか。

総務産業委員長 | 自衛隊の論議はですね、本陳情の中に含まれていないということもありまして、一部そういう発言はありましたけれども、この場では議論しなくてもよいというようなことで、議論から外させていただきました。したがって、見解を求めてません。

議 長 | ほかにありませんか。

(なしの声)

議 長 | 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。久保島委員長、自席へお戻りください。次に社会文教委員長からの報告を求めます。

社会文教委員長 | それでは、当委員会に付託されました案件を審議するため6月15日9時10分より本委員会を開催しました。29 請願第1号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める請願書について、提出者飯島町立小学校教職員組合 竹村由布紀氏、参考人として南箕輪村立南箕輪小学校 加室優氏の出席を求め、説明を伺いました。内容を慎重に審査した結果、お手元の報告書のとおり採択すべきものと決定しました。審議の過程で出された主な内容は、問い「専科の先生が担任になってしまった場合、専科はどうなるのか」答え「県の加配措置により専科の先生が措置される。しかし、それぞれの学校の事情で内容は違ってくる」、問い「再任用制度では若い教師をもっと採用できないのか」答え「年金制度が60歳から65歳へ移行するので、教師の生活を守ることと経験者であることに重点を置き、本人が希望すれば採用される。これは定数内での採用なので、全体の年齢構成のアンバランス差は否めない」、問い「超過勤務の実態と課題は」答え「昔から超過勤務の実態はあった。残業代として月4%、約8時間は以前からあったが、多くはそれ以上働いている。現在勤務時間の割り振り制度を導入している。PTA活動、部活動など、やるべきことはしっかりやり、かわりに4週間以内に代休をとるという制度である。子どもに沿った授業を1時間するなら準備に2時間以上はかかり、一生懸命な先生ほど長時間になりやすい」、問い「超過勤務は大規模校と小規模校では働き方との間に因果関係があるのか」答え「子どもの数と超過勤務の因果関係はない。小クラスになっても丁寧に接すれば時間がかかる場合もある。保護者対応だったり調査や現場に合わない制作だったりする。教員も限られた時間の中で精いっぱい仕事をやろうとしている。一番の原因は定数を増やしてもらえれば解消できる」。討論では、「説明の中で35人学級実現は欠かすことのできないものと理解した。よって、賛成とする」。

次に、29 請願第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書について、提出者飯島町立学校教職員組合 竹村由布紀氏、参考人として南箕輪村立南箕輪小学校 加室優氏の出席を求め、説明を伺いました。内容を慎重に審議した結果、お手元の報告書のとおり採択すべきものと決定しました。審議の過程で出された主な内容は、問い「当町も国からの交付税額のうち教育費に係る分全額を使っていない。本来は国が全額国庫負担するの

が当然なのに、なぜ全額負担するよう求めないのか」答え「財務省との交渉でいつも「お金がない」と言われる。徐々に求めていかないと難しいので、戦略的な考えの中で2分の1に戻してほしいと請願している」。討論では、「義務教育の無償化は憲法に規定されている。子どもたちが教育を平等に受けられる権利を保障するためにも国庫負担率を3分の1から2分の1にする必要がある。よって、賛成とする」。以上であります。

議長 長 これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声)

議長 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。坂本委員長、自席へお戻りください。以上で請願・陳情等の処理に係る委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。

これから案件ごとに順次討論、採決を行います。最初に29陳情第4号 慎重な憲法論議を求める陳情について討論を行います。討論はありませんか。ありませんか。

(なしの声)

議長 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

29陳情第4号 慎重な憲法論議を求める陳情について採決をいたします。お諮りします。本陳情に対する委員長の報告は趣旨採択です。本陳情は委員長報告のとおり趣旨採択とすることに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 長 異議なしと認めます。したがって、29陳情第4号は趣旨採択とすることに決定しました。

次に、29陳情第5号 「共謀罪」と同趣旨の「テロ等組織犯罪準備罪」創設に反対する陳情について討論を行います。討論はありませんか。ありませんか。(「討論のほう、不採択なので反対討論からお願いします」と呼ぶ者あり) はいじゃあ、初めに反対討論ありませんか。

(なしの声)

議長 長 次に賛成討論ありませんか。

11番

中村議員

今反対討論って言わなかった。議長、反対討論ですけど。

議長

反対討論。

11番

中村議員

はい。それでは、この陳情に対して反対の立場で討論をいたします。既に報道されております。決まっておりましたけれども、テロ等準備罪法がこの15日に成立いたしました。よって、本来この法創設に反対する意見書提出には当たらないと私は判断しておりますが、しかし、陳情内容において同意できないことから反対理由を述べさせていただきたいと思っております。いろんな角度から、この法案に対する内容、それぞれ説明しますと大変長い時間になりますので、私は1点のことを思って反対理由としてまいります。陳情内容にありますけれども、まず一般の市民、住民がですね、この法が成立することによって監視社会になるというような文言が記されております。その批判は、もし本当ならば、そのためにどれだけのマンパワーがかかるかと考えると、余りにも非現実的であると判断いたします。この法の犯罪の主体はテロ組織や暴力団、薬物密売組織など重大な犯罪を目的とする組織

的な犯罪集団に限定されています。よって、一般人は当然こと、民間団体や労働組合がテロ等準備罪の対象になることはないのであります。私はそのように認識しておりますし、国会の中でも「一般人にかかるようなことはない」というふうにきちっと総理も明言されております。それは、私は信じる次第でございますし、内容もそうであるというふうに認識しております。今の時代、一般人がそのように監視されるというようなこと、そんなことが、戦後間もないころならともかくですけれども、あり得ないということからも、そのようなことはないというふうに私は判断する次第です。また、通信の傍受法の対象犯罪でないということも明確であります。捜査でメールやLINEが傍受されることはありません。そして、強制検査には裁判所の令状も必要ということでもあります。大変何重にもですね、そういうことがきちっとされておまして、一般人にそのようなことがないという防護がされています。テロ等準備罪は組織的な犯罪集団が計画する重大犯罪を実行前に処罰することが目的としている法であります。国際的な情報交換や捜査協力が今や欠かせない、本当にテロが日本で目の当たりにしていないからよそごとのように感じている方も多いかと思います。本当にこれは、いつどこで起きる、日本じゃないからいいんだということではなくしてですね、本当に国際社会として地球全体でこのような情報交換をして犯罪をなくしていくという取り組みは本当に大切だと思うし、早急に取り組むべき、また今回成立したことを大変評価する次第であります。よって、この法律を評価することから、本陳情に反対いたします。

議長 　ただいまちょっと不鮮明な議長の発言があったかと思いますが、今は反対討論ということでお願いをします。

　　続きまして賛成討論の方。

9番

坂本議員

私は、この陳情に賛成の立場で討論いたします。共謀罪を盛り込んだ改正組織犯罪処罰法が15日に自民党、公明党による強行採決で国会を通ってしまいましたが、採決の方法にも採決に至る過程の説明にも国民は納得しておりません。十分審議尽くされたとは言えず、国民にも説明責任を果たしていないと思います。きょうの新聞では、熊本、高知、神戸、京都、新潟、仙台の各地方紙で「民主主義が脅かされている」「一強の数の横暴きわまる」など政府批判の記事が大きく載っております。国民が不安に思い、ジャーナリズムも納得していないのが現状であります。中村議員は一般の方には対応しないというようなお答えでしたけれども、現在持つ日本の国際、国連とですね、じゅうけつしてます13のテロ防止法の法案があります。それで現在十分に対応できるという法曹界も言っており、国連もそれを認めております。先ほど国連特別報道者のケナタック氏の5月18日の日本政府宛ての書簡の中で「この法はプライバシーや表現の自由を不当に制約するおそれがある。また、人権に有害な影響を及ぼす危険性がある」と指摘しております。彼は国連の代表ではありませんが、国連の人権理事会に直接報告を行う独立した専用化専用者であります。また、この法にはですね、現在の通った法案の中身をと見ますと、政治家にかかわる内容の公職選挙法、政治資金規制法、政策助成法違反、また大企業に係る会社法、金融商品取引法、商品先物取引法などの収賄罪に係るもの、それから酒税法違反、石油税法違反など、除外

がされております。それから、警察官にかかわる特別公務員職権乱用罪、暴行陵虐罪は重い犯罪なのに除外されております。政治家、警察、大企業などにとって有利な法となっており、特に一般国人に対しては広く人権に影響を与えるものとなっております。よって、この法が今本当に必要なのか、また、この法の中身をもっと丁寧に時間をかけて国民に説明すべきだと思います。私たち地方議員は国民に一番近いところにいます。よって、所属する政党にかかわらず、国民にとって今必要かどうかの観点で法の中身を見極め、この陳情の採択に臨んでいただきたいと意見を付しまして、賛成といたします。

議長
5番
橋場議員

次に反対討論ありませんか。

「共謀罪」と同趣旨の「テロ等組織犯罪準備罪」創設に反対する陳情に反対の立場で申し上げます。細かいのは先ほど中村議員のほうから説明がございました。そして今、坂本議員のほうからですね、13の法律で今十分間に合うんだというようなお話がございましたけれども、この可決によりまして、テロ等準備罪法成立で国際社会と連携できるようになります。今の日本の法律では、犯行前に、前には捕まえることができません。基本的に犯行後に対する処罰であり、守れるものも守れません。インターネットを使った国際的な組織犯罪やパリのテロ事件のように多くの一般市民が殺害された無差別殺傷テロ事件が起こった後では遅過ぎます。テロ等組織犯罪準備罪は被害を未然に防ぐ法整備です。対象を組織的犯罪集団に限定しています。言われているような思想の抑圧、人権侵害、市民監視に強化など、一般の人が捜査対象にならないような要件が厳格化されています。この成立により、国際組織犯罪防止条約の締結によって、今までできなかった逃亡罪人引渡請求ができるようにもなります。これは反社会主義組織を取り締まるものです。正当な活動をしている団体であれば何ら恐れることはないと思います。よって、この陳情に反対いたします。

議長
10番
三浦議員

賛成討論ありませんか。

私は、この「共謀罪」と同趣旨の「テロ等組織犯罪準備罪」の創設に反対する陳情に対して賛成の立場で討論をいたします。日本は国連の主要な13本のテロ防止関連条約を締結しており、テロに対する法的対応はしっかりとできているというふうに考えております。今回のこの法律は15日の日に強行採決をされましたけれども、277の適用が対象となっており、文化財保護法とか著作権、また廃棄物の処理法、競馬法、森林法など、テロとはかわりのない、明確でないものが多く含まれているということも大変に問題です。その上、さらにそれには組織的犯罪集団の定義が曖昧だということもあり、どのようなことが犯罪につながるかということは一般市民でもわかりませんし、たまたま会話をしている中での協議が本気ではなくても、そういう会話がしたことが犯罪につながると一緒に同罪にされてしまうというようなこともあり得るというふうに言われています。この共謀罪は、個人の内心の自由、プライバシー、思想、信条、このようなことが処罰の対象になるというふうに理解をしております。現在では実際に行為の結果が生じない限りは犯罪にはなっていませんが、この法案では実際に行為を行わなくても犯罪に共謀罪という形で共謀をしてい

るというふうにされてしまうということがありますし、捜査当局の判断で犯罪者にされてしまうという可能性も含んでいます。このような法律は、成立してしまいましたけれども、これは廃止をすべきものと私は考えておりました、この陳情についてまず賛成をしたいというふうに考えておりますので、賛成です。

議長
6番
浜田議員

ほかに討論はありませんか。

この陳情を採択すべきという立場から討論いたします。まず、この法案がですね、テロ対策のものだという説明が散々なされました。しかし、事実結果からすれば、それは真実ではないというふうに考えています。確かに条文の中にはテロ等という文言は入っておりますけど、条文の、個別の条文の中にはですね、テロそのものを規制する条項は盛り込まれておりません。むしろ、もう1つ2つほど、この法案成立についてのテロのためだという理由説明があったと思います。1つはオリンピック開催のため、であれば、なぜオリンピック招致の段階でですね、この法案の必要性を説かなかったのか、まったく後づけの理由であることの証明だろうというふうに思います。それから、2つ目、パレルモ条約、TOC条約の採択の批准のためだという説明もありました。しかし、TOC条約は2000年に成立し、2003年には日本も国会でこれは採択されています。あとは批准の待たばかりだったというのが実情であります。10数年間放置しておいたのは単に政府の怠慢に過ぎません。これを今になってですね、突然パレルモ条約の締結のためだというのはまったく後づけの理由であることの隠れもない証拠だろうというふうに思っております。それから内容でありますけれども、先ほどから一般人は取り締まれないというお話が再三ございました。しかし、国会答弁の中でどんな問答が行われたか、これは広く報道されてるわけですが、例えば幾つかの答弁の食い違いがこの間も行われてきました。最初はですね、政府は対象団体として一般人は捜査、処罰の対象にならないとの見解を打ち出したということでもあります。しかしながら、間もなく森山法務副大臣はですね、「一般人が捜査対象にならないことはない」という発言をしてですね、これで国会の中は大混乱したわけでありまして、この議論の場が参議院に移るとですね、組織的犯罪集団の構成員以外にも処罰外相の範囲が及ぶ可能性があるというふうな言及がありまして、金田法務大臣はですね、「組織的犯罪集団とかかわりがある周辺者が処刑されることはあり得る」ということをはっきり公言した。つまり、一体どこまでが一般人なのかということについてはですね、何ら法的な規制がなかったと、明確な説明がないままに強行採決された、これがこの法案の流れではないかというふうに思います。それが第1点です。もう一つはですね、テロ等というふうに書いてありますけど、もともとのパレルモ条約は、マフィア、その他組織的、金銭的利益、その他の物質的な利益を直接得ることを取り締まる、国際的な金融犯罪を取り締まるというのが目的の条約であります。テロリストは外すべきだというのは、実は、この法案の成立の前に、国会に各国がですね、意見書を具申した段階で、日本政府はテロは含めるべきではないという書簡を国連に送ってます。つまり、もともと、この条約自身はですね、テロ対策の条約でも何でもなかったということでもあります。そういったことでもありますので、まず、政府の宣伝と実際の内容と大きく乖離している。これ、実はマスコミもそ

のように報道してるっていうことを我々は改めて指摘したいと思いますけれども、これをテロ防止法案だというふうに見出しで駆けつけているのはですね、ごく一部の、どちらかといえば政府の代弁を専らこととする幾つかの新聞社でありまして、そういった傾向にない例えば日経新聞、あるいは通信報道機関であれば時事通信や共同通信、こういったところはですね、テロ防止ではなくて共謀罪、いわば、その国民の内心を取り締まるための法案だということに重点を置いた見出しを掲げているというのがこの間の一連の歴史、流れであります。つまり、少なくとも、この法案をですね、冷静に見ているマスメディアにとってみれば、これはテロのための法案ではなくて国民監視を強化するための法案だということは明瞭ではないかというふうに思います。から、さらに、この法案についてですね、もう一つ指摘しておきたいことがありますけれども、先ほども別の議員が言いましたけれども、この対象案件、500 幾つかの案件を絞り込む中で、重大な犯罪がですね、これはすべて懲役が非常に長い、4年以上でしたっけ、懲役・禁錮4年以上すべてを共謀罪の対象にするとおきながら除外していった幾つかの法案があります。その少なからぬ部分が財界、要するに金融的な犯罪、それから政治的な犯罪、政治家の犯罪ですね、そして警察官の暴行陵虐罪のようなですね、こういった犯罪、つまり、言ってみれば権力を行使する側に伴う犯罪をですね、この共謀罪の中から除外していったと、このことは十分注目する必要があります。もし、この条約、法案が求めるとおり事前に着手していいのであればですね、政府が真っ先にやるべきは、さっさと国会を閉じてですね、森・加計問題、この問題をたなざらしにすることではなくて、事前着手でもってですね、徹底的な捜査を行うべきだったのではないのでしょうか。ここにこの法案の狙いのすべてが隠されているのではないかというふうに思ひまして、この陳情に賛成するものであります。

議長 ほかにも討論はありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

29 陳情第5号 「共謀罪」と同趣旨の「テロ等組織犯罪準備罪」創設に反対する陳情について採決をいたします。お諮りします。本陳情に対する委員長の報告は不採択です。ここで念のため申し上げます。委員長報告は不採択であります。議事の整理上、本陳情の採択について採決をとります。この採決は起立によって行います。本陳情は原案を採択することに賛成の方は御起立ください。

(賛成者起立)

議長 お座りください。起立少数です。したがって、29 陳情第5号は不採択とすることに決定しました。

次に、29 請願第1号 国の責任による35人学級推進と、学校教育予算の増額を求める請願書について討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

29 請願第1号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める請願書について採決いたします。お諮りします。本請願に対する委員長の報告は採択です。本請願を

委員長報告のとおり採択とすることに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。したがって、29 請願第 1 号は採択することと決定しました。

次に、29 請願第 2 号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書について討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

29 請願第 2 号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書について採決いたします。お諮りします。本請願に対する委員長の報告は採択です。本請願を委員長報告のとおり採択とすることに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。したがって、29 請願第 2 号は採択することと決定しました。

議長 日程第 6 議会閉会中の委員会継続審査についてを議題といたします。会議規則第 72 条の規定により、お手元に配付のとおり議会閉会中の継続審査について各委員長から申し出があります。お諮りします。申し出の事件について議会閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。したがって、本件については各委員長から申し出のとおり継続審査といたします。

議長 ここで休憩といたします。再開時刻を午前 10 時 45 分といたします。休憩。

休憩 午前 10 時 23 分

再開 午前 10 時 45 分

議長 会議を再開いたします。

ただいまお手元へお配りしましたとおり、中村議員から 1 件、橋場議員から 2 件の計 3 件の議案が提出されました。お諮りします。本案を日程に追加し、追加日程第 1 から第 3 として議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。したがって、議案 3 件を日程に追加して議題とすることに決定しました。

議長 追加日程第 1 発議第 7 号 「慎重な憲法審議を求める意見書」の提出についてを議題といたします。事務局長に議案を朗読させます。

事務局長 (議案朗読)

議長 本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

11 番

中村議員

それでは、「慎重な憲法審議を求める意見書」の提出について趣旨説明をいたします。この意見書の提出に当たりましては、29 陳情第 4 号の総務産業委員会での趣旨採択とすべきものとしたことにより議員発議をするものでございます。内容におきましては、国としては、国会の憲法審議会の議論では少なくとも野党第 1 党を加えることができるような幅広いコンセンサスを得て時間をかけて熟議をしていくこととしておりますので、本来ならば今後もう少し国の様子を見るということも大事ではないかというふうに判断したわけですが、陳情の内容におきまして、記述として、そのような国として慎重な審議をして、国民に理解のいただけるような、そういう審議をしていくことを、納得するものであって、期間を切らずに合意形成を図るよう努めていくことが国民理解を得る上で重要であるとの判断から、この意見書の提出をするものでございます。議員各位におかれましては、御賛同いただけますようよろしくお願い申し上げます。以上をもって提案の説明といたします。

議 長

提出者に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。提出者は自席にお戻りください。

これから討論を行います。討論はありますか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第 7 号 「慎重な憲法審議を求める意見書」の提出についてを採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。したがって、発議第 7 号は原案のとおり可決されました。

議 長

追加日程第 2 発議第 8 号 「国の責任による 35 人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書」の提出についてを議題といたします。事務局長に議案を朗読させます。

事務局長

(議案朗読)

議 長

本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

5 番

橋場議員

「国の責任による 35 人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書」について趣旨説明をいたします。平成 23 年に小学校 1 年生には 35 人学級が法律に盛り込まれました。24 年には、法改正ではなく加配で小 2 を 35 人学級としましたが、それ以降国の 35 人学級は進んでおりません。小学校では専科教員の配置もなく、学級増による教員を臨時的任用教員の配置で対応しています。現場では、いじめや不登校、生徒指導上のさまざまな問題の多様化で対応しています。このような中で教員がすべての子どもと向き合い行き届いた授業やきめ細かい対応をするためには、少人数学級は欠かせません。少人数学級を早く実現する必要があります。この提出により国に法改正、改善計画の策定、実行、予算の増額を求めるものです。子どもたちが豊かで平等な教育が受けられるように皆様の御賛同をお願い申し上げます。

議 長 | これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声)

議 長 | 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。提出者は自席へお戻りください。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声)

議 長 | 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから発議第8号 「国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書」の提出についてを採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 | 異議なしと認めます。したがって、発議第8号は原案のとおり可決されました。

議 長 | 追加日程第3 発議第9号 「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書」の提出についてを議題といたします。事務局長に議案を朗読させます。
(議案朗読)

事務局長 | 本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

議 長 | 5番

橋場議員 | 「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書」について趣旨説明をいたします。子どもたちが平等な教育を受けるため、義務教育費国庫負担制度により教育の差がなくなり、保護者負担も減りました。しかし、国の財政状況を理由に一般財源化されました。減らされた国庫負担金は一般財源として地方に交付税の形で配分されますが、地方交付税も減らされており、地方財政を圧迫する状況が続いています。現場では、多くの業務を抱え、日々子どもと向き合うきめ細かな対応が難しく、専念できず、多忙感を抱き、ストレスを感じるなど課題があります。国庫負担率が引き下げられたことにより地方教育財政を圧迫する状況が続いており、制度廃止を含めた検討がなされることも懸念される状況です。子どもたちが豊かで平等な教育を受けるためには、一定の財源が安定的に確保されることが必要です。この提出により義務教育費国庫負担制度の充実と予算の確保を要望するものです。子どもたちが平等に教育を受ける権利が保障されますように、皆様の御賛同をお願い申し上げます。

議 長 | これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声)

議 長 | 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。提出者は自席へお戻りください。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声)

議 長 | 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから発議第9号 「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書」の提出についてを採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって、発議第9号は原案のとおり可決されました。
議 長	以上で本日の日程は全部終了しましたので会議を閉じます。 ここで町長から議会閉会のごあいさつをいただきます。
町 長	6月議会定例会の閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。去る9日から本日まで11日間の会期をもって開催されました6月議会定例会でございますが、議員各位におかれましては、慎重審議をいただき、上程いたしました13案件、補正予算案につきましては一部修正いただきましたが、それぞれ決議、承認をいただきましてありがとうございます。今回御承認いただきました平成28年度の一般会計予算の補正の専決処分により平成28年度一般会計予算の総額は53億7,900万円余りとなり、当初予算に対しましては約6億円の増額となったところでございます。これらは国の補正予算で処置されました補助金、交付金を活用した事業等によるものですが、将来の飯島町を見据えつつ、事業の有効性や将来にわたり影響を受ける公債費率や公債費負担率等を熟慮しながら予算処置してまいった結果でございます。また、飯島町さわやか環境保全条例の一部を改正する条例につきましては、放射性物質を含む廃棄物等の処理事業等、特に自然環境や地下水等への影響が心配されるところであります。自然環境と水資源の保全の観点から公害の発生や地下水を汚染する懸念のある事業を指定し、県への申請がなされる前段において事業計画について町と協議するとともに地域住民への説明を行うこと、町では、環境保全審議会に諮った上、町としての意見を述べるとともに必要な指導、助言、勧告等が行える等の規定を追加するものでございます。この条例改正により、飯島町のすばらしい自然環境や水資源を町民の皆様や事業者の御理解、御協力をいただきながら未来にわたって残していけるものと期待しております。一方、将来の飯島町の観光を見据えた千人塚、与田切公園の観光開発構想は、これまでも議員各位からも建設的、積極的な御提案をいただいております大きな課題であり、関係する地域の皆様から大変熱い思いをひしひしと感じている事業であります。今年度策定いたします町の観光基本計画と飯島町営業部で検討しておりますアウトドアフィールド構想をリンクさせ、地域の皆様に喜んでいただけるものとともに、町の将来の観光の布石となるしっかりとした実効性のあるものに仕上げたいと思っております。今議会の議案審議や一般質問を通じて数々の貴重な御意見や御提案をいただきましたが、理事者以下全職員が重く受けとめ、町民の皆様の負託に応えるべく、これからも慎重かつ全力で町政運営に取り組んでまいる所存でございます。終わりに、議員各位におかれましては、時節柄、健康には十分御留意いただき、一層の御活躍を心からお祈り申し上げます。6月議会定例会の閉会のごあいさつといたします。ありがとうございました。
議 長	以上をもって平成29年6月飯島町議会定例会を閉会します。御苦労さまでした。
閉 会	午前11時02分

上記の議事録は事務局長 小林美恵の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するため、ここに署名する。

飯島町議会議長

署名議員

署名議員